#### 早稲田大学審査学位論文 (博士)

#### 奥宮慥斎の研究

#### 一明治時代を中心にして一

Research of Okunomiya Zosai

-mainly in Meiji Era-

早稲田大学大学院社会科学研究科 地球社会論専攻 日本研究・日本歴史論

> 杉山 剛 SUGIYAMA, Takeshi

> > 2013年1月



奥宮慥斎の肖像画(河田小龍画) (高知市立高知市民図書館奥宮文庫所蔵)

# 奥宮(正由)慥斎を中心にした奥宮家系図

						(一七七九 - 一八五〇)	[安永八年、生]	奥宮弁三郎正樹 ——					
F 岩治(正時)	一 西森真太郎(鉄研)は長男〕	┏ 猪佐〔文政六年、生、嫁西森久米之進	一 (一八一九 - 一八九三)	<b>一</b> 〔文政二年、生〕	〒 正路(暁峰)	一 (一八一一-一八七七)	<b>一</b> 〔文化八年、生〕	<b>十</b> 正由(慥斎) ————————————————————————————————————	_	一〔文化六年、生、嫁山本有徳〕	<b>下</b> 麻	一〔文化三年、生、嫁重山有徳〕	■ 秋、高、のち小枝
	〔文久二年、生〕	┏ 寿天	【安政四年、生、大逆事件刑死〕	〒 鑒之助、改め、健之助、後改め、健之	出仕、後公証人となる。明治四二年病死〕	┏ 謙吉、改、健吉〔嘉永七年、生、東京府庁	【嘉永四年、生】(一八五一 - 一九二七)	<b>十</b> 正治 <b></b> 正庸	一の号を贈られる。〕	り和歌を善くし、今北洪川和尚に参禅し、慧鶴	┣ 鶴〔嘉永二年 生、嫁愛媛県士族田内逸雄、学才あ	【天保一二年、生、嫁斉藤安通】	┏ 金井、改め、兼

〔典拠〕高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六 - 四「奥宮氏系図」

〔二十七歳で病死〕

	序 章							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
8	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	•							
	:							

第一 節 先行研究について13

第二節 研究の意義および史料 15

第一項 研究の意義および論文の構成 15

第二項 史料について 16

第三節 奥宮慥斎の履歴と家族 16

第一項 第二項 慥斎の家族 慥斎の履歴 21 16

### 第 一 部 奥宮慥斎と高知藩

### はじめに30 高知藩における奥宮慥斎

節 高知における大教宣布

30

第一項 大教宣布と宣教使 30

第二項 明治三年の巡回 32

第二節 明治四年の巡回 36

第一項

第二項

「喩俗大意」

37

巡回の概要 36

13

第三項 喩俗 人間霊魂自由権利譯述」 38

第四項 「皇朝身滌規則」 40

第五項 「立教の儀」 43

第三節 旦の廃止と実現 44

第一項 「奥宮正由再拝謹草」 44

第二項 藩庁の布告 47

第三項 「請假選経典議」 48

第四節 明治三年の東京滞在 50

おわりに54

章の史料 62

①「皇朝身滌規則」 62

②皇朝身滌規則の祭式 64

③「立教の議」66

「奥宮正由再拝謹草」 67

⑤「請假選経典議」 68

第二章「人民平均の理」諭告と「霊魂」自由論

はじめに 70

第一節 「人民平均の理」 諭告 70

第一項 慥斎の行動と板垣退助70

第二項 「人民平均ノ議」草稿74

第三項 「人民平均の理」諭告の草稿を書いた人物は誰か 76

第二節 慥斎の霊魂自由論 78

第一項 「人民平均の理」論告の内容 78

第二項 「喩俗 人間霊魂自由権利譯述」の理念について80

(1) 慥斎の「霊魂」について 80

(2)「霊魂」とは何か - 石田梅岩の「莫妄想」との比較-82

(3)「霊魂」と「自由」の関係84

(4) 慥斎の「権利」とは何か86

(5)「霊妙の天性」について87

第三項「皇朝身滌規則」の理念と「悔過自新」88

第三節 慥斎の「人間交際論」91

第一項 慥斎の人間認識 92

第二項 慥斎の「自主自由」再考94

第三項 慥斎における神道、儒教、仏教、キリスト教96

おわりに 98

第三章 明治四年における高知県の学校改革

---奥宮慥斎と小林雄七郎の議論をめぐって-

はじめに 111

> : 111

第一節 小林雄七郎について 11

初期明治政府の学校政策

第二節

113

第三節 高知藩の学校改革 114

第四節 「縣学議案」

116

おわりに 122

#### 第二部 奥宮慥斎と教部省

### 第四章 教部省における神道改革

はじめに 126

第一節 慥斎の教部省入省および転課 126

第二節

大祓について127

第一項

「教法ヲ革新シ教師ヲ撰フ議按」

に っいい て 128

第二項 慥斎と福羽美静 129

第三項 式部寮との関係と慥斎の意図 131

第四項 大祓を普及させる意図 135

第三節 慥斎の神道的基盤と神道改革 136

第一項

第三項 建言の不採用 144

おわりに 146

吉見幸和に至った経緯と三条実美 136

第二項 慥斎の神道改革案 138

第三部 第六章 第五章 第三節 第二節 第一節 第一 おわりに はじめに 170 はじめに 189 第一項 第三項 第二項 第四項 3 4 ②大祓詞私抄 ①延喜式の大祓詞 節 奥宮慥斎と禅 「請革正神道議」 「教法論」 明治六年における長崎布教と信教の自由 慥斎の弟子と自由民権家への影響 慥斎と佐藤一斎 189 182 明治政府のキリスト教政策と長崎 長崎における慥斎の活動 宗教政策への関わりと信教の自 岩倉具視 慥斎の理 信教の自 「議按」 163 157 ルの考え 179 解 180 由 178 176 156 159 171 由 176 170

第四章の史料 156

170

第二節 慥斎の省悟

190

第三節 「聖学問要」の内容

191

第四節 弟子名簿 194

第五節 自由民権家との関係 195

第一 項 板垣退助 195

(1) 慥斎と板垣との関係 195

(2) 板垣の自由民権運動の出発点196

(3) 慥斎の板垣への影響197

第二項 中江兆民 201

(1) 従来の説 201

(2) 兆民と禅の修行 202

(3) 兆民の「浩然ノ一気」 204

第三項

島本仲道 205

第六節 弟子および親交のあった人々207

第一項 親交のあった友人弟子一覧 207

第二項 明治以降の弟子一覧 210

おわりに 210

第六章の史料一 慥斎の弟子名簿 218

第六章の史料二 慥斎日記中の弟子一覧

(明治元~九年) 220

### 奥宮慥斎と禅

はじめに 231

節 修行と歴参 231

第一項 大休和尚

231

第二項 春日 載陽 234

第二節 第三項 今北洪川との出会い 匡道慧潭 237

240

第一項 第二項 静 坐 説 240 慥斎の地方巡回と今北洪川

241

第三節 両 忘 会 243 243

第一項

設立の経緯

第二項

両忘会の参加者 246

第三項 「両忘社会約」 247

第四項 両忘会参加者の人々 249

第四節 在家仏教への影響 253

第一項

居士禅の繁栄 260

在家仏教運動の嚆矢 253

第二項 慥斎の心境と家族 258

第三項

おわりに 261

年 譜	主要参考文献	第四節	第三節	第	第一	第	第二	第一	終章	第七章の史料
	乡 考	節	節	第三項		_	節	節		章
•	文	7	_	垻	項	項	<b>√</b> +	$\wedge$	•	<i>(</i> )
•	献	その他の	これからの	.b/4-	15/4·		結論	今までのまとめ	•	史
•	11.00 V	(/)	<i>X</i> U	慥 斎	恒	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	論	よって	•	শ
•		他	7) 3	京	쥒	くっ	284	C	•	
•	•	(/) ⇒m	6	(J)	(/) / <del></del>	~) ?		() 1	•	
•	•	課題	(/) ⇒m	独自	慥斎の価値	カュ		よ	•	~
•	•	趄	課題	目	但	かの発見につい		2	•	飲
•	•	292	趄	性	<u></u>	発		Ø)	•	醍醐
•	•		江	Ļ	村	兄		279	•	朙
•	•		藤	自由	茂	<u>`</u>			•	
•	•		新	民	樹	9			•	273
•	•		平	[民権]	논	( )			•	
•			藤新平など-	運	(T)	て				
	•		7	動	西村茂樹との比較	284			•	
•	•		290	運動との					•	
•	•		290	関	285					
•	•			連	400					
									•	
•	•			288						
•									•	
•									•	
•									•	
•									•	
•	-								•	
•									•	
•									•	
•									•	
•									•	
•									•	
•									•	
•	-								•	
•									•	
•									•	
•									•	
•									•	
•									•	
									•	
	•									
•	•								•	
•	•								•	
•	•								•	
•	•									

一、合字・変体仮名は通行の表記に改めた。

一、漢字は、本文については新漢字があるものは適宜これを用いた。引用文および引用史料については、旧漢字は

そのまま用い、異体字は直した。

引用史料について、仮名遣いは原文に従い、適宜句読点を付した。

年代表記は原則として元号を用い、必要に応じて西暦も付け加えた。必要な場合には引用史料中に〔 〕で筆者による注記を付した。

在 有思言的方言 《 S S S S S P V S N S S F F S

かぞえ年とした。

年齢は断らない限り、

## 第一節 先行研究について

ついて簡単な略歴を述べよう。

本格的な研究はされてないながらも、 本論文は奥宮慥斎についての研究である。これまで奥宮慥斎についての纏まった研究はまだない。 事典およびこの人物に触れた論文、 雑誌はあるのでそれについて述べよう。 本節では、 慥斎についての まず、 慥斎に

Ľ 佐藤一斎に師事し、 物外史など、 明治五年、 に当たり、 若者が集まった。 奥宮慥斎(おくのみやぞうさい)は文化八年(一八一一)七月四日、 著書も多い。 教部省に任官し、 同年五月東京に出て神祇官権大史となった。 通称は忠次郎、 安政六年、 明治十年 王陽明の学説に触れて帰国した。南学の伝統ある土佐において、はじめて陽明学を主唱し、 (一八七七)、 後八等出仕、 藩主山内豊範の侍読に抜擢され、 後周次郎と改めた。 東京にて六十七歳で病没している。 後、 大録に任ぜられ、大教院の大講義を兼ねた。 父は土佐藩士奥宮弁三郎正樹。 同年の終り頃、 後藩校の教授となった。 土佐国布師田に生まれた。 藩政改革に当るため高知に帰り、 国学和歌を田内菜園に学んだ。 明治三年、 名は正由、 神 • 儒 • 高知藩において諭俗の任 仏 号は慥斎、 キリスト教にも通 大属を拝命した。 少壮有為の 江戸に出 晦堂、 外 7

慥斎について書かれている事典(辞典)、書籍類は、

- ① 歴史的な人物の伝記として
- ② 漢学者(陽明学)として
- ③ 在家禅者として

及新版 の 三 慥 弥 る。 あ 並 も数え年ならば誤りである として記載されている。 10 に も 五で没」としているが、 しているが生没年ともに間違っている(正しいものは文化八年〔一八一一〕—明治一〇年〔一八七七〕五月三〇日)。また として掲載されている。、 イ 奥宮慥斎 済の 吉の 論したことについて書かれてい る。 「首奥宮慥斎」 んで優れた在家禅者の略歴が書かれており、山岡鉄舟と共に慥斎の伝記が記載されている。これらが事典類の主なものである。 次に雑誌に掲載された慥斎の伝記については加納彛軒の 奥宮慥斎」 苗字の 民撰議院設 類に 両方とも古 日本歴史大辞典』 中 奥 野健明の 読み方は 別 宮正由」 れる。 附岡本寧浦市川彬斎」 として略歴等が掲載されている。『近世漢学者纂表事典』。は主に慥斎の著書が書かれている。 として紹介され、 <u>\f\</u> いものではあるが、 高知巡視と奥宮慥斎のキリシタン教諭について」でがあり、 まず、 建白書の関わりを紹介したものである。 として記載され、「学統」 「おくみや」ではなく「おくのみや」が正しいであろう3。 これも六七(数え年)に改めるべきであろう。 生没年が「( | ページ)」となっており生年が間違っている (第二巻) 『明治維新人名辞典』。は生没年を「文政元年(一八一八) ①については、伝記として比較的詳しいのは『高知県人名事典』1である。 (満年齢ならば誤りではない)。 これも「オクミヤ」となっている。『幕末維新人名事典』5には る。 2 12 に略歴と肖像画が掲載されている。 前者は、 大久保利謙氏の小論 「おくみやぞうさい奥宮慥斎一八一一一八七七 は「田内真鉏」11とある。 慥 斎の伝記中最も詳しいもので本論においても引用した。 「愛国公党結成に関する史料-もう一つ重要なものは『近世禅林僧宝伝』13であり、 「奥宮慥斎暁峰兄弟事跡」 また、 島善高氏の ②については、』日本陽明学派之哲学』『第四篇第四章に また『佐藤一斎と其門人』。第八章一六に「海南王學の ③の禅関係では『新版禅学大辞典』 「鉄舟と兆民と梧陰と」 (正しくは また、『日本人名大事典』4も「オクミヤゾーサ 慥斎が明治四年高知に分謫されたキリシタンを —明治一五年 (一八八二) 14と松村巖の -奥宮慥斎の日記から 江戸末期の儒者」として紹介されてい 八一一年)。 「おくのみやぞうさい奥宮慥斎」 また、 「陽明学者奥宮慥斎」 18には慥斎と禅の関係が その関係で 論文については、 日本史関係では また『和学者総覧』 1 2 は 五月三〇日」と これには僧と 「奥宮慥斎」 は日記 「世寿六五 「年六 1 5 が 片岡

述

ベ

られてい

ることにした。

# 第二節 研究の意義および史料

# 第一項 研究の意義および論文の構成

斎の名前は 慥斎の研究については右記に述べた通り、 『自由党史』に一箇所だけ登場する。 各種事典類に多数掲載されている割には論文が少ない。 即ち 比較的知られる所では、

慥

等を誘ふて來り、 稱して幸福安全社と云ふ。 其他松山の長屋忠明、 福井縣人蒔田魯之を管し、 土佐の福岡孝弟、 而して由利は 奥宮慥斎、 坂崎斌等加盟する者多し。 其郷人小笠原某等數名を誘ふて來り、 因て之を團結して愛國公黨 小室は井上高格

なる一政黨を組織す。

というように愛国公党に参加した一人として書かれてあるだけである。大久保利謙氏は先の小論の中で

ような奥宮がどうして板垣等の愛国公党の結成に参加したのか、またどういう役割をしたかは『自由党史』などにはもちろ 奥宮慥斎は明治初年東京にでた土佐藩士の一人であるが、官途についたというほかはその詳しい動向はさだかでない。その

んでてこない。20

慥斎の生涯を研究することを目指す。 として慥斎については板垣との関係や、 慥斎の生涯の中で、 その 他の動 向が分からないとしている。そこで本論ではこのような点にも留意しつつ、 西洋思想に触れた明治時代が最も重要であるので、 明治期を中心にす

必要ならばそれ以前のことも補いながら、明治維新以降

- ① 高知藩において慥斎は何をしたのか、
- ②教部省において慥斎は何をしたのか、
- ③ 慥斎と、禅および自由民権家との関係は如何なるものであるのか

の三点を中心に研究を進めることにした。 よって本論文の構成を第 部奥宮慥 斎と高知藩、 第一 |部||奥宮慥斎と教部省

奥宮慥斎と禅、とした。

### 第二項 史料について

翻刻されている250 斎先生日記」として原日記を書写して読みやすくしたものも残されているユーロ。近年、 欠けているところはあるが、 の三男奥宮健之の史料も含まれている。 高知市民図書館に寄贈されて22 慥斎の一次史料は高知市民図書館奥宮文庫♡□に納められている。 ほぼ生涯に亘って残されている23。 (後に奥宮健之の資料も寄贈された) 設けられたもので、 慥斎の日記については、 また、 文政十三年 (一八三〇) 奥宮文庫は、 慥斎の長男奥宮正治 慥斎の曾孫奥宮正庸氏によって昭和二十九年に 島善高氏によって明治以降の慥斎の日記が から明治十年(一八七七) 慥斎の史料の他、 (およびその援助者) 弟奥宮暁峰また慥斎 によって まで、 途中

## 第三節 奥宮慥斎の履歴と家族

### ポー項 慥斎の履歴

ものである280 書いたのは 慥斎の 略歴について、 継嗣奥宮正治であろう。これと殆ど同じ文章が奥宮文庫にもある27。 般に知られている慥斎の事績は、 先に最も簡単なものを示したが、ここでは 皆これに依拠していると思われる29 「故奥宮正由履歴書類」の これは大正四年慥斎の贈位申 (間違いがあるので後に示す)。 「奥宮正由略傳」26を紹介しよう。 請の為に書かれた

#### 安宮正由略傳

歌ヲ學 Ĭ, 啚 八 袓 兀 河 セ 謗 / 傳ヲ承 佐藤 **宮正** 治 アノ中ニ ル、 増 種 ス、 日 抜擢セラレ 田 (忠治)、 益ス 蓋海 テ . 兵 土 廸 言 貶 時 路 道 Ė, 正 衛 佐 齋 由 等ト 弊ニ 處シ、 謪 洞 學ヲ以テ心膽ヲ修錬シ、 南 ケ、 齋 由 始 國 名 キ機會ヲ與ヘラレタルヲ喜ヒ、 屡 ニシテ、 開 幼ニシテ頴悟人ニ過キ、 メテ藩主山 土 ノ陽明學ハ 都築習齋、 官私皆程朱ヲ宗奉セシ 師 电 討 適中セシヲ以テ、 々 佐 ノ形勢ア 藩主山 辯證駁 論講究 事シ、 郡 字 夜百首ヲ試ミ毎二人ニ先ツテ成ル、 布師 且其職務夕 日内豊範 田村ニ 護、 [内家ニ ルヲ以テ、 正 子 深ク王陽明 島本黙齋等ノ諸人ハ卒先シテ其門ニ入リ、 道、 由ヲ以テ先唱ノ嚆矢トス、 終 蒙ヲ啓キ疑ヲ釋クニ務 生 慥斎又晦 ニ扈従シテ 禄仕ス、 ル正由ニ 當路者ノ ル、 縷々 **齋門入室** 常二意ヲ邦國ノ隆替ニ注キ、 ノ學説ヲ信シ、 處 學ヲ家庭ニ受ケ、 父ハ 堂卜 数萬言二餘 ハレ 父諱ハ正 江都 辨三郎、 忌諱ニ觸レ、 ハ 再ヒ都下ニ出テ、 ノ 高 母ヲ伴ヒ東上シ、 號 ズス、 二祗役ス、 正 足 樹金臺ト號ス、 トナレ ダ、 刻苦鑽研三年ニシテ歸國シ、 母ハ尾立氏其 始 ル 由ヲ目シテ異学ヲ唱フルトシテ詆排セル 対事ヲ草シ、 而シテ正由 同 突然奥向夫人附弘敷役ヲ命シ、 兼テ又弓術ヲ能クス、 十五六歳 己志南部: IJ 時 一藤森天山 舊師 安政六年正 暇 アレ 静齋、 ノ先 竊二匡濟 國學和歌ヲ能クシ吏才アリ、 ノ 時、 佐藤 事 此レ 徒ラニ尋章摘句 ハー 務 ハ長宗我部元親 市川 既 ヨリ従遊スルモノ益々多ク、 齌 鹽谷愛宕、 月 齌 方策ヲ條陳上書シ、 次郎ト ニ嶄然頭角ヲ現ハセリ、 一彬齋、 志アリ、 二親炙シ、 ノ講席ニ侍シ、 暇ヲ得 文政十三年二十二 爾来盛ニ王學ヲ主唱セリ、 改 尚 ム 安井息軒、 嘉永ノ末年ニ至リ、 テ歸國シ、 ノ迂儒文人ヲ以テ、 本寧浦等ト講學ニ従事シタレ ノ部將、 晚年 家族ヲ挙ケテ江戸 且廣ク碩学名士ニ交リ、 て、 -諱ヲ以 若山勿堂、 其ノ 功 奥宮藏人正家ヨリ 一歳ニシテ笈ヲ負ヒテ江 績ニ 同 正 羽 /述フル 倉簡堂 テ通 年 由 田内菜園 因リ 正由 八月藩黌ノ教授役 ハ 壯年氣鋭毅 安積艮齋、 爾卜 <u>۱</u> 留守 ,詰トナリタリ、 藩主山内豊凞、 自ラ居ルコ ノ名、 吉野 コロ 然ルニ土佐 ス、 、門ニ入リ國学和 启 金陵等 ノモ 出ツ、 却 遠近ニ喧 組 文化八年七 テ學識 然外 大橋 ノ 班 トヲ屑 尾崎 (兼侍讀 六代 ノ諸 訥 シテ群 二進 都 南學 精勵 這 쒨 伝 出 見 切 1 源 月 セ メ

出 教 代 事 IJ 同 ル ケタリ、 ス、 正 士 、數子アリ、 十年 @應元年十二月或少 起リ、 宴 · 交リ、 如 授 正 如 官ヲ免 セ  $\vdash$ 由 1 藩政改革 ント 爰ヲ以 臣 時 に一侍 丰 同三年六月 丰 コ 門二 口 起 勤 勢 グラ痛 島本審次郎 王黨 文酒 月 ス 甚多シ、 同 用 尊 セラレ、 集リ、 テ、 廢 多ク人ノ ル 五. セ 攘 長男正 ラレ、 官 際 時 年教部省八等出仕 ノ人々 論 ノ物 盍 虚ア シ、 神祇官権大史ニ 正 簪 同 同六年冬征韓 小 論沸 直 古澤滋ハ之ヲ起案シ、 由 元治元年 ルニ方リ、 五月世日六 時 知ラサル 事 畑  $\vdash$ 會 治 諭 言 (仲道)、 当其家ヲ 下士輕 -往来シ、 端二 孫 毎月 々 騰 俗 諷 ||一ラ 建白スル 諌セ 郎 籍リ、 原職 紛 絶 兼ネ各地ヲ 嗣 所ナリト 格 淡中新作等ノ 々トシテ天下多事 ル ユ 其 (美稲)、 任セラレ、 十六 1組勤王 キ 講學ニ因リ大ニ志氣ヲ激勵シ、 ルコトナシ、 論破裂シ トナリ、 ニ復シ、 ヲ以テ、 ノ議ニ參シ官ヲ辭シテ歸藩シ、 所アリ、 教授侍讀ノ職ヲ免セラルヽノミナラズ百日間 歳ニシテ東京下谷御 曽テ宮城控訴院検事長ノ職ヲ奉 雖卜 黨ノ援助者トナリ、 小畑孫三 ) テ西郷、 藩主 往々其 後大録ニ任セラレ、 巡 正 平井善之丞、 ・モ、 由 皇道宣布 廻 、如キ早クヨリ勤王ノ志ヲ懐キ、 尚 二扈従シテ大坂に祗役シ、 ハ其修正潤色ノ任 晩年ニ於テ尚ホ憂時慨世 ノ旨 郎 ホ ノ時ニ方リ、 王政 副 Щ 島 内容堂幕譴ヲ蒙リ、 ノ議ニ預リ獻替スルトコ 門田為之助、 ニ忤ヒタル 公維 新 小 徒町 江藤、 南五郎 鼓舞者タル ノ趣旨ヲ人民 大教院 正 尊攘 家二病没 後藤、 二當リ、 由 コトアリ 大屬ニ拜シ學制改正若クハ、 右衛門、 ハ夙ニ 丁野遠影、 シ、 ノ大講義ヲ兼ネ、 ノ大義ヲ鼓吹セルヲ以テ、 板垣 ノ觀アリシニ由リ、 シト云 勤王 居ル 屡 品 勅 シ、 = 佐 任官 志 々高 ノ諸閣 説 大二國事ニ盡シタル志士ハ Ш 々木三四 論シテ、 谷中 口 吉 ノ志厚ク、 コト十ヶ月餘ニシテ歸藩ス、 鮫 耿 アリ、 幽閉 輪 1永亮吉、 ヘリ、 洲 等正四 天王寺ノ 臣 々トシテ少シモ衰へサ 後藤邸ニ參集シテ其謀議 連 蟄 郎 , 處罰ヲ蒙レ 萬延一 神佛両教ニ 其ノ方向ニ惑 袂辭職シ、 同十二月 居 |位勲| 常ニ憂国慨世 (高行)、 秋澤清吉、 墓地ニ ・時ナレ 大ニ佐幕 宣教事 年 等 少壮有為 板垣退助高知 江 民選議院設立 IJ, ニ叙セラ 葬 關 武市半平太、 都 ハ、 派官僚、 ル、 ヨリ 項ヲ擔任シテ功 ハ 依岡 )調査考 サラシムル 明治二 多ク其ノ門 屡々召サ ノ念ヲ懐キ、 が歸り、 正由 城雄、 ル ノ子弟ハ翕然トシ 癸丑甲 ル、 つ證ニ力 概ヲ 一年ニ至リ復文學 忌み 竹 藩ノ大参事ト 長岡 大石彌太郎等 村 關 文久三年ニ レ 正 ノ 建 コト テ詩文徴 氏ヲ娶リ 知 與 所 寅已来海警 由 ヨリ輩出 セ メ施 トナリ、 内外ノ人 ル 白 謙 / 學和 [書ヲ提 ・ニ盡力 シ — 吉、 設 ナ 男 事 テ 舉 北 逐 ス セ

年ニ 岩 詩 根 後儒官トナリ海南学校 Ш 賤 ヲ 古史畧説 家トシテ、 1 春 該ネ、 本論 、尻寶岑、 崎 - 交リ、 文 日載陽トハ年來ノ親友ニシテ、 ノ人物ニシテ、 ノ別ナク人ヲ教へ、各其資質ニ應シ薫陶ヲ施シ、 爾太郎、 和 鑿 立 至リテハ、 或 教國體 歌 々トシテ根據アル 集其 博覧 翻譯書ヲ博渉シテ、 両忘社ト名クルモノヲ設ケ互ニ集會シテ參究ヲ為シタリ、 間交際論、 中江篤介、 神 其紀傳ヲ掲ケアルヲ以テ見ル 南部甕男、 強記 ノ他雜著數種ア 道 ノ根本的 吉見幸和風水翁力唱 辯 詩文ヲ能クシ書ニエミナリ、 ニシテ詩文ヲ能クシ、 神 宗旨問答、 澤田衛守等ノ 魂問答等 大義ヲ闡明證述セ ノ教鞭ヲ 岡内重俊、 新説ナリ、 IJ 泰 執リ、 ノ書ヲ著ハシ、 西ノ學術宗教ノ研究ニモ指ヲ染メタルヲ以テ、 八宗要略、 爾来傍ラ内典ヲ猟渉シ禅理ヲ愛シ、 家ニ藏スト云フ 仁尾惟茂、 正由 如 ヘタル實事神道ヲ祖述シ、 教學二貢献スル所アリタリ、 、キハ就中其ノ錚々タルモノナリ、 モ、 就中 ント試ミ本居 ハ此カ為メ半生ノ精力ヲ費シ、 孫子私講、 其 和 土井通豫、 家學ヲ受ケ王學ノ造詣深ク、 神代史並ニ神道 ノ禅學ノ造詣ニ深キヲ知ルヘシ、 歌ニ長シ専ラ香川景樹 殊ニ講説ニ長シタルヲ以テ、前後其 荘子情解、 平田其 田村久井、 古代 ニ關スル自 ノ他、 般若心經真解 現 ニ 而シテ正 中澤重業、 ノ史實地理等ニ考證シテ我カ祖宗神聖ノ崛起建設シ給 普通國學者流 晩年ニハ荻野獨園、 又正由 日本書紀私講、 獨園和尚 風ヲ好メリ、 [説ヲ詳述セリ、 兄弟共ニ講學ニ従ヒ其門ニ入ルモノ少カラス、 由 古 ノ弟奥宮正路ハ、 中尾捨吉、 [陋迂癖] 前記著書ノ外、 猶又時々子弟ニ洋書ヲ解讀セシメテ之ヲ聽 論語箚記 ノ編纂セル近世禅林僧房傳中ニ居士ノ禅學 ノ説クトコ 又大坂ノ大醫ニシテ有名ナル居士禅 ノ門ニ遊フモノ數百人ノ多キニ至リ、 神道大綱私淑抄、 見地ヲ脱シ 今北洪川、 正 坂本則美、 由 古本大學易簡 ハ元來門戸 口 周易私 暁峰又存齋ト  $\vdash$ ハ 著シク逕 、識見常ニ卓抜ナリ、 鳥尾得庵、 弘田 講 墻 正郎、 中 抄、 聖學問 「壁ヲ撤シテ、 臣祓抄釋 足庭ヲ免 -號シ、 詩 宮崎簡亮 伊達自得等 經 國字解 篤学温 レサ 日 貴 字 本 ル 晚

この文章は 右 記 0 間 正. 違 確ではない い を指 摘 しておこう。 3 0 文政十三年 始めの (一八三〇) 慥斎は二十歳 方に 「文政十三年二十二歳ニシテ笈ヲ負ヒテ江 (数え年) である。 また、 都 出 この年に慥斎が一斎に入門した形 佐 藤 齋 二師 シ」とあるが

によっ ない。 た所、 に従って来年を期したのであっ っていた。 が重篤な病に罹 高 跡がない。 慥 知 斎の著書につ その人物が病 て判明する。 帰 斎に学んでいたのであれば、 る日 父は 文政十三年高知から江戸へ上る日記があり31 記 'n, があって32、 日 いては継嗣正 1月無幾、 即ち、 瀕死の状態となった。 (瘧) に罹り、 文政十三年閏三月下旬江戸に着い 後者の 瓜期34且至、 た。 治が次のように纏めている。 慥斎は天保三年 次いで父親も病に陥った。 日記 何らかの別れの思いが書かれてある筈である。 の初めには、 十一月 縦入其門、 (仲冬) (一八三三) 江戸を出発するに際して佐藤 親炙不過一二月耳、 になって漸く癒え、 (同年江戸滞在中の日記はない)、 奥宮文庫 た慥斎は 父を看病していた所、 再度江戸へ赴き、 (区分) 四月 不如待來歳、 「吉田環」 再度入門の手続きをしようとした時には年末に迫 全集慥斎著書に掲載されているものを紹介しよう この年に一斎に入門したのであろう³゚ 江戸滞在中の出来事は 一斎およびその塾について一言も書かれ 八月 なる人物を介して一斎に入門しようとし 而寛謀之」 (仲秋) 翌年天保二年(一八三一) 父は直ったが、こんどは自分 当を言い、 「上叔池川 慥斎は父の 丈人書」33 江戸 意見 から てい

(番号は奥宮文庫の受入番号を示す)。

神

道

辯」、

「神道大綱私淑抄」、

三「大祓詞私抄」、

兀

「皇国身滌規則

(皇朝身滌規則)」、

五「日本古史論説」、

六

大

語箚奇」、 問 直 訳、 一三「論語致道館私講」、 七 「大学摘標」、 八 「古本大学易簡抄」、 四四 「論語郷党編私講」、 九 「大学或問私抄」、 五. 「詩経俚言」、一六「孫子私抄」、 \_ 「大学釋義」、一一「大学演説大意」、 一 七 「中庸講義」、 一八

尚 書一家 一家私講」、 九 「讀莊家言」、 \_\_ 「進呈論語講」、 「語録」、二二「学術根元論」、 <u>-</u> = 「省録」、 二四 「更

張縣学議案」、二五 「楞嚴経大旨」、三二「和歌集」、 「癸丑封事」、二六「鄙稿」、二七 三三「和歌」、 「帰程日録」、二八 三四 「詩歌雑文抄」、三五 「異宗教喩大意」、二九「宗旨問答」、三〇 「詩歌焚餘稿」、三六「文稿、 上巻」、三 「聖学問

七 「文稿、 中 巻」、 三八 「詩抄」、三九 -「神代紀私講、 一」、三九 - 二「神代紀私講、 二」、三九 - 三「神代紀私講、

三九

兀

「神代紀私講、

四」、三九

五.

「神代紀私講、

五、

兀

「日本書紀私講稿本、

四〇 - 二「日本書紀私講稿

る。

六 本、二」、四〇 - 三「日本書紀私講稿本、三」、 「慥斎日 日本書紀私講、 抄、 甲集」、 神武紀」、 四七 「慥斎箚記、 四二「日本古史論説」、 甲集」、 四()-四 四八 - 一「慥斎先生遺稿、 四三「現今七宗教旨概畧」、 「日本書紀私講稿本、 巻上」、 四一、 四四四 四八 - 二「慥斎先生遺稿、 四〇-五「日本書紀私講稿本、 「問目」、 四五. 「慥斎先生俗簡録」、 巻中」、 五、 四八 兀 兀

「慥斎先生遺稿、

巻下」

<u>二</u>七 遺 Ŧī. 嚴経大旨」 これらは 稿 「慥斎先生俗簡録」 「帰程日録」 巻上」、 総嗣正 のように仏教に関するものもある。 四八 - 二「慥斎先生遺稿、 一治が、 は日記である(ここに入れられている理由は不明)。 慥斎の著書や文章を丹念に書き写したものである。神道と儒学に関する論説が主なもので中には、三一 も家族に宛てた書簡を纏めたものである。 巻中」、 四四四 四八 - 三「慥斎先生遺稿、 「問目」 は、 三六「文稿、 佐藤一 斎関係の文章および慥斎が家族に宛てた書簡であり、 巻下」 上巻」、三七 は、 慥斎の書いた小文を集めたものである。 「文稿、 中巻」、 四八一一 「慥斎先生 楞 兀

### 第二項 慥斎の家族

の時、 二年乙丑 留守居組となる。 寅 初めに慥斎の父について述べよう。奥宮文庫にある「奥宮氏系図扣」37によれば、 <u></u>八 月十六日に布師田に生まれた。 尾立兵蔵姉を娶り、 一八年) (一八〇五年) 六月二十六日三十五歳にして病没した。 嘉永二年己酉 六月普請方となり、 男二女をもうけた。 (一八四九年) 享和元年辛酉 その後諸官を経て格御用人に進む。 九月致仕して布師 慥斎は文化八年の生まれであるからこのときの子供である。 (一八〇一年) 後、 北村喜作女を後妻に迎え二男一女をなした。 祖父直八の家督を継ぎ、 田 の旧宅に帰る。 又白札に進み、 同三年 父弁三郎正樹は安永八年己亥(一七七九年) 文化 (一八五〇年) 一年乙丑 (一八〇五年) 二十七歳 天保十年己亥 (一八三九年) 四月十三日に没してい 官歴においては文化 婦人は文政元年戊 御

以来の 奉じ、 なり、 この書の この 断 諸 父については能吏の評判がある。 弁三郎に至って、 例を 局に散在 編纂は藩治に貢献すること少なからずであったという。。。 編纂する必要が生じ、 捜索困難な状態となった。 本居宣長の説を信奉するようになったという。。。 その命が弁三郎に下った。 弁三郎は天保年間に 文化年間に一 「類聚罰例」を書いた。 度、 天保九年 断例を集めて一書と為したが、天保年間となって文化 慥斎の家は神道の家柄であった。 (戊戌) 慥斎は幼少の時から父の教えを受けた。 十一月に起草して翌年 それまで断例 (裁判判決の基 もともと垂下神道 (己亥) 三月に脱稿した。 **運** の教えを 年間 浩 :瀚と

奥 慥 含當 斎の 夫人については不明な点が多い。 齎? 0) 人間歌」 と題して、 慥斎の夫人について次のような記述がある<sup>4</sup>°。 明 治以降 の日記に夫人は登場しない。 郷 土史家、 中 島鹿吉著 『土佐英傑讀 本 0) 中

諷し、 慥 0 失業を悲しみ 慥 齊 斎 第二 筆を呵 は 句は公の籠人鯉尾の無節操を罵るの意を寓したものである。公大に怒り職を褫うて蟄居閉門を命じた。 筆者 注 「朗君再び藩公に咫尺して書を講ずるの日あらざるべく、 辨慶忘 藩主容堂 \_ 薙刀\_ の詩講に抜擢されたが、 常盤想 |故夫|の一聯を書い 日公 て御前に差出した。 「堪」笑」  $\mathcal{O}$ 席題を 妾、 これをのみ憾みとす」と、 課 第 して側近に詩作を命 句は侍醫久米某の匙加減の拙劣なるを ぜら 遂に病で死んだ。 れたことが 。夫人、

度遠慮 慥斎が 月 えば、 不 ノミナラズ百日間 五日、 復咫尺于 慶應元年十月三十日条には 「蟄居閉門」を命じられたのは、 0) 再 君 び 刑が申し渡された事が記載され42、 公 文館教授に任命された時 幽閉 余 亦絶意於此已久矣」 ノ處罰ヲ蒙レリ」 「夜、 先の 慥斎は、 とあるように慶應元年 と亡妻の苦言を思い返していることから、 荊婦等、 「奥宮正由略傳」 同年十二月三十日から同二年の十月三日までのおよそ九ヶ月は日記が その日の日記に和歌数種を記して感慨を詠んだ後、 帰布山」 <sup>41</sup>とあり、 には、 (一八六五)十二月である。 「慶應元年十二月或少事端 夫人は登場している。 右 の記述には信 これ以 日記、 ニ籍リ、 憑性がある。 同年十二月十七日条には 前 「亡妻嘗謂 教授侍讀 の日記の 記載を見れば、 ノ職ヲ免セラル 予多 夫 人の名前 ない。  $\Box$ 取 禍、 同 に 屹 例 恐 +

留」とあり、 男奥宮健之については ては、「土佐奥宮氏とその系譜 熊と美留は同一 「慥斎と熊の三男」としている。 人であるのか、 上 土佐史に名を留めた または熊は後妻であるのかは分からないので後考を期 しかし、 一族 奥宮文庫の 0 軌 跡 -/-, |-に 「奥宮氏系図扣」 は、 慥斎について「妻は熊」 には慥斎は 「娶、 としており、 竹村銘藏 また三 美

に学び、 事典 明治十年 教えを受けた。 という。 校助教」 一年帰郷し 慥 済の弟、 新 版 五年 十六歳 学統は慥斎と同じ陽明学で、 茜 て海 南の役には秘書として大久保内務卿に従った。 3 正 「學校二等助教」七年 後、 南私塾分校 の時既に長浜村で習字を教えた。 路 奥宮文庫 二八一 若山勿堂に入門して易学も学んだ。 九 「正路職歴」 (小津高校) 一八九三 「小學二等助教」などを勤めた。 今北洪川に就いて禅を学び、 4 の教師となり、 は暁峰、 および加納桑軒 家老深尾氏に仕えて江戸に出て山口管山に入門、 また存斎と号し、 明治二年には高知藩 十九年退職。 同年二月 「奥宮慥斎暁峰兄弟事跡」 両忘会にも参加した460 その後、 「警視局」 別名、 詩文、 禮、 書が巧みで一家を成した。 東京に出て、 「文館 に勤め、 幼名を卯之助 等助教」、 45によれば、 十二年には 九 年 (右之助) といった。 三年 「内務省属」 傍ら佐藤 「六等警視属」 幼少の時 「文學 温恭の人柄が尊敬され (内務中録) 等助 斎、 より書を中西半 教」、 となった。 安積艮斎にも 『高 となり、 四年 知 學 +

生まれ、 成 明治六年 を整理し 城控訴院検事長となる。 したことは 慥 斎の た。 長男、 剖 明 治元年 法省出 慥 奥宮正治は、 斎の 父慥斎に対する深い尊敬の念を表すものであろう。 仕 日 八六八) 記を書写 爾来法曹畑を歩み、 四十三年辞職し、 初め猪佐馬、 戊辰戦争に参加、 Ļ 「慥斎先生日記」 後正治と改め、 休職となる。 地方裁判 北越で戦い戦功受賞した。二年、 所勤務を経て、 を作成し、 従三位勲二等、 また南鴻と号す。 また、 三十二年大審院検事に任ぜられ、 先に挙げた慥斎の著作、 昭和二年没。 「奥宮氏系図扣」によれば、 東京に出て昌平黌に学び、 正 治は退職後、 文書を書き直した全集慥 後東京裁判書検事 父慥斎の 嘉永四. 工部省入省を経 残した文書、 年 八 Ē 斎著書を 五. から宮 書類 矣

英学を学び、 斎の 三男、 急進的民権家として活躍し、 奥宮健之は 「奥宮氏系図扣」 後大逆事件に連座 によれば 初め、 Ļ 鑒之助、 明治四十四年幸徳秋水らと共に死刑に処せられた。 後、 健之助、 後 健之。 安政四年 八五七) に生ま 奥宮健之の れ

主張している

研究は盛んで、 絲屋寿雄著『自由民 .権の先駆者 - 奥宮健之の数奇な生涯 - 』を初め多くの研究がある47。 絲屋氏は健之の冤罪を

生まれ、 に生まれ、 (暁峰) その他、 の外にもう一人いて名を正時 西森久米之進に嫁し、 山 「奥宮氏系図扣」 本考庵に嫁した。 によれば、 次姉、 その長男が西森真太郎 麻は文化六年(一八〇八)に生まれ、 (岩治) といい二十七歳で病没している 慥斎には他に姉二人、 (鉄研) 妹、 で慥斎の日記に西森姪 弟二人がおり、 山本有徳に嫁した。 (出生年は不明)。 長姉、 (西姪) 小枝 として頻繁に登場する。 妹、 (秋、 猪佐は文政六年(一八二三) 高) は文化三年 (一八〇六) 弟は正路

北洪川 まれ、 五. また、 に生まれ、 和尚ニ参 山梨県人斉藤安通に嫁した。 慥斎の子供には長男正治、三男健之の外に長女、 |禅シ允可ヲ受ケ慧鶴ノ名ヲ贈ラル、 十四歳の時、 東京に出て漢学および英学を学び、 次女、 鶴は嘉永二年 禅林ニテハ有名ノ人ナリ」とある49。 (一八四九) 次女、 次男がおり、 東京府庁に出仕した後、 生まれ、 愛媛県士族田内逸雄48に嫁し、 長女、 兼 (金井) 次男、 公証人となった。 は天保十二年 健吉 (謙吉) は嘉永七年 その記載には「今 一八四 に生

注

<sup>1</sup> 『高 知 県 人名事 典 新 版 (『高知県人名事典 新版」 刊行委員会 編) 高知新聞社、一 九 九九年、一七六-一七七頁。

<sup>2</sup> 日 本歴史大辞典編集委員会 編集 『普及新版日本歴史大辞典』 (第二巻)、 河出書房新社、 一九八五年、三六一頁

慥斎の玄孫奥宮正太郎氏 も伝えられているので、 みや」で通すことにし、 奥宮慥斎の墓を守る慥斎の子孫によれば、 は 「おくのみや」と読まれていたが、 本来は 現在に至っているとのこと。 からの聞き取りによる)。 「おくのみや」 長男、 奥宮慥斎の と読むのが自然であろうとのことであった(平成二十四年八月二十六日、 正治の頃から また、 一家は明治時代になって東京に住むようになった。出身地の土佐で 「奥宮」 か、 世間 という苗字は、 般に「おくのみや」と読まれなくなったので、 神社の奥宮 (おくのみや) に由来があると は

- 4  $\neg$ 日 本人名大事典』 (新撰大人名辞典) 第 巻、 平 -凡社、 (一九三七年 -初版) 九 九 0 年 覆 刻版、 七 六頁
- 5 宮崎十三八、 安岡昭男 編『幕末維新人名事典』 新人物往来社、 九九四年、 一四七頁。
- 6 日 本歴史学会編 『明治維新人名辞典』 吉川弘文館、 一九八一年、 二三八頁。
- 7 井上哲次郎 『日本陽明学派之哲学』、 富山房、 一九〇〇年。
- 8 高 瀬代次郎 『佐藤一斎と其門人』

9

関

儀

郎

関義直編

『近世漢学者蓋表大事典』

淋琅閣書店、

井上書店

(一九四一年初版)

九八一年第四版、

一三七頁。

- 南陽堂本店、 一九二三年。
- 1。国学院大学日本文化研究所編『和学者総覧』 汲古書院、 一九九〇年、 七八頁。
- 11田内真鉏とは田内菜園のこと。
- 12駒沢大学内禅学大辞典編纂所 編『新版禅学大辞典』大修館書店(一九七八年初版)一九九一年新版第三刷、一二八-一二九頁。
- 「奥宮慥齋居士」『近世禅林僧宝伝』 (第一巻)、思文館、 一八九〇年、 三一六 - 三一七頁
- 14加納彛軒 「奥宮慥齋暁峰兄弟事跡」『土佐史檀』一〇号、 一九二四年。
- <sup>15</sup>松村巖 「陽明学者奥宮慥齋」『土佐史檀』 四〇号、 一九三二年。
- 16片岡弥吉 「中野健明の高知巡視と奥宮慥斎のキリシタン教諭について」『キリシタン研究』第五輯、
- 17大久保利謙 「愛国公党結成に関する史料―奥宮慥斎の日記から―」『日本歴史』 (第四八八号)、 吉川弘文館、一九八九年。

吉川弘文館、一

九五九年。

- 1<sup>8</sup>島善高 「鉄舟と兆民と梧陰と」 梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』 木鐸社、二〇〇〇年。
- 19板垣退助監修 『自由党史』(上) 岩波文庫、 九五七年、 八七頁
- 20前掲、 大久保利謙 「愛国公党結成に関する史料―奥宮慥斎の日記から―」『日本歴史』(第四八八号)、一〇八頁。
- 21目録は 「奥宮文庫」、 高知市民図書館編『高知市民図書館所蔵特設文庫総合目録』 (上巻)、 高知市民図書館、 一九九九年、一
- 〇 七 兀 九頁
- 22昭和二九年七月九日 付高知新聞の記事に 「藩政研究に貴重資料 ([割注] 曾孫から市民図書館へ寄贈) 奥宮慥斎の日記発見」

という見出しで掲載されている。

24高知市民図書館奥宮文庫、 23高知 市 ·民図書館奥宮文庫、 受入番号四九「慥斎先生日記、 受入番号七 - 三「庚寅陪従録」 \_ から七・ から受入番号五九 五七「日録、 明治八年、 「慥斎先生日記、 九 年日記」 十一」まである。 まで。

25①島善高 ②島善高 「奥宮慥斎日記」 「奥宮慥斎日記 明治時代の部 明治時代の部  $\stackrel{\frown}{=}$ 『早稲田社会科学総合研究』、 『早稲田社会科学総合研究』、 第一〇巻一号、二〇〇九年七月二五日発行。 第九巻三号、二〇〇九年三月二五日発行。

③島善高 奥宮慥斎日記 明治時代の部  $\equiv$ 『早稲田社会科学総合研究』、 第一〇巻二号、二〇〇九年一二月二五日発

⑥島善高 ⑤島善高 ④島善高 奥宮慥斎日 奥宮慥斎日 奥宮慥斎日記」 記 記 明治時 明治時 明治時代の部 代の部 代の部 四 (六) 五 『早稲田社会科学総合研究』、 『早稲田社会科学総合研究』、 『早稲田社会科学総合研究』、 第一〇巻三号、二〇一〇年三月二五日発行。 第一一巻一号、二〇一〇年七月二五日発行 第一一巻二号、二〇一〇年一二月二五日発

行。

⑨島善髙 8島善高 ⑦島善高 行。 奥 奥宮慥斎日記 奥宮慥斎日 (宮慥斎日記 記 ı 明治時代の 明治時代の 明治時代の部 部 部 七 八 九 『早稲田社会科学総合研究』、 『早稲田社会科学総合研究』、 早 稲田 社会科学総合研究』、 第一一巻三号、二〇一一年三月二五日 第 第一二巻二号、二〇一一年一二月二五日発 一二巻一号、二〇一一 年七月二五日 発行。 発 行。

10 「故奥宮正由履歴書類 追善高 島善 高 「奥宮慥斎日記」 奥 宮慥 斎 日 記 贈位申請時」 明治時 明治時代の 代の (東京大学史料編纂所、 部 部 (完)  $\widehat{+}$ 早 『早稲田社会科学総合研究』、 稲田社会科学総合研究』 区分 特殊蒐、 請求記号 第 第 一三巻一号、 一二巻三号、二〇一二年三月二五 維新史料引継本 - 追加 - 二〇) 二〇一二年七月二五日発行。 0 日 発行。 「奥宮

正

由略伝」。

27高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六二「慥斎存稿」一五九 - 一六六葉

28宛先は 日」となっている。 如 二遭際シ或ハ是迠御追賞漏ニ相成居候者アラハ、特殊ノ恩典被仰付候様 ルキハ は却下されたものであろう。 「宮内大臣男爵波多野敬直」 表彰スへキ功労アルモノト思考仕候(後略)」として位記追贈を申請している。 文面は慥斎を簡単に紹介した後「(前略) 差出人は 「男爵岡内重俊、 今ヤ 男爵 細川潤次郎、 御即位 ノ御詮議振リモ可有之ヤト恐察仕候前記 ノ御大礼行ハセラレントスルニ当リ、 男爵南部甕男」 慥斎が位記を贈られた形跡はないので 日 付は 「大正四年七月二十 空前 奥宮正由 ノ御盛

29例えば、 絲屋寿雄 「自 由民権の先駆者: 奥宮健之の数奇な生涯』、 大月書店、 一九八一年、 には奥宮健之の父として慥斎が紹

30前掲、 松村巖 「陽明学者奧宮慥齋」『土佐史檀』 四〇号、 もこの点を指摘して前掲、 「奥宮慥齋居士」『近世禅林僧宝伝』

巻)と比較している。

|月二十八日)。

介されているが、

読すればその内容はこの

「奥宮正由略傳」

から取られていることは明らかである。

31前掲、 高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号四九「慥斎先生日記、 の 中 の 「庚寅陪従録」 文政十三年(三月二十八日から 朢

32前掲、 ら四月二十七日)。 高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号四九 「慥斎先生日記、 \_ 0) 中の 「辛卯仲春歸路紀行」 天保二年 (三月二十三日か

33高知市民図書館奥宮文庫、 四〇号、 一六二 - 一六三頁。 受入番号三七「文稿、 「丈人」とは、老人や長老を尊敬する表現、 中巻」三五、 三六葉、 また前掲 即ち、 これは池川叔父に報告した文書である。 松村巖 「陽明学者奥宮慥齋」『土佐史檀』

4 瓜期 (カキ) とは、役人の任期が終わって交代する時期。

35前掲、 齌」 『土佐史檀』 高知市民図書館奥宮文庫、 四〇号、 六三頁 全集慥斎著書、受入番号三七 「文稿、 中巻」三六葉、 また、 前掲、 松村巖 「陽明学者奥宮慥

36高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号四九 「慥斎先生日記、 の 中 の 「壬辰東行紀行」 天保三年 (三月九日から四月二十日)

四月六日 江戸 到 着。 高 知 市 民図書館奥宮文庫、 受入番号五〇 「慥斎先生日 記 0) 中 0 「客中記」 (天保三年十一月から天保

·四月八日) には、 佐藤一 斎について学んでいる様子が書かれている。

37高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号六 - 四「奥宮氏系図扣

38前掲、 松村巖 「陽明学者奧宮慥齋」『土佐史檀』 四〇号、 一五八一一 五九頁。 また、 高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号三七

「文稿、 中巻」 五.三 五四葉、 「類聚罰例序」。

39高知市民図書館奥宮文庫、 全集慥斎著書、受入番号二「神道大綱私淑抄」 五葉の割注。 第四 章第三節第 項 参照

40中島鹿吉 「奥宮慥 齎? の人間歌」『土佐英傑讀本』、 國本社、 九四三年、 六九頁

41高知市 ·民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 四二「乙丑慶応日記」、

43前掲、 42同右、 『高知県人名事典 十二月十七日条 新版』、一七六頁。参考として、 正路はこの事典には 「教部省に入り官職についた」とあるが、

慶應元年十月三十日条。

44高知市 民図書館奥宮文庫、 受入番号一 - 五・六「正路職歴」。

文庫

正

路履歴」

(次の注)

には教部省のことは書かれていない。

45前掲 加 加納桑軒 「奥宮慥齋暁峰兄弟事跡」。 四三 四五頁。

46第七章第三節第四項、 また第七章末の史料 「飲醍醐」 参照

47奥宮健之についての研究について主なものを挙げれば、 書店、 社、 本歴史』(第七六一号)、 中島及『暗殺の記録〈土佐民権遺聞〉』 一九八八年、 九八一年、 が発行されていることは貴重である。 およびその前に書いた『奥宮健之 - 自由民権から社会主義へ - 』 吉川弘文館、二〇一一年が挙げられよう。 高知市民図書館 論文では 絲屋寿雄氏には 九六五年、 「奥宮健之の大逆事件判決 -外に塩田庄兵衛 『自由民 もある。 権の先駆者 - 奥宮健之の数奇な生涯 - 』 阿部恒久編 「奥宮健之覚書」『経済と経済学』(第十 紀伊国屋書店、 死刑の理由を中心にして - 」『日 『奥宮健之全集』(上、下) 一九七二年、 があり、 弘隆 大月 ま

いう名前に由来するのであろう。 てた書簡(書写史料) でいた。例えば、 一一合併号)、東京都立大学法経学部経済学科、一九六三年、 高知市民図書館奥宮文庫、(区分)全集奥宮文庫、受入番号四四 の宛名の中に、 他の兄弟(姉妹)と共に「けんのどの」と書かれている。恐らく、以前の「健之助」と などがある。 ちなみに、 「問目」、五〇葉に慥斎が、 慥斎はこの三男健之を「けんの」と呼ん 高知の家族に宛

⁴∞第七章第三節第四項、また第七章末の史料「飲醍醐」参照。

49第七章第四節第二項、

参照。

## 第一部 奥宮慥斎と高知藩

# 第一章 高知藩における奥宮慥斎

地 げられているのは、鹿児島藩と富山藩のみで「遺憾ながら筆者は其實情に就て知る材料を多く持合せてゐない」。と述べている。 に て巡回活動を行っているが、その活動の内容が変化していることは時代の移り変わりの激しさを感じさせる。 本章で示す慥斎における諭俗司の活動は、 て知られているものは多くなく、 輸俗司としての慥斎について廣江清氏は た。明治になって政府が大教宣布運動を推進していた時、いち早く高知にあって民衆を指導する諭俗司の責任者として活躍した。 方の宣教活動として特に注目に値するものではなかろうか。 おいて教書の作成に手間取っている中、 に触れている。 奥宮慥斎(一八一一 - 一八七七) 本章では慥斎の残したその他の史料をもとに高知に於ける大教宣布の 藤井貞文氏は は、 高知藩において藩校の教授や藩主の侍読を勤め、 『高知近代宗教史』コの中で、 結局は大きな盛り上がりに欠けたこの運動において、 地方の宣教使活動の一例を示すものである。 「宣教使の研究(下)」の 思想的な面は次章に譲り、 慥斎の日記 七、 地方の宣教」 『西巡紀程』『備忘日 慥斎は明治三年と四年に諭俗司官員とし 一端を明らかにする。 また神道や禅にも通じた勤王家であっ 本章では慥斎の事蹟や行動を明ら 2の中で、 高知藩における慥斎の 地方の宣教の例として挙 録 等によって慥斎の 中央政府の宣教使 大教宣布活動とし 活 動 かに は

# 第一節 高知藩における大教宣布

する事を中心にする。

## 第一項 大教宣布と宣教使

労治政府は慶応三年十二月九日王政復古の大号令を発し、 また慶応四年三月十四日 「五箇条の御誓文」を公布した。 王政復古 カコ

官

神

発

能

折

仮

正

始 政 0 慮するとともに、 を三十四 策を継承してい 諭告に が ~謳わ 藩 は れ 「神武創業 預託 てい 神道を中心とする自国の伝統宗教を啓蒙することによってキリスト教に対抗する必要を感じた。 . るが <sup>4</sup>、 た明治政 して改宗させることを決定した5。 ノ始」に基くことが明示され、 それらの考えはまだ多くの民衆には浸透していなか が府は、 幕末以来浦上教徒の処遇に苦慮し、 このような状況の中で明治政 また慶応四年三月十三日 ついに慶応四年四 った。 の諭告にも 分府は そ れに加 月 近 王 外国 代国家の要件であ えて、 政復古」  $\overline{\mathcal{O}}$ 抗 徳川 議にも拘ら 「祭政一 幕府の る 致」「神 キリ 信 ず 教 浦 スト 0) 教徒 自 武 由 教 全員 12 業

常世長胤は 人民ヲシテ彼ガ教法ヲ 求 ザラシメテ、 国体」 治 一年三月 を維持するためのキリスト教の防御であることを示している。 彼ガ国教トスル耶蘇教モ、 神 教組織物語」 太政官内に教導局が設置されたが効を奏せず、 の中で小野述信で 随テ吾国ニ入ン事必定ナリ、 国体ヲ維持スルノ外ハ他事ナシ の言葉として「今ヤ外国 同年七月八日教導局は廃止され、 然リト雖モ今之ヲ厳禁スル (後略)」 ノ御交際ハ、 8 と記している。 日ニ新ニ月ニ盛ニ行 ノ道ナシ、 新たに宣教使が設置され これは宣教使設置の 依テ吾国 ハレ ント 教ヲ盛 ・スル 目的 二起 秋ニ当

権大参 [を置 せら 令学力は なかったこともあ 道国教化 あってほ 宣教使は最初神祇 次官に 事に出頭を命じ、 神道 ぼ なくとも、 定の方針を授ける必要から、 運 神祇少副. 諸藩 動を本格的に全国に展開していくのであるが、 国教化 の宣教係が決定したので、 福羽美静 官とは別個のものであったが、 闔藩の たの |政策の基 中心的指導者であった小野権判官は か、 人望の帰する人物ならば支障ないことを述べ、 権判官小野述信などが任命された100 人物なしと届け出た藩も多かった13。 本が示された11。 各府藩県に命じてその 同年 +大教とは言うまでもなく神道即ち唯 同年十月九日に至って神 月 四 <sub>巨</sub> 明治三年三月二十七日、 其趣意を藩民にも貫徹せしめるべく努めなければなら 人物を推薦せしめた12。 宣 教使は、 同年八月十三日に、 明治三年正月三日、 速やかに推 宣教の練 祇 官の 所属となっ 地方の宣教を開始 成訓育を目的として明治四 神の大道である。 学す これに対して、 神 明治政府によって べき旨を説諭し 祇 官 た90 は 推 宣教使長 挙の猶予を申請 この 人材不足や威令が行 するに当っ た 前 「大教宣布 後 官 年 カゝ に その ら政 正 神 した諸 月 な 祇 府は 地方に係 カコ 他 0 伯 5 紆 0) 詔 中 余曲 月 藩 山 が 忠

年七月 諸藩 眀 に従わせ、 割りで行なった各藩の宣教使教育は進み、 高 宣教使心得書を下付した16。この宣教使心得書とは十五項目に渡って宣教使の心構えや倫理基準を示したものである。 りで上京することを命じたのである15。 教掛名の 治五年三月神祇省は廃止されて教部省となりっつ、 知藩の場合、 ニ宣教係ヲ置レシモ、 兀 宣教掛を帰藩せしめた17。 表によれば田所泰菊、 日には廃藩置県の 明治四. 年四月二十四日適任者がいないことを太政官に上申し、 水 詔が発せられ、 ノ沫(あわ)トナレリ」20と言っている。 安岡道太郎、 「大教の旨要」 翌十五日、 明治四年七月四 宣教使の母体であった藩が消滅した。 赤尾雅 政府はまず在 宣教使は教導職に引き継が の内容は、 一が推薦されている19。 日政 府は宣教使に 先の 京の宣教係五十余名を神祇官に召集し、 「大教の宣布」を敷衍し、 このあと同年 同年八月にも適材のないことを申し出ているが 「大教の旨要」 ところが、この宣教使の運動が進んでいる中、 れた。 常世長胤は 八月 八日神祇官は を示論し、 宣教の基本を示すものであった。 神 教 組 神祇省に改められって、 地方官に命じてそのこと 織 宣教使 物 語 の新設を 0) 中で 是  $\Box$ 達 캪 同

### 二項 明治三年の巡回

藩当局に進言していた26 教に任命され25、 ており24、  $\mathcal{O}$ 自に諭俗司という名前の官衛を設け、 **先駆けていたといえよう。** 明治二年十一月高知藩改革の 「大教宣 布 藩当局においてキリスト  $\mathcal{O}$ 詔 慥斎が巡回説教することになったのである。 0 前  $\mathcal{O}$ 時 その中には このことは、 期に当り、 職掌表に諭俗司 教防御は差し迫っていたことも関係したであろう。 本格的に大教宣布に取り組み始めたことを示している。 まだ宣教活動の基本も発表されていなかったことを考えれば、 浦上教徒一 の 名が見えることから23 六名が明治二年十二月から翌三年一月にかけて長崎か 慥斎はその 頃 この頃高知 諭俗司の官等を低くすべきではないなどの 藩で そして明治 は 明治政府においては明 政 府  $\mathcal{O}$ 三年 宣教 高 使の 月十 知藩 日 5 政策を受けて、  $\mathcal{O}$ 取り 慥 高 知に 斎 治三 は 組 諭 分謫され 4 が意見を 年正 俗 は 司 他 独

諭俗立教ハ吾藩より創立かと奉存候 道を主とし、 輸俗主意此度新ニ御設に而、 傍ら儒教を以て羽翼を仕より外無之、方今 往々邪教濫入をも防候為メニ候へハ、 朝廷二於而も未聢と本教不相立、 是非我本教聢と不相立候而者被行間 宣教使も有名無実之由 敷 所謂本教とハ神 候

ち とあり、 「神道を主とし、 諭俗とはキリスト 傍ら儒教を以て」 ·教 の防御 この為であると考えていると共に、 する以外にないという考えが表明されている点で興味深い。 自藩に対する自負が窺える。 また、 諭 俗に対する考え、 即

傍 ることが記されている。 慥斎の の郷長里正を集めて布教した。 日 記 「西巡紀程 天 稿本」 同日記三月十一 によれば、 日条には最初の巡回 同年三月九日助教島本百郎、 地 須崎においておよそ六十五名を集めて集会を開 乙政甚五郎を連れて高 知 0) )西部地· 北方を巡 口 いて Ļ

+ 於四方、 日 陰 吾藩 滞 亦躰此意、 須崎始会近 欲教喻民間、 傍里正等凡六十五名、 雖 規則未定、 + 村、 先巡闔郡 余先演 普布告大旨、 諭 旨 助 教百 汝里正村長、 郎 述 其 詳 大 (意云、 其宜体此 朝 廷新 意 習宣教: 協心戮力以補教化焉 使、 将 以 宣

(以下略)

中 諭 西 日となっており、 1部巡回 浜 俗 慥 司 斎が布告した内容と思われる文章を紹介しよう。 都教兼副家扶 窪 回で訪問 津、 霜柘、 した村 慥斎が諭俗司都教に任命されてから、 下田、 侍讀第五等官 は、 中 村、 須 崎 Ш 登、 呉 臣奥宮正 浦 Ш 崎、 窪川、 津野 由謹識」 伊与木、 乢 この「方今」 江川、 となっていて、 巡回に出発する丁度中間 佐 賀、 大野、 上川 28という題名の一 下岡、 口 藩の 安並、 戸 権威を背景にしていると感じさせること、 波、 0 柚 出 時 木 見、 文は、 期にあたる。 有 福島、 岡 書 宿毛、 カュ 高陵 れた日付が明 宛先がなく署名が 日 弘 見 記による) 栢 治三 島 一年二月二十五 などである。 犀 角、 また、 「高智藩 当 麻 文

近

頭 えられる。 とした内容が①にほぼ盛り込まれていることから、 ていて①王政 口 日 してきた歴史、 しの、 条に「大意云」として 0) 「方今 右記①②③の順に従って全文を引用しよう。 かにも農民等の 維新となり、 王 ③自身が輸俗の職に従事し 政 維新 ノ運ニ膺ラセラレ」、文末の 「朝廷新置宣教使、 政 一般人を諭す言い方に、 府に宣教使、 藩に諭 「風教」 将以宣教於四方、 俗 この一文は諭 の 一 それが諭告であることが示されている。 司が設けられ、 「朝廷風 端を担っていること、 教ノ万一ヲ裨補セント欲シ、 吾藩亦躰此意、 俗巡回 キリスト教の「濫入」を防ぐべきこと、 の時に指導したものであることは、 を示しており、 欲教喩民間、 其 その内容については、三つに分かれ 「概略ヲ述ル事爾リト云」という言 雖規則 先に引用した慥斎の日記三月十一 未定、 先巡闔郡普布告大旨 ②キリスト教を厳禁 ほぼ間違いないと考

#### ① 方今

テモ、 王政 専ラ文明開化 カラシメント 固 ĺ [有ノ神道本教ヲ掲ケ、 ハ折中シ、 維 此 新 ジノ運ニ 朝旨ヲ奉躰、 ノ事ナルヘシ、 二導カセ玉フハ、<br />
実二千載ノ一遇難有 時勢適当ノ大変革ヲ行ハセラレ、 膺ラセラレ、 新タニ諭俗司ト云一 或ハ之ヲ翼クルニ儒教ヲ以シ、 ([割 弘ク万國交際ヲ御開ラキ、 注 仄ニ承ルニ去冬既ニ東京ニ於テ始メテ宣教 局ヲ設ケ、 首トシテ職員官吏ヲ凝臟シ、 聖世ト可奉称ナリ、 諸制 民間教諭 兼子テ洋教ノ濫入ヲ防禦シ普ク海内ノ民ヲシテ、 度衆議、 ノ事ヲ司ラシメ、 ア上、 其宣教ノ主意未タ詳カニ承マハラスト 悉皆善美ヲ盡サセラレ、 神祇官ノ次ニ、 ノ講義を 弊風ヲ正シ教化ヲ國中ニ宣布セシメント 開キ、 新タニ宣教使ト云局ヲ設 説得セリト) 洋外 伎倆 洋教傳染ノ 今般吾藩ニ 器 - 雖モ、 械 迠 蓋 モ、 患力 皇 利

2 抑 IJ 洋 ノ 我 國ヲ **弘力皇國** 、奪領セント謀リ、 東 漸セ ラシ 起 先ツ人心ヲ収攬セン為メ所謂耶蘇教師ヲ差遣シ、 原 元亀天正 ノ際天下大乱 王 綱解 紐 ノ 虚 乗 雜 シ 波伊二州 ユ ルニ 幻術医方等ヲ以シ、 ル トカ ルイスハニア)ノ夷酋 且財利ヲ以テ

ス

裁コ 三百年此 昔 恐怖ヲ懐カシム、 肥天草ノ姦賊其餘陣ヲ煽キ、 恵ミ彼宗ニ引入セント云ヘリ) 狡黠ノ夷中ニ 我人心彼ニ奪ハレ、 貧賤愚俗ヲ扇動誘惑ス、 シト云) 然レ 刑峻法ヲ以テ之ヲ禁絶シ、 ヲ各國ニ トモ其残毒海内ニ蔓延シ、 ノ妖氛ヲ掃蕩セシハ、 皇運中興 散布禁錮セシメ、 況ヤ 万一 干戈ヲ用ヒズシテ殆ント彼ノ属國トナラントス、 ノ時ニ當テ、 洋 我ガ虚ヲ覬覦セント謀ルモノ無キヲ保セス、 教ノ善巧専ラ利欲ヲ以テ之ヲ誘惑セシムルヤ、 ([割注] 愚 実ニ 時 俗ヲ嘯集セシヲ、 大二外國交際互市ノ道ヲ開キ、 今ハ寛大至仁ヲ以テ之ヲ教喩セ 外人啗利ノ奸謀ヲ絶チ、 嘗聞彼二酋蓋志を逞クセント欲シ國入三分ノ一ヲ欠テ我カ貧民ヲ救恤シ ノ幕府織田右府、 竊カニ國家ノ害ヲ為セシヲ、 皇祖在天ノ英霊威風ト云へシ、 遂に二十八万人ノ夥シキヲ一城中ニ屠尽シ、 好奇ノ餘リ其教師ヲ京師ニ招致シ、 漸々教化ヲ盛ニシテ其徒ヲ説得シ、 ントス 太閤亦之ヲ怒リ、 若或ハ然ラハ、 皇風ヲ海外ニ敷廣セシメント為玉フ折柄ナレ 右府始テ其奸謀ニ驚キ、 ([割注] 西肥邉土ニハ、 洋夷コレヨリ已後日本人三眼アリトテ大ニ畏 火技戦艦 厳法峻 往々其傳染毒ヲ被リシ 寺 刑ヲ以其根株ヲ禁絶 ヲ建テ恣 ノ奇巧、 良民本業ニ復ラシメントス、 永ク國家ノ大禁トナリ、 速カニ寺ヲ毀チ其宗旨ヲ 7 既二 **\** 二 弘法 如 人毎ニ 彼頗 モノアリテ セリ、 セ ル人ヲシ シ 銀 八厘 ム 彼 爾 今二 禁制 万國 後西 於是 元ヲ 朝

3 嗚乎 風 教 ·真二文明開 ノ万一 ヲ裨補セント 化 聖 -欲シ、 世 1 称 スへ 其 、概略ヲ述ル事爾リト云 、キ哉、 臣 某不肖膚浅 ノ学識 ラ以 切 **ジリニ** 乏ヲ 諭 俗 職 = 承 ケ、 夙 夜職 事 = 黽 勉

朝

廷

時二明治三年庚午春二月念五

高智藩廳諭俗司都教兼副家扶

侍讀第五等官 臣奥宮正由謹識

になる。

なりの部分を割いている。

ここに現れているのは、 王 政復古と「洋教ノ濫入ヲ防禦」であり、 信長、 秀吉から始まるキリスト教を禁止してきた歴史にか

慥斎の考えは殆ど政府の方針そのままであったといえよう。

慥斎は同 .年三月九日から先に示した地域を巡回し四月十七日に家に帰った゚゚๑゚その後一ヶ月程して東京へ向けて出発すること

#### 第二節 明治四年の巡回

#### 巡回の )概要

二十七日 民平均の理」に基づく大改革が発せられた350 され32、 慥斎はこの後、 神 同十二月十日板垣退助と同船して帰高した。。。 祇官の権大史を拝命した。1。 明治三年五月十五日諭俗司都教のままで。。、 同十一月二十五日、 十二月十五日高知藩大属書記を拝命し34、 高知藩の藩政改革に参画する為、 東京に出るため、 蒸気船夕顔丸に乗って高知を出発した。 願いによって神祇官 同十二月二十四日には  $\mathcal{O}$ 官職を 同六月 罷

が 司 俗 残っていることから諭俗と社寺は同局であったことが分かる。 が見当たらず36、 司 明けて明治四年慥斎は一月六日大属学校係を拝命した。二月二十七日学校係は免ぜられ、 アは最初藩の組織上一局の官衛であったが、このころ社寺局に合併されたらしい。 また 「職掌が混雑するので、 **諭俗と社寺とは別局にしてほしい」と慥斎が訴えている覚え書き(下書き)** 明治四年三月改定の高知藩職 同日戸籍社寺係を拝命してい 制表には る。 諭 諭

野浦 慥斎は同年三月十八日から四 [初日三月十八日条には 奈半利、 吉良川、 室津、 安藝、 月八日にかけて東部地方を巡回している。 岸本、 西川、 **韮生野、** 大栃、 臼木、 楠 訪問した場 目 (日記による) 新は、 赤 などである。 尚 屋 須 和 日 食、 記 『備忘日 田 間 録 下 田

 $\mathcal{O}$ 

巡回

長村老惣組 頭 未牌発軔布山 及神官等、 喻告大旨、 従行者弘瀬、 且示神官於祓除潔祭 浅川、 西 小松及官僕銀太、 (以下略 信治併余七名、 駕竹籌至山 囲 宿 商家、 夜會近村

に書写史料があり、 1 内容は三種類あると考えられる。 とある。 「喩俗大意」と② 今回 は 諭 俗 奥宮文庫には印刷物がある。 0 「喩俗 趣旨を説明するとともに、 人間 それは① 霊魂自由権利譯述」 「喩俗大意」39② それぞれについて見ていこう。 神官も集め は奥宮文庫にある慥斎の自筆史料であり、 て祓除身滌の規則を読 「喩俗 人間霊魂自由権利譯述」 み聞 かせている。 3 3 「皇朝身滌規則」 「皇朝身滌規則」 慥斎がこの 巡回で指 41である。 は平尾文庫 導 した

## 第二項 「喩俗大意」

分が別の史料と共に残っており42、 記によれば同年一月六日から同年二月二十七日の間である⁴3。 喻俗大意」 の書かれた時期は明治四年一月ないし二月と考えられる。 その署名に 「学校大属」と書かれているからである。 その理由 は、 この文の下書きと考えられる終 慥斎が大属学校係を拝命 した わり 0 は 0) 日 部

ず、 験 はなく、 あろうことが分かる。 よう指導され、 この 「不通達」或は疑惑等生じないよう「安民之政」の為に「當役場」を立てたことを説明し、 等に喩俗に従事出来る者がいたら申し出るようにと促している。 家業に精を出し、 一文の内容を見ると、 郷長村老等」 「則今日拙者共回勤いたす事ニ候」といっていることから、 次に 「父母妻子を無事安穏」過ごさせることであると説明し、 は配下の民をして、法令を守らせ、 「四民の内にても農家ほと忙かわしき者なし」と農家の多忙に理解を示し、 最初に、 政府が 「宣教使」を設け、 「風俗を正し」、家内睦まじく、 それを受けて高知藩が この「喩俗大意」は巡回 「郷長村老」や「浪人」「医師」 「喩俗之官」 隣どうし相助け、 終わりに、 の際に読み上げられたもので を立て 藩の大改革に対 喩俗とは特別のことで 「公事訴 「民間教 「神職、 訟 化 出 をする を好ま 家、 御主 修

であり、 文中 「當藩大改革」という語が出てくるが、これは明治三年十二月に発せられた「人民平均の理」を基調とする大改革のこと このこともこの一文が明治四年に書かれたことを示している。

# **弗三項 「喩俗 人間霊魂自由権利譯述」**

った。 三月九日 民平均の理」 容であったことは、 口 しているものだからである。 日に出発したのであるから殆ど直前といえるであろう。 中の 皇朝身 また、この文章は前掲① 日記には 0 滌規則」 日記には 人間霊魂自由権利譯述」 諭告という、 「喩告大旨」46とか も日付けが明治三年十二月二十七日となっていることからこれも完成していた。この一文が書かれ ほぼ間違いないであろう。 「出官、 当時の農民らにとって従来の封建制度をひっくりかえすような内容の原理を、 まさにこの時期 謀巡邑之事」45とあり、 「喩俗大意」 「演喩告大意」⁴ァなどとしか書かれてないが、 が書かれたのは、 0 「喩俗」 何故なら、 中 。 一 によって「人民平均の理」 節と符合する部分がある。 藩庁でこの文書も含めて巡回の打ち合わせが為されたことが窺われる。 末尾の ①「喩俗大意」 題名に 日 付けより、 「喩俗」4°と書かれている通り、 は前述のように既に書かれていた筈であるし、 明治四年三月八日である44。 その符合する部分を紹介しよう。 **諭告を理解させることは必要不可欠のことであ** これが巡回の中で読み上げられ指導 前年十二月に発せられた 諭俗 慥斎が懇切丁寧に説明 巡 口 即ち① は た翌日 同 後述する 月 た内 巡

最モ難き事ニ候、 しむる易簡 |民の内にても農家ほと忙かわしき者なし、 の教法を設け、 然れとも人間と生れし難有さハ貴賤知恵の差別なく、 其人を得て懇切ニ解喩 其中ニて粗 の道を尽し候へハ、 Þ 人倫の大意を知らしめ、 農家忽忙の者といへとも、 天性本心なきもの 聊 カコ 礼 なし、 儀 の端 然れハ今其本心を呼出たさ 其分相應ニ少し を 辨ま L めとむするハ、 ハ益ある

の中で慥斎は

として農民に対して「天性本心」に基づいた 「易簡の教法」 を設け、 諭俗の道を解き明かすので、 忙しい農家であっても少しは

利益になるだろうとしている。

ずる)。 慥斎はいう 教育を語ることによって、農民らの利益に資するというのが慥斎の考えであろう(「天性本心霊魂」自体の詳しい検討は次章にゆ 関して詳しく説明している。「自主自由」という理念のよって立つ「天性本心」を説明するばかりでなく、 これに対して慥斎はこの 喩俗 人間霊魂自由権利譯述」 の一文においては 「天性本心霊魂」 0) 重要さを説き、 それに基づいた子供の 子供 の教育に

仕立仕入へシ、此事今世第一番 諺ニ三ツ子ノ心七十迠ト云ヘリ、 ノ講習研究スヘキ事ナレトモ、 又氏ョリ育ト云、 幼児ノ教育尤大事至極ナリ、 誰モソレ程ニ思ハヌハ、 人間ヲ教育スルハ、三ツ子二つ子ナト 実ニ可怪事ニアラスヤ50

幼児は「活溌々ノ生機ヲ長育」しなければ、必ず病に陥ることなどである。さらに、慥斎は「成長ニ従ヒ段々修行ノ仕道ヲ替 奮発興起スルモノ也」といい「此事モトカク唱首ナケレハイカヌモノ也」という。そして文成公や中江藤樹を引き合いに出して、 立ツ英物ヲ見立、 ソ ト云事モ導ト云事モセス」「欲ト我慢ヲツノラセ」てしまったり、 として幼児の教育の重要性を説き、この前後にその悪しき例を示している。 「天性霊魂」 ノ成就スルヲ期スヘシ」として「十二三ノ頃ヨリ人間ノ天性霊魂ト云フ事アルヲ自得セシメ」といい 即ち 猶又第一義ノ一大事アル事ヲ、 「良知」を唱えることは重要であることを強調している。 折々云聞カセ羨シカラセ鼓舞振作スヘシ」として「千万人ノ人間ニハ必ス一二 子供が「祖父母ヲ恃ミ、横着我慢」になったりすること、 例えば親が 「天良ノ天性」51を何とも思わず、 「十四五ニナリテ屹度志 また

このように慥斎は自主自由の源である「天性霊魂」 の認識のもとに教育を行うべきだとして、 忙しい農民にとって少しでも利

説明して具体的な教育方法にまで言及しているのである。 益あるものを提供しようと考えたのであった。 また、 先に① 「喩俗大意」で述べた「人倫の大意」「礼儀の端」に対して、

## 第四項 「皇朝身滌規則」

災厄よけの意をふくめ、 たにすぎなかった」。この儀式中で使われる「大祓詞は中世以降中臣祓と称されて、ことに神道界で重視され経典視されたことも 絶した」。「元禄四年 制下では文武百官が朱雀門に会集して大祓が行われた」。しかし、「大祓は律令体制の崩壊とともに次第にくずれ、 を大解除をさせ」たことも書かれている。「これらがもとになって『大宝令』以後、 儀式である。 春秋二回行われていた大祓のうち六月の祓 斎が作成した 高 って、各神社では、 天原での罪を贖うため、 先に示した日記 崩御ののち、 鎌田純一 「皇朝身滌規則」 「備忘日録 (一六九一年) 六月復興されたが、 大祓を年中行事の一つとして保存してきた。また、 氏によれば53、 茅の輪をくぐったり、 玉 .の大祓を行った記事がある」。さらに「『日本書紀』天武天皇五年(六七六)八月条」に、「四方に大祓 八百万の神が千座置戸を科し、 のことであり、 52の巡回初日明治四年三月十八日条の中に 「その起源は、 (夏越の祓) 水辺で祓をしたりした」。近世の高知において六月の 慥斎がこの巡回において東部各地の神官に指導して回ったものであった。 伊弉諾尊が黄泉国よりかえりその濁穢を祓い清めたこと、 盛時のような儀礼ではなく、 を新たに復活させたものである。 鬚を抜き贖罪したことに始まるとされる」。 民間では六月の大祓を夏越祓・水無月祓などと称して、 「示神官於祓除潔祭」 その制度が定着したと見られ」、「古代律令体 吉田家が内侍所清祓と唱えてわずかに行 大祓とは人々の罪や穢 とあるが、 祓 は統 また「『古事記』 一されていないながら 「祓除潔 また素盞鳴 れを祓 応仁の乱で中 仲哀天皇 これ とは 清 尊の

には書写史料56 「皇朝身滌規則」 (章末史料参照) 0 史料に つい が残されている。 ては、 慥斎の 自筆 奥宮文庫の活字史料を見ると、 Ó ŧ  $\mathcal{O}$ は ない が 奥宮文庫には 末尾に 活 字史料 「千八百七十年十二月第廿七日 印 刷 物) 5 5 が あ ŋ 平 尾 文庫 明

も行われていたと考えられる54。

4)方

王政復古

皇運ニ膺ラセラレ、

開化文明

政

教ヲ敷カセラル

ノ際、

首トシテ大宣教使

ノ職ヲ設ケラレ、

之ヲ政

ど同じ文章であるが、 明 巡回後、 高 道 丰 治四 六年七月得官許上梓之 知藩において の略書を讀み殊に奇絶を覺ふ」と書かれていることから、 年 应 新たに書き直されたものであろう。 Herman Fridolin Verbeck, 一八三〇-一八九八) ]月朔 日 「 身 の日記に 7滌規則\_ 後者は、 「身滌規則刻本二十部、 の活字化されたものはあったと考えられる59。 前者の後半の 木村信競」とあり、 部 が省略されている。 付郵筒送来、 明 57の跋文が付いており、 この本文の作者は慥斎であることは明らかである。 7治六年に出版されたことが分かる。 即 城賦与山 奥宮文庫の 本生等四五部」 平尾文庫のものと奥宮文庫のものを比較すると、 いものは、 そこには 明治六年の上梓であるから明治四 58とあることから、 「余土州 また、 0 これには後半にフル 人氏奥宮某か この時点で既に、 慥斎が巡回 記 せ 中の る神 べ 年 殆

現れている文章である。 ている。)このうち③④⑤を引用しよう。。 古された時 ていることを要約すると①霊魂天性による人間論、 ここでは明治四年の巡回を問題にしているので、 0) 祓 除 の身滌の 心要性、 先に 題言があり、 ⑤ 信 教 0 祓除身 自 (①②については慥斎の思想的な面なので次章で詳しく扱う)。 由 6 滌の必要性が )祓除身 平尾文庫 ②人間における祓除身滌の必要性、 滌再興不適切論に対する反論。 0 述べられた後、 史料を検討する。 三章の規則が立てられてい この 「皇朝身滌規則 ③古代における祓除身滌、 (奥宮文庫 0 活字史 は慥斎の る。 料 その は ⑤⑥が省略さ 考えが ④当時 題言 に は 王 述 きり 政 復

③我太上 乃億兆ノ民心ニ 律 統ニ之ヲ行ハセラル 時 ノ濫觴ナリ、 |開國 ノ法ヲ行ヒ、 徹 故 神聖深ク此 通シテ ニ上代ニハ、 心身ヲ祓ヒ 難有ク思入 朝廷ノ一大重典ト定マ ニ見ル所マショョテ祓除身 別ニ教法ト云テ毎 清メサセ玉ヒシカ、 寶祚ノ 隆盛万國ニ レリ、 人每戸 後二八遂二一年二度六月晦日 、滌ノ法ヲ立玉ヘリ、 非ナク天壌無窮ナル 此法実ニ支那万国ニモ未タ聞カサル 一説喩ス ルコトナ ク、 是即 所以、 況 十二月晦日、 ヤ刑法ト云モナク、 皇朝神道之教ト称スルモノニシテ、 実ニ此 基クト 所ノ大易簡大寛仁 諸王百官ヲ朱雀門ニ召集シテ · 見へ 唯人民ニ罪 | | | | | | | | 過 教二 上代法 ルトキ

ノ上ニ置キ、 大二教化ヲ四方ニ宣布シ玉フ秋ナレハ、 我カ固有ノ本教ヲ本トシ、之ヲ実事に顕シ、 弘ク人民ニ本教 ノ旨趣ヲ

知ラシメ 王政一新ノ難有コトヲ仰カシメントス

⑤而シテ之ヲ助クルニハヤハリ、 強テ行ハシムルモノニ非ス、 政府ハ只其教ヲ妨害スルモノヲ防クノミ、 従前 ノ儒佛 一教ヲモ雜 用 ヒ、 教法信受ハ民衆ノ心次第ニ任スヘシ、 是海外万國ノ同シク然ル所ナリ 凡教法 ハ政府ヨリ之ヲ

として、祓除身滌の規則三章を導入している。

昔モ今モ風俗コソ殊ナレ、 人二人ハ替ラヌモノナリ、 故ニ今上古神聖ノ創メ玉ヘル王政ニ原キ極メテ易簡ニ約シ、 祓除身滌

#### 規則三章

、規則ヲ立ツコト左ノ如シト云

人一生罪科過ノ一ツモナキ者ナケレハ、内心ニ罪科過ヲ犯シタル覚へアルモノハ勿論、 ハ忘却セシモアルヘケレハ、此所ヲヨク〃〃省ミ精々悔ヒ改メ、真心ニ 若シ少シモ其覚へナクトモ、 或

神明ニ誓ヒ奉リ、 所謂今日ヨリ始テ、 罪ト云罪ハ有ラント祓ヒ清メ、 只管悔過自新スルヲ要スヘシ

但今歳夏祓ヲ行ヒシ者ハ、 前歳ノ罪科露顕シテ刑法ニ係ルノ外、 更ニ之ヲ問ハス([割注] 若不赦ノ大罪ヲ犯ス者

歳ト雖之ヲ糺ス)

祓ヒ清メ除キ去シト心得へシ。

祓除身滌ヲ行フハ、 成丈古式ヲ易簡ニ約シ用フヘシ 政庁ヲ始メトシ、 其他便宜ノ産土神又水辺ニ於テ茅輪ヲ作リ、 ([割注] 祭式別ニ具ス)(この祭式は章末史料②に記した。 氏子残ラス脱シムヘシ、 [筆者注]] 行事 ハ神主

毎歳季夏六月晦日ヲ以定式トス、 祓除身滌を併セテートス、所謂夏祓ナリ、 祭中護衛ハ坊長郷長等之ヲ勤ム所ニョリ官

政 信教の自由 との交流を通して自信を得たものではないかと思われる。 規則三章で「真心ニ 社 えたのであった。そこに王政復古の真の精神的な意味を見出したと考えられる。 っているように、 たが、 れなかった考えであり、 で継承されてきた大祓 府は宣教使という官衛を設け、 慥斎は大祓を再興するに当って古代の歴史を説き、 慥斎は、 の考えも、 従来の精神を換骨奪胎し、 その最もよい方法が、 明治三年五月以前の史料には現れていないので、 神明ニ誓ヒ奉リ、 (夏越の祓) は保存はされてはいるものの、 奥宮文庫の活字史料にフルベッキの跋が付いていることから、 「我カ固有ノ本教」 この大祓の復活であるこの祓除身滌の法であると考えるに至ったのであろう。 所謂今日ヨリ始テ、 「悔過自新」 である神道を「実事に顕シ、 発生の原点に遡っている。 の語を標榜して、 また⑤に書かれている 罪ト云罪ハ有ラント祓ヒ清メ、 俗信に流れ、 出京後の研究の結果自らの考えとするに至ったものと考 真の 王政復古が実現されて、 「祓ヒ清メ」である旧儀の精神に復することを考 これは、 本質を忘れる傾向にあったであろう。 弘ク人民ニ本教 「教法信受ハ民衆ノ心次第ニ任スヘシ」とい 同年五月に東京へ出て、 前年 只管悔過自新スルヲ要スヘシ」とい (明 ノ旨趣ヲ知ラシメ」ようとして 治三年) 文明開 0) 巡回 化の フルベッキら 時には未だ見 時 代になり、 慥斎は、 従来各神

## 第五項 「立教の儀

えられる。

あろうと考えられる。 法ト云ベシ、 は ここで付け加えるべき史料として、 「皇朝身滌規則」についてであり、 其詳カナル これ ハ 即 は書写史料であるが、 本書二具ス故ニ略ス」とあり、 終わりの部分に 高知藩関係の平尾文庫の中に この引用文中 「祓除身滌ハ即、 「本書」 「改過自新」 即ち「皇朝身滌規則」 「立教の儀」 所謂改過自新 62の語あることによって、 <sup>61</sup>という一文がある(章末史料③参照)。 ノ教ニテ、 の内容を示す文書の説明文、 亘古亘今四海ニ また次ぎに示すように福 放テ皆準 紹介文で ・スル 内容

司ヲ立テサセラレシ時、 羽美静やフルベッキが登場することによって、この一文は慥斎が書いた文章であることは明らかである。 ていたことを明らかにしている。 たものであることが分かる。 は く、それより前から高知において構想、 (実際は明治二年十一月なのであるが)、慥斎は明治三年の春と認識していたと考えられるので、この一文は明治四 愚竊ニ編諿セシ また、この引用文は、 即ち、 「皇朝身滌規則」 編集されたものだったのである。 皇朝本教規則ト名付シ祓除身滌ノ法アリ」とあることから、「喩俗司」が設置され 慥斎が「皇朝身滌規則」を「喩俗司」が設けられた明治三年の春から編集し は、 慥斎が出京しフルベッキと交流し始めたころに書かれたものでは 文中に 「爰ニ去春 年に書 喩俗 か

もう一つ「立教の儀」の中には重要な事が書かれているので引用する。

此 モ准スルヤト米人某ニ示セシニ、 【儀既ニ朝廷 へ奉伺、 神 -祇少副 ノ鑑識ヲ経テ弘ク天下ニ施行スヘキ意ヲ承ケタリ、 渠モ亦大二賞シ東方亦コノ妙法アリト云ヒキ<sup>63</sup> 且コレヲ外人ニモ質シ、 四海万国

東方亦コノ妙法アリト云」ったことは、それが結局、 さらに全国的にそれを実施しようとする意図を持っていたことを意味する。 他方、「神祇少副 しようとしたのである。 「此儀」 とは 「皇朝身滌規則」のことであり、 ノ鑑識ヲ経テ弘ク天下ニ施行スヘキ意ヲ承ケタリ」とは、 神祇少副とは福羽美静、 奥宮文庫の「皇朝身滌規則」にフルベッキの跋として結実したのであろう。 米人某とはフルベッキである。 福羽美静 慥斎は、 が、 福羽の意を受けて、 慥斎の 「皇朝身滌規則」 フルベッキが「大ニ賞シ まずそれを高知で実行 の案を承認し、

# 第一項 「奥宮正由再拝謹草」第三節 一旦の廃止と実現

東部巡回から帰って間もない明治四年四月二十三日の日記に、 慥斎の落胆した箇所がある。

念三 ( 前 略 是日祓除議被廃、 余長大息

この時すでに「皇朝身 再拝謹草」 滌規則」 は 旦 |は廃止の方向が取られようとしたのであった。4。その廃止に反駁した文章である「奥宮正

には六月祓除身滌の準備をしていた所へ来た、突然の知らせに驚いたことが記されている。

由

(章末資料④参照)

私儀頃来未宿疾引籠罷中、 六月身滌差迫リ 祓 所之便宜等箇條書ヲ以同出候處、

分御 : 詮議振ヲ以被差延候趣、 実ニ不堪愕然候 (以下略

豈料ンヤー

昨日廿三日ニ

至リ身

深滌之儀

当

これが書かれたのは 辦事書」 が 「奥宮正由再拝謹草」であろうと思われる。 昨日廿三日二至り」とあるので同年四月二十五日であろう。。。 日記には同年四月二十七日から三日間出官して 日記同 日 全には 「草辨事書」とあるので、 「祓除身滌」 の議論を

念七、 新霽、 出 官 辨 祓除事於改 廰、 前 議 未決 (後略

している様子が見える。

念八、 出館、 与少参乾氏論祓除事 (後略

念九、 晴、 出 官 辦於滌事下村権参事 前

とある。 この 「奥宮正由再拝謹草」 には慥斎の延期取り消 しを迫る、 厳しい 口調の内容が書かれて 11 る。 これは宛先は書かれて

重要と考えられるのは、「人民平均の理」との関連で次のようにいっていることである。 対する責任感が痛切に感ぜられ、 ないが、 藩当局であることは明らかである。 如何にこの この文章には慥斎の 「皇朝身滌規則」に対する思い入れが深かったのかが分かる。 「皇朝身滌規則」を導入した意図が明確にされており、 その内容の中で最も 藩 政に

而者何ヲ以て人心を維持すべきや、 夫客冬大改革従前藩法を以て束縛せ 忽チ如何様之弊害可生も難斗 し国俗を一 旦解キ放シ、 人民平均各々自主自由之権を許シ候以上 真教化之道不立

即 ることであった。これは慥斎ばかりではなく藩庁の懸念でもあったのであり、 Ł ち、 自 昨年冬 由 ト我儘ト (明治三年十二月)「人民平均の理」を発して各自の自主自由の権を許したが、 ハ動モスレハ其義ヲ誤リ易シ」と述べている通り、 慥斎が懸念したのは民心が自 同年五月三日に発せられた藩の諭文には 「喩俗 由 を取り違えて自儘 人間霊魂自由 権利譯述」 放縦とな で

間 然ルニ改革以来大ニ其主意ヲ誤解シ、 間有之、 是泰西人所謂野蠻 ノ自由我儘ニテ、 自主自由 實ニ天地間ノ大罪殆ント草木鳥獸 ノ権ヲ與フルト云フ我儘ノ事ト考へ、放蕩怠慢更ニ ノ諸物ニ劣レリ、 一 日 天地造化ノ理ヲ傷賊スル ノ勉スラナサザル

大害物ト醫ベシ67

教化之道」を立てるため とあるように現実にこのような 慥斎の抗 |議は当然進んでいる筈の 「何ヲ以て人心を維持すべき」 「放蕩怠慢」 「皇朝身滌規則」 の問題が起こっていたのであった。「忽チ」 が、 か、 突然延期されたことであった。 0) 慥斎の答えが、 伝統の復活である 起こる 中止することの弊害を次のように説 如 「皇朝身滌規則」 何様之弊害」 に対して、「眞 なのである。

ている。

候間

坊郷浦長等、

神職ト能々示合セ、

右御旨趣被相行候様可致候、

尤当年ニ限、

御詮議振ヲ以、

略式二被仰付候、

甘受スル所ニ候へとも、 を罔し神明を蔑ロニシ世道人心日々偸薄ニ趨キ欺罔百端防くニ術尽き、 方今藩政ハ即 百方尽微力候事、 朝政ニ候へハ藩政之失体ハ即 悉皆虚言水泡ニ帰するのミならす、 其罪難遁 勿論臣等微躯誹議謂集ハ甘受する所ニ候へとも、 聖代を奉累ニハ至り不申哉、 畢竟借神明、 順言欺民ト被謗とも其罪難 制する二策無ニ至らんか 臣只恐らくハ 抑藩廳之失体、 朝憲是より軽テ兆民是より 遁 食言となるを奈何せん、 勿論臣等 微躯 誹 議蝟集 上

らぬ決意を見る思いがする。 慥斎はこのように激しく途中延期を非難し、 回復するよう求めたのであった。そこには慥斎の 「皇朝身滌規則」 に対する並

Þ

#### 造斎の文論が効を奏 **第二項 藩庁の布告**

慥斎の 反論が効を奏したの か、 結局藩庁は同年五月十九日になって祓除身滌の布告を次のように出 した680

此月(五月 - 筆者注)十九日潔身祓ノ略式ヲ定ム

藩廳布告二云、 人々ヲシテ各罪科穢ヲ免カレシメ、 此度 朝廷御旨趣 奉体、 改過自新ノ教ヲ自ラ祭政中ニ寓シ、 古来被相行六月身滌被之祭式、 教化ノ基礎被為建筈ニ候、 御再行ニテ藩廳ヲ初、 国中不残右行事被仰付、 即別冊印 行 本相 添 差廻

相心得可申候

廓中ノ祓所ハ

藤並大明神社御旅所ニ於テ行之

(中略)

郷浦祓所ハ産土神社等水辺濱濱便宜ニ従フヘシ

(中略)

右者畢竟人間罪科祓除ノ為ニ付、 高知四郷ニ於テハ、 於藤並 大明神社御旅所執行被仰付以外ハ右ノ通被仰付事

これは とりあえずこの年の六月の祓のみ実行するものであった。 である69。 「藩廳ヲ初、 結局、 紆余曲折は経ながらも慥斎の意図は、 国中不残右行事被仰付」とあるように藩内全域に渡って祓除身滌の方法が定められ、 実現されたのである。 慥斎の意図は只一回に限るものではなかったであろう。 しかし、 これは 尤、 当年ニ限」とあるように 実施が決定されたもの

## **矛三項 「請假選経典議**

身滌規則」に関することが書かれている。 その議論が奥宮文庫にある「請假選経典議」 でという史料に見える(章末史料⑤参照)。 この史料は慥斎の自筆であり、 皇朝

行ハントシテ未果、 皇朝身滌規則 嘗テ神 今茲夏幸ニ漸ク藩ニ行ハルヽヲ得タリ、 祇 少 副 ノ鑑識ヲ経、 且コレヲ外人ニモ質シ私カニ他日異宗濫入ノ預防ニ 或ハ教化ノ万一ヲ補フニ庶幾キカ 充ントス、 因テ此 ヲ 朝

美静とフルベッキである。「皇朝身滌規則」について「朝ニ行ハントシテ未果」といっていることは、 文が書かれたのは、 「茲夏幸ニ漸ク藩 二二行 それより後、 ハル、ヲ得タリ」とは、「皇朝身滌規則」 それほど離れてい ない時期であると考えられる。 が六月末に高知藩で実施されたことを意味しているので、この また、 「神祇少副」、 慥斎が明治三年に東京でフ 「外人」とは先に見た福羽

 $\mathcal{O}$ 知 は ルベッキと交流し、 であった。 での議論についても触れている。 「皇朝身滌規則」 を既に東京にいる時から全国において実施することを、 福羽美静と接触し、「皇朝身滌規則」を全国的に実施しようとしたが出来なかったことを意味する。 漸く六月の大祓は実施されたものの反対派の主張はまだ根強く、 政府に働きかけていたのであった。 慥斎によれば次のようなも こ の 一 文には高 即ち慥斎

然ル 議者或謂、 是 時 祈禳 ノ 事、 未夕教化ノ基本トスルニ足ラスト、 或 謂、 赦 小人ノ幸、 君子ノ不幸、 是ヲ以テ罪科ヲ

これら紛々の議論が為された結果、慥斎の結論が次に示されている。

赦ス悪ヲ長スルニ近シ、

殆ント不可也ト、

其他紛々巷議不少了

取ル 畢 一竟 ニ非レ 朝廷教化 ハ未可一定、 ノ道ニ於テ、 即出京奉伺ノ議ヲ政府ニ上ルニ至レリで 確然不易 ノ規矩アルヲ 릵 ガサ ル 二ヨ ル ルナリ、 於此乃相集議 シテ謂、 此 事一 旦 朝裁ヲ経テ決ヲ

である。ここに於いて慥斎は、 府 出京奉伺 0 「大教宣布」において確固たる方針がないからであり、 ノ議ヲ政府ニ上ルニ至」ったのは慥斎であろう。 再度上京する決意を固めたのであった。 即ち、 「皇朝身滌規則」 「集議」では、このように議論しても決まらない は政府の許可を得なければ 不可一 定 0) となっ は、 結 たの 局政

この「請假選経典議」の題名の意味するところは、後半部分に

衆又議謂、 上件未允時 不得已假リニー 個 ノ教典ヲ撰ヒ此ヲ以テ 朝二 伺 ヒ藩 施スニ若カズト (中略) 方今文明政府実

二其人ニ乏カラス、 且. |如此大典国家関係極メテ大ナリ、 宜シク奏任以上ノ任ニシテ判任属官等ノ肯テ与カル所ニ非ス、 因テ

此議ヲ上テ急ニ政府ノ裁決ヲ請フト云

要請しているのである。 の許可を経て藩で施行すべきとしていることである。 とあることによっている。 即ち、 仮に「皇朝身滌規則」 しかし、 が受け入れられない場合、「集議」 慥斎は、 それは奏任官の仕事であるとして「急ニ政府ノ裁決」 は 「假リニー個 ノ経典」 を選んで政府

# 第四節 明治三年の東京滞在

ここで順序は前後するが、 明治三年と四年の二回の巡回の間に位置する、 明治三年五月から十二月における慥斎の東京滞在を

移言しよう!

東京に着くと間もなく、 のままで東京に出向いた理由は、 で見たように、 慥斎は東京へ出立する明治三年五月十五日の日記に 慥斎は明治三年の春から、 当時参議であった、 この 「皇朝身滌規則」を政府当局に認めてもらうことにあったのではない この「皇朝身滌規則」 同郷の佐佐木高行と斉藤利行を訪問している。 「余以喩俗司 を構想、 都教、 蒙命適東京」と書いている。 編集していた。 明治三年の西部地方巡回 日記には 第二節第五項 か。 同年五月十八日  $\mathcal{O}$ 立教 後、 諭 の儀 俗司

念、晴、訪佐々木参議於駿臺、不在(中略)未後又訪参議、以病辞(後略)

念二、(前略) 未後訪佐々木・斎藤両参議、話移晷(後略)

とある。 佐佐木高行日記 『保古比呂飛』 に、 明治三年五月二十七日付の参議斉藤利行から佐佐木高行宛書簡の記録がある「3。

次郎) 細 拝見仕候、 一一一甲 熟讀之上、 ・達と奉存候 福羽より只今歸候處にて御坐候、 福羽宅へ参り候はゞ、 (後 略 面會可致、 宣教主意書類、 尤日を限り、 夫々書類取揃、 福羽より沙汰致候筈に付、 明日福羽より下官宅迄相廻候に付、 右書類小弟より奥宮へ廻 夫を奥宮 (周

朝身滌規則」 この書簡から、 朝身滌規則\_ とは何かについて考えてみれば、 い る 74° て間もなく、 またはそれに関する書類であろうと考えられる。 また、 の書類を斎藤 佐佐木高行と斉藤利行に面会していること(それは慥斎の計画の第一歩であるに相違ない)を考えれば、 を編集し、 斎藤利行が、 斉藤、 福羽、 同年五月に上京して、それを全国的に実施させようとしていたと表明していること、 (または佐佐木) を通して福羽に提出していた筈であり、 慥斎と福羽美静との面会を仲介していることが分かる。 慥斎の間で宣教の書類をめぐってやり取りがあったことを示している。この文中「宣教主意書類 第二節の「立教の儀」と「請假選経典議」の項で見たように、慥斎は既に明治三年の春から「皇 「宣教主意書類」とは 実際、 慥斎は同六月五日に福羽と面会して 「皇朝身滌規則」 また、 東京に着 慥斎は「皇

また、 慥斎の神祇官任官をめぐって、 同年六月十五日付斉藤から佐佐木宛書簡の記 記録には

前 略 扠奥周 (奥宮周次郎) (中略) 邊鄙喩俗位と可也可相調位の撰にて申付居候者に付、 是非 々々此者は歸藩被仰 卞 其

上何卒神祇官御用之人物御撰なれば(後略)

カコ とあり 5 この後慥斎の神祇官奉職はこれが強い後押しとなったのではないかと考えられる。 、慥斎に対する人物評価は高く、 斉藤が先輩参議佐佐木に、 慥斎を帰藩させた上で神祇官に採用するよう進言していること 慥斎はこれより間もなく、 同年六月二

十七日に神祇官権大史を拝命した。 次に福羽美静との関係について見てみると、慥斎の東京滞在中、 日 記の中に福羽美静が登場

するのは以下の通りである。

(明治三年六月) 五日、 大雨衝雨訪福羽少輔 (後略)

(七月) 二日、 陰、 登官、 無事、 宣教博士二人講演 中 略) 福羽美静問官規則及人材登庸等之意見 (後略

(八月) 朔 (中略) 遂訪福羽少副於小川 街、 飲楼上、 夜涼風吹、 燈 一々数滅、 小野権判官亦来話、 且話且飲、 更深矣辞去 (後

略)

(十月) 兀 日 前 略) 訪福羽四位等於駿臺、 不遭 (後略

(十月) 五. 日 前 略) 官中遇福羽四位、 談事 (後略)

(十一月) 十六日 ( 前 略) 訪 訪? 福羽四位於表六番街、 不遭 (後略)

明治三年八月一日条には、 に実施しようとしたが、 たかについては分からないが、 かなわなかったのである。 小野述信を交えて、 親しく交流していることは確かであり、 慥斎と福羽は 親しい様子が窺える。 この間に福羽は慥斎の 両者の 連の面会でどのような会話がなされ 「皇朝身滌規則」 を評価 全国

0 キの名前が出てくる箇所を挙げてみよう。 は、 もう一人、「皇朝身滌規則」 同年十月十三日である。 の跋を書いたフルベッキについて検討しておこう。 慥斎が出京しておよそ五ヶ月後である。 同様に慥斎が明治三年 日記の中に初めてフルベッキの の東京滞在中に日 名前が 記からフルベッ 出てくる

(十月) 十三日、 晴、 出 官、 無事、 晚拉宮崎生、 訪 かい (ラルベッキ) 児、 以疾辞帰 (後略

(閏十月) 十二日、 晴、 午後拉宮崎生訪ヘルヘッキ氏、 暫話且述本教規則、 云大意稍合彼意、 又喜其概括主意簡 明 也 未後

辞去

(閏十月) 十九日、 午後訪 古 鼈 暫話、 會米人来客、 早辞去 (後略)

(閏十月) 念六日、 (前略) 拉児訪古鼈氏、 不遇

四日、 (前略) 訪 歇児別 氏、 話移晷、 贈寒貝

(後

(十一月)

(十一月) 七日、 (前略) 晴、 寒、 午後神原精二来、 **倶訪歇児別氏**、 暫話、

話が、 とは 意を得たのである。 これを見ると短期間にかなり交流をもったことが知られよう。 「皇朝身滌規則」のことであろう。慥斎はそれをフルベッキに説明して、「大意稍合彼意、又喜其概括主意簡明也」とその替 慥斎の書いた 慥斎とフルベッキとの交流はここから始まったのではないか。 「神魂問答」にあるので紹介しよう。 特に閏十月十二日は最初の面会だったようであるが、 慥斎がフルベッキに対して感心したという挽 「本教規則

爾微笑シテ黙シテ不言キ、 出来リテ、 予前年、 米人布留襪希氏ニ遇テ、 天性ニ罪穢ヲ惹シヲ免カレスハ、 流石ノ教師ナリト、 種々質問セシ中ニ、 比喩説ニシテ別ニ微意アルコトナルヘシ、 時ニ予亦自ラ省スル所アルカ如シで 彼善悪菓実ヲ蛇ノ誑誘ニ因テ喫セショリ、 ト云コトヲ挙テ質セシカバ、 人間ノ心ニ是非善悪 布氏莞 ノ智慧

即 フルベッキは微笑んで答えなかった。 ち、 斎は、 旧 約聖書中のアダムとイブが蛇に唆されて、 慥斎はその無言に感心し、 善悪の 反省して 知 識 の実を食べ、 楽園を追われる話に説明を求めたのに対

此 !ニ由テ之ヲ観レハ、 其微意アル処知 ル ヘシ、 乃チ我カ太上ノ 神聖垂統創業万世無窮 継述ヲ貽 シ玉フ真旨モ、 又復自カ

ラ不言中ニ躍如タルヲ暁ルヘシ

と述べ、記紀の神話もまた「不言中ニ躍如」であると考えたのである

以上のように慥斎にとって明治三年の東京滞在は収穫があり、 翌年の活動に発展する礎になっていたともいえる。 慥斎は明

三年十二月二日に東京を発し同十二月十日に高知に着き、 翌年の東部地方巡回につながるのである。

#### おわりに

は、 ち明治三年の の宣教について触れているが、 キリスト教防御であったが、 であることを考えれば、 朝身滌規則」については日記に名前が出てくるので簡単な紹介があるのみである。ここで分かったことは、 ッキらを通して親密な関係を持っていたことが分かった。 政に深く関わっていることである。 はっきりした違いがあることが理解出来よう。 3 「皇朝身滌規則」の三つを指導した。 慥斎の高知藩諭俗司官員としての活動の 「方今」、また明治四年の① 藩政を主導していたともいえるのである。 明治四年になって「喩俗 慥斎の日記 即ち、 「喩俗大意」 「西巡紀程」、 「喩俗 廣江清の 明治四年の巡回において慥斎は① 人間霊魂自由 2 端を明らかにした。 人間霊魂自由権利譯述」 「備忘日録」を多少引用しているのみで、 『高知近代宗教史』には 喻 慥斎における高知藩での 俗 人間霊魂自由権利譯述」 権利譯述」 また、 東京において佐佐木高行、 同じ諭俗司 や「皇朝身滌規則」 Þ 「高知の宣教」ママの項目で慥斎の 「皇朝身滌規則」 大教宣布は 「喩俗大意」② の活動でも明治三年と明治四 などは全く触れられてい は 明 慥斎が書き藩庁が 本論で示した宣教の内 に変わったのである。 治 斎藤利行、 「喩俗 三年の 慥斎は諭 段 人間霊 体階では、 福羽美静、 ない。 明治三, 認め 魂自 俗を通して 年 . の 巡 単 たも 3 由 なる フル 兀 口 権 即 年 利

思想的内容については次章でさらに検討しよう。

#### 注

1 広江清『高知近代宗教史』土佐史談会、一九七八年、三○-三二頁。

2 藤井貞文「宣教使の研究」(下)『国学院雑誌』(昭和一八年六月号) 国学院大学雑誌部、 九四三年、 一 - 一 六 頁

同右、藤井貞文「宣教使の研究」(下)、一四頁。

3

4 『法令全書』 第一 巻) 第一五三(〔明治元年〕三月一三日)、原書房、 一九七四年、 六三頁に 「此度 王政復古神武創業ノ始

二被為基、諸事御一新祭政一致ノ制度ニ御回復被遊侯ニ付テハ(以下略)」とある。

5 家近良樹 『浦上キリシタン流配事件』 吉川弘文館、 一九九八年、 三四 - 三五頁。 後に厳 刑は変更された (同七八一七

6 藤井貞文 「宣教使の研究」(上)『国学院雑誌』 (昭和一八年五月号) 国学院大学雑誌部、 九四三年、

小野述信 (一八二四一九一〇) 初め小学師匠として藩校名倫館に勤めたが、ついで萩江向の敬身堂で心学の講義をした。

宣教使判事となり、

命を奉じて皇道を進講した。

後教部小丞に任ぜられ、

終始

維

7

教に尽力し、 年八七で東京に病死した。 (『明治維新人名辞典』、 吉川弘文館、 一九八一年) 新後は新政府に用いられて神祇官に出仕し、

三年、 安丸良夫、宮地正人『宗教と国家』岩波書店、 三頁にも引用されている。 九八八年、 三六三頁。 藤井貞文「宣教使の研究」(上) 『国学院雑 誌 九 兀

" 前掲、藤井貞文「宣教使の研究」(上)、一四頁。

10同右。

『法令全書』 |巻 第四 明 治三年〕 正月三日) 「宣布大教詔 原書房、 九 七四 年

頁

12前掲、藤井貞文「宣教使の研究」(下)、二-三頁

七一一二頁

九

頁。

13同右、三-四頁。

14同右、四頁。

15同右、六-七頁。

16同右、七頁。

17同右、八頁。

18高知市民図書館平尾文庫、 受入番号二八、 修史餘録二八維新編、 一一七頁および一八五頁。

19前掲、藤井貞文「宣教使の研究」(下)、一二頁

20阪本是丸校注「神教組織物語」安丸良夫、宮地正人校注『宗教と国家』、岩波書店、

一九八八年、三七六頁

21 『法令全書』太政官、第三九八号(〔明治四年〕八月八日)。

22 『法令全書』太政官、 第九二号 (〔明治五年〕三月二十三日)、 第九三号(〔明治五年〕三月二十三日)。

23高知市民図書館平尾文庫、受入番号二八、修史餘録二八維新編、 一六一頁。「知事府」の中に 「刑法司、 医学司」 と並 んで「

一句下言「コ予#

俗司」

が見られる。

24片岡弥吉「中野健明の高知巡視と奥宮慥斎のキリシタン教諭について」『キリシタン研究』第五輯、 吉川弘文館、 九 五九

一五一頁。

25高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-四五 「西巡紀程」、 の冒頭に「庚午春正月十日余承乏於諭俗司都教」とある。

26高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三-二〇 候時 役下も夫々準シ等級降可申欤、 餘ニ諭俗官輕ニ過候テハ自然里正□□ 「事務」、 に 「奉伺」と題名が書かれ、 (村長力) 幾つかの項目 輕蔑仕、 の中に 教諭ニも関係可仕哉、 「等級民政司等より降 民政

司同格ニ被仰付度事」とある。

2 7 高 2∞高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六-六○「方今」、また、これは島善高「奥宮慥斎日記」 知 市 民図書館奥宮文庫、 受入番号七 -四 七 「西巡紀程 天 稿本」 (明治三年三月十日~同 明治時代の部 (二)、『早稲田社会 晦日) 三月十一日

科学総合研 究 第  $\bigcirc$ 巻 号、 二〇〇九年七 月二五 日 発 行、 に 翻 刻さ れ てい

29高知市 民図書館奥宮文庫、 受入番号七-四 五. 「西巡紀程」 (明治三年四月一日~五月十一 日 四月十七日条。

30高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-四八 「東京日記」 の冒 頭に 「余以喩俗 司都教蒙命適東京」 とある。

31同右、六月二十七日条。

32高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七-四九「備忘日録」、十一月二十五日

33同右、十二月十日条。

34同右、十二月十五日条。

35同右、 十二月二十四日条。 『山内家史料幕末維新』 第十二編 (第十六代豊範公紀)、 Щ 内神社宝物資料館、

∞。高知市民図書館平尾文庫、受入番号二八、修史餘録二八維新編、一八三-一八四頁

37高知市民図書館奥宮文庫、 ある。 喻係被仰付、 併二相成、 最初別の 異宗教喩係」 そこには 局であったが、 出郷等 時 も仰付られ、 々陽貴山江立越、 「喩俗司官員先達而被定置、 / 暇ニ者、 「社寺局」 受入番号一-四〇「覚」、この一 「職掌困難」 社寺御用をも取調候得共、 右御用立 に合併され、 なので、 立越扱ニ 最初者別二一局御設二相成候處、 而、 慥斎は 何 卒 職掌混雑仕候間、 社寺 重立候職掌者、 「喩俗」 文は (局) 「異宗教喩係」 (出郷) と やはり (喩俗司)」を別局にして頂きたいとしてい 何卒社寺と別局ニ被仰付可 の他、 の語 喩俗専用 其後社寺係、 「社寺御用」 があることから明 而 も勤めていたが、 戸 籍係 時 々出 然哉」 二被仰付候 『郷等仕、 治四 とある。 年に この 此 節 書 節 か 節 喩 者異宗徒教 社 れ たも 俗 寺 さらに 司 局 江合 は 0 で

∞高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七-四九「備忘日録」。

39高知市民図書館奥宮文庫、 科学総合研究』、 第一〇巻一号、二〇〇九年七月二五日発行、 受入番号二一五二「喩俗大意」、 翻刻は、 五〇-五一頁。 島善高 「奥宮慥 斎日記」 明 治時代の部 『早稲田 社会

4 0 高 知市民図書館奥宮文庫、 福田 社会科学総合研究』、 受入番号四-五三! 第一〇巻三号、二〇一〇年三月二十五日発行、 喻 俗 間 霊魂自由権利譯述」、 翻刻は 六四-六七頁。 高 「奥宮慥 斎日記. 明 治時 代 の 部 四、

- 4 1 高 会科学総合研究』、 知 市 民図書館奥宮文庫、 第一〇巻二号、二〇〇九年一二月二五日発行、 受入番号二-六七「皇朝身滌規則」 翻 刻 七二-七四 は島善 高 頁。 「奥宮慥斎日 記 明 治 時 代 0) 部 『早 稲 田
- 42高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号四-五三「喩俗 人間霊魂自由権利譯述\_ 0 五葉。
- 43前掲、 日発行、 島善高 明治四年一月六日条また同年二月二十七日条。 「奥宮慥斎日記」 - 明治時代の部 <u>回</u> 『早稲田社会科学総合研究』、 第 一〇巻三号、 二〇一〇年三月二十五
- 4年末尾に 「辛未春三月八日」とある。
- 45前掲、 島善高 「奥宮慥斎日記」 -明 治 時 代 · の 部 <u>回</u> 明 治四年三月 九日条。
- 46同右、 明 治四年三月十八日条。
- 47同右、 「喩俗」 明 と「諭俗」の違いについて、 治四年三月二十六日条。 慥斎ははっきり区別していない。 高 知藩関! 係の文書を見ても両方が見られる。
- 50同右、 六五頁下段。

4 9 前

掲、

島善高「奥宮慥斎日記」 -

明治時代の部

=

五〇頁下段

- 51これも 「天性霊魂」 の言い換えと考えられる。
- 52高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-四 九 「備忘日 [録]。

の項。

- 53萬田稔、 橋本政宣 編 『神道史大辞典』 吉川弘文館、 二〇〇四年、「大祓」(一五〇-一五一頁) および 「名越祓」(七五七頁)
- 54高知市史編纂委員会 定の『日記一五』)、 『近世土佐の宗教』(廣江清、 筆者注) の神祭には輪抜けの行事があった」とあるので明治以前六月の大祓は一般的に行われていたことが窺われる。 文政元年六月廿八日『燧袋二十』、 編 集 『高知市史』(上巻) 九八〇年)三二四頁には日記 一九五八年、 天保二年六月晦日『燧袋五七』の三例 「第二編近世、 の調査により、 第 夏祓が行われた例として明和二年六月八日 九章生活の 風 俗 (日記の文章は省略) を示してい の六一 四頁に 「この月 (六月

抜けとは茅の輪くぐりのことである。 る。 また、 同 頁には 「なお、 現 在 は、 総合してみれば、 各社で輪 抜けが行わ 六月祓はまちまちながらも行われていたと考えられる。 れて 7 るが、 当 時 0 行 事に っいい て  $\mathcal{O}$ 記録を見な として る。

55前掲、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二-六七「皇朝身滌規則」

56高知市民図書館平尾文庫、 同じものがある 受入番号二七、 修史餘録二七維新編、 六七-七四頁、 また同、 修史餘録廿七、三一-三八頁にも

57アメリカ=オランダ改革派宣教師。 州オーバン神学校に学ぶ。 リフィス著)『紫明日本のフルベッキ』、 とあるお雇い外国人』 - フルベッキの生涯 - 、 集委員会 の顧問として外交・教育・法律制度の諮問に応じて献策した。慥斎がフルベッキと会ったのはこの頃であろう(国史大辞 科学討究』ⅩⅧ号、 済美館、 佐賀藩の致遠館で長崎留学の子弟の教育にあたった。 『国史大辞典』 早稻田大学社会科学研究所、 日本への宣教の呼びかけに応じて一八五九年 第十二巻、 御雇顧問。 洋学堂書店、二〇〇三年、 吉川弘文館、 新人物往来社、 一八三〇年一月二十三日オランダに生まれる。一九五二年渡米、 一九六一年、 一九九一年、三六六 - 三六七頁)。 一九八八年、訳書では松浦玲監修、 三 - 四十頁を参照した。 明治二年二月東京に招かれ、 論文では尾形裕康「近代日本建設の父フルベッキ博士」『社会 (安政六年) 長崎に上陸した。 また大橋昭夫・平野日出 大学南校頭取となり、 村瀬寿代訳編 以後長崎 = 雄 奉  $\widehat{\mathbf{W}}$ 太政官政府 行 ユ ] 所管 明 Ε. 治  $\exists$ ーク 維 轄 0

58高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七 - 四九「備忘日録」、明治四年四月朔日条。

59また、 別冊印行本相添差廻候間」とあることから身滌祓略式を活字化したものもあったと考えられる。 明治四年五月十九日の藩庁布告に 「此月(五月-筆者注)十九日潔身祓 ノ略式ヲ定ム」(第三節第二項参照) として 即

60高知市民図書館平尾文庫、修史餘録二七維新編、六九-七四頁

61同右、七五-七七頁。

62ここでは 店 一九五七年、 「改過自新」 一〇五七頁、 となっているが 0) 悔 の項に 「悔過自 新 悔、 とほとんど意味は同 知過改過之心也」 とあることから理解出来よう。 じである。 諸橋轍 次 『大漢 和 辞 慥斎は両方を使用して 典

いる。

63高知市民図書館平尾文庫、修史餘録二七維新編、七六頁

64「請假選教典議」 スト、 或謂、 赦ハ小人ノ幸、君子ノ不幸、 (章末の史料) には「皇朝身滌規則」導入後の反対理由が 是ヲ以テ罪科ヲ赦ス悪ヲ長スルニ近シ、 是 時祈禳ノ事、 殆ント不可也」と述べられている。 未タ教化ノ基本トスルニ足ラ この時

65高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一-四七「奥宮正由再拝謹草」 も同じような理由であろう。 、これは慥斎の自筆史料である。

6 倍 拙稿 「高知における大教宣布」 - 奥宮慥斎の活動を通して - 、 早稲田大学大学院社会科学研究科『社学研論集』Vol. 14 二〇

○九年九月、三三二頁「これが書かれたのは同年六月二五日であろう」としたのは誤りであった。

67山内家史料『幕末維新』第一三編第一六代豊範公紀、 一九八八年、七〇三頁、「明治四年\*五月三日藩政改革ノ義ヲ申明シタル

6∞高知市民図書館平尾文庫、受入番号二七、修史餘録二七維新編、二九 - 三一頁

諭文ヲ發ス」。

69拙稿 「高知における大教宣布」 - 奥宮慥斎の活動を通して - 、 早稲田大学大学院社会科学研究科 『社学研論集』Vol. 14、二〇

〇九年九月、三三二頁、 「結局『皇朝身滌規則』 は藩当局の不採用となったのである」としたのは誤りであった。

70高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二 - 三七「請假選教典議」。

71同右。

72同右。

~3東京大学史料編纂所『保古比呂飛』(佐佐木高行日記) 四、 東京大学出版会、 九七五年、 三四三頁

74高知市民図書館奥宮文庫、 位明日必會」とあり、 慥斎と福羽の面会を斉藤利行が斡旋したことが分かる。 受入番号七-四八 「東京日記」 明治三年六月五日条。 前 日の六月四日条に 「斎藤氏折簡 云、 福羽四

75同右、三五七頁。

76高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三-七三「神魂問答」、十葉。

77前掲、注1。

#### 第 章の史料

#### 1 皇朝身滌規則

高知市民図書館平尾文庫、 修 |史餘| 録 二七、 維 新 編、 六七 -七四四

#### 皇 朝身滌規則

題

言

ナリ、 ラ制セラル、所アリテ然ルニテ、 是乃禽獣 百體悉皆其意慾ヲ資クル器ヲ備ヘテ甚タ自在ナルモノアルヲヤ、 人間 知 知テ犯セル モ人道トモ称シ、 王得誅之、 ニ比スレ モ非道ト ハ特ニ ル ハ中々凡庸 が所ナレ 故ニ智慧ノ大ナルモ意慾ノ逞シキモ、 ノ禽獣ナル所以タリ、 モ称シ、 ハ浅且小ナルモノナリ、 罪  $\vdash$ 為悪於幽明之中者鬼神得誅之ト云へ 天神ヨリ ノ及ヒ難キ所以ナリ、 知ラスシテ過テル科、 其知慧亦隨フテ愈々悪ニ進ムモノヲ小人トモ悪人トモ云、 其知慧意慾モ亦隨フテ愈善ニ進ムモノヲ君子トモ善人トモ云、 其罪科僥倖ニ人ニ知ラレ ^霊魂ト云モノヲ分賜リテ、 故二禽獣 乃人ニ若カサル所以ナリ、 孳尾交接ノ道モ禽獣ハ自ツカラ時定マリテ、 於是政刑法令ヲ設ケ治化ヲ助ケシムルハ盖已ヲ得サル 反テ禽獣ヨリ多キモノナリ、 ハ人二比スレハ自ツカラ罪科ヲ造ルモ寡少ナル也、 スシテ偶々王法ニ免カレタル者アレ 亦禽獣等ニ IJ, 天地間 然レ 一比スレ 活物中ノ最モ貴キ物ナレ ハ 其罪 人間ハコレニ反シテ知慧慾盛大ナル故ニ意知モ亦多巧ナルナリ、 ハ深ク且大ナリ、 禽獣等ハ従来コノ霊魂天性ヲ全ク具セス、 科現然露顕スルニ及テ 之ヲ一々自ツカラ知リ自ツカラ改メントスル 実ニ恐ルヘキモノハ人間ナリ、 其 恣ニ情慾動カサルハ却テ人ヨリ 若シソレ形氣ノ侭ニ任セテ 霊魂天性 竟二鬼神ノ冥罰ヲ免カレ 所謂天地人三才ト並称ス 王 是亦人ニ ニ出ツ、 ノ侭ニ率フテ善ニユ 法 ノ 容 勝ルニ サ 古語ニ、 ヽル 所ア 似タレト 故ニ其知慧意慾モ人 況ヤ耳 悪ニ サ 為悪於顕 クヲ神 ル 正二似タレト ル ル で徳アル モ ハ聖賢 流 モ、 亦 目 ル ヽヲ 推 人 明之中者 鼻 隨 自ツ 此ヲ以 ニア テ П 知 私欲 兀 神 ラ 故 支

間

ント 佞スル文人書生ノ常情ニテ実ハ思ハサ 旦 姦 心多知偽巧ニナリテハ決テ行 布シ玉フ秋ナレ ニ膺ラセラレ開化文明 之ヲ強テ行ハシムルモノニ非ス、 メントス、 愉快ナラサル ンレ 、民心ニ徹通シテ難有ク思入 統二之ヲ行ハセラル ルトキハ時々 キナリ、 ノニシテ上代 猾兇暴ノ ハ風紀モ ス 人情 ル ハ 未タ開・ 然ラハ 而シテ之ヲ助クルニハ、 迂闊 徒モ亦意慾ヲ逞クシ易ク、 ハ古今殊ナク意知 / ハ ー 法律 ノ法ヲ行ヒ心身ヲ祓ヒ清メサセ玉 / 唯其罪 ナ ケス人ノ 甚ナラスヤ リ、 我カ固有ノ本教ヲ本トシ之ヲ実事ニ顕シ、 、濫觴ナリ、 政教ヲ敷カセラル 我太上開国 科 知 朝廷ノ一大重典ト定マ ・ ノ露顕 慧意慾モ淡泊ナル ハルヘキニ非ス、 Ļ 情慾モ異ラサ 寶祚 政 故二上代二ハ別ニ教法ト云テ毎 スルト否トノ殊ナルニテ、 此説実ニ 府 ヤハリ従前ノ ノ隆盛万国ニ非ナク、 ハ只其教ヲ妨害スルモノヲ防クノミ、 ル 所謂蛮野 神聖深ク此 一是二似 、甚ナリ、 ル ノ 際、 所謂 故二、 厳刑峻法ヲ以テスト雖トモ猶恐ラクハ能ハサラン、 儒仏二 レリ、 ヒシカ、 ノ俗気隨気侭ナルモノナリ、 首トシテ大宣教使ノ職ヲ設ケラレ、 テ非 五情苦楽、 一見ル 刑罰立法モナク祓除身滌ナト 昔モ今モ風俗コソ殊ナレ、 一教ヲモ 此法実ニ支那万国ニモ未タ聞カサル所 ゚ナリ、 所マ 天壌無窮ナル所以実ニ此ニ基クト見 後二八遂二一年二度六月晦日 其ナルニテ其人ノ罪過ヲ免カレス本心ニ於テ何処迠 雑へ用ヒ教法信受ハ民衆ノ心次第二任 弘ク人民ニ本教ノ旨趣ヲ知ラシメ シ 古猶今ト是ナリ、 何 人毎戸ニ説喩スル IJ  $\vdash$ 〃テ祓除身 ナ レ ハ風気今未タ開 是海外万国 滌 之ヲ文明 ノ法ヲ立玉 然ルヲ上古 コトナク、 人二人ハ替ラヌモノナリ、 ノ寛法ニテ事足リシナレ 之ヲ政府ノ上ニ置キ大ニ教化ヲ四 十二月 ノ同シク然ル所ナリ、 ケサ ノ世ニ非センニハ却テ難 ヘリ、 晦 況ヤ刑法ト云モナク唯 ノ大易簡大寛仁ノ政教ニテ乃億兆 「八格別 ル ヘタリ、 日 世二 是即 王 諸王百官ヲ朱雀門 iスヘシ、 政 然ルヲ今亦此 ハ猶更嗜 ノ看ヲ做 方今 新 皇朝神 } 難 ・モ、 或云上古淳 凡 王 悠モ 故ニ今上古神 ス 教法 政復 有コトヲ仰 モ 道之教ト 後世 底 徒ラニ古 力 恣ニシテ、 法ヲ再興 人民 古 ル 政 如 朴 府 方 称 シ、 罪 皇 日 ス 世 IJ 宣 テ 過

#### 規則三章

創

ヌ 玉

ーヘル

王

制

二

原

キ

極

メテ之ヲ易簡

=

約シ祓除身滌ノ

規則ヲ立ルコ

1

·左

如シト云

人一 生罪科過 ノー ツ モナキ者ナケレ 内 心 罪 が科過ヲ 犯 シタル覚 ヘア ĺ モ ノ 勿 論 若 シ 少 シ ・モ其覚 ナクト モ

或

却セシモアルヘケレハ、此所ヲヨク॥॥省ミ精々悔ヒ改メ真心ニ

神明ニ誓ヒ奉リ、所謂今日ヨリ始テ、 罪ト云罪ハ有ラシト祓ヒ清メ、 只管悔過自新スルヲ要スヘシ

但今歳夏祓ヲ行ヒシ者ハ、 前歳ノ罪科露顕シテ刑法ニ係ルノ外、 更ニ之ヲ問ハス ([割注] 若不赦ノ大罪ヲ犯ス者 八前 歳

雖トモ之ヲ糺ス)祓ヒ清メ除キ去シト心得ヘシ

祓除身滌ヲ行フハ、政廳ヲ始メトシ其他便宜ノ産土神、 又水辺ニ於テ茅輪ヲ作リ、 氏子残ラス脱ケシムヘシ、 行 事 神 主

任ス、成丈古式ヲ易簡ニ約シ用ユヘシ(〔割注〕祭式別ニ具ス)

毎歳季夏六月晦日ヲ以テ定式トス、 祓除身滌ヲ併セテートス、所謂夏祓ナリ、 祭中護衛 ハ坊長郷長等之ヲ勤ム 所ニ ヨリ 官

勤ムヘシ、是所謂古祭政合一ノ違法ナリ

## 【土佐之国史料物

②皇朝身滌規則の祭式

【土佐之国史料類纂『皆山集』第一巻、宗教(1)・史料(1)篇、四一 - 四二頁】

皇朝身滌規則の祭式

明

治四年未五月

身滌祓畧式

一郭中市坊ノ祓所ハ藤並神社御旅所ニテ行ふへし

但在官無官ヲ論せす、 男女人々各賽銭ヲ紙包ニシ年姓ヲ記シ、 六月廿日迠ニ坊郷長より之を集め、 此ヲ以テ其身ノ贖物トス

而して参詣ハ人々志次第ニ任ス

附紙米銭寄進諸人志次第 印

郷浦中氏神社等、 或 ハ水辺海濱便宜ニ従ふへし、 賽銭集メハ上ニ記スか如 ľ 参詣 これ 亦上 如

一郭中祓之詰方ハ従前御祈祷之例ニ従ふへし坊郷長モ三人程詰テ護衛すへ

郷浦祓 ノ詰方ハ郷浦長村老二人宛ニて可也、 合村之処ハ各郷村老ヲ出スヘシ、 但 し 人宛ニテ 可 也

一畧式ハ図の如し、猶便宜見合ニテ行ふへし、必すしも拘るへからす

固より身滌規則二載する如ク罪科過チヲ赦すると心得へ

右當年限り御詮議振を以、畧式ニテ被仰付候ニ付、急々取調候様被仰

付

可

郭市之祓所ハ於御旅所行之(潮江川辺散田ノ藤並神社ノ旅所也)

但在官無官ヲ論セス贖物米銭寄進志次第

右神事式一切入費ハ於會計弁之、當日身滌祓ニ付参詣人ハ人々ノ志

郷浦祓所ハ産土神社等水辺海濱便宜ニ従ふへし

但神事畧式ニテ行之トキハ、官より殊更ニ費ヲ不給、贖物米銭寄進ハ志次第

右神事式一切入費ハ郷浦長弁之、其法土地之便宜ニ任カス

郭市祓所之詰方ハ従来社寺係ノ詰方并坊郷長二人詰テ護衛す

但坊郷長ハ其管轄より之ヲ下知す

一郷浦祓所ノ詰方ハ郷浦長村二人充ニて可也、合村之所ハ各地郷長村老を出スへ

但一人宛皆其管轄より之を命す

一畧式ハ図の如し、猶便宜見合ニて、行ふべし、必すしも拘るへからす

一固より身滌規則二載する如く是日以て、罪科過チを赦すと心得へし

右當年ニ限り御詮議振を以畧式ニて、被仰付伺出候処、御付紙被仰付ニ付再取調奉伺

Ŧī.

月

#### 社寺係

#### ③「立教の議」

【高知市民図書館平尾文庫、修史餘録二七、七六 - 七七頁】

#### 立教議

スト雖トモ ラレシ時、 非サレハ能ハサルナリ、其法果シテ如何、 亦宇内ニ行ナハル 導馴致スヘキコト最モ至急ナリ、 ス 人民平均士族文武 過チナシト云 ル寛大至仁ノ易簡法ニテ即 が説多シ、 、少カラス假令ハ農商等ノ子弟ニ唐詩ヲ習ハセ詩文ヲ課スル等ノ類 ニテ亘古亘 ・此ヲ以テ教化訓導 且コレヲ外人ニモ質シ、 其教 今俄カニコレヲ一定折中セントセハー 愚竊ニ編黜セシ 今四 ジノ基原 ハ沿襲 海 、教法ト太タ逕庭ナラス、 ノ常職ヲ広ク民庶ニ拡充シ、 二放 ハ皆之ヲ準則トナスヘシ ノ基原ト為シ、 、謬説ト云ベシ、 テ皆 皇 準 兀 スル善法ト云べ 海万国ニ於テモ准スルヤト 朝廷ノ大典ナリ、 朝本教規則ト名付シ祓除身滌ノ法アリ、 従前モ教化 而シテ儒教等ハコレガ羽翼ト為スベシ 聖人ニ貴フ処 乃我力 天理人情ニ ノ道全ク立サルニ非サレ シ、 専ラ知識技能ヲ研究シ各々生活業ヲ営マシムル以上ハ、 [割注終]) 朝一 此儀既ニ 皇国固有 其詳カナル タノコ ハ無過ニアラズシテ能ク過ヲ改ムルニアリ、 原ツキ易簡ニシテ知ヤスク従ヤスク而モ当今ノ時勢人情 米人某ニ示セシニ、 夫人生ハ聖凡ヲ云 ノ神道ヲ再興スルヨリ善キハナシ、然ルニ神道ト称ス 朝廷へ奉伺神祇少 トニ非ス、 ハ 即 本書ニ具ス故ニ略 [割注終]) トモ 是固ヨリ一家ノ私言ニ非ス、 且異議争端ニ堪ヘサルヘシ、 ([割注始] ([割注始] ハスー生涯過チナシト云人アルコト 副 渠モ亦大ニ賞シ東方亦コ 方今ニ在テハ猶更講習セサル ノ鰥豒ヲ経テ弘ク天下ニ施行ス 或 「ス、 各所ニ開ク所 ハ 規則未夕定マラス且時 但此主意学校係リ 祓除身滌 爰二去春喩俗司ヲ立テサ 太上開国 ノ学校専ラ知識技能ヲ主 速カニ ノ妙法アリ ヘカラス、 官員教官等 教化ノ道ヲ立テ 即 所謂 ルニモ後 ニニ適ス 情 ナシ、 1 キ意ヲ承ケタ 神 改過自然 聖創立 云と 闊 力 ル 然 ナ 良法 ルニ 世 ル 聖人 シ 紛 コ 玉 是 訓 セ

会得スベキヲ要スルナリ

悔

之

補

#### 4 奥宮正由再拝謹

知市民図書館奥宮文庫、 受入番号一-四七】

再興 察候、 らす天下有志活目仰望、 候 左もなくてハ斯クド 議 私 而者何ヲ以て人心を維持すべきや、 振ヲ以、 儀頃来宿疾引籠 夫客冬大改革従前藩法を以て束縛せし国俗を一 是を以て世道人心を維持し政教之根原ト被定、 被差延候趣、 麗中、 ・定必行を期シ、 或来て法を取らんとする二至るハ藩中外人々所能識ニ 実ニ不堪愕然候、 六月身滌差迫リ 忽チ如何様之弊害可生も難斗、 既二度候御布告も有之、 祓言 定而極 所之便宜等箇條書ヲ以伺 々無據訳出来候歟、 旦解キ放シ、 諸藩ニ先タチ 教化之根原一 人民平均各々自主自由之権を許シ候以上ハ、 出 因テ立教議興り 又ハ再ひ 候處、 朝政ヲ奉輔翼候者、 朝無故廃施シ、 豊料 ンヤー 候、 御政体之変革二候歟、 抑 ,祓除 於是 昨 身滌之儀 実ニ空 皇国 失信於国民候ハ万々有之間 日 廿三日 [固有之神道本教 前 ハ於 無比之御英断ト 必浅卒之儀 一至り身 朝 廷 7滌之儀 ŧ 祓 真教化之道不立 二而 昨 除 年 藩 身 当分 不 来御 民のミな 滌 敷と奉恐 可 法を 御 再 興

思召 に臣等数輩奔走ニ承 | 印行シ普く藩内ニ敷行させられ候ものを、 甘受スル所ニ候へとも、 新神道至仁之御恩頼ニ浴し不令奉事を識者歎息仕候、 仕度百方尽微力候 過自新之道祭政 二被為在、 去夏必行 寓 事、 命 悉皆虚言水泡ニ帰するのミならす、 東半国ヲ巡回シ於諸處、 候者誠ニ ハるゝ筈ニ候處、 抑 ,藩廳之失体、 皇道之興 聊之事 食言となるを奈何せん、 假令諸政 起 里正村老神官等を会シ改革之喩文身滌規則等ヲ講読 神明之擁護と銘肝罷 ニ而差泥ミ本 ハ時宜ニより変革有之とも此 然二時 畢竟借: なる哉、 官 同 方今藩政 神明、 在候折柄、 進 今般於藩此事被挙行神道之幽渺果シテ現然事実ニ 退 一一一 順 言欺民ト被謗とも其罪 即 相 成候 去年已来諸藩 朝 條 ŀ 政 ハ万々不可易、 = 憾らく 候 藩 響 難 動 都 政之失体 シ、 遁 せ 下 必信を万民ニ示シ且 数萬 し改革基本之祓 乍不逮開 勿論臣等 生 即 霊を 化之万 微 聖代を奉累 躯 L 誹 除 て 被行、 ーヲ 議 殊 中男 二新 蝟 王 る 政

御 礼 冀くハ此等之事情深く御洞察被為在事既往々属すとい こと二政令必替り、 尽き制する二策無二至らんか、 |奉仰 至り不申 電 候 候、 哉、 ヽ 難有奉存候、 但明良之 臣只恐らくハ 其政令亦不可 聖朝を奉 臣 正 由 依頼情溢れ辞迫り、 嗟乎其端緒を開く罪孰レニ 朝 誠 信不可恃ト云誹 憲是より 恐誠 惶頓首昧死言上再拝 軽テ兆民是より 議二落候とも、 行文之際不覚渉不敬頗る不 へとも未経時日候へ 帰シ候哉、 上 を罔 殆ント禦侮によしなかるへく実ニ恐縮屏営之至ニ不 L 若夫或ハ世 神明を蔑ロニシ世道人心日 知所顧慮老悖狂愚之罪 不遠して復ル之御勇断ヲ以、 一諺のことく高知藩ハ有名無実朝礼夕改多司 Þ 偷薄 幾 趨キ 重ニ 再 ŧ 四 欺 御 罔 御 熟復 海 百 涵 堪 端 被 御 候、 防 改議之 成 < 伏テ 下 賜 術

### ④ 「請假選経典議

高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二 - 三七】

夫教化 二行 就 窃 束 方ニ施サントス、 テ民コレヲ信シテ疑カハサルニ依レハナリ、 事 ボルニ或 中 力 ノ陋習ヲ変革シ富強 恐ル教化 未タ教化ノ基本トスルニ足ラスト、 皇朝身滌規則 ハ政ノ本、 トシテ未果 ハ旧弊未タ全ク除カス新政未タ全挙ラス、諸弊害随テ正セハ随テ生シ世道人心ニ於テ少シク遺憾ナキ能ハサルハ何ソヤ ノ道未タ善美ヲ尽サヽル所アルニ非スヤ臣愚亦員 於是諸藩其 其 本立タスシテ其政行 ノ業ヲ講明シ頻リニ 嘗テ神祇少副 ,茲夏幸ニ漸 旨ヲ遵奉シ競テ旧ヲ改メ新ヲ布シントス、 藩 ノ鑑識ヲ経、 ハル 或謂、 行 開花ニ導カントシ、且民俗教喩 今ヤ我 ハル モ ノ臣未タ之ヲ聞 赦 ヽヲ得タリ、 且コレヲ外人ニモ質シ私カニ他日異宗濫入ノ預防ニ充ントス、 皇国一 小人ノ幸、 新ノ機ニ乗シ大ニ文化ノ政ヲ敷キ宣教使ヲ神 或 (二教喩) カス、 君子ノ不幸、 ハ教 化 欧 ノ万 ノ属官ニ備ルヲ以テ客冬已来屡建議 ノ官ヲ設ケ、闔郡ニ分遣シ政治ヲ裨補セ 是当藩客冬大改革ノ不得已所以ナリ、 洲 聯 ヲ補フ 是ヲ以テ罪科ヲ赦ス悪ヲ長ス 邦等斯ク開化 一庶幾キ ノ盛ナル 力、 然 ハ、 ル 議者或 職 ト 祇間中ニ ル スル = シ シム可 テ其教 近シ、 所ナキニ非 謂 因テ大ニ従 因テ 置 是 キ 此 殆 謂 法 ント不 教ヲ 時 盛 ニシ 祈 前 匝 朝

可 宜シク其人ヲ択テコ 二若カズト、愚亦嘗奉命頻リニ喩文ヲ草ス、 ナラス、 又嘗聞今春宣教使諸藩ニ下ル ル ク、今実事ヲ施スニ至テ殆ント窮セリ、 、任ニシテ判任属官等ノ肯テ与カル所ニ非ス、 ニヨル 也卜、 紛 Þ ノ議ヲ免カレス、 固ヨリ神典正史ヲ指スナルヘケレトモ、 ナリ、 其他紛 於此乃相集議 々巷議不少、 ノ選ヲ命スヘシ、 官員中 シテ謂、 殊ニ不 ノ議アリト雖 -ト 雖 -知コレ トモ、 此事 固ヨリ臣等ガ敢テ能スル 衆又議謂、 或 既二人或ハ戯ニ喩告先生ヲ以テ目スルニ至レリ、 旦 トモ其事荏苒今ニ於テ決セス、 皇朝固有ノ大典 ハ疑惑ナキ能 因テ此 朝裁ヲ経テ決ヲ取ルニ非レ 未夕的確ナラス、 上件未允時ハ、 議ヲ上テ急ニ政府ノ裁決ヲ請フト云 ハサ 所ニアラス、 ル 祖宗神聖 此等ノ事一タヒ 不得已假リニー 畢竟 ノ遺教ニシテ、 ハ未可一定、 且如此大典国家関係極メテ大ナリ、 且宣教心得書二所謂教典 朝廷教化ノ道 個 朝旨ヲ奉伺ニアラザレ ノ教典ヲ撰ヒ此ヲ以テ 即出京奉伺 固ヨリ愚カ私言杜撰ニ ニ於テ、 方今文明政府実ニ其人ニ乏カラス、 確 ノ議ヲ政府ニ上ル 然不易 講読 云 バ 々 ノ規 朝 更ニ決ヲ取 其 非ルヲ、 矩ア 二同 宜シク奏任以上 指ス処未夕詳 Ľ ニ至レリ、 ル 雖 藩 ヲ 聞 ル 然、 施 所ナ 力 既

# 3二章 「人民平均の理」諭告と「霊魂」自由論

#### はじめに

が色濃く表れたものであることを明らかにしたい。さらに仏教、儒教、神道さらにはキリスト教にも通じたといわれる慥斎の「霊 平尾道雄氏は、「指導者たちのいだく理想主義は明治七年(一八七四)以後立志社を中心とする民間運動として発展したのであっ こと、さらにこの諭告の草稿は、 本章では、その草稿は大属であった奥宮慥斎によって書かれたものであることを示す。 のとして高く評価している。この諭告は、従来大参事板垣退助の責任のもと、権大参事福岡孝弟の手に成るものとされていたが 明治三年十二月二十四日高知藩によって発表された、四民平等を基調とする藩政改革の理念を示す「人民平均の理」諭告「を、 慥斎が深く関わっていたことは誰にも指摘されてない。 明治の自由民権運動は高知の藩政改革を止揚したものとも考えることもできるわけである」っと、 単に慥斎によって書かれたというだけでなく、 慥斎は板垣退助と親しい関係にあり、 自由の根底が 従来明治三年の高知藩の藩政改革におい 「霊魂」であるという慥斎の考え 藩政改革に深く関わっていた 自由民権運動に繋がるも

# 第一節 「人民平均の理」諭告

魂」についても解釈を試みる。

## ポー項 慥斎の行動と板垣退助

に任ぜられる、 一本理念である、 高知藩は政府の宣教使の設置を受けて、 同年三月九日から四月十七日まで藩内西部地方を巡回した5。 「祭政 致 「惟神之大道」 明治一 を一 一年十一月藩内に諭俗司を設けたる。 般に知らしめることは必要不可欠のことであった 明治三年一月三日に発せられた「大教宣布の詔」 慥 斎は明 治 三年 月十日 五等官 諭 司 都 0)

慥斎は西部地方巡回を終えて間もなく、 明治三年五月十五日東京へ向けて高知を発ちぐ 同年六月二十七日神祇官権大史を拝

即

之力焉、

苟不棄我吾豈匏瓜12乎、

無幾遂辞官、

同諸公就國

(以下略

が

同六月二十七日以降、

ある程度の日数を経た後であることは確かである。

る。

そこには

熟

になると改革は加速された。。 しているで。 このころ高知藩では藩政改革が進 このころの日記には板垣の名前が数回出てくるので。、 行中であったが、 同年閏十月二十四日 慥斎との関係を見てみよう。 板垣退助が大参事、 福 岡 孝弟 が権 大参

年では慥斎は六十歳、 カコ V 板垣 ったに違いない。 なかったであろう。 退 助は天保八年 慥斎と板垣退助は高知藩の改革を通して親しい関係があったようである! 他方慥斎は文久から慶応年間にかけて藩校の教授を勤めていたのであっ 板垣は三十四歳である。 (一八三七年) 生まれで、 板垣は戊辰戦争の参謀で故郷に凱旋し、 慥斎は文化七年 (一八一一年)、年齢差二十六歳で親子ほどの差がある。 大参事となり、 たから、 高 板垣とて知らない筈はな 知で は 知ら な 明 Ł 治三 0) は

 $\mathcal{O}$ 頃 奥宮文庫の 0 慥斎と板垣との関係が記されている。 中には慥斎が林有造 (一八四二-一九二一) 1。に宛てた「與権大参事林有造書」 11という一文が残されており、

僕亦假出 藩之云耶、 仕朝 若以其情乃雖僕 班、 匆皇不暇 中 略 不欲復受 時 板垣参事 藩羈束也、 使某来説、 若有復我者、 日子欲翼朝廷耶、 必在墨陀堤上耳矣、 将扶藩 制耶、 雖 余笑曰、 然人生 有命、 方今維新四 唯其所, 海 在 而 家、 尽 大大馬 何

慥斎を呼び、 慮 ち、 0 結果 假出 「人生有命、 仕朝班」 慥斎が藩政に協力することを決意したのが何 とあるので慥斎が神祇官権大史であった時、 唯其所在而尽犬馬之力焉、 苟不棄我吾豈匏瓜乎」 時 なの 板垣は かははっ 慥斎を呼んで高知藩の藩政改革の協力を依頼した130 と決意し、 きりしないが、 慥斎は板垣 少なくとも慥斎が神祇官に奉職 の 要請に従っ たの であ 板

ここでは日記を通して慥斎と板垣の関係を見ていこう。 明 治三年の慥斎日記中、 板垣の名前が初めて現れるの は八月二日であ

朝

(八月) 二日、 晴、 早起、 藤川三渓来云、 欲訪板垣氏、 即价之、 板生適疾、 不遇 (以下略

とあり、 慥斎は板垣に、 板垣とは相応の親しい関係があったと

見るべきであろう。 次に現れるのは九月十二日である。

(九月) 十二日 (前略) 訪板垣氏、 明日帰 郷、 終夜談話、 至燭 見跋 (後略)

は 板垣 が 高知在住の重臣たちと話し合うために、 東京を出発する直 前の日に当り15、 慥斎が板垣を訪問

この日

していることは両者の親密な協力関係を示唆している。

次は藩の飛脚が来たことを伝えるものである。

(十月) 廿三日 (前 略) 朝福留生来訪、 云昨夜急脚来自藩、 云去月廿五日後藤、 板垣等帰国、 爾来密議改革、 大参事以下不

得参其議、 皆於二丸郭中、 人情恟々、 急脚十日発藩 (後略)

福留生が慥斎のところへ来て、 急飛脚による藩内の情報を伝えている。 慥斎は、 板垣が藩に帰ってどのようになったかについて

強 い関心を持っていたことが知られよう。

(閏十月) 念二日、 ( 前 略) 晚蒸船着、 板垣氏等来 (後略)

Ļ

「終夜談話

この日、 十 一月三日藩知事の名で、 板垣が高知から東京に戻った。 つぎの改革項目を政府に提案したのである」ユ゚として先の 平尾道雄氏は「すでに成案を得た板垣と福岡は閏十月二十二日相たずさえて海路東上、 「人民平均の議」 の成案を掲げている。

(十一月) 廿日(前略) 訪板垣氏(後略

これは慥斎が高知へ向けて出発する十二月二日の直前なのでなんらかの打ち合わせをしたものであろう。 いによって慥斎は神祇官を辞した17。 板垣の要請によって正式に藩政に復帰するためである。 同年十一 月二十五日願

(十二月) 二日(前略) 是日大参事二人、宍戸・福留未来云、明後将来此

この日は高知に出発するため横浜に滞在している時である。「大参事二人」とは大参事の板垣と権大参事の福岡孝弟であろう。 0) 日は到着せず、明後日の十二月四日に来るのだという。即ち、 高知行きの船には慥斎と共に板垣、 福岡も乗っていたのである。

頭 (十二月) 五日 Щ 田子為鉗髮、 (前略) 同 断髮者凡八人、 舟中頻与南京人筆語、 相顧大笑、 是夜囲榻、 亦為 客況 縦談遣悶、 (後略 板垣参政、 謂衆曰、 各断髮易兒如何、 衆称善、 予首払

これは船中の様子を伝えるもので、 板垣が皆に断髪を提唱し慥斎外八人が行なったことを書いている。 衆の中心に板垣が居るこ

とが目に見えるようである。

日

記に歌を詠んでいる。

(十二月) 十日(前略)余等亦上陸、告別板垣氏等、買舟帰布

Ш

平均の 相談の為、 かくて、慥斎と板垣 理 高知藩を訪れた。 諭告が発せられた。 一行は 同 会談の結果、 船して高知に着いた。 翌明治四年一 話は纏まって板垣は一行を追って同年一月二十三日出京の為高知を発った時、 月、 西郷隆盛、 同十二月十五日慥斎は高知藩大属書記係を拝命18、 大久保利通、 木戸孝允等の一行は、 薩長土の三藩による親兵献上の そして同二十四 日 慥斎は 「人民

#### 送板垣大参事適東京

同じくハ君と御殿の山さくら 花ちらぬ間に我も遊はむ

続けて 「整頓書籍以為慰」と書かれており、 共に藩政改革に携わった板垣が不在になってしまう残念な思いが感じられ、 親しい

関係があったことを暗示している。

以上日記を中心にして見てみると、 慥斎と板垣は藩政改革を通して親しい関係にあったことが理解出来るであろう。

### **ポニ項 「人民平均ノ議」草稿**

ここでは慥斎が明治三年の藩政改革に深く関わっていたことを示そう。

具体的な施策が示されたもので、 高知市民図書館奥宮文庫に「人民平均ノ議」草稿コ゚が残されている。 慥斎の自筆である。 これは「人民平均の理」 四項目の条文についてそれぞれ理由が示されている。 例えば始めの 一、二項目について少し長 諭告と違

11

が次に引用する。

一、士族文武ノ常職ヲ止メ、同一人民中ノ族類ニ帰スル

一、官員兵隊ヲ立ルハ官等官禄ヲ以テ士族卒平民中ヨリ撰択スヘキ事

右案、 夫士ハ徳川 、氏武治ヲ以テ天下ヲ封建シ、 藩国各士ヲ養テ君臣ヲ結ヒ、 護 衛 武職、 トシ、 級 (禄ヲ与 以テ之ヲ

シ、又其平民ト域セサル者トス、今日 朝政一新、藩国其士民版籍ヲ

朝ニ帰シ、 群縣 ノ体ト成、 華族士族ヲ分ケ従来ノ君臣ヲ止 メ、 猶宇内各国開明 ノ地ヲ参シ、 務 テ旧 習 固 ||陋ヲ 除 丰 進

日 ノミ専文武学課ノ責メアッテ、 上新ス、 然二士族人民ノ一類ニ帰スト雖モ、 農工商ノ如キハ人民同一ノ智識ヲ拓クヘキノ責ナシ、 文武ノ常職ヲ帯テ官員ト成リ兵隊ト成ル、 是其開明 亦多ク士族 諸国 ノ無キ所ニシテ、 限 故、 平 日士大夫

ヲ以テ天爵ヲ奪フノ甚キ者ト謂 ヘシ、今日ニ至テハ此陋習ヲ一 洗シ、 士ノ文武常職ヲ止 ヌ、 同 一人民中 族類ニ 皈スヘシ、

唯士族タル者如斯ナラハ、 却テ其常職ニ慣安シ、 徒ニ坐食スル ノ弊ナク、 人民各其智識ヲ研究シ、 勉励報国ノ志アルヘキ

ハ天職タルヘシ(他の二項目は省略)

板 垣 は、 先に触れたように 明 治三年九月一 兀 日に東京を発ち、「高 知に帰ると 連日会議を開 き、 藩政 の今 後に つい 7 検討を 重 ね

この 「人民平均ノ議」 草稿はその内容から見て、 この時に討議された案文であろうと思われ . る。

先に述べたように同年閏十月二四日板垣は改めて高知藩大参事に就任し、

を得た板垣と福岡は 上京し、 同 年十一 月七日藩知 事 の名で政 政府に七 項目 の改革文を提出した。 この七項目を見ると先の 草

ついで少参事福岡孝弟は権大参事になっ

成

して項目は増えているが、 説明を付け加えている程度で内容は殆ど変わっていない。 板垣は原案を押し通したの であった。

ということになる。 「人民平均 式に大属に任命される以前から、 ノ議」 草稿が慥斎によって書かれた時 即ち、 先に見たように同九月 板垣の要請によってその役職にあるような仕事をしていたのである。 期は、 十二日板垣と慥斎が親しく話していることはこれ 慥斎は同年九月十四日に板垣等と高知には行っていない に関 係があるだろう。 から、 それ以前 慥

慥斎が 政改革は、 「人民平均 慥斎も深く関わっていることが理解されるであろう。 ノ議 草稿を書き、 また板垣一 行と帰藩していることを考えれば、 板垣と福岡が中心となって為されたこの

# 第三項 「人民平均の理」諭告の草稿を書いた人物は誰か

大参事福岡孝弟の手に成るものとしているのは宇多友猪の『板垣退助君伝記』 記載はない。 藩 示されていると考えられるが、 「人民平均の理」諭告は勿論最終的には大参事たる板垣が承認したものであり、 『土佐百年史話』23、 また板垣監修の 百自 『維新経済史の研究』24においてこの諭告文全文を紹介しているが、 その草稿を作成した人物については今まで明らかにされなかった。 由党史』(上) 25には 「其闔藩に示論せる文に曰く」といっているのみで示されていない。 (第一巻) 26であり、 なお且つ板垣の 平尾道雄は自 藩政改革の姿勢がは それには 草稿を誰が書いたかとい 1身の 著書 二、土佐 j 権

る。 其世禄を罷めて代ゆるに禄券を以てし、 かくて四民均一の制を実施すべき機会が到来した。 此 の諭告文は蓋し福岡の手に成るものである。 自由に農工商諸業に従事することを許した。 左の一大宣言を発布して藩内に諭告すると同時に、 時に明治三年 (庚午) 士族の等級を全廃 十一月七日であ

三者のこれまでの経歴からして、 この諭告文を紹介して 連 としている。 では、 の藩庁布告 板垣本人はどうであろうか。大正八年に刊行された『明治憲政経済史論』の中の また下村公彦氏は論文 ―筆者注) 三年九月の藩政改革に関する太政官布告に基づき、 「即チ明治三年庚午十一月、 成案にあたって最も貢献したのは福岡であったと考えられる。」としている。 「高知藩における明治三年の改革とその周辺」27の中で「これらは 予ガ藩主ノ命ニョリ福岡孝弟ト倶 板垣・後藤・福岡らがねりあげたもの (二 闔藩 我国憲政ノ由来」28にお ニ示論セ ル宣言書実ニ左 (明治三年末における といわれるが、 いて板 ノ如シ」と

しているのであるから、 他の書においても福岡によって成されたと考えるのは当然であろう。

書で書い 均 注を参照)。 しかし、 0 理」 諭告の草稿そのものが存在する<sup>29</sup>。 たものから特徴のある字を選んで比較してみると、その字体の特徴は全く一致することが判明する3。 この諭告の草稿は奥宮慥斎によって成されたものであることを以下に示そう。 それ故これは慥斎が書いたものであると認められるのである。 そこで、この草稿の文字のうちいくつか特徴のある字を選んで、 高知市民図書館平尾文庫 その頃の慥 (具体的なことは に は 「人民平 斎が

の特徴は、 れ これでこの諭告は慥斎によって書かれたものであることは、 ちなみに、 る前の慥斎の日記を見ると、 ほぼ一致するので31、 この草稿は朱で訂正されている部分が数ヶ所あるが、その訂正文を福岡孝弟の楷書で書かれた文書と比較するとそ 藩庁に出勤して諭告を書いている様子が記載されている。 この諭告文は、 福岡によって部分的に修正されたものであろうことも確認できる。 ほぼ判明したのであるが、 明治三年十二月十六日から二十日まで 第二の理由として、 この諭告が発 せら

十六日、晴、出官、拮据匆忙、草喻告文、晚帰

 $\mathcal{O}$ 

日記

<sup>32</sup>の全文を示そう。

十七日、出官、改竄草稿、謀岩崎生推敲、夜帰

十八日、 寒甚、 出官、 頻 議改正事、 橋本同僚建白大禄更削 議、 余亦同之、 参政不可、 余又論之、 遂不決、 夜醸 宿 江 П

是日岩崎生又草喩文

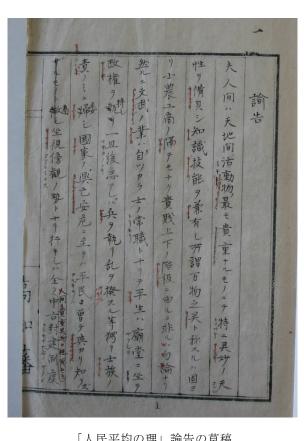
十九日、出官、出余及岩生喻文、乞裁批、参政遂取余稿、夜宿江口、有祖

二十日、晴、朝訪弘田・竹村、出官、喩文脱稿、夜退食、帰布

Щ

祭

この 日記中岩崎生、 橋本同 療がどのような人物かは つきり Ĺ な 1 が、 慥斎は諭告文を草し、 十九日参政33が慥斎の 稿を選び、 캪



「人民平均の理」諭告の草稿

日それを完成させたとして、慥斎の諭告文が採用された

上記十二月十六日か

「人民平均の

理

諭

(高知市立高知市民図書館平尾文庫所蔵) ことが示されている。「人民平均の理」諭告が発表された

承乏於書記之職、 事 告であると考えて間違いないであろう。 二 十 ,林有造書」 は十二月二十四日であるので、 付け加えて第三の理由として、 自 0 間に準備されていた諭告は の引用文の後に、

引き受け、 改革の令が発せられ、 頻りに 告 頻草告諭布令」と書かれ、 諭布令」 その時から慥斎は大属書記 即ち諭告を草したとある。 昨年冬、 0 職 大

「客冬発大改革之令、

僕

先に挙げた

「與権大参

理」 諭告の草稿は、 明治三年十二月慥斎によって書かれたものであることは明らかとなっ

均

Ď

頻

とあるのは、

明治三年十二月に諭告文を書いた後も、

翌年に何

口 か

別の諭告を書いているからである34。

以上で「人民平

ではこの諭告には慥斎の考えが、 含まれているかどうかが問題となるので、 次にそれを検討する。

### 慥斎の霊魂自由論

ここでは慥斎が草稿を書いた「人民平均の 「人民平均の理」 諭告の 次 内容

理 諭告の内容を検討する。 冒頭の文には

人間ハ天地間活動物

ノ最モ貴重ナルモノニテ、

特二霊妙

ノ天性ヲ具備シ、

知識技能ヲ兼有シ、

所謂 万

物

霊ト

称

コスルハ

78

固ヨリ士農工商ノ隔モナク、貴賎上下ノ階級ニ由ルニ非サル也

とあり、 人間の本性として「霊妙 ノ天性」 が備わっていることが強調されている。 人間が士農工商の隔てもなく平等であること

の理由は「霊妙の天性」を備え、「知識技能」を持っているからだという。

また、「人民平均」つまり四民平等の改革を断行する理由として、 普仏戦争の例を引いて、 フランスが 其 ノ都府長囲ヲ受ケテ

くしかないとしている。

猶屈」しなかったように、

我国が

「万国ニ対抗シ、

富強ノ大業ヲ興」すには、

国民が報国の責任を持ち、

「人民平均」

0

制度を敷

この「人民平均の理」諭告の内容は次の二つのことが柱になっていると考えられ

(イ) 王政復古、富国強兵

(ロ) 自由平等の原理としての人間本来の「霊妙ノ天性

このことを示す例として、 途中 「自主自由 , . の 権 を与える、 と述べる箇所を引用しよう。

、責ヲ広ク民庶ニ推亘シ、 |藩今日大改革ノ令ヲ発スル 人間 ハ 固 ハ階級ニョラス貴重ノ霊物ナルヲシラシメ、各自ニ知識技能ヲ淬励シ人々ヲシテ自主自由 ヨリ 朝旨ヲ遵奉シ 王 政 ノ一旦ヲ掲起セント欲スルカ故ニ、 主トシテ従 前 士 族文武常職

権ヲ与へ、悉皆其ノ志望ヲ遂ケ使ルヲ庶幾スルノミ

この文中前半が 級に関係なく 筆者が注目するのは、 「貴重ノ霊物」であることとしている。 7 であり、 この自由平等の根拠としての 後半が ( <sup>□</sup> であることが分るであろう。 「貴重ノ霊物」 「霊妙の天性」 は であり、 「霊妙の天性」 後半では これが慥斎の考えと思われる。 「自主自由 を持つ人の言い換えであると考えられ ノ 権 」 を与える根拠を、 このことを示すた 人間 は階

めに慥斎の書いた二例の文書 「喩俗 人間霊魂自由権利譯述」と「皇朝身滌規則」を見よう。

# **昴二項 「喩俗 人間霊魂自由権利譯述」の理念について**

#### (1) 慥斎の「霊魂」について

口 で示した。それよりも重要なことは、これが自主自 せられた「人民平均の理」を藩内各地の農民らにその意味を説明し、 八日まで、 5 の際に指導したからであり、 「人民平均の理」 喩俗 慥斎が諭 人間霊魂自由権利譯述」 諭告が発せられた約二ヶ月半後の明治四年三月八日である。これは、 俗司都教として藩内東部地方を巡回した時に指導したものである。 「譯述」とは 3 6 (「譯述」と略記する) 「自由権利」を得た「譯を述べる」という意味である。 由の根拠を明確にしている点である。 は前章第三節第三項で取り上げたが、 それを生活にも役立たせようとしたものであることをそこ 題名の始めに その少し後 この文書は、 書か 「喩俗」 の同年三月一 れたのは とあるの 前年十二月に発 その 八 日 日 は か 諭 6 付 俗巡 兀 け 月 カゝ

慥斎は、 自主自由 の根拠を「人民平均の理」 諭告では 霊妙の天性」といっているが、ここでは別の表現を使っている。 冒 頭

の部分を示そう。

八間ニ固有ノ天性霊魂ト自主自由ノ権ヲ与ルト云訳。

人間ニ限リ、 万古相カハラサル通義ナレトモ 天神ヨリ不測 ノ霊魂ト云ヲ賜ハリ、 (以下略 天地 間ノ所・ 有万物ヲ自由自在ニ我ガ物トシ、 其使役ニ供スル 今更云迠

慥 一斎は最初に人間に対して 「天神ヨリ が不測 ノ霊魂ト云ヲ賜 ハリ」として 「霊魂」 を措定してい 、 る。 少し後の文章におい て、 その

霊魂」

を次のように説明している。

80

扨其 実ニ不思議奇妙ナルモ ガ ?聴キ、 聴クモ言フモ思フモ、 (霊魂 言ントスレ ト云モノハト ハ早口ガ受取リ、 ノニ非スヤ、 ノ 様 皆何処カラスルヤラ、 ノ物ニテ、 是必ス其本シテ主人アリテ、 今何処ニテ、 動カントスレハ五体ガ動キ、 誰カラサスルヤラ知ラスニ、 今何処ニ住シテトノ様ノ面体ナルヤト コレヲ統へ司 考思フ事ハ心 視ント思へ ルモ 二思慮ス ノナクテハ叶 ハ 直二目 ル 細 抔 カニ尋ネ見ルヘシ、 力視、  $\exists$ ハヌ筈ナリ、 クヨク省ミテ見 聴ント思へハ 是所謂 人々今日 ル 直 視

テ即天神ョリ分チ賜ハリシ天性本心ナリ

([割注]

天性本心霊魂異名同物ナリ)、

ガ動キ、 違 この文章および最後の割注から もどこでも働いているものと考えられる。 それを上述に 考思フ事ハ心ニ思慮スル抔」とあるように、 「視ント 思へハ直ニ目カ 「霊魂」 は これを禅的、 「天性本心」と同じものだとい 視、 聴ント思 視覚、 仏教的に解釈出来ることを以下に示そう。 ヘハ 聴覚、 直ニ耳ガ聴キ、 言語、 、 う。 行動、 慥斎の 言ントスレ 思考などの行住坐 いう ハ早口ガ受取リ、 「霊魂」 とは 臥 0 人間活動 般に使われる意味とは 動カン 0 間に、 トス レ い 五体 つで

物質的 魂 実在を仮定した推測的認識であって、 と書かれている。 する考え方もある。 る非物質的実体。  $\mathcal{O}$ 般の辞典の中で霊魂が、どのように説明されているかを見るために『日本国語大辞典』 実体」 項を見ると、 など慥斎の意味する ②は慥斎のいっているものと違うことは明らかであるので①について検討すると、 肉体を離れても存在し、 そこには たましい。 霊。 「①肉体と区別され、 「霊魂」と似ているようでもあるが、 ②人だま。 あくまでも推量、 肉体の死後も存在すると考えられることも多い。 死者の霊が、 肉体に宿りながら心の働きの 想定というものでしかない。 夜などに、 光を発して飛んだりころがったりするといわれるも 実は全く違い、 つかさどり、 はっきりと自己の確信から 「考えられている」 | 第二版 人間以外の動植物、 生命を与えていると考えられて (第十三巻二〇〇二年) ①に説明するところは とい っているように 出発してい また物にも存在 0 な 0

といったのである。 のさまざまな日常活動である。 の具えている霊妙なはたらき」とは慥斎のいう「視ント思へハ直ニ目カ視、 いる(ただし「霊魂」 点において、 (傍点筆者)」38である。 慥斎のいっている「霊魂」とは違うものである。 それは の説明は それには「霊利な宿根。 「仏性」39に外ならないのであるが、 慥斎は日常活動を本来的に見れば、そこに霊妙な働きを見出すことが出来るので、それを 「たま、 たましい。 本来、 霊とはふしぎ。 人の具えている霊妙なはたらき。 慥斎と同じ意味を説明しているのは『禅学大辞典』 もう少し踏み込んで説明しよう。 魂は精神」とあって前掲①と変わりない)。ここでいう「人 聴ント思へハ直ニ耳ガ聴キ云々」 仏性。」として「仏性」の意味として なのであり、 にある「霊根

# (2)「霊魂」とは何か - 石田梅岩の「莫妄想」との比較-

慥斎は若い頃熱心に心学を学んでいたことがあるので⁴1、 実は、この慥斎が霊魂を説明している部分は、 同じような表現が その影響があるのかもしれない。 :石田: 梅岩 (一六八五-一七四 梅岩の例と比較して慥斎の考えを探 四 0 「莫妄想」 0 中にある。

此身此儘ニテ満足ヘッル>シタル訳ハ如何。

間

ろう。

「莫妄想」の一

部を引用する42。

答 先此身自在ナル事ヲ思フベシ。 香ヘニョンヲ嗅デハ味ヒヲ知、カカスカカイ 口ニ入テ身ヲ養ヒ、言語ヘダルンヲ以テ自由ヲナシ、手ニ持、クチ゚イッ゚シ゚ートジーデヂダーダーダーデーチチ 目二見テ、耳ニメ 聞業 鼻二嗅、 口二言。 夫ノミナラズ目ニ見テ其音ヲ聞キテハ其 形ット 足行テ自在スル、アシユイージザイ 是満足二非 アラシア

ょた、続いて

問 前 略) キト云カラハ、七珍ヘテシン万宝ヘデンヲ得タル如ク成心- ゚ー゚ー゚ー゚ー ゚ー゚ー゚ー 地アル事ニテハ候ハズヤ。

所以ナシ。 シテ見へシ眼耳鼻ペメー゙ショリ手足ニ -思フ迷ヘピ>心ヨリ、ッッピッ゚ 皆人器が 、器物ノ財ヲ宝トスル」キブッ ザイ タカラ 又足ニ行ドモ足ノ歩行スル所以モナシ。 此身ノ有難キ事ヲ知ズコノミ アリガタ コト シラ 欲心ヨリ、此身ノ有難キ事ヲ知ズ。 至迄斯ノ如ク自由スル事ハ、 (後略) 然 二 | 斯ノ如ク自在スルハ万徳ニ非ズヤ。ッック ゴト ジササイ マントク アッラ 目メニ 目二見ルト謂 モ目二見ル所以ナシ。 口二言ト謂 モロニ言メーシー イイド・メーミー ユエン・・クチーイフ・イイド・クチーイフ 見: 口二言、手二持手、足二行 此妙用ヲ知ズシテ外ニュノミャウョウ・シラ・ホカ フ事ヲ細カニ ヲシル

う。 即 実に用い ば VI  $\mathcal{O}$ だり この ち、 悟りを説き、 「目ニ見ルト 梅岩の する日 梅岩にお 行うことであって、 「見ル所以ナシ」「言所以ナシ」という表現において仏教の本質である「空性」⁴⁴を表しており、 常 いては 最後には具体的な工夫の仕方まで示しているものである。ここで引用した問答は、 「莫妄想」という一文全体は、 謂 行 動 モ目ニ見ル所以ナシ。  $\mathcal{O}$ 中に 「目ニ見テ、 妙妙 それが即ち梅岩にとって「万徳」であり 用 耳二 を見出すことが 一聞\* 口ニ言ト謂 モロニ言所以ナシ」であり、これが「万徳」クザーイヷーイミドクザークコユエン 鼻二嗅、 最初 の問 口ニ言」ことはそれだけで十分満足なことであり、 「有難キ事」 いに 「見性成仏」という語が出ていることから分かるように、一 であるとして、 「満足」なことなのである。 梅岩がその 重要性を指 であり 人間の見たり、 摘してい その本質に迫ってみれ 妙 妙 用 用 るも とはそれ 43であるとい 聞 ので いたり、 貫して禅 を如

あ 司 る 似性は明らかであろう。 慥斎においては、先に示したように 「空性」 モ を表してい であり、 梅岩 即 0 ち梅岩の 目メニ 見: ル 「霊魂」とは「視ント思へハ直 所以ナシ」 1 謂 ~ド モ 目メ 三 見<sup>ミ</sup> は慥斎の ル所以ナシ」 直 ٤, に当たり、 二目力視、 慥斎の 視ン 慥斎においてもこの表現によって仏教 聴ント思 、 ト 思 へハ直ニ耳 ハ 直 目 ガ 聴 J 力 ?視 0 くような 表 現 を 見 コ の本質で 比 レ ・ヲ統 れ

れ をあえて 「空性」 であるが故に梅岩にお 「霊魂」とい つ たの である。 いては 「目ニ見テ、 耳 = 聞\* 鼻ヶ テニ嗅、 口ヶ ニニューニュー 等の 主体を示す 語 は書か れ てない。 慥 斎 は、

そ

1

、う問いに対して、

その答えは

さらに慥斎は、この「譯述」において「霊魂」を説明して

コ ノ霊魂ハ、 凡ソ人間ト生レシ限リハ、 知愚賢不肖、 貴賎男女ニカキラス、一同ニ完全無疵ナルモノナレトモ (以下略

と述べているので、 これに対応する表現を先ほどの 莫妄想」 の中に探してみよう。 釈迦の 「唯我独尊」とはどういう意味かと

答 釈 尊ッシャクソン 人ハ其身其儘ニテ万徳円満ヘョロッノトクンノ者ナリェト、ソノミソノママ・マントクエンマン

にいう自我ではなく、 給フ事ニテハナシ」と注意していることからも分かるように、そのような意味ではない。ここでいう「唯我」 であり、 慥斎の「完全無疵」と同じ意味であると理解出来よう。 いという意味である。梅岩は、それを「人ハ其身其儘ニテ万徳円満ヘッロロッフトウンノ者ナリ」であるといっているので、「万徳円満」
▽ントクエンマン は誤解されやすい語で、 とあるように、「万徳円満」 貴賎男女ニカキラス」に当る。 あらゆる人にとってそのまま 自己の本質であり、 現在でも一般には という同じような表現を見付けることが出来る。 このように慥斎のいう「霊魂」 「万徳円満」 仏教の本質である「仏性」の意味であり、「仏性」としての 「自分だけが偉いとうぬぼれること」⁴5と解されることが多いが、 であるという意味なのである。 この場合、 が 梅岩のいう「人」とはあらゆる人をさし、  $\overline{\phantom{a}}$ 同二完全無疵」という意味は、 意味はこちらの方が積極的であろう。「唯 「我」以上に尊いものは 「霊魂」とは仏性のこと 慥斎の「知愚賢不 0) 梅岩も「慢ヘジンシ 「我」とは 我独尊」 一般 は

### (3) 「霊魂」と「自由」の関係

来るのである。

11 う語が、 慥斎はこの後 次のように使われていることに注意したい。 自 由」の説明に入るのであるが、それを見る前に、 先ほどの 「莫妄想」 の引用文中に 「自由」 とか 「自在」

「然 二斯ノ如ク自在スルハ万徳ニ非ズヤ」「既耳鼻ペス゚サー゙ シサー ~ アシトク アラ『眼耳鼻ペズッツョリ手足ニ 至 迄斯ノ如ク自由スル事ハ」「言語ペロ、ターンヲ以テ自由ヲナシ、手ニ持、足行テ自在スル」「先此身自在ナル事ヲ思フベシ」

ここで使われている「自  $\mathcal{O}$ きなのである。つまり、ここでいう梅岩の 在スル」のように動詞としても使われる。この意味は、 話したり」「行動したり」といった日常生活そのものが 主体なのであるから、 「霊魂」 由」と「霊魂」の関係に触れておこう。「自 は先に示した仏性という意味であると同時に、 「自由」とは禅的、 単に「束縛がない」というよりもっと深く、 「妙用」としての「自由」なのであり、 仏教的、 当当も 本質的立場に立っているのであり、 「自在」も同様の意味であり、 「妙用」としての 慥斎のいう「霊魂」とは 自 先ほどの「妙用」と解すべ 由」を表すということが出 時には 「見たり」「聞いたり」 「自由スル」「自ジュウ 一妙用

録 多くの語を費やした後、  $\mathcal{O}$ ク云事ニテ、ソレト気ノ付カヌハ餘リ自由ナル故也」といって「自主自由」 慥斎の 自 『臨済録』 曲 自 即ち 曲 『玄沙広録』『碧巌録』 仏 の説明に入ろう。 性 0 「自主自由」とは 自 画 は、 慥斎は 先に挙げた梅岩の などの禅家の書物にたくさんの用例を見ることが出来る⁴6。 「近事洋学家ノ云出シタル言ニテ、 「霊魂」 即ち 「莫妄想」 「天性本心」の教育は幼児の時 の例に見られるばかりでなく、『六祖壇経』『南泉語要』 は新しい言葉ではないとしている。 昔ハ聞カサリシト云モノアリ、大ニ不然、 から重要であるとして教育方法 鈴木修次氏によ なるほど、 れば 古今皆 に触 『自由 『百丈廣 慥斎 れ

を次のように引用している50。

曲 転換によって別の価値観が付与され4%、 用 ということばは中国においても古くから用いられていたが、 ような仏教の究極としての境地」⁴᠀を表すようになった。 いられてきた」⁴▽という。つまり価値をもたない否定的な言葉として通用されてきたのであった。 なのである。 安永祖堂氏によれば、 慥斎の使っている「自由」とはこのような 中 ・国では長いことかってきままを意味することばとしてこの語 鈴木正三に至ってはっきりと「『涅槃』 それが禅家にお 「仏性の自 あるい は 声 『解 脱 いて 「解脱の自 発想の ح いう 彙が

慥斎は、この「譯述」の中で「夫自主自由 ノ四字ヲ委ク訳スヘシ」として福沢諭吉の 『西洋事情二 |編』巻之一、 「例言」 の文章

英語に 「リベルチ」ト云 先自由自在ト云義ニテ、 漢訳ニコレヲ自主トモ自得  $\vdash$ モ自若、 自 主宰、 任意、 寬 容、 従容ナト

ノ字ヲ当テタルヨリ出テ

即ち、 ある まざまな自由 慥斎は続けて、 るとしている。「天性本心霊魂」 「自由」を 自由自在、 の説明をする前に、 自身の見解として「元初 「仏性の自由」、 自主、 自得、 自若などと解釈して訳しても、 とは、 「解脱の自由」と解釈したのである。 英語の 先に示したように「天性本心」と「霊魂」 ハ天性本心霊魂 「リベルチ」 のいろいろな訳に対して、その元は ノ條理ヨリ縁ヲ引イテ云言ナリ」(傍点筆者)と言っている。 その元には 慥斎はこれを 「天性本心霊魂」 は同義であるから、 「霊魂自由」といっているのである。 「天性本心霊魂」 が あり、 慥斎は それに関連をもった語であ であると解釈した。 「リベルチ」 この後、 の訳で さ

#### (4) 慥斎の「権利」とは何か

慥斎はこの 「譯述」 の終わりにかけて、 「訳家云」として福沢の 『西洋事情』 における自由の説明を引用した後、 「又権ト云

すべて 行篤教、 理解する鍵となる。この けたのである」54と解説される。 ことは、 上 道理であり 0 るこれを性と謂う」 返済を迫ることが出来るような、 「人々当然ニ所持スル筈ノ利ナリ」として権利を説明している。 の社会的 「誠」と考えられるならば53『中庸』(第十一章) 慥斎が霊魂を 則 |な権利の根源を社会道徳である「忠信」「篤敬」 5ºに置いたことは慥斎の考え方に基くものであろう。「忠信篤敬 雖 「コレヲ惣シテ人間ノ自主自由ノ権ト云テ、 適夷狄不可棄」5~という孔子の言葉を引いて締め括っている。 第一 「天神ヨリ分チ賜ハリシ天性本心」といったり、 『中庸』 章 を意味する。 の 一 正しいことをどこまでも主張できる 句は 「人間本性を天からの命としてわりつけられたものだとすることによって(「天の命ず 筆者注)、 道徳的本姓を確立したように、 是天帝ヨリ御許ヲ受ケ来リ、 に 「誠は天の道なり、 そこには道理があり、 自主自由 「独立不羈」 この孔子の引用は これを誠にするは人の道なり」という句 の権を「天帝ヨリ御許ヲ受テ来リ」 天下晴 で 誠実の徳を絶対的な至高の立 その道理とは、 「束縛」 レテノ権利ナリ」として「言忠信 『西洋事情』 0) ない 確かな証 「自由自 にはなく、 在 文があ という天を 場 である筈 れば借 E 人間交際 0 根 ある は

ある 行テモサシ構ナキ」ものであり、「天下晴レテノ権利」であり、 同時に天の命としてわりつけられたとしたのである。 これから考えるに、 「忠信篤敬」を行ずることであり、 慥斎は仏性に相当する霊魂 それ故 「人間 (即ち天性本心) よって、 ノ公欲」「交際上 自主自由の権を行使するとは、 「人間 を天の命としてわり ノ第一義」であるということになるのである。 ノ通義」 であり 「蛮夷 つけ 5 (道徳の 「天の道」としての れたと考えた同 低い国や地域 時 に、 誠 筆 自 者 0) 主 展開 注 自 由

義的なものである。 慥斎の 「権利」とは 西洋的二者対立の上に立った権益の表明ではなく、 他者に対して自己の利益を主張する考えとは全く違い、 東洋的内省の上に立った天道の表出なのである。 仏教的、 儒教的な人間 の本性の立場に立 た道

#### (5)「霊妙の天性」について

改めてこの 「譯述」 全体と題名 「人間ニ 固 |有| 天性霊魂ト自 主自 由 ノ権ヲ与ル ト云訳」 を考えてみると、 この文章 は 天性

魂 を ているものであることを示している。ここでいえることは、この一文の内容は、 霊妙の天性」と同じものを指しているのである。 「霊妙の天性」としていることと同じ構造を持っていることである。 が :天から分け与えられた、 人間に固有のものであると同様に、「自主自由ノ権」も同様に天から分与され、 分り易く示すと ということは、この文章の 先の 「人民平均の理」 「霊魂」 諭告が自由と平等 即ち「天性本心」 人間が本来所有 の根拠

は

霊魂 (「喩俗 人間霊魂自 由 権利譯述」)

天性本心 (「喩 俗 人間霊魂自 由 権利譯述」)

霊妙の天性 (「人民平均 の理」 諭告)

となる。

である。 魂」「天性本心」(ないし「天性霊魂」 ものを、これをより分かり易く説明するために「霊魂」 この「譯述」が 「人民平均の 理」 諭告の ŧ, は皆同一の意味を表し、 説明であることを考えて見れば、「人民平均の理」 或は 「天性本心」という語を使ったと考えられる。 「霊妙の天性」 の別表現なのであり、 諭告で「霊妙の天性」 まさしく慥斎の考えなの 即ち 「霊魂」 といっていた 「天性」

#### 第三項 「皇朝身滌規則」 の理念と 「悔過自新

この「皇朝身滌規則」55は前章第二節第四項でも取り上げたが、ここではその理念的部分、 人間観を取り上げ、ここでも「人

民平均の 理 諭告の理念 「霊妙の天性」 は踏襲されていることを示そう。

に にはフルベッキの跋文が付いている。 官を集めて指導した56。 治三年五月以前からこれを編集し、 就除身 慥斎は明 ?滌の必要性が述べら 治四年三月 八日から四月八日にかけて実施した東部巡回の際、 「皇朝身滌規則」 れている。 同年十月から十一月にかけてフルベッキとも交流して意見を求めた。 慥斎はこれを 初めに書か は大祓 (六月祓) れている人間観を示そう。 「悔過自新」 を行う時の具体的なやり方を示すものである。 の道として重要視した。 大教宣 布 0) その内容は初めに人間観が示され、 環として、 この 官版 「皇朝身 慥斎は東京に 「皇朝身 滌規 滌 則 出 を神 る明

次

#### 題言

ヲ以ナリ、 人間 流 隨 以 ル ノ神道トモ 下略 ヽヲ私欲トモ非道トモ称シ、 故ニ智慧ノ大ナルモ意慾ノ逞シキモ、 人道トモ称シ、 天神ヨリ 霊魂ト云モ 其知慧意慾モ亦隨フテ愈善ニ進 其知慧亦隨フテ愈々悪ニ進ムモノヲ小人トモ悪人トモ云、 ノヲ分賜リテ、 天地 亦禽獣等ニ比スレハ深ク且大ナリ、 間 活 :物中 シムモ ノヲ君子トモ善人トモ云、 、最モ貴キ物ナレ ハ、 其霊魂天性 所謂天地 実ニ恐ルヘキモノハ人間ナリ5万 若シソレ形氣 人三才ト並 ノ侭ニ率フテ善ニ ノ侭ニ 称 ス 任セテ ル 徳ア ユ クヲ 悪 ル 神 此

使われてきた「霊魂」が示されている。 この一文から慥斎の 性 が 「霊魂」 に表現が替っているだけで、 人間 観は 霊 魂 に基づいていると理 この冒 内容が殆ど同じであることに注目したい。 頭の一文と先に「人民平均の理」 解出来よう。 ここでも初めに前 諭告冒頭の部分とを比較して見ると、「霊妙の天 項 喩 俗 間 霊魂 自 由 権 利 譯 述 で

夫レ 人間 ハ天地間活動物 ノ最モ貴重ナルモノニシテ、 特二 霊妙ノ天性ヲ具備シ (「人民平均 0 諭

柄を述べた

「規則三章」が続き、

人間 ハ特ニ 天神ヨリ霊魂ト云モノヲ分賜リテ、 天地間ノ活物中ノ最モ貴キ物ナレハ(「皇朝身滌規則」)

天性」はここでは「霊魂」として語られているのであり、ここでもこれは慥斎の考えであることが分かる。 であり、 つまり、 故に「人民平均の理」 前項 (5) で見たように 諭告の人間観と「皇朝身滌規則」 「霊魂」 は 「霊妙の天性」 の言い換えであるから、 の人間観は同じである。 両者の考えは表現に多少の 即ち、「人民平均の理」 諭告の 相違があるだけ 「霊妙の

ここで慥斎を理解する上で重要な 「悔過自新」58という語について述べておこう。 右記の引用文の後、 祓除身滌の具体的 にな事

そのはじめの部分は次のように示されている。

此ヲ能 々省ミ精々悔ヒ改メ、 真心 二神明ニ誓ヒ奉リ所謂今日 ロヨリ始 テ罪ト<br />
云罪ハ有<br />
ラシト<br />
祓ヒ<br />
清メ、 只管悔過自新 ス ルヲ

スヘシ

また、前章第三節第四項で取り上げた「立教の儀」においても

カノ聖人ニ貴フ処ハ無過ニアラズシテ能ク過ヲ改ムルニアリ、 祓除身滌 ハ即所謂、 改過自新 ノ教ニテ、 亘古亘今四海 11二放テ

皆準スル善法ト云ベシ

に関心を寄せ フルベッキは跋文の中で というように 「改過自新」という語が現れる。 「余土州の人奥宮某か記せる神道の略書を読み、 これは 「祓ヒ清メ」「祓除身滌」を慥斎が別の表現で表したものと考えられる59。 殊に竒絶を覚ふ」と、 慥斎の書いた 「皇朝身滌規則

認識し、

キリスト教に対して対しても新たな認識と理解を得たのではないかと考えられる。



慥斎の自筆書「悔過自新」 (高知市立高知市民図書館所蔵) とい は驚きである。 と考えられる。 致すへき本務なるを以、 せんと欲せば、 ってキリスト教の立場から、 祓除の法を行ふへき事、

た

抑世上億萬の蒼生、

真神よりこれを見れ

尽く罪科に汚れさるもの

な

此

罪

科

を一

掃

各自ら之を行ふへく

但此法を行ふハ即各人其己を創造せる造物主響に

考えれば、 内容を示すものであり、 キが高く評価したことは、 ッキも神道に対して深い認識を持っていたことの証左である。 神道、 キリスト教は共通 またそれを通して自らの 両者において洋の東西を越えた普遍的な価値を認め合ったことであり、 の側面を持つことは明らかなのであり、 宣 改めよ」という語があることは周知の事実である。。。 布運動の 「能ク過ヲ改ムルニアリ」とは、 「霊魂」「天性本心」「霊妙の天性」 環である、 神道の内容を持つ「皇朝身滌規則」についてフルベッキの賛同を得たこと しかし、 この 見方を変えれば、 神道行事の 「悔過自新」 「祓除の法」を肯定し、 洋の東西を問わないのであり、 「皇朝身滌規則」 そこに於いてこそ、 は 慥斎のいう如く を本然のものとしていく過程である。 慥斎におい の内実を、 キリスト教を防御しようとする大教 慥斎のいう 慥斎はフルベッキとの共通性を 7 聖人」 慥斎の見識に劣らず、 「皇朝身滌規則」 キリスト教徒のフルベ キリスト教にも は過ちがないのではな 「悔過自新」を認め の基本的な フルベ 悔 そう

#### 第三節 慥斎の 「人間交際論

ここでは 「霊妙の天性」 即ち 「霊魂」 が 前章と同様に慥斎の考えとして使わ れ、 さらに慥斎の 人間 に っい ての 認 識 が 西洋的

ものと根本的に違うことを示そう。

七日条に うなかなり長文のもので、『西洋事情外編』(上帙は巻之一、下帙は巻之三)を最初から数行づつに分けて引用したものを本文と  $\mathcal{O}$ に書かれたものと考えられる。この著作の考えは、 種類残されている史料の中で「訓蒙人間交際論」 民平均の理」諭告などと同じ考え方や似た表現があることから、その頃の各文書の基本的な考えを示していると考えられる。 して、それに解釈を加えたり、 この 東京滞在中に培われたものであろう。 「人間交際論」のは造斎が、 「草拙著交際往来#kmm」6ºとあるので、「人間交際論」 用語を解説したりしているものである。その内容を見ると「喩俗 福澤諭吉の著した『西洋事情外編』に触発されて書いたものである。 は冒頭に「明治五年春起草」と書かれ、 それ以前フルベッキやその他の人物と交流があった明治三年五月から十二月 はそれぞれ題名に変遷があるが、 慥斎の日記を見ると明治四年十二月十 人間霊魂自由権利譯述」や「人 明治四年 これは著作と呼べるよ -から明治 五年の 初

#### 第一項 慥斎の人間認識

福沢諭吉は『西洋事情外編』〔『外編』と略記する〕(巻之一) の冒頭で次のように言っている。

以て身を全して朝露の命を終ることを得るなり。3。 人の生ずるや、 天より之に與ふるに氣力を以てし、 之に附するに性質を以てし、 此氣力と性質とに由て、 外物の性に應じ、

慥斎は「人間交際論」冒頭で福沢の言を次のように直している。

in

夫人間ハ、 ニワガ身命ヲ全クスルヲ、 天神ヨリ、 靈魂氣力性質ノ三ツヲ賜ハリテ生レシモノニテ、此三ツヲ以テ外物ノ性ニ應シ、 人間ノー生涯ト云ナリ64 能ク交際ノ道ヲ尽シ、

確認するために原典を見てみよう。 POLITICAL として、当然認められるべきものであるというのが理由であると考えられる。 とは仏性という人間の根源的なものであるためで5、 か。それは、ここには慥斎の考え方が表れていると考えるべきなのである。それは、 萃シ、毫モ愚説ヲ蕣ブスル者ニ非ズ」として自分の説を入れてないと主張しているが、この矛盾をどう考えたらよいのであろう 霊魂に「アニマ」というルビを振っている。 『西洋事 ,情外編』 ECONOMY®を訳したものである。 では 人間を 「氣力と性質」 先に『外編』 その後の説明に慥斎は、 の二つとして定義しているが、 福沢訳が人間を「氣力と性質」としているが、 の冒頭に相当するその英文は その属性に関係なく『西洋事情外編』に書かれていなくとも、 本文は 慥斎は 「福沢氏ノ翻譯セシ西洋事情外篇等ニ據テ、 福沢 「霊魂、 第二節第二項(2)で述べたように  $\mathcal{O}$ 外 そこに霊魂が含まれていないことを 編 氣力、 は 性質」の三つとして、 John Hill Burton 普遍的な真理 霊 さらに 之ヲ抜

which bear a relation to the qualities of the external world, and appear as designed to enable him to live and thrive Man, this transient scene of being. in being placed upon the earth by his Devine Creator, has been invested with certain power and dispositions

もない そのため福沢の 「霊魂」 氣力 (power) をいれたことは重要である。 『西洋事情外編』とは趣きを異にしている。 と性質 (dispositions) 慥斎の があるのみで霊魂はない。 「人間交際論」 また、 は全編を通じてこの霊魂を基にして解釈しているからである。 このことは、 慥斎が人間の性質として「気力と性質」 福沢の訳の巧拙ではなく東西の文化文明におけ 0) 外に原典に

事 ものを示唆している点において、 を置いたことは、 る人間の認識において本質的な違いを想起させる。 柄を述べているものであるからこそ、 西洋近代文明の理解において、 たいへん重要な意味をもつ。 福沢が西洋文明を紹介するために訳したのである。 また西洋対日本の思想・文化においても、 即ち POLITICAL その影響は当然、 ECONOMY は当時 自主自由の理念にも及ぶのである。 の西洋の思想、 その中の 西洋に欠けていて日本が持って 社会、 人間認識に慥斎が 経済などを概観した 霊

### **界二項 慥斎の「自主自由」再考**

 $\mathcal{O}$ 第二節第二項において慥斎は 『外編』と慥斎の 「人間交際論」 自由 から考えて見よう。 を 「仏性の自 由 『外編』では次のように言っている。 解脱の自 曲 と解釈したのであるが、 改めて自主自由 に 0 *(* \ て福

天より人に生を與れば、 由にするは天道の法則なり。 由を得ざれば、才力共に用を為さず。 天より附與せられたる自主自由の通義は、 又従て其生を保つ可きの才力を與ふ。 即ち人は其人の人にして猶天下は天下の天下なりと云ふが如し。 故に世界中、 賣る可らず亦買ふ可らず。 何等の國たるを論ぜず何等の人種たるを問はず、 然れども人、若し其天與ノ才力を活用するに當て心身 人として其行ひを正しくし他の妨げを為すに 其生るゝや 人々自から其身體を自 束縛せらるゝこ 0)

非ざれば、

國法に於ても其身の自由を奪取ること能はず6%

即ち、 其生るゝや ここに霊魂が出てこないことはこれまで述べた通りである。 福沢訳 の自由論は天賦 束縛せらるゝことなく」は、今日では「人間は生まれながらにして自由である」という表現でよく知られている。 人権論であることは明らかである。 ここでは 慥斎は 「人間交際論」 「自主自由」 を の中で自主自由について 「天より附與せられたる」としている。

て始て好合調和の親みを存す可し。

すに至れり。

自主自由 処、 コ トナリ、 世人モ亦明許黙許スル所也の ノ権トハ、 是モト霊魂天性ニ根サシテ、 人間ノ天ヨリ得テ、 人ノ許ス自然ノ権力ナリ、 人々ニ各自ニ具ハリタル当前 自主自由トハ、身其主将トナリテ、 ノ権柄ニテ、 固ヨリ放蕩恣肆 ノ謂ニ 自由 非ズ、 自 在ニ 国法 為スヲ得

基づくところは霊魂=霊魂天性であることを示している。 と述べて、ここでも 「自主自由 を 「霊魂天性ニ根サシテ」としていることは、 もう一つ慥斎の霊魂認識の例を挙げよう。 慥斎の自由論は、 天賦 動 物と人間の違いに 人権論ではあるが、 その

『外編』では次のように述べている。

質あり。 禽獣は各=其性を異にし、 を與にするものあり。 世人或は此理を知らず、 人の所為を察するに、 或は群居を好まず寂寞として獨り食を求ル 獨歩孤立して世を渡らんとせし者ありしかども、 其天稟、 群居を好み、 もの 此彼相交り此彼相助て、 あり。 或は友を呼び群 底到其身の幸を失ひ、 を成し、 互に世の 却て世間 便利を達するの性 巣穴を同 の害を為 Š 餌

致し難し。 億兆の人民、 故に人間の交を全せんには、 其性情相同きが故に、 交際の道、 相互に自由を許し相互に堪忍し、 世に行はれて妨なしと雖ども、 時としては我料簡をも枉て人に従ひ、 人々の 料簡 は 各 #持前の 見込ありて必しも 此彼平均

これに対して慥斎は

人ト禽獣ノ殊ナルハ、 只霊魂天性 ノ有無ニアリ、 禽獣 如 何 程賢コキモ、 全ク此霊魂ヲ具スルモノナシ (中略) 故二人性

憐ミ、 性トハ、 ヨリ受ケタル霊魂天性 我 許 、ナレバ、必シモ同意 獣ノ殊ナルハ、 体 彼我交通、 ・ノ仁徳、 相互 同ク論シ難シ、 堪忍シアヒ 然ラシムル処ニシテ、 互 二 只霊魂天性ノ有無ニアリ、 相親睦スル天倫物ナル故ニ、 一致シ難ク 禽獣ノ或ハ独居ヲ喜ム、 同一ニシテ殊ナラザレトモ、 中 略 (中略) 彼此 徒ラニ自私自利ニ忍ビザル天性アレバナリ、 ノカ平均 故二人間交際ノ道ヲ全セント欲セバ、 禽 獣 群衆ヲ好ム、 ニ帰スルヲ交際ノ全道、 ハ 世 如 何 ノ便利ヲ達スル知識ヲ開発シ 其気質形体ニハ、 程賢コキモ、 各其性質ノ異ナル 全ク此霊魂ヲ具スル 千差万別 人情 ノ通義ト云で ノミ、 相互ニカノ人間 (中略) ノ違ヒアリテ、 中 略) 人ハ其天性群居同室ヲ好ミ、 然ルニ此ニー大事アリ、 モノナシ 自ツカラ人心ニ具スル 固 有 人々ノ意見各 中 自主自 略) 故ニ人性 由 1 Þ 云ウコ 別 人ニ天神 霊 同 卜禽 ナ ル 類 人

り、 性と解釈出来る霊魂に置いているので、 同じである。 として、 ハ」として「霊魂」 明 6 かに自 やは よって、 り 霊魂は 他の対立を前提とした西洋合理主義の考え方では 慥斎の自 を前提として 人の みにあって、 主自 由の権とは 「自主自由」 動物には 飽くまで普遍性を持ちながら伝統的 「霊魂」 を許すとしていることは、 ないという霊魂観に立ち、 が前提であり、 ない。 なお且つ、 その霊魂とは先に見たように仏性と解釈出来るも 先に見た 自 (つまり仏教的 主自 天賦 由 に 喩 っい 人権論に立ってはいるが、 俗 ても 儒教的、 人間 「人ニ天神ヨリ E霊魂自· 神道的) 由権利譯述」 な立場に立って 受ケタ その基本を仏 ル 構 のであ 霊 造 天

# **昻三項 慥斎における神道、儒教、仏教、キリスト教**

1

るのである。

また、

続いて天神を説明

しかしながら、 慥斎は本節第 項 の初め 「人間交際論」 0) 冒頭を引用したが、 そこに霊魂をアニマとルビを振っていること、

天神、 ト見ヘタリ、 此神体固ヨリ数多在マスニアラズ、 玉 々ニョリ傳ハ種々異同アレトモ、 唯一 神ナリ、 実ノ御物ハ、 此神徳ニヨリ、 彼我ノ差別ナク、 天地、 日月人物ヲハシメ、 只是独 無二ナリト知ル 所有万物ハ、 ベシ 産 出 セシ

として割注を設け

我 皇国ニテ加美ト云、支那ニテ上帝ト云、西洋ニテ「ゴッドト云」、皆同一体ナリ

である霊魂はキリスト教の神とも同一であるということである。 よって霊魂を説明する割注に 皇国 ノ古語ニ奇魂ト 云、 支那

テ天命ノ性ト云、 西 洋ニテアニマト云 (傍点筆者)、皆同一物、 別 ニ非ス」と言っていることも道理であろう。 慥斎は 「神魂問答」

の冒頭において、

としていることは、

即ち加美

(神)、

上帝、

ゴット

(God)

を同一体として見ていたことであり、

儒、

仏

神の三

教に共通

0

精

或 人問 世 二鬼神霊魂 ノ説 ナト幽渺荒唐ナル ハナシ、 何卒慥カナル説アラハ承リ度シ (後略)

という問いに対し、自身(慥斎)の説として

前 略) 夫鬼神ト云ニニツアリ、 ツハ造物 デ 神 一ツハ人鬼ノ霊ナリ、 我力神社ニ祀ル 所、 多クハ人鬼ノ霊ナリ、 例 セ

チ造物ノ神ヨリ直ニ稟ケ得タル、 公楠公社ノ如キ是也(中略)倶ニ加美ト訓ス、先輩云カシコミノ畧ト、即可畏敬ノ義ナリ、霊魂ト云ハ人ノ魂性ナリトロヒヒ異スヒトリ 人ノ人タル根原、之ナケレハ人ニ似テ人ニ非ス (中略) 是聖凡知愚ニョラズー 般二 造 即

おわりに

チ 是 物、 神ノ分賦シテ而カモ其神ト 人鬼ノ鬼タルモ人ノ人タルモ即チコ 同体物ナリ ([割注] ノ 物、 造物神 生前モ是物、 ノ魂即チ人ノ魂ナリ、 死後モコ ノ物ナリ、 別物ニ非ス)故ニソレ造化 故ニ概シテ云へハ是物ノ外 神 神タル モ 何 即

ツモ物ナシト云テ可ナリ

節で 明学を唱え、 り ۲, 天性本心= 慥 キが悔過自新としての祓除を認めている。 ル であるが、 は もとそれは儒学の言葉であり、 スト教との関係についていえば官版 ベッキとの出会いを通して、 斎の霊魂に通ずるは、 神 究極の 慥 キリスト教にも通ずるといっても、 「神道、 斎はキリスト教においても造物主の存在は 儒 仏 慥斎の場合その認識はそれほど奇異なものであったとは思われない。 霊魂の重要な意味があるのである 認識として、 かつ、二十代に見性の経験を果し、 キリスト教は共通の側面を持つ」と述べたが、 耶に共通の絶対性を説明するために導入した表現とも考えられる。 伝統的な考え 造 物 0 同時に、 確信を持った思想であることを考えれば、 神 人鬼、 「皇朝身滌規則」にあるフルベッキの跋文の存在は大きい。 (思想) 慥斎の言う「霊魂」 飽くまで自他の対立を前提とした西洋合理主義の考えとは別なのであり、 とすれば、 人は生前も死後も霊魂としての絶対性を述べている。 を基にしていると同時に普遍的な神・ 禅の研鑽を深めていったところ、 「霊魂」として共通の絶対性を持つと考えるに至ったのである。 結局神・ (即ち仏性) に至る道である。 改めて考えてみると、 儒 • 仏 耶の四教に通ずることを意味するのである。 慥斎自身の形成過程おいて不自然なところはない。 もともと神道が家学であり、 神道の 神道国教化政策に関わり、 慥斎のこの四教 儒 • 仏 なお且つキリスト教宣教師 「皇朝身滌規則」 耶の四教に通ずる道である。 これが慥斎の言う 慥斎の 一致のテーマ 「悔過自新」 の中で使われ、 明 佐 藤一 治三年東京でフ は余りにも壮大 慥斎の そこに慥斎の 霊 このように 斎に学び陽 のフル は、、 霊 もと 第二 であ

丰

1

は わ るものであった。 0 は く関わりを持ち、 れる。 であり、 同論告の キリスト教にも通ずるものであった。 本章では、 慥斎の その本質は 自 「人民平均 由 平等の 自 「人民平均 慥斎はフルベッキとの交流を通して 曲 の原理が の理」 喻 0 理解は、 俗 0) 諭告は下書きを慥斎が書いたこと、 理 「霊妙の天性」 人間霊魂自 諭告には このように仏教、 由権利譯述」 即ち 慥斎の考えである 「霊魂」 儒教、 「霊魂」と「アニマ」 におい に基づき、 神道の本質的な認識である て、 「霊魂」 また慥斎は 仏教や儒教にも通じ、 その に基づく自由 「霊魂」 は本質的に同じであるという確信を持ったように思 板垣と親し とは 品論が 「霊魂」を土台にしたものであり、 「天性本心」 「皇朝身滌規則」 関係があり、 入っていることを示した。 Þ 明 「霊妙の におい 治 三年の 天性」 神道 慥 政 と同じも 斎 改革に深 0 それ 通

ろう。 るが、 なく、 といっているが、ここにその慥斎の、 思想的にも圧倒的に優位に立っていた欧米に対して、 民平均の 心だとか、東洋君子国などといって騒いだ人もあった。 文脈で語られるこの 自 込み、 認識をもち 福 由 沢諭吉は 慥斎が 神 そこで大拙は 理 0) 儒 儒 概念が得ら におい 仏 仏さらにはキリスト教にも通ずる霊魂自由だったのである。 「人民平均の理」 「リベルチ」(liberty) 進 神 取 語  $\mathcal{O}$ て、 れる 明 精神を持っていた慥斎の真面目を見る思いがする。 耶  $\mathcal{O}$ 訳の 治の初期といえば、 拠って立つところの自由 に通じた深い認識 0 は、 可 論告を書いた明治三年十二月の時 能 書物では 性に の翻訳に苦しんで結局 確固とした伝統に基づいた考えの例証を見出すことは、 「霊魂」 福 0 沢の 上に立って 何もかも西洋かぶれというわけではなかった。 は 論とは、 なかった。 |西洋事 ともすれば自己を見失いがちになる当時において、 しかしその諸説はい 「人民平均 情 慥斎においては 我国に西洋思想が流入し、 自 「初編」、 曲 点では中村正直訳の の理」 と訳したが、 「外編」、 諭告を書い 鈴木大拙の晩年の文章に自 このことは、 かにも浅薄で、 「リベルチ」 編 福沢にお たのであった。 『自由 経済的、 (liberty) 江戸 だけであっ 深いところには 国粋だとか、 時 1 理 決して小さなこととはいえな て、 代 軍 0 も出版されてはなく、 た。 事 身 政 の意味における 分制の 曲に 的にはもちろん社 治 慥 的 斎は 日本主義だと なお本質を見失わず 触 ついて述べ 圧 解放を宣言 制 れ てい カコ 5 5 早くそれ なかっ 0 自 たも 解 会制 曲 放と 西 た では

— であろう。 『自由党史』 土 佐 藩政 绿 0) 歴 方は日付が明治三年十一月となっているが、『土佐藩政録』を見れば十二月となっているので、 史図書社、 九八〇年、 六二五 - 六三〇頁、 また、『自由党史』(上)岩波書店、 一九五七年、二九 - 三一頁 十二月の間違

- 2 平尾道雄『維新経済史の研究』、高知市立市民図書館、一九五九年、一八六頁。
- 3 高 知市 民図書館平尾文庫、 受入番号二八、 「修史餘録二八維新篇」、一六一 頁、 明 治二年十一 月改革の職制表に お 1 て 「知事 府
- 4 0 高 中に 知市民図書館平尾文庫、 「刑法司、 医学司」と並んで「喩俗司」 受入番号三八三、「鷹雑記二」、八六頁に が見られる。 「奥宮周次郎 第五等官 諭 俗 師 都教月 俸 貮 石 正 月 +
- 5 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七 - 四七 「西巡紀程 天 稿本」、 翻刻は前掲、 島善高 「奥宮慥斎日記 明治時 0 部

(明治三・一・二〇・) 爾来之役其儘副御家扶御侍讀兼帯被仰付之」

とある。

- 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七 四八「東京日記」五月十五日条。
- 同右、六月二十七日条。

7

6

- 、 『早稲田社会科学総合研究』、

第一〇巻一号。

明

治三年)

- °山内家史料『幕末維新』第一三編(第一六代豊範公紀)、一九八八年、二七八頁
- 9 月二日までの間、 高 知市民図書館奥宮文庫、 板垣の名前が出てくるのは五回 受入番号七 - 四八 「東京日記 (八月二日、 中 明 九月十二日、十月二十三日、 治三年八月一日から、 慥斎が高 閏十月二十二日、 知に帰るために出発する十二 十一月二十日)。
- 1 0 大参事となった。 治四年欧 林有造は土佐国幡多郡宿毛村 州視察の 旅から帰ると五月十五日に高知藩少参事に任命され、 (高知新聞社編 (高知県宿毛市) 『土佐百年史話』、 出身の政治家、 九六八年、 自由民権運動を推進した。 浪速社、 六月一五日に高知藩権大参事に栄転し、 二八三-二八四頁参照)。 逓信大臣、 農商務大臣を歴任。 九月になって 明

日

1 1 高 文庫、 年、林有造に送った数十条の建策に添えた文章であると思われる。林有造が権大参事であったのは 前 注参照。 知 市 (区分) 民図書館奥宮文庫、 数十条の建策については、この文章に書かれてあるのみでその内容および原本は不明 草稿 (受入番号) 一四四 受入番号四 八 - 一、 「草稿」にあり、 「慥斎先生遺 慥斎の自筆である。 稿」・ 巻上  $\mathcal{O}$ 「與 これを参照した。これは内容から、 (権大参事林有造書) は 明治四年中のことであった。 書写したもの、 慥 斎 原 が明治四 本 は 奥宮

12「匏瓜」は論語、 陽貨十七にあり、ひさごで役立たずの意味

13「子欲翼朝廷耶、

将扶藩制耶」とは藩政に協力を求めるという意味であろう。

15高知新聞社編『土佐百年史話』一九六八年、二四七頁、 14関儀一郎、 と連日会議を開き、 慷慨の士と往来交歓す。 人物傳) として、 関義直 讃岐の人、 編 藩政の今後について検討を重ねた」とある。 『#漢学者

素大事典』(第四版昭和五十六年、 維新戦争に従軍す。 吉田東園の子、 後ち太政官権少史・修史館御用掛等に任ぜらる。明治二四年没、七四歳」とある。 出でゝ叔父藤川の嗣となる。 に 板垣 は、 〔初版昭和十八年〕) 後藤象二郎とともに九月十四日東京を出発、 幼にして志気があり、 によれば藤川三渓 長じて勤王の志を抱き、 (復古学) 高知に帰る は 四方 讃

16同右、 同頁。

17高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 兀 八 「東京日記」 + 月二十五日

18同右「東京日記」 十二月十五日条。

19高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六-九四 早 稲田社会科学総合研究』、 第一○巻二号、 「人民平均ノ議」。 七四-七五頁。 翻 刻は、 前 掲 島 善高 「奥宮慥斎日 記 崩 治時代の 部

2 0 前 掲、 高知新聞社編、 『土佐百年史話』、 一九六八年、 浪速社、 二四七頁

21山内家史料『幕末維新』 第一三編第一六代豊範公紀、 九八八年、二七八頁

22平尾道雄 『土佐藩』、 吉川弘文館、 九六五年。

23前掲、 高 知新聞社編 『土佐百年史話』一九六八年。

29高知市民図書館平尾文庫、

受入番号二五

「修史餘録二五維新篇」

の中の

「諭告」(一-五頁)。

2 4 平 虍 道 雄 **』**維 新経済史の研究』、 高知 市立 市 民図書館、 九五九年。

25板垣退助監修、 遠山茂樹・佐藤誠朗校訂 『自由党史』(上)、岩波文庫、 九五七年、

26宇多友猪 『板垣退助君伝記』第一巻、 原書房、二〇〇九年、 四五五頁。

27 『高知県立歴史民族資料館研究紀要』第一号、 一九九一年。

九一

28板垣 退助 「我国憲政ノ由来」『明治憲政経済史論』、有斐閣書房、 九

3°右記史料を(A)とし、 斎の書き方が比較的他と異なる、 明治六年三月下旬に書かれた慥斎自筆 文字五個を選んで比較した。その特徴が全く同じであることが認められ、 「宗旨問答」(奥宮文庫、受入番号三-十九)(B) それらは同一人の の中で、 慥

筆跡と見ることが出来る。







(A) 三頁一行目

国

(A) 一頁六行目

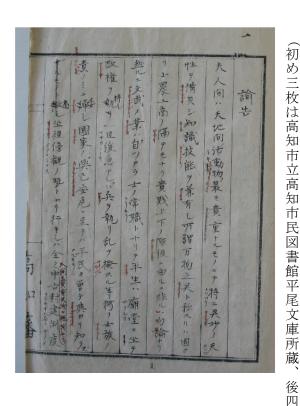
與

(B) 一頁目一行目



(A) 二頁五行目

欲



(A) 二頁一 行 目 革  $\widehat{\mathbf{B}}$ 十頁目七行目 革

「諭告」一頁、

下は

「諭告」二頁。

【この頁左の写真】上は

【次頁の写真】 右上は 「諭告」三頁、 右下は「宗旨問答」一頁目、

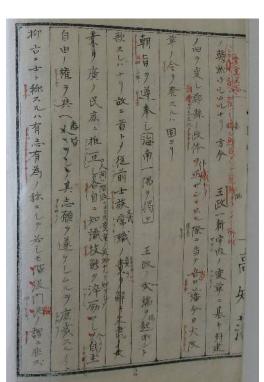
【次々頁の写真】「宗旨問答」十頁目。

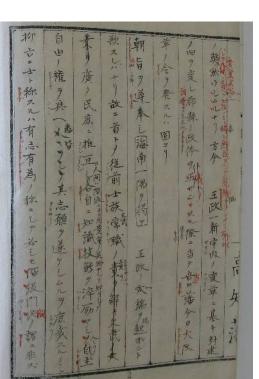
左上は

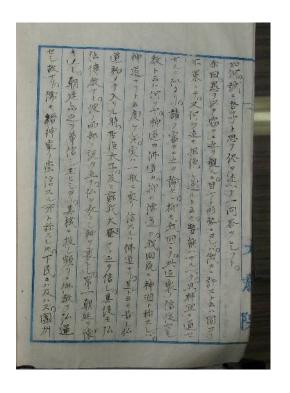
「宗旨問答」二頁目、

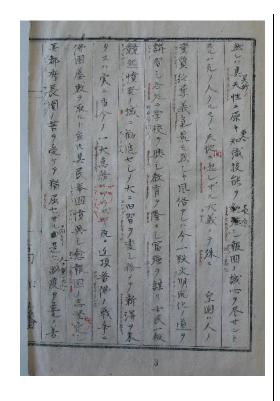
左下は「宗旨問答」三頁目。

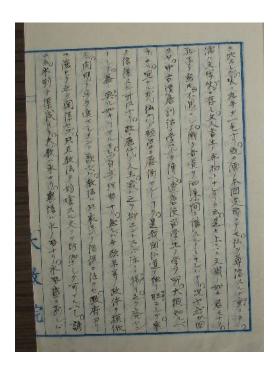
\* 「諭告」の修正は朱書きでなされている。 後四枚は同奥宮文庫所蔵

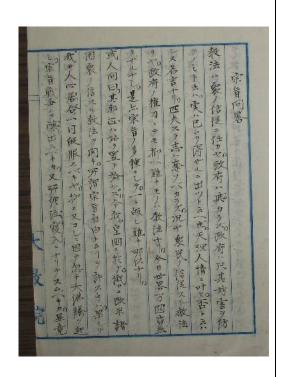














いが、 官拝命次第 訂 正文と比較したものは、 (A)の訂正文を(a)とし、「福岡孝弟略履歴」を(C)とする。訂正した文の文字数が少ないので三例しか挙げられな それぞれの文字を比較すれば、それぞれの特徴は一致し、(a)と(C)の作者は、 従四位福岡孝弟」と題された「福岡孝弟略履歴」。これは福岡の履歴書であるため、 高知県立図書館所蔵(コピー史料)「東京大学史料編纂所々蔵 南路志続編稿本二十三」の中の ほぼ同一人物であることが分る。 自筆であることは 疑

- a) 二頁一行目「所」— (C) 二頁目十行目「所」
- 二頁一行目「以」— (C) 二頁目十行目「以」

a) 三頁一行目

民 |

(C) 十八頁目一行目「民」

- 高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-四 九 「備忘日録」。
- 3 3 参 政は旧役職名で大参事であった板垣のことと思われる。

がな

朝

3 4 明 と、二月四日 七月十日 治 四 年 「草喩文」、七月十三日「草喩文」、七月十六日「草喩文」という文字が見える。 月 から八月までに限 「草布告文」、二月十八日 って慥斎の 「草喩俗文」、 日 記 備忘日 六月十五日 録 (高 知 「草喩文」、 市 民図書館、 六月十八日 奥宮文庫、 「草教喩文」、 受入番号七 匹 六月二十日「書喩文」、 九 か 拾 7 みる

35『土佐藩政録』歴史図書社、一九八〇年、六二五 - 六二六頁

36丁野遠影編『土佐藩政録』、 37高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四-五十三「喩俗 部 九五七年、二十九-三十一頁、にもある。) 慥斎の草案とは多少の字句の修正のみで基本的な内容はほとんど変わっていない (四 ) 『早稲田社会科学総合研究』、 歴史図書社、一九八〇年、六二五-六三〇頁、 第一○巻三号、 人間霊魂自由権利譯述」、 二〇一〇年三月二五日発行、 を参照した。 翻刻は島善高 六四-六七頁 (また『自由党史』[上]、 「奥宮慥斎日 記 岩 明 湿文庫、 治 時 代

38駒沢大学内禅学大辞典編纂所 編『禅学大辞典』大修館書店、 一九八七年、 一三〇三頁。

40石田梅岩 39「仏性」とは仏陀の本性、ここでは 帰郷、 求めたという。 て多年の疑団が 丹波桑田郡東懸村に生まれた。 二十三歳にして再び上京し呉服商に雇われた。 (一六八五-一七四四) 京都の中で緒家の講義をあちこちと聴き歩いた。 時に氷解し、はじめて自性の無我なることを開悟するに至った。四五歳にしてはじめて居宅で講義を開いた。 は柴田実 + 「大般涅槃経」で「一切衆生悉有仏性」といわれている心性と解する 歳の時から京都に徒弟奉公に出された。たまたまその商家が立ち行かなくなり、 「解題」『都鄙問答』 かれは商家にありながら暇あるごとに書物を読み、 (岩波文庫、 あるとき小栗了雲という居士にめぐりあい、 一九三五年、 一三一-一三三頁) 心に人の人たる道を によれ その提撕によっ ば 通 称 時

'慥斎が二十四歳の時、 また心学を論ず、 大疑団を醸す、 「慥斎先生日記三」 こは都鄙問答によりて起りし疑なり、 頗る省悟あり、 即ち天保五年 の 中 の 「甲午日録」)とあり、 傳習録 (一八三四年)三月五日の日記に 一、二枚許読取、 胸中判然たらず、 心学に取り組んでいたことが窺える。 夜ことなし、 は いとくるし」(高知市 例の常磐町 「朝早起微雨春く、 へ詣ず、 夜にいろいろと思い困じて竟に 巳後市 民図書館 川 氏を訪う 奥宮文庫、 受入番号五 略 よりて

講義は束修

(月謝)

を取らず、

紹介者も必要なかったという。

著書は

「都鄙問答」「資育家論」

など。

本思 想大系四二『石門心学』、 岩波書店、 九七五年 -発行の 中 0) 莫妄想」 (-)五. 頁 0) 八

43この「莫妄想」では 「妙用」をミョウヨウと読んでいるが、 仏教語としてはミョウユウ。

44「空性」の「空」とは般若心経に書かれてある概念。「仏性」と言い換えてもよい。

45『日本国語大辞典』第二版(第十三巻)、二○○二年、二九二頁:

46安永祖堂 巌録』 〇四म 『虚堂録』『大応国師語録』『大燈国師語録』『驢鞍橋』 「禅語としての 五 (十) 頁、 「自由」をめぐって」『臨済宗妙心寺派教学研究紀要』 には『楞伽師資記』『六祖壇経』『南泉語要』『百丈廣録』『伝心法要』『臨済録』『玄沙広録』『碧 並びに白隠 (龍吟社 第二号、 『白隠和尚全集』) 妙心寺派宗務本所教化センター、 にたくさんの例を挙げて

47鈴木修次『日本漢語と中国』中公新書、一九八一年、一三八頁。

る

48前掲、 紀要』 そのひとつのあらわれであるとみられる。」とある。 禅の世界では、これまで常識的には価値のないものとしていたものを、 をさせるという、 人間としては忌むべき方向のことばであった。 (第二号) 二〇〇四年、 鈴木修次 『日本漢語と中国』一四〇頁、 おもしろい発想法があり、これを「抑下の託上」という。 一七〇頁にも同箇所が引用されている。 しかし、このことばを、 に「「自由」ということばは、 安永祖堂 「禅語としての 逆にそれこそが価値のあることだとして、 禅の世界においては別の価値観を付与して使用した。 「自由」ということばの、 中国の場合 「自由」をめぐって」『臨済宗妙心寺派教学研究 中 · 略) 価値観を持たない、 禅社会における転用 価値を転換 むしろ

49前掲、安永祖堂「禅語としての「自由」をめぐって」、一五七頁。

50前掲、 時代の 未だ原語 部 高 『の意義を盡すに足らず』 とは自由と云ふ義にて、 知市民図書館奥宮文庫、受入番号四-五十三「喩俗 <u>回</u> 翻刻は、 前掲、 島善高「奥宮慥斎日記」 (『福沢諭吉全集』 漢 人の 一譯に自 美 第一 自專、 巻、 - 明治時代の部 自 得、 岩波書店発行、 人間霊魂自由権利譯述」、 自若、 自主宰、 四 九五八年、 任意、 六六頁下段。 寛容、 翻刻は島善高 四八六頁) 従容、 福沢自身の書いた原文は となっていて福沢は 等の字を用ひたれども、 「奥宮慥斎日 記 明

チ を自 由 とい い 慥 斎は 自 1主自由 とい 0 7 V · る違 11 が あ る

51字野哲人『論語新釈』、 中 ほど物を感動させるもの -国は言うに及ばず、 南蛮北貊の遠い邦でも滞りなく行われて、 講談社、 はない。 二〇〇一年、 言が忠信であり、 四六六頁に 行いが篤敬であるならば、 「言忠信、 人から信じ悦ばれる」となっている 行篤敬、 言行共に誠があるから、 雖蛮貊之邦行矣」とあり、 自然に人を感動させて、 この 部 分の 通 釈 は 誠

造斎は は過失のないように戒め懼れる」こととある。 「忠信篤敬」 「篤教」 は と書いているが、 「皆誠である」。 「忠は心と口と違わない」こと、 前注に 「篤敬」とあるので「篤敬」 「信は言と行と違わない」こと、 が正しいと思われる。 前 注 「篤は浮薄でないこと」、 「 論語 部 新釈』 (四六七頁)

に

53前注、「忠信篤敬」は「皆誠である」。

54金谷治訳注『大学・中庸』岩波文庫、一九九八年、二〇二頁

55高知市民図書館、 関係上藩の史料にもある。 『早稲田社会科学総合研究』、 また 「平尾文庫、 奥宮文庫、受入番号二-六十七「皇朝身滌規則」、 受入番号三十、 それは 第一〇巻二号、二〇〇九年一二月二五日発行、 「高知市民図書館、 修史餘録三十維新篇、 平尾文庫、 四七皇朝身滌規則」にもある。 受入番号二十七、 翻刻は、 島善高 七十二-七十四頁。 修史餘録二十七維新篇 「奥宮慥斎日 記 高知藩で行われたことがあ 明治時代の 潔身禊畧式制 部 =

5 7 前 56高知市民図書館、 掲、 皇朝身滌規則」 島善高 「奥宮慥斎日記」 では 奥宮文庫、 「悔過自新」、 受入番号七-四九「備忘日録」 明治時代の部 「立教の議」  $\equiv$ では 「改過自新」 『早稲田社会科学総合研究』、 三月十八日条に と記されているが、 「喻告大旨且示神官於祓除潔祭」 第 意味は同じであるので、 ○巻二号、 七二頁。 とあ 本文では

新 「改過自 其 (道亡繇也」という例もある 新 は 『論語』 (学而第 (『大漢和辞典』 0) 「過則勿憚改」 (巻五) から来ていると考えられる。 大修館書店 九五七年、 他に 四七 『漢書』 頁、 「改過」 刑 法志) 0 (項)。 に 雖 後欲改 過

©新約聖書マタイ四章十七節、マルコ一章十五節参照

過自新」

を使用する。

で終わっている。 改めている。本文の初めに 年十二月二十六日に書き終えたことが分かる。 五. 四 は慥斎の て書き直したもの。 始めたことが分かる。 番号二-二五「人間交際論、 『早稲田社会科学総合研究』、第一一巻一号、二○一○年七月二五日発行、三六-六○頁 「人間交際論」⑥受入番号六-八八「人間交際往来」。 「人間交際論」 ⑤ は 上 本稿の「人間交際論」とは③と②を指すものとする。 ③ は 上 は高知市民図書館奥宮文庫に次の六種類が存在する。 (帙) 「訓童人間交際論」と書かれている。 下」、③受入番号二-五六 (帙) の途中で終わっている。 のみであるが、朱で校正されている。 ②は①の続きで表紙に 「訓蒙人間交際論」、④受入番号三-五八 ⑥は慥斎の死後、 ①は末尾に「辛巳季冬臈月念六日日哺草了」と書かれており明治四 ④は題名が 稿 翻刻は、島善高 題名を「人間交際往来」 長男奥宮正治 辛未季冬病蓐起草」とあり明治四年十二月に書き 「訓童人間往来」となっている。 ①受入番号二-一一「人間交際往来、 「奥宮慥斎日記」-明治時代の部 (またはその援助者) 「訓童人間往来」、⑤受入番号六-から 「訓蒙人間交際論」に 上 が ①と②を改め (帙) 上 ② 受入 0 五 途中

62高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 四九、「備忘日録」 明治四年十二月十七日。

63慶応義塾 編纂『福沢諭吉全集』第一巻、岩波書店、一九五八年、三八九頁。

64前掲、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二-一一「人間交際往来、上」一葉:

65中村一は仏性を 性、 人間の基本的な性格。 「大乗仏教ではこれがずべての人間、 本然の心。仏たる本質」と述べている(『広説佛教語大辞典』下巻、東京書籍株式会社、二〇〇一年 または存在に具わっているという。 真  $\mathcal{O}$ 人間 性 潜在する普 遍的 な人間

一四五四頁)

°°なお、『ポリチカル・エコノミー』 ヒル・バート ンと福沢諭吉― の著者はジョン・ヒル・バートン (John Hill Burton)、アルバート 『西洋事情外編』 の原著は誰が書いたか―」『福沢諭吉年鑑』十一、 ・M・クレイグ「ジ 九八四年、

<sup>©</sup> Chambers's Educational Course; Political Economy, for use in schools, and for private instruction. William and Robert Chambers, 1873, London and Edinburgh, p. 1.を引用した。この部分を、村上紀昭は、 福沢諭吉が直接訳したと考えられる「チ

ェンバース版」『ポリチカル・エコノミー』(1852) から同氏の論文「福沢諭吉の西洋受容 -『西洋事 情』外編の 「人間交際論

『北海道教育大学紀要』第1部A、 第45巻第2号、一九九五年、七頁に引用しているが、筆者が引用したものと全く同

「福沢諭吉著訳書の原拠本について」『福沢諭吉年鑑』三、一九七六年、一三六頁

および富田正文『考証 福沢諭吉』上、 岩波書店、一九九二年、二六六-二六八頁を参照した。

68前掲、 『福沢諭吉全集』 第一巻、三九二頁。

であることを確認した。なお、

太田臨

郎

69前掲、 島善高「奥宮慥斎日記」 -明治時代の部 五

70前掲、 『福沢諭吉全集』第一巻、 三九一頁。

71前掲、 島善高「奥宮慥斎日記」 -明治時代の部 五,

四二頁。

四三頁。

72高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号三-七三、「神魂問答」一葉。

~3鈴木大拙『新編東洋的な見方』、岩波文庫、二○一○年、六六-六七頁。

110

# 

#### はじめに

革案に対して急遽意見を取り纏めるよう指示を受け、その改革案について小林雄七郎と議論を行い、「縣学議案」という文書を作 教育史について書かれた書物等には全く触れられていない に向けて行われた取り組みの一端を知ることが出来る。またこれは、 成して提出した。 なされている。  $\mathcal{O}$ 取り組みがなされ、 明治五年八月三日に 明治四年七月の廃藩置県を契機にして、奥宮慥斎は県庁から小林雄七郎(一八四五-一八九一)が建言をした学校改 本章で紹介する「縣学議案」。によって、 先進的な取り組みとして岩国藩や福山藩の例っなどが知られている。 「学制」が発布され、 学校制度の大改革が行われたが、それ以前には各藩の藩校においてもそれぞれ改革 国民教育としての 管見の限りでは、『近代高知県教育史』等、 「学制」に至るまで、 高知藩においても度々藩校の改革が 高知において教育の 今まで高知県の 近代化

## 第一節 小林雄七郎について

う。 究については、 小林を小説家として見た柳田泉の研究もある。。それらを参考にして明治四年に焦点を当てつつ、 まず始めに、 内山秀夫の 小林雄七郎について紹介しておこう。 「解題小林雄七郎小論」 3 彼は明治四年当時においては二十七歳、 丸山信の 「小林雄七郎の生涯」⁴がある。 少壮の洋学者であった。 また小林は小説も書いていて

「、 雄七郎の生涯を瞥見してみよ 小林の 研

死道人とした。 小林雄七郎は 兄小林虎三郎は 長岡藩士小林又兵衛の末子として弘化二年 「米百表」 の話で名高く、 戊辰戦争後 (一八四五) に生まれた。 藩の大参事となり荒廃した長岡藩の 字を子英、 号を北 陽 生化居· 復興に尽力した。 士 戯号を酔 雄

す。 京後、 三年五月十六日付で慶応義塾に入社してい 半ば教師と云うような資格であったという。。 院選挙に出馬し当選 陣 里 ろ工部省をやめたが、 同 七 ようなものを興し、 として赴任し教鞭を取った。 一の人、 居 郎の学問 を張った。 明 į 治十五年、 大蔵省に出仕し、 岸宇吉等 アメリ 修 その内容は後藤象 行 かの宣教使に英語を学び、 の初期の 六十九 の北海道移民会社設立の 公民教育をした。 その後 国会議員となった。 記銀行頭 当時大蔵大輔であった伊藤博文の知遇を得て、 様子は殆ど分かってい そして同年七月の廃藩置県の 0 取岸宇吉等、 活 一郎の大同団結に近いもの 動は翻訳などを中心としているが、 明治 企業を助けるため駅遞局に入るが、 る。 同十月自由党入党。 パー 一十二年、 郷党有志 福澤諭吉の 塾 な レー 主内での . の 第 元治元年、 の勧告に 『万国史』 彼の等級は最上級の 推薦により、 であ 際に、 口 |衆議 より しかし、 ったら 二十歳の時友人塚原周蔵を訪ねて横 学校案を建言し、 院選挙を前にして を読めるところまでいったというで 長岡に帰郷。 政治活動を含めさまざまなことを行なっ L 明治四年五月から一年間の期限で高知藩の致道 平生の大酒が原因で病をなし、 \ \ \ 工部権助 匹 かくて明治二十三年七月、 等 その移民会社は議纏まらず、 週 (六等官、 (学生は それを巡って慥斎と議論をし 「東北日報」という新聞を発行 口 銀行で経済学の講義をし、 一二三の等級がない) 従六位 に抜擢された。 浜に来て、 その後東京に出 明治二十 新潟五区 雄七 た。 北方村 一から で、 匝 郎 た。 年四 臨 ŧ 明 半ば学 駅遞局 第 時 治 明 明 館9 月四 講習 十三 堂 治 治 東 一々と論 .八年ご 口 Ŧī.  $\mathcal{O}$ 漸 会の を辞 年 教 明 日 衆 年 生 寺 治 郷 兀 に

に雄 小 林魁七 七 郎 0 郎 手記 高 知赴任の 小小 林 件 雄 が 七 ?書か 郎 略 れてい 歴 . て、 は 雄 Ė 郎 0) の長男小 林魁七 郎 が、 昭 和七年三月十五日執筆したものであるが、 それに は

十七歳で没した。

田 招 聘 應義塾へ 五 ヤセラ · 穂 ル (工学博士吉田 入リシ 海 南校 は 教 明治四年二月 鞭ヲ執リツ 太郎父) 等モ同 ツ、 八日 授 「ナリ。 行セリ。 業開 始 中 前 慶應義塾入社 後 略 政 同年五月ヨ 治 經 濟 ハ塾生トシテ〔ニ〕アラズ、 講 リ 五 義ヲナ 年四月迄ノーヶ年ノ期限 セ IJ<sub>。</sub> 此 時 泛長兄 虎 或ハ校友トデモ云フノラシイ。 三郎 ニテ、 塚 原周 高知藩士 造 梅 民教官ト 浦 精 吉 テ

海南校へ行ク為メノ準備的ラシキサマニ思ハル。

館に赴任していることが書かれている。 とあり (「招聘セラル海南校」とある海南校は致道館の間違いであろう [注9参照])、雄七郎が明治四年五月 一年間の予定で致道

# 第二節 初期明治政府の学校政策

ここで簡単に明治政府が発足してから明治四年の廃藩置県、 文部省設置に至るまでの国民教育の趨勢を、 小学校を中心に、 簡

単に確認しておこう。

0 広範な国民の基礎教育を確立する必要があった。 を図る為に急速に近代化する必要に迫られていた。その近代化に必要なのは教育である。その為には高等教育も去ることながら、 慶応三年十二月九日の王政復古の大号令によって出発した明治政府は復古的国学思想を基本としていたが、 必要が示されている。 明治二年二月五日太政官布告第一一七 「府縣施政順序」 の第十項目には小学校 同 時 に国家の富強

小学校ヲ設ル事

知ルヘキ様教諭シ、 専ラ書学素読算術ヲ習ハシメ、 風俗ヲ敦クスルヲ要ス、 願書書翰記牒算勘等其用ヲ闕サラシムヘシ、 最才気衆ニ秀デ学業進達ノ者ハ其志ヲ遂ケシムヘシ 又 時 々講談ヲ以国体時勢ヲ辧 忠孝 ノ道ヲ

編成の学校体系が表明され、 次に、 治三年二月 (大学) また 太政官布告第一 「中小学規則」 六四 は 「大学規則」 では 「学体」 が示された後 「学制」 の中で大・中・ 小三段階

小学

子弟凡ソ八歳ニシテ小学ニ入、普通学ヲ修メ兼テ大学専門五科ノ大意ヲ知

句読 習字 算術 語学 地理学 五科大意

子弟凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ中学ニ入ル

中学

子弟凡二十二歳ニシテ中学ノ事訖リ、

乃手其俊秀ヲ撰ヒ之ヲ大学ニ貢ス

十六歳ニ至リ中学ニ入リ専門学ヲ修

ム、

科目五アリ大学五

科卜

般

子弟凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ、

る 1 3 ° 知藩の学校改革はどうであったのか。 べきものである。これらの布告は、 小学規則」は、 である。中学は十六歳から専門学を学ぶことにしている。 のように定められた。今日の学校制度と大きく違っている点は、「小学」は八歳で入学し、十五歳までの八年制で程度の高 般国民のためのものとは異なる性格のものであった12。 しかし、 政府の学校設置計画であったと考えられる。これらは政府が初めて示した総合的な学校計画として、 廃藩置県の前であったので、 政府の定めた学校制度であったので、 影響はあったものの行き届かなかった。 今日の小中学校とは違い、大学に接続する予備段階として計画され、 当時の大学は政府の行政機関でもあり、 府県・ 諸藩にはかなりの影響があったことが 教育は各藩が独自で行っていた。 明治三年の「大学規則」「中 注目される では、 知られて いも 高

## 第三節 高知藩の学校改革

明 で行うようにした。 校した。学校の規模は拡大され、 れてから、 治初期に様々な改革を経て、 明治初期、 旧 高 館は文に偏するところがあるので、 知藩の教育の中心は藩校致道館 慥斎も初め文館の経学教授であった(年譜参照)。 学制発布に伴って明治五年七月に廃止された。 文武の行は師家の自宅で行うことを許さず、 (初めは文武館) 文武両道を修するという理念のもと、 であった14。 慶應元年七月以降名称が致道館に改めら すべて新制の文武館 旧教授館は、 文久二年 嘉永三年 (一八六二) (文館と武校に分かれ (一八五() 兀 れ 月に文武 六月に廃 致道 ていた) 館 が開 止さ 館 は

り、 平 均 明 当然ながら教育の一  $\mathcal{O}$ 治維新が成立した時、 理 が発せられた明治三年である。 般化は成されていなかった。 高知には教育機関として郷学や私塾、 高知において教育の近代化へ向けた新し 寺子屋などがあったが、 それら い改革が打ち出されるのは、「人民 は基 本的に身 分制に基づ いてお

史学と共に教育の中に洋学が取り入れられるようになった。 眀 治三年 九月十日太政官布告第五七九によって 知 事、 大参 同 事 .年十月に改正された致道館規則は次のようになっている16。 をはじめとする藩制が定めら れ この 後 藩校致 道 館 で は 経

同年(明治三年―筆者注)十月科目を改むること左の如し

書学 算学 句読 経書講釈 史学大意 洋学初級

また、同年閏十月には17

同年閏十月、英学教師ヲ雇入レ、士族十二歳以上十七歳以下ノ輩ヲシテ就学セシム

とあり、 英学教師を雇うことを決定してい . る。 また、 その三ヶ月後 の明 治四 年正 一月には

明治四年正月翻訳書教場を本館中に設け、西洋各国の書を授く

とあり、 洋学導入、 教授がさらに加速されていることを示している。 小林雄七郎等が明治四年五月、 致道館の教師に採用された

のは、この流れに沿ったものであろう。

明治四年八月「小学校ヲ設ケ入学セシム」」っとして致道館内に小学校を設置し、 民一般とすることで組織的な国民初等教育への道を開く道程として重要であるといえよう20。 十二月に藩が 高知藩は小学校については、 「私塾修行隨意たらしむ」として私塾を奨励したことは藩士の藩学強制廃止を意味しており、 明治三年十月二十三日の布告に「追々各地小学校等ノ設モ可有之」とその設置を表明 句読席、 習字席の規則を示した。 次に示す 「縣学議案」 私塾の教育対象を人 また明治三年 を、 慥斎が

## 第四節 「縣学議案」

書いたのはこのような時であった。

と朱筆されているので、 県庁および雄七郎の考え、またそれに対する慥斎の意見、 六頁は空欄)。 この慥斎によって書かれた「縣学議案」 所々に雄七郎と覚しき字で付箋が張ってある。 この文書は明治四年九月中旬に書かれ、 は二十六頁から成っており、 十七頁から二十六頁までが雄七郎の学校案が書かれ 慥斎の書いた文の最後に 大属たる慥斎が県庁に提出し、 一頁から十四頁までがそれぞれの論題 「治未季秋~」中浣拝草 判断を請うた書類の下書きであ ている (項目) 伏 請 について 五、 一 裁正」

まず「縣学議案」の冒頭の部分を示そう。

ることが判明する。

官曰、 改 正 小異同ナキニアラスト雖トモ、 於是縣廰又コノ議ヲ学校係 ヲ更張シ、 制ヲ立ツ、 此度大改革ノ  $\vdash$ スル所ヲ述ベテ日ク、 議ヲ挙ケ、 雖然天下形勢如斯 此迠 愈々中小学普 其制備ラサルニ非スト雖トモ、 ハヤ幾度ト云ヲ知ラス、 間 朝旨ヲ遵法シ、 々竊カニ愚案ヲ加へ、 子 通 ノ建言実ニ肯綮ニ中ルト雖トモ、 ノ体裁ヲ正サントスル折柄 海 ノ官員ニ下シ熟議セシム、 内 諸事旧藩制ヲ更メ、 大意脗合ス、 変ノ時機已ニ到レリ、 客冬人民平均 以テ縣廰ノ裁正ヲ乞ヒ、 皇漢洋各一 然ルニ教官ノ来ル、 新縣政ヲ張ル秋ニ当テ、 ノ令ヲ発セショ 科ニ帰シ、 余亦俄カニ此ニ与カレリ、 適 何ソ難キコト 々東京ヨリ招ク所 愚恐ラクハ人氣ニ合ヒ難ク、 且以小林氏ニ質サントス22 日浅キヲ以テ、 遂に普通 Į, ノアラント反覆論辦シテ不已、 士 ノ学課ヲ廃シ皇漢洋ヲ合併 ノ趣意行ハレ難シ、 猶又学校規則ヲ訂正更始セントス、 /福澤氏 吾 力州 日小林教官ト其事ヲ論ス、 ノ門生小林教官、 劇カニ事実ニ ノ人情習氣ヲ熟知セ 今日此来由ヲ辧シ、 余退テ 行 其議十数 シ、 ハレ 廣ク士 再ヒ こズ、 難カラント、 其ウチ 一條ヲ 民普 抑モ 廰 余平素聞 建 再ヒ学制 議 固 **卜教** 言 通 玉 [ヨリ 校 見 学 教 官

である。 カコ たこと、  $\mathcal{O}$ 始 めに 科目に なり議論になり、 次に県庁が学校係りに議論させて 藩制ヲ更メ、 触れた後、 慥斎はこのことに関わることになった経緯について述べている。 <u>四</u> 新 縣 旦 退いて自分の意見を加え、 と書か れ 廃藩置県 俄かに慥斎が担当することになったこと、 0 前後であることが示されてい 五 県庁の判断を乞い、 小林雄七郎に再度質問しようとしていること 即ち る。 そして「人民平均 そして (三) 先ず、 小林雄七 日 小林教官 ノ 令 」 郎 0 Þ 1と論弁 建 言があっ 皇 漢

これらの経過は、 奥宮慥斎の 日 記 「備忘日録」 23と丁度符合する。 以下にその日記を示す。 (明治四年九月分より抜粋)

十四四 日 前 略 出 官 復 被 命 兼学校改革之事、 晚 訪教官小 林 雄 七郎旅寓、 農人街 夜帰

十七日(前略)福岡参政伻来、有手書云学校議案尤急

十八日(前略)朝托野村又平上書及草稿福岡参政(後略

念三(前略)出官、与小林教官談事、示余草稿学制案(後略)

念四(前略)訪福岡大参事(後略)

この日記から、 記によれば右記 県庁でこの学校問題を担当していたの は九月十四日以前、 (11) (11) は は九月十四日であり、 福 一岡孝弟であることが分かる。 十七日には福岡から使いが来て学校議案の提 福 尚 はこの時大参事であった24。 この 出を急 日

ぐよう催促され、 十八日には上書を依頼し提出しているので25、この草稿が書かれたのは九月十八日までのことであったろう26

- 縣学議案」に付箋が付けられているのは二十三日に話し合われたものであろう。そして、二十四日その結果を大参事 福岡 . に 報

再度雄一郎と話しをしているので

豆

は二十三日となり、

この

告したと考えられる。

四

は十八日までのことになり、二十三日になって慥斎は、

に、 考え方は第一に 次に 教育は各人の能力を発揮できるようにする為とし、 「縣学議案」の内容に入ろう。 玉 ノ学ヲ設クル所以ハ、 雄七郎の 唯英才ヲ養フ為ニ設ルニ非スシテ、各其天分ヲ尽サシムル為 「学校案」 小学校の具体的な科目は第六に示されている。 は が前半が 第一から第十五まで、 後半が 第 カ ニ設ルノ議」とあるよう ら第十二まである。 その

第六

小学課業国文ニテ

習字 日 1本文典 假 名綴 地理初步 窮理初歩 日 本史初歩 支那史初歩 万国史初歩 各国 ]史初歩 美 入術初歩 化学初

歩 経済初歩

ている。

されている。 学校案に対して慥斎の意見、 という書き出しで始まり、 方、 慥斎の また、 「縣学議案」 全体を通じて雄 県庁の考えに対して慥斎の意見が、 は先に挙げた冒頭の部分の後、 質問が書かれている。 一郎と覚しき筆跡の付箋が所々に付いている。 第十二項目から第十四項目までは 十四項目に渡っているが、 第五項目から第十一項目までが 第一項目 「皇漢二学課」という題で慥斎の結論 から第四項目までが 「教官議 芸 で始まり、 「縣廳 雄 <del></del> 郎

たが、 明治三年十二月の 士民普通 ここにおける問題は、 いまだ普通一 ノ学制ヲ立ツ、其制備ラサルニ非スト雖トモ、皇漢洋各一科ニ帰シ、遂に普通ノ趣意行ハレ難シ」と云っているように、 「人民平均ノ令」 般教育としての趣旨および教科が確立されていないところにあった。 慥斎が冒頭部分に示した中に「客冬人民平均ノ令ヲ発セショリ、 が発せられた時から、 致道館の小学校では士族の学課を廃して皇. 士 ノ学課ヲ廃シ皇漢洋ヲ合併シ、 漢、 洋学を取り入れてみ 廣ク

項目)。 漢、 を推進するためには、 県庁における考えは、 洋の三科は暫くの間残し、 また小中学を兼ねざるを得ず、 郷学や私塾を奨励し、その内容は「普通科ヲ主トスベシ」と云うものであり 「兵務司」のなかの幼年学を、 習字、 句読によって「小学普通ノ趣意ニ帰シ、 早急に決着し議決しなければならないとしている . こ の 「普通学」に合併したいという考え 其教科ヲ立ツベシ」とするところにあった (第四項目)。 (第二項目) (第三項目)、その為には、 も含めて、 般 ( 第 教育

それに対して慥斎の考えは大筋では 一致しており、 細部においては意見を補足し、 小林教官の学校案を尊重 iすべきであるとし

論 寓スルコトハ実地ニ行フベキニ非ズ」とし、 雄一郎においては、 別の付箋を張って「習字句読中三科ヲ寓スル法仮令ハ、 当 「然ながら異論を唱えるところを付箋に記している。 習字句読の中に皇漢洋を入れることに反対している。 皇国千字文、 まず、 世界国尽等ヲ雑へ用ユヘシ、 第 一項目に対して「習字句読中、 それに対して慥斎はさらに反 何ソ実地ニ行 右三科 ヒ難 . 2 7 ヲ

同 様 0 雄 郎 0 反論が現れるのは第十二 一項目に慥斎が皇漢二学課対して 「各三科ト立テサルヲ得スト 雖卜 モ 従 前

1

ノアランヤ」としてい

展開している。 風ヲ大ニ改正シ、 それは、 極簡易直捷ニスヘシ」としてその後具体例に入っているが、 簡易な国語で世界普通の書を述べて、それを小学に備えるという論であり、「皇漢ノ小学」では迂遠、 雄一 郎は 「以下全ク僕ガ説ト反ス」として自説を 旧

来と同じになってしまうだろうとしている。

四書や後儒の書物には修身学に関するものが多く、 郎 ることも難しいので「大イニ適従スル所ニ迷フ所以ナリ」と正直なところを語っている。 るものがある。 ブ所ニ非レバナリ」としているが、 ノ外ナシ」としてその根本原理を説いている。 また、 0) 「学校案」の前半第六に掲げてある「小学課業国文ニテ」として挙げてある科目の中に、 両者の意見が異なる点は、 我国においては支那学の外に経学はなく、 修身つまり道徳教育をどのようにするかについてであった。 欧羅巴小学には「リードル」と云うものがあり、 それに対して雄一郎は付箋の中で「僕第六議ニ修身学 その初歩的なものは入れるべきだとして その経学は大い に開化に障害がある、 簡易丁寧であり又外に修身学の 修身学がないことを指摘して 「夫学問 慥斎は第五項目に 欧州の経学を直ちに公学に用 ノ備ナキハ僕ガ見 ノ本意ハ治己治人修身治国 おい 小学に備え 能 雄七 ク及

うので、 字ヲ以テ著ス所ノ、 今一つ慥斎が用語について注意している点がある。 さらに付箋をつけて意見を述べている。 それは 「普通学」とすべきであると言ってい 世界普通小学ノ書籍ヲ授ケ」という意味で使っており、 それは「国学」と云う語に関して、 「縣学議案」第十項目で雄七郎の「学校案」 それでは従来 雄七郎は 「皇学」の意味で使っていたのと間違 「学校案」 前半の第八、 前半第五の 第九に 「小学ハ ついて質 、専ラ国 間

その他細かい点は別にして大きな違いはないが、 慥斎は第十三、 十四項目で皇学、 漢学につい ては簡易にすべきとして以下に

皇学 小中学科

具体的な結論を示している。

小学科書類

この

議論のあった直後、

明治四年十月に改正された致道館小学校の規則が、

『高知県史』2°にあるので次に示そう。

成課 句読

国史略 又皇朝史略 又王代一覧正続 政記 外史 皇国千字文

漢学 小中学科

小学科書類 句読

正課

孝経 論語 孟子

十八史略 付元明史略

が、 ける世界一般の知識、 上記に述べた点について雄七郎は、 従来教えていた漢学、皇学の欠点を見直して、新しく科目を設定し基本的な倫理観、 教養を小学の基本に据えるべきであるという考えであった。一方、 先に提示した科目を見ても分かるように、漢学や皇学を重視しておらず、 道徳観を失わないという立場であった。 慥斎は洋学を重視しない 開国の時代にお わけではな

同年 (明治四年 筆者注) 十月致道館小学校改則ヲ以、 句 読 ・習字・数学ノ三科ヲ合併シ、 小学普通科ト為シ、 在学三年ノ

期限ヲ以就学セシム、句読ノ書籍左ノ如シ

兀 書 国史略 皇朝史略 十八史略 元明史略 日 本外史 王代 覧

ジ類

これを見ると洋学が入っておらず、殆ど慥斎の案に近いことは明らかであろう。

針

は転換されたと見られる。

に分け、 開校している。 この後致道館は同年十二月二七日小学規則改正 第四の数学では七級に分けた。 第一の正則では西洋学課程を八級とし、 その規則は、 学科を六つに分け、「第一 この改革では洋学が大幅に取り入れられ、 一の為、 第二 一の変則では西洋学・ 正則、 時閉校となり29、 第二 変則、 漢学を分けて二席とし、 第三 翌明治五年二月七日には大規模な規則改正を行 医学、 明治四年十月のものと比較すると、 第四 数学、 第三の医学では課 第五 幼年学、 第六 慥 程 斎の を 四 って 方 郷 級

#### おわりに

即ち、 みの一 林雄七郎小論」。。の中で「在高知期における小林雄七郎の動きはほとんど不明なだけに」と言っているので本章の意義もあろう。 れないだろうか。 それは当然のことであろうが、修身学の問題のように、その後の我国の教育にとって本質的な問題も垣間見えるようにも思える。 本章では、 端を明らかにした。老大家慥斎の考えと気鋭の洋学者小林雄七郎との考えにはかなりの違いがあることが明らかになった。 近代教育における知育と徳育はどうあるべきかというの問題である。 奥宮慥斎の残した「縣学議案」 小林雄七郎については、 致道館の教官として高知に来ていたことは全く知られておらず、 を通して、 明治五年八月の学制改革以前、 慥斎と雄七郎の 高知藩に於ける一般教育に向かう取 議論は、 その問題の縮図とも捉えら 内山 『秀夫は 「解題小 ŋ 組

#### 注

2

1 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六二年、一二 - 一七頁。

1 全集慥斎著書受入番号二四 奥宮文庫、 受入番号五-六、 「更張縣学議案」 「縣学議案」、 もある。 他に②奥宮文庫、 ③は①を改めて書写したものである。 受入番号三-六二、 「更張県学議」 ①②とも慥斎の筆跡であるが が あり、 また③奥宮文庫

- 1 は②より Ł 内容が多く、 小 林 雄七郎と覚しき筆跡 の付箋が張ってある。 本稿で は①につい て検討した。
- 3 内 Щ 秀夫 「解題小林雄七郎 小論」 復刻 『薩長土肥』、 慶応義塾福澤研究センタ― 近代日本研究資料八、(発行者) 坂井 達
- 二〇〇一年、一七一 一九〇頁。
- 4 丸山信「小林雄七郎の生涯」『三田評論』五九八号、一九六一年、五〇 五四頁
- 5 小 林 雄七郎の書いた小説は 『自由: . 鏡 初篇 (明治二十一年出版)、 『自由鏡』 第二篇 (明治二十二年出版)、 『薩長土肥』 (明
- 研究」がある。柳田泉は元早稲田大学文学部教授。

明治文学研究第十巻

『政治小

説研究』

下巻

(春秋社、

九六八年)

0)

中に

「小林

雄

Ė

郎

6

二十二年出版)

がある。

柳田泉『政治小説研究』下巻、一九六八年、四三三頁

7

- 8 Щ 下 重 小林宏編一 九九八長岡史双書 no. 三七 『城泉太郎著作集』、 九九八年、
- 1 組 織で、 塾長が二ヶ月毎に交代した。 即ち其順席は、 小 幡篤次郎、 小 幡仁三郎、 長島貞次郎、 安部泰 造態 藤 野 善 蔵 小 泉

六四

一頁に

新

銭

座

時代の

慶

心成義

塾

は

面

- 信 古、 此の六人が二ヶ月づつ塾長を務めるのだ。 小林雄七 郎、 秋 Щ [恒太郎 (長岡 人 等は 半学生、 半 は 教師と云ふやうの
- 格だった」とある。
- 9 と改名されたの なみに、海南私塾が東京に設立されたのが明治六年、その分校が高知県に設立されたのが明治九年、それが正式に「海南学校」 した学校をすべて 内山秀夫の 「解題 は明治十五年である(『近代高知県教育史』、 「海南学校」 小林雄七郎小論」、 としているが、 丸山信の 明治四年当時、 「小林雄七郎の 高知県教育研究所、 藩校は致道館のみであり、 生 涯, 柳 田 泉の 「小林雄七郎研究」 九六四年、 海 南 四三頁)。 と名の付く学校はな において雄七郎の 赴 任
- 10内山秀夫 「解題 二〇〇一年、一五七 - 一六七頁 小 ·林雄七郎小論」 復 刻 『薩長土肥』、 慶応義塾福澤研究センタ― 近代日-本研究資料八、 (発行者) 坂井達

11同右、一五九頁。

12以下この節は『学制百年史』帝国地方行政学会 (印刷発行)、一 九七二年、 八一 九一 頁、 0 明治政府の文教政策」 を

参照した。

13同右、八七頁。

<sup>14</sup>致道館の説明は、平尾道雄『高知藩』吉川弘文館、一九六五年、を参照した。

15『高知市史』高知市、一九五八年、四八九頁。

16 『高知県史』近代史料編、 高知県編集発行、 九七四年、 四三頁 、また『高知藩教育沿革取調』 青楓会発行、 九三二年、

八五.

<sup>1</sup>7同右。

頁

頁。

18『高知県史』近代史料編、

高知県編集発行、

九

七四年、

四四頁また『高知藩教育沿革取調』

青楓会発行、

九三二年、

八 五

19『高知県史』近代史料編、高知県編集発行、四四頁。

2°『近代高知県教育史』高知県教育研究所、一九六四年、一○ - 一一頁を参照した。

21季秋とは旧暦で九月のこと。

22高知市民図書館奥宮文庫、受入番号五 - 六「縣学議案」。

23高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七 - 四九「備忘日録」。

24慥斎は日記の中で福岡孝弟を大参事と呼んでいるが、 を見ないが、 同日記八月二四日条に「是日福岡藤次亦出仕、 時々旧名で参政とも読んでいる。 盖加大参事也」とあるので、この日に大参事になったことは明ら 福岡が大参事になったことは他に史料

かである。

25この日記に出ている野村又平なる人物は慥斎の手伝い人であろう。

26前述のように、 文末の記載から明治四年九月中旬に書かれたことが判明しているので、このように言えるであろう。

27皇学、漢学、洋学のこと。

2∞前掲、『高知県史』近代史料編、一九七四年、

29同右、 同頁に「此月(明治四年十二月-筆者注) 四四頁。 廿七日小学改則二付条目更定マテノ間閉校ス」とある。

30前掲、 内山秀夫「解題小林雄七郎小論」、慶応義塾福澤研究センタ― 近代日本研究資料八、復刻『薩長土肥』、一七六頁。

## 第二部 奥宮慥斎と教部省

# 第四章 教部省における神道改革

#### はじめに

が星野 どがある。 また、それらを通して慥斎が教部省の行政をどのように改革しようとしていたのかを見る。 文献をもとに、 奥宮慥斎は、 光樹氏 いずれも慥斎については触れられていない。 0 慥斎が教部省において関った大祓制定について考察し、 高知藩で大属として藩政改革に携わった後、 「明治期における大祓の成立に関する一考察」 教部省に入省する為、 ر ج 「明治八年式部寮達 従来の神道を改革しようとした慥斎の提言を紹介する。 明治五年に上京した。 「神社祭式」 明治初期の大祓の研究は多くはない 0 制定に関する一考察」。な 本稿では慥斎の遺した

# 第一節 慥斎の教部省入省および転課

に行き九等出仕を拝命した。 慥斎は、 日記によれば明治五年二月三十日東京に着いた。。 教部省の中で頻繁に転課をしているので、 暫くして教部省から出頭するよう連絡があり、 その記述を日記などから拾って確認しようす。 翌 日 初 めて教部省

拝 記 日には日誌課に入りつい 明治五年三月十四日、 命 録課に配置されたで した120 同八月三十日、 程なく同五月四 教部省が設置される、 同七月二十八日、 弟子の宮地生が来て、 旦 教部省から使いが来て大教院の調掛を申し付けられ、 編集課に移り80 慥斎は、 慥斎が大録を拝命したとの報せを持って来た130 三月二十四日教部省九等出仕を拝命した。。そして翌日同三月二十五日 同五月二十四日には、 教部省八等を拝命した。。 代理で松岡毅軒 翌月同六月二十七 (七助)

眀 治五 |年の目まぐるしく替った慥斎の転課については、 慥斎が鴻雪爪¹⁴(一八一四−一九○四) に宛てた書簡 の写しの 中にそ

いたことを示そう。

れに触れた部分がある。それは

不意令茲春復拝 命於教部、 初入寺務課、 無幾轉編輯局、 未及成業而乍又任日誌之事、 令則承乏於教務、 入省以来僅数旬閱

而遷轉如駅舎然15(後略)

課 6 は では記録課となっていてこの関係は詳かではない。 と書かれ、 れ 適わなかった19。明治九年十一 慥斎は寺務課、 0 順になっていて、 二日後同十一月二七日、 この中の 編 集局 「不意令茲春復拝命於教部」 編集課、 (課)、 日誌課は同じであるが日記の方には教務課の記載はない。 考證課に入っている17。 日 月二日、考證課は廃止となり、教務課に入り20、 [誌課、 教務課の順に転々として移っていたことが知られる。 からこの 翌年の終り 翌明治七年一月二十四日宍戸大輔に転課を要請したようだが¹≈、 書簡 頃、 は明治五年に出されたものであることは疑い 明治六年十一月二五日、 明治十年一 また、 月十一 慥斎は教導職の 日記では、 入省時、 日に教部省は廃止され 記録 大講義兼務を免ぜら 方では寺務課 がない。 課、 編 この 集 課 た<sub>210</sub> それ 文か 他方 日 誌

## 第二節 大祓について

活することを決め、 始 般に民間では大祓を年中行事として保存してきた神社も多い。 は七世紀末とされ、 大祓とは古代・中世に行われた神事儀礼の一つであり、 明治五年六月その儀式次第を定め府県に達した。 十五世紀応仁の乱の後廃絶された。 その後、 人が知らず知らずに犯した罪や穢れを除くことを目的としている。 政府は、 大祓は元禄四年、 この節では慥斎が明治五年六月の大祓制定に深く関わって 大教宣布を推進すると共に明治四年、 吉田家でわずかに清祓として復活され 大祓の旧 兵儀を復 創

# 第一項 「教法ヲ革新シ教師ヲ撰フ議按」について

はそこで 法会議」を設置することを求め、 方法を提案している。 ヲ革新スハ書ニアラス人ニ在リ」といって人を重視する立場に立って、 きであり、 て、ここで注目されるのは第二議に書かれてある、 慥斎によって書かれた「教法ヲ革新シ教師ヲ撰フ議按」22 これは大教宣布活動を革新する提言であり、 最後に朱書きで「治戊春初 その第 議は 第四議でその具体的な方法を述べている。 「良教師」を得る方法であり、 外物外史23 冒頭に「教法ヲ皇張センヲ欲セバ従来ノ教法ヲ一旦革新セサルヘカラス、 慥斎自身が神祇官の官員であったときに建白をしたという部分である。 妄草」と記されてあることから、 (「教法革新の議按」と略記する) 第二議は 第一 この 議から第四議までの四 「教師ヲ教育スル方法」、 「教法革新 明治七年一月に書かれたものである。 ノ議按」 という文章がある。 項目に渡って については後で触れるとし 第三議では教法革新の 「教法革新」 これは下書 慥斎 「教 0) ま

是ヲ以テ普ク海内ニ布施センコトヲ建白セシニ、 愚嚮キニ神祇官ニ在リシ時、 今時神道者流 ノ 弊、 荒誕不経 例ノ故障多ク因循シテ、壬甲ノ夏迠テ遂ニ御布告トナリテ、 一ツモ着実ナラザルヲ憂へ、身滌祓除 ノ法ヲ更ラニ簡易ニ革新 普ク天下ニ行

ハシムルニ至レリ24

れ と神祇行政の 「普ク海内ニ布施センコトヲ建白セシニ」といっていることである。 は明治五年六月十八日教部省から府県に達せられた大祓再興のことであると考えられる。 不調と 「身滌祓除 ノ法」 を回想しているのであるが、 ここで重要なのは 「壬申ノ夏迠テ遂ニ御 「身滌祓除 布告」といっているのであるから、 それは次のようなものである。 ノ法ヲ更らニ簡易ニ革新シ」

第七号 (六月十八日)

府縣

第二項

慥斎と福羽美静

#### これは に渡る実施が決定されたものであった29。 滌の定式を示すもので慥斎がつくったものである。 部地方を巡回し、 とあるように、 大祓に関しては、 仰 大祓 昨年六月大祓之旧儀御再興相成追々天下一般修行可致様被 候間追々天下一 第三百六 届候樣厚相心得可申事 (別紙) 出 (別紙) 一候事 ノ儀従前六月祓或ハ夏越神事ト 但 || 祓式 以下略25 大祓再興 によって大祓再興の具体的なやり方を示したものであり、 六月二十五日 それぞれの場所で神官を集めて 慥斎はすでに高知藩で普及させようとしていた。?。 儀 般修行可致様被 追テ被 0 実 ん施は既に決定されていた。 (布) 仰 出候事26 称シ執行来候處全ク後世 「皇朝身滌規則」 第一章第三節第二項で示した通り、 仰 <sup>28</sup>を読 社 出候處今般別紙之通祓式御 慥斎は明治四年三月十八日から四月八日にかけて高 ノ 神 明治四年六月二十五日の太政官布告には み聞かせている。 事ト 相 心得本儀ヲ失ヒ候ニ付今般旧儀御再興被為在 結局藩庁に採用され同年五月高知藩全域 「皇朝身滌規則」 定相成候条於各地方御趣意行 とは夏季の

祓

除

知

東

滅、 る。 Ł のことと思われる。 ヲ 0 目されるの 加 経 賛同を得たものであった。 右記明治五年六月十八日の大祓再興の 同 わって親しく話をしたことが記されている。 小 野 年六月五日条には と書かれていることから理解される。 権判官亦 は福羽美静30 来話、 なぜなら、 且. 「訪福羽少 (一八三一一九〇七) 丘話且飲、 そのことは、 慥斎の日記を見ると明 輔 更深矣辞去」 32とあり、 布達に至るまで、 明治四年に書かれた 神祇 との関係である。 とある。 さらに同十月五日条には 少副とは福羽美静のことであり また同八月一 治三年に慥斎は、 当時 慥斎がその制定にどのように関わったかを検討しよう。 福羽は宣教使の次官 「請假選教典議」31の 日条には 明治四年に高知藩で実施された 親しく福羽と交際している様子が書か 「官中遇福 「遂訪福羽少副於小川 「鑑識ヲ経」 も兼任 羽四位、 中に して 「皇朝身滌 たのは 、おり、 談事」 街 「皇朝身 とある。 飲楼上、 この時は 規則 慥斎が東京にい 滌規 嘗テ神 権 夜 れ 則 涼 7 判 官 風 V) 祇 そのため るか た明 0 吹 少 は 福羽 小 副 らであ 燈 治三 野 É 鑑 美 述 Þ 数 年 注 識

慥斎が :教部省に奉職して暫く経 った明治五年五月二十二日 0 日 記 は注目に値 する。 それは

因 示布留伯幾氏跋言33、 坐中遇有客、 則邂逅於楼上、 千家尊福34云、 出雲所謂国造也、 尹 人亦与禊事云35

福羽大輔

折

簡

見招、

又

命

小車

往

論事、

大輔

云

祓

除者先年子建言、

方今将行此

事

於闔国、

以子為此周旋、

余乃頗

盡

言

所

見、

と書か れ 7 る。 文中 「先年」 とあるの は、 慥斎が 福羽と交流 0 あ った明治三年 のことであろう (明 治 兀 年 は、 慥 斎 は 高 知 に

る。

 $\mathcal{O}$ 慥 治三年に建白したことを述べているのであった(下書き等は残っていない)。 中で 斎が こ の 一 「普ク海 先年」 文について次の三つのことがいえる。 (明治三年) 内 一布施セ 慥斎が ンコト ヲ建白セシニ」 「祓除」について建白していたことを示している。 まず といったことは、 第 は、 福羽が 自身が 慥斎を呼び 「皇朝身 また明治四年慥斎が、 出して、 滌 つまり慥斎は先に挙げた 説規則」 「祓 除者先年子 を全国に実施することを企図 高知藩諭俗司 建 言 とい 「教法革 ってい 0) 官員であった 新の議按 ることは して明

身滌規則」を全国で実施するよう建白をしたが、 時に指導した、 を全国に普及すべきであるという、 天下ニ施行スへキ意ヲ承ケタリ」37と書いていることは、 (明治四 年) の中で慥斎が 「皇朝身滌規則」 此 の考えを示した (「皇朝身滌規則」 福羽の意思をも受け継いでいたことを示している。 「立教議」36の中で、「此儀既ニ 明治四年の時点では何の音沙汰もないということを示しているのである。 - 筆者注) 慥斎が政府に建白したと同時に、 ヲ朝ニ行ハントシテ未果」と書いたことは 朝廷へ奉伺、 さらに、 福羽の承認を得て 先に取り上げた 神 祇省少副 政 府 ノ鑑識ヲ経テ、 (朝廷) 「皇朝身滌規 「請假選教典議 に 「皇朝 弘ク 則

者であった。 旋」することを命じているものである。 周旋」 つぎに注目されるのは、 つまり中心になって関わることを命じたということであろう。 その 「周旋」 福羽の語 0) 意味には式部寮との調整も含まれていたであろう。 「以子為此周旋」 明治五年の五月になって福羽がやっと慥斎の建言に対して積極的な姿勢を見 である。これは福羽が この時福羽は教部省大輔であり、 「祓除」を「闔国」に行わせようとして、 教部省の事実上 慥斎に せ、 一の責任 慥 斎に 周

「尹人亦与禊事云」と書かれていることは、 同年四月二十九日教導職西部管長となった千家尊福が、 福羽かり 6 祓

について協力を要請されたと解釈できる。

 $\mathcal{O}$ 目 これで福羽の意図ははっきりした。 前にして、 上司であった高崎五六39を訪問している 今まで懸案となっていた大祓の 福羽はその二日 (不在であった) 施行準備 1後の同 を、 以 五月二十四 前それを建白した慥斎に托したと考えら のはこのことに関係しているであろう。 日教部大輔 0) 職を免ぜられているのであるが。。 れ . る。 翌 日 [慥斎 は 解 編 任を 集課

# 《三項 式部寮との関係と慥斎の意図

ることから、 奥宮文庫にある、 慥斎が深くこの問題に関わっていたことが知られよう。 大祓について式部寮とのやりとりを示した史料を紹介しよう。 す べて慥斎の 筆 跡で教部省用 紙 に 書 カコ れ

式部寮より大祓式書再考案并祓詞考按相添更ニ打合有之候ニ付回答旁掛合案4。

過日御廻有之候大祓式書御再考按、 并祓詞考案一通右及評議候處、 式之大祓詞ヲ不用新制之詞ヲ相用侯方可然相決也、 将式

書之内再議有之候条掛ヶ紙致シ及打合候、 且此式書之儀ハ近日神官共江頒布致シ候祭式之一条ニ候間、 従当省諸縣へ下行可

右至急御回答有之度候也

式部寮御中

過 日 .御廻し入候大祓式書再考致并ニ祓詞之考案一通相添更及御打合候、 至急御評議御回答有之度候也

教部省御中

壬申五月廿八日

式部寮

第七十三号

大祓式 (省略)

敷設図 (省略)

昼第四字官員神官祓ノ坐ニ着ク

次官司以前追テ神殿ニ昇リ開扉ス

次宮司祝詞ヲ奏ス再拝

祝詞

(省略)

祓詞 (省略、 後に示す)

祓物 (省略)

132

それ故、

今までの経過を振り返ってみれば、

慥斎は大祓につ

V

て明治三年

「皇朝身滌規則」

を著し、

それを高知で

実践

#### 大祓ノ事

### 天朝ノ御儀ニ於テハ

府縣大祓 事 玉 體節折ノ御次第有テ朱雀門前ニ参集シ被行 或ハ形代ヲ執テ身体ヲ祓ヒ川ニ流シ又ハ茅輪ヲ泳クル ノ御布告有テ其式ヲ授クルニ及フ全ク新儀ナリ、 舌灵 義ナリ、 熟思スルニ 諸国ニテハ臨時 等ノ儀 ナリニテ、 ノ外定式ノ大祓ト云事無シ、 是又行フ処アリ行 ハサル所アリ、 今各所ニテ私ニ 然ル ニ方今 行フ

天朝ノ御儀式未タ不全ト雖トモ其形古儀ヲ繹ネテ所被行ナリ、是上

一人ヨリ百官ニ至迠ノ祓ナリ、 然レハ行フ所逐一天朝ノ 、儀ヲ奉スルニ及ハス、 祓 詞 一至テハ 最隔絶ニテタヽ 府 縣 郷

此分別ヲ以テ府縣祓詞ヲ案スル所ナリ

天朝ト諸国ト何レニモ其別可有之ト存候事

事也

力

ノ延喜式中大祓詞ヲ讀ミテハ返テ不體裁ト云フヘシ、

奉ス が 大祓を府県に普及するという立場で書かれていることから、 るのは慥斎を含む教部省の考えであり、 あるものであろう いう考えのもとに新制のものに決したと考えられる。 では大祓の詞を新制のものにすることを決定したと式部寮に伝えているのである。 言っているものではない。 本文冒頭 ルニ及ハス祓詞 (題名を除 (それが最初、 ニ至テハ最隔絶ニテタヽー V て さらにこの 一行目に 式部寮の案であったのかどうかは不明である)。 「式之大祓詞ヲ不用、 先の大祓 「大祓ノ事」という一文は 府一 の詞を新制のものにすることを決定したことを説明しているのであり、 縣 そうすれば、 郷 ノ事也、 教部 新 制之詞ヲ相用候方可 省の立場で書かれたものである⁴¹゚ 史料中 力 「府縣大祓ノ御布告有テ其式ヲ授クルニ及フ」とあるように ノ延喜式中大祓詞ヲ讀ミテハ返テ不體裁ト 「大祓ノ事」と題された文章の中で 慥斎を含む教部省は大祓を全国に普及すると 然相 旧制のものといえばそれは延喜式に書か 決也」とある部分が重要であ 逐一 一云フヘシ」とあ 天朝 ŋ 式 教部 く儀ヲ 部寮 れて

 $\mathcal{O}$ 教部省への するよう命じられたことを考えれば、この「大祓ノ事」以下の文は、 0 て書いたものと考えられるのである。 は福羽美静の賛同を経たものであったこと、そしてそれを更に全国で実施させようと建白さえも行い、 も慥斎の 手が入っている可能性がある。 回答が簡単なものであることから、 そしてそれは福羽の意図でもあったのではない 先に省略した祓詞 これは教部省主導で行われたことが窺がわ (大祓詞) 慥斎が式部寮との調整の上で、 は か。 さらにいえば先の史料中、 れ 大祓 詞ばかりでなく大祓式そのも 大祓詞を簡略化しようとし ついに福羽に 式 部 寮 周 から 旋

#### 此府縣乃官人又

某神社尔伺仕奉留神官等乎始豆

乃某神社乃大神高々尔見行志聞食左矣如此聞食豆婆瀬織津姫神速秋津姫神気吹戸主神速佐須良 吹 大神乃敷坐世留 \放佐須良比失弖矣如此失弖婆此府縣乃官人神官等平始弖里々家々尓波自今日始¤罪止云布罪波不在止祓清矣留事乎諸聞 里 々乃公民等我過犯气矣雜 々乃罪事平今年六月乃晦日乃夕日乃降乃大祓尓祓 版物 平置 (姫神川 坐尔 打 海 **清積置** 与利取持志根 宣祓 清 矣留事乃状乎 食世登宣 国底国尔 此 伊

となっている。明治五年六月十八日に発表された祓詞(大祓詞)は

### 此府縣乃官人又

某乃神社爾同仕奉留神官等乎始弓

谏 大神乃敷坐世留里々乃公民等我過犯氣矣雜 始豆里々家々尔波自今日始豆罪止云罪咎波不在止言被布留事平諸聞食世登宣留母之 秋 津 姫 (神気吹戸主神速佐須良姫 神相宇 々乃罪事乎今年共見乃晦日乃夕日乃降爾大祓物平置坐爾打積置弖祓清矣留事乎瀬! 立那 比川 海爾利 持 出 根 國 底 國爾伊吹放佐須良比失豆矣 (ルビは省略した) 如 此 失弖婆此府縣乃官 人神官等 織 津 姫 神

料①に示す)。 留事乎諸聞食世登宣留」と結び、 大祓詞は慥斎が作成したか、 詞 となっていて多少省略改変されている。 を大幅に簡略している。 府 縣 郷ノ事」であるので「カノ延喜式中大祓詞ヲ讀ミテハ返テ不體裁ト云フヘシ」と書かれているように延喜式の大祓 その内容は延喜式大祓詞のエッセンスだけを取り出し、 もしくは作成に深く関わっていたことは充分に考えられよう(参考までに延喜式の大祓詞を章末史 全体が大幅に簡略化された中で 教部省の案は、 若干の修正が加えられことが分かる。 「悔過自新」 がより強調されたものになっていることから、 最後に 「自今日始母罪止云布罪波不在止祓清矣 いずれにしてもこの教部 省 の案は

慥斎の論説 それを慥斎に依頼し、 よって、この大祓詞 った福羽にとって明治五年の六月末に各府県に大祓実施の準備をすることは喫緊の課題であったのであり、 宮中での大祓は既に、 「大祓詞私抄」 の簡略化には、 慥斎は上司や式部寮と調整を図りながら、「更ら二簡易二革新シ」た大祓を推進したと考えられるのである。 明治四年六月二十五日の大祓再興 を章末史料②に示す)。 高知での実践を踏まえた慥斎の意図が入っていると考えられる(「悔過自新」の考えが現れた、 の布告の後、 同二十九日賢所前庭で行われている43。 更迭の 教部省大輔であ 直前に になって

## 第四項 大祓を普及させる意図

において では、 この 「皇朝身滌規則」を導入した理由と殆ど同じと考えられるので、それを示したもの見れば分かるであろう。 「更らニ簡易ニ革新シ」た大祓を、 慥斎が全国に普及させようとした意図はどこにあ ったのだろうか。 それ は高知

高知において明治四年に 「皇朝身滌規則」 を導入した理由を示す 「奥宮正由再拝謹草」という一文がある。 その中で慥斎は

客冬大改革従前藩法を以て束縛せし国俗を一 旦解放シ、 人民平均各々自主自由之権を許し候以上 真教化之道 不立候而

自

曲

を説明した後

何ヲ以て人心を維持すべきや、 Ļ 是を以て世道人心を維持し政教の根原ト被定、 忽チ如何様之弊害可生も難斗、 諸藩ニ先タチ 因テ立教議興り於是 朝政を奉輔翼候者44 皇国固有之神道本教祓除身滌法を再興 (以下略

重点を置いている。 は と述べ、 「悔過自新」の考えを中心に据えたものであった。さらに自由平等の弊害については 明治三年十二月における高知藩の「人民平均の理」 また、 同文に 「神道之幽渺果して現然事実ニ被行悔過自新之道祭政に寓し候」といっているようにその内容 公布の後、 自由平等の弊害を懸念し 「喩俗 人間霊魂自由権利譯述」 「世道人心を維持」することに の中で

以テ一身ノ幸福ヲ致スヲ云ナリ、 自 由とは) 決シテ我儘放蕩逸興 自由ト我儘トハ動モスレハ其義ヲ誤リ易シ ノ趣意ニ非ス、 他ヲ外シ私ヲ利スルノ義ニ非ス、 (後略) 唯心身ノ働ヲ逞シテ人々互ニ相妨ケス、

考えていた重要な意図の一つは、 といって、「自由」に対して我儘、 自由平等を導入した後の民心の維持善導であるということが出来る。 放縦を懸念していることを考えれば、 慥斎が高知藩において「皇朝身滌規則」を導入する際に

トス」とあるように、 また、もう一つのねらいは、 大祓復活も大教宣布運動の一 先に挙げた「請假選教典 環である以上キリスト教の防御を念頭に置いていることは当然のことであっ 議」 0) 中に 「皇朝身滌規則ハ (中略) 私力二 他 日異宗濫入ノ 預 防 充ン

# 第一項 吉見幸和に至った経緯と三条実美第三節 慥斎の神道的基盤と神道改革案

た。

述

べられている。

自 らを語る次の史料を見ればある程度は知ることが出来る。 ここで慥斎が神道について何故これほど知識があったかについて考えてみると、それを示す客観的な史料は見当たらな

其奇ヲ喜フ、中比ニシテニ家ノ説ニ疑貳アリ、 余カ家モト垂下 ノ神道ヲ伝フ、 先考ニ至テ始テ鈴屋ノ説ヲ信ス、 而シテ特リ正史実録ヲ考窮シ、益々近人ノ説ニ慊キタラス45 余幼ヨリ家学ヲ受ケ、 亦鈴翁ヲ信 ... ス、 後チ気吹舎 出 入シ

が 勲四等となった47。 知で生まれ一時は慥斎の下で働いたことがある⁴6。 樹に至って本居宣長を信奉するようになった。 慥 済は あったが、 「余カ家モト垂下ノ神道ヲ伝フ」と述べているように、 日記の中でよく宮地生として出てくる宮地厳夫 (一八四七-一九一八) 種々疑問が生じ、 さて、 上記の その結果、 一文によれば、 最後に行き着いたのは吉見幸和⁴∞の実事神道であった。 慥斎は幼少の時から父に宣長の神道を学んできたのであった。 慥斎は父奥宮正樹の信奉した宣長の説を信じ、 明治二十一年には宮内省式部職掌典となり、 もともと家は垂下神道を伝える家柄だったのであり、 が挙げられる。 篤胤にも 大正七年には式部官、 宮地は神道家として知ら 上記の文に続いてその経過が 時 慥斎の 心酔 していたこと 父弁三 神道の弟 従四位 れ、 郎 高 正

八松 疑ヲ破ルヲ得タリ、 ニテ其学ヲ伝フ、著述最モ多シ、 人ニテ、今尚存ス、 正直 ハ余カ旧 門生ナリ、 麻布末広稲荷 今明治三年庚午東京ニ於テ、 松崎慊堂49ノ勧メニョリ中村光枝50二此 余嘗テ其書ヲ三条相公ニ上ラシメ、 ノ旧神官ナリ、 此大綱及ヒ其師小野高潔51 余亦光枝ニ面晤シ其淵源ヲ叩究シ、 実事神道ヲ相公ニ上申ス、 ノ実事神道ヲ受ケ帰テ余ニ ノ著書数種ヲ借覧ス、 益々證悟スル所アルヲ覚フ、 公亦之ヲ首肯シキ 語 高潔ハ即チ吉見翁 ル、 余於此初 光枝 テ 恍 高弟 ハ老 然夙

が関係しているので、 ここには、 慥斎が 「恍然夙疑ヲ破」 日記と照らし合わせて慥斎と三条との関係が如何なるものであったかを見ていこう。 った吉見神道へ行き着いた経過とともに、 その 「実事神道ヲ相公ニ上申ス」として三条実美

少 欲 0 条実美には同十月二日出向い 人物であった530 治三年七月二十一日である52 月六日には訪問して不在であったが 々意外な感じがするが、 面会であったと思われるが、 慥斎が門人八松正直の話を聞いたのは明治三年以前であり、 至燭見跋」というように親しく話しをしたのであった。 南部生とは、 たが (この時は吉見幸和の本を返却、 日記に 一公、 「賜坐寛話移刻」、 「神書八冊并草稿数部」 微痾」 文久三年三条の護衛に任ぜられ、  $\mathcal{O}$ 為、 直ちに辞去し、 その感想を 三条実美に慥斎が面会しているところへ弟子の を託 慥斎の上京後、 借用しているのでその前に会っていた可能性もある)。 į 「平生欽慕賢相、 同九日になって連絡を受け謁見を請うた。 同十二日には 七卿落ちの時には長州まで随従した経験を持って 日 記の中に初めて中村光枝の名前 今日相遭、 「謁輔相条公、 喜可知」と記してい 南部生来会、 南部生が来たとは この が 賜 現 . る。 酒 日 れ 慥 が る 一斎は三 因 同 初 0 三三所 年十 めて は 明

堂 堂 は姻戚関係にあったことも挙げられる。 慥斎がなぜ三条に訴えたかということについては、 にも出入りし、 正 室 は実万の養女正姫であり、尚且つ実美の兄公睦 また弘敷役もしていた経験があるので三条家の話は充分聞いていたことであろう。 実美の父実万の正室は その の正室は 理 由として上記の南部生との関係ばかりでなく、 (山内家) 十代藩主豊策の娘眉寿姫であるし、 四代藩主豊惇の養女であった54。 慥斎は侍読として豊信 藩主山· 十五代藩主豊信 内家と三

## 第二項 慥斎の神道改革案

革正神道議」 白 慥斎が教部省に奉職した明治五年、 または 「議按」 5 5 2 「請革正神道議按」 などと称され 何度も書き直されたと考えられる、 5 6 3 最も力を入れたものは、三条実美に訴え出た神道改革案であったように思われる。 「建白」 574 「請革新神道疏」 同じような内容のもの 5 8 0 このうち① 「請革正神道議」 が四 種 類も残され を取り上げて紹介 る <u>(1)</u> 建 1

. る。

(「請革正 神道議」 0) 翻刻を章末に示す。この中には先に示した、 慥斎が吉見神道に行き着いた経過も書かれている)。

11 たであろう)、 いたのであった。 われる人物にも正しく理解されていないことであった。そのことを慥斎は、 高知藩に におい 神道を重視する慥斎にとって問題と感じていたものの一つは、 て喩俗司に勤め、 慥斎は明治三年以来、 後神祇官に奉職した慥斎にとって宣教使の大教宣布運動が振るわなかったことは充分承知して フルベッキを度々訪問して交流し、 教えを受けている中で 古事記・日本書紀に書かれている神話が、 或人の言として (勿論教えたことも多々あっ 皇学者と

生シタノ、 或人云、 教師ガ憫笑スルノミナラス、 方今ノ天下ヲ皇学者流、 地球ハ我国カラ産出ノ、 漢洋 記紀万葉ノ書ニ 外国ハ皆潮沫ノ凝タモノシヤノ抔、 ノ書生モ 毎々嘲弄スル事也59 拠テ治メントスル ハ如 何ニモ迂闊ナル 真顔デ皇張スル 二非 、スヤ、 実ニ笑止千万ナル事ニテ、 況 ヤ日月ハ 我力国 |カラ出 外国

した。 知ラス」であり、 為サントスル者有ルニ至ル」(平田神道)ものであり、 教ヲ剽竊シ究理天文ニ雑糅シ、 誕 と述べている。 であり それらは 「児女子ト雖トモ甘服スマジキハ理勢ノ自然ニシテ知者ヲ俟タスシテ知ルヘキ」ものであり その 「陰陽五行 「神典ヲ釈スルニ務メテ理義ヲ解カス、語学訓詁ヲ釈スルヲ以テ主トス」としている。 原因 は ノ儒説ニ附会スル者」 「請革正 竒 怪 神道議」 ノ図説ヲ造リ、 の中で、 (吉田神道) 甚キハ天御中主神ヲ天主ノ字アリト云、 今までの神道は さらに本居宣長などの国学についても Þ 「金胎両部 「方今文明日ヲ遂フテ進歩スル ノ仏意ニ牽合スルモノ」 カノ三位 「只憾ムラク (両部神道) ノ際ニ当テ」 一体ニ附和シ、 「皆後人附会ノ偽説」 ハ如是真 また ノ御傳アルヲ 洋 「近来 は 教 幽 /媒ヲ ハ洋 渺 荒

するキリスト教に対応できるものとして提唱したものであった。 慥斎のこの神道改革案は、 神祇官の宣教使以来の大教宣布運動における神道の根本的認識を新たにする提案であり、 この 「請革正神道議」 の冒頭には慥斎の主張の要点が示され 且. 流

皇朝 祖 二太古ヨリ 宗深甚、 所 謂 神 ノ叡旨在ルコトニテ、 言ヒ 道ナル 嗣 き語り 者 ハ 傳 天祖 ヘタ 創 / ル趣キ、 業垂 是乃神道 統 ノ王道王 又之ヲ書ニ筆セシ文法、 ノ神道タル所以ナリ 迹ニシテ、 後人云 (後略 故意ニ其跡ヲ秘シテ、 所 ジ如 牛 派 ノ宗旨ニシテ荒誕 児童ノ稚 物語 不 経 説 如 クセシニ 非 ル ナ Ú 頗 然

即 く ち それ 慥 は 斎の 「太古ヨリ 主張 は 言 神道とは ロヒ嗣キ 語リ 「天祖創業」 伝へ タ ル 0) ものであって、 「王道王迹」 であって、 書の 中に隠されていて古事記、 先に挙げたような後人の作った道理に合わな 日 上本書紀 の神代巻に 児児 童 説 ノ では 稚士 物 な

語

0

ように書かれているの

は

「祖宗」

0

深い叡智が込められていて、

これが

「神道

ノ神道タル所以」

であるという。

生 道 ことを禁じたのは、 続い レナカラ上 弁」『において「如斯竒傳小 て慥斎は 古祖 それは 宗神聖 特に言 ノ尊信スベク、 祖宗 語理屈に堕すること嫌うばかりでなく、 <del>,</del> ノ機密ナル ノ如キ事ハ人情ノ喜フモノニテ、 又朝廷稜威ノ震恐スヘキ事ヲ覚悟セシムル深謀遠議ナリ」と説明 力故二、 其意ヲ祭奠儀式 殊ニ幼童ナト聞クヲ愛スレバ、時 別に ノ例 「深 ニ寓シ、 慮」 があるからであるとし、 或ハ之ヲ授受宝器ノ象 々話 シ聞力 この ニ示シ」 してい セ 深 た真意を漏 テ暗 る。 「慮」を著書 また同 記 セシメ、

専ラ曲言比 所謂唯聖与 ことを 慥斎は別の 比喩ヲ以 聖ノ密勿63ニシテ、 テ、 著書 稚 児ノ昔物語 「神道大綱私淑抄」 ソ ノ実ハ上古未開 ノ 如 ク、 言ヒ ( 以 下 継キ語リ ノ野民ヲ御スル 「私淑抄」と略記する) 嗣カシメ、 ノ皇猷神策ナリ」 歴史ニモ其趣キニ記載シテ、 において「神代 と述べてい ノ事実ヲ、 . る。 曽 テソ 故 ノ実ヲ 意ニ 其 漏逗 痕跡 セサ ヲ 秘シ ル テ、 様

秘アル 以上のことを、 事 j · 窺ヒ奉リ、 吉見幸和 夙 疑 は 頓 ニ霽レ、 (慥斎 0 神典 表現では) ノ事蹟奇々怪 「故アリテ大嘗会祭奠ニ参与 ロタナル ハ甚タ故アル書法 シ、 ニニテ 朝廷 御即位 中 略 ノ大礼ニ 深甚微妙 ハ 天照 ノ密旨ヲ 急以 ・暁得シ」 来 歴 Þ 相 64 た と 伝 禁

1 5 5

吉見 幸和 0 神道を基にした慥斎の説は 「神道 ト云テ /別ニ道 デル = 一非ス、 即 チ朝廷ノ 布令スル 所是 ノミ」 65であるという。 慥

神

6

ヤ、 と説明している。 に明治六年に書かれた 道 0 大綱. 別の言い方では 億兆 68の冒頭に ノ野民唯神道中ニ熙々轟々トシテ不識不知帝則ニ遵奉シ 「王道ノ外神道ナシ、 「神道者天皇之道也」と述べていることに基づくものであろう 「教法論」 があり、 神道ノ外王道ナシ」。。また 翻刻を章末史料④に示す)。 (中略)別ニ神道ト唱フル名称 「神道即王道」
『であり、 その意味を慥斎は、 (これら慥斎の考え方がよく現れているも 「私淑抄」 ハ固ョリ冠漈漁ボヲ見サルナリ」 その表現は吉見幸和の著書 の中で 「昔王道ノ隆ンナル 神

経営」 が込められた実事として捉えるものである。 慥斎が吉見幸和を通して発見した実事神道とは、 のことであるとして、 慥斎は 「私淑抄」 二、三の具体例を挙げよう。 において次のように説明してい 今まで示したように 「児童ノ稚 伊弉諾・伊 物語 .弉冉の尊の国生みの神話については のように書か れ た神代の記述 を 開拓 叡

モ、 勿論其実事ハ皆開拓経営 此事ヲ夫婦ノ交合産児ノ如ク語リ伝へ、歴史ニモ其如ク記載セシハ、祖宗深甚廟謨ノ所在ニテ、乃神道 文明ノ今日ニ至テハコノ産国 ノミ、 是レ恭軒翁 ノ如キヲ、 (吉見幸和 文ニ依リテ実解セハ、 -筆者注) ノ始テ発明セシ所 岦 場ノ笑話ナラスヤ、 ノ真訣ナリ、 是レ余カ不得已、 是事モト廟堂ノ ノ神道タル 此秘ヲ漏逗ス 秘 所以ナリ、 略ナレト

また、高天原については慥斎は、吉見説によって

ル

所以ナリ、

詳カナル

ハ恭翁

ノ神代紀正義直説等ニ具ス、

参考スヘシ

天都ヲ大和国高市郡葛城山 ノ半腹、 爽塏 ア原 野ヲ開キ宮殿ヲ営築ス、 之ヲ名付ケテ高天原ト 謂

とし、その天上説に対して

後人如何ニ奇怪ヲ好メハトテ、 天上北辰ノ内紫微宮。っナリ抔説クハ、 迂ニ非サレハ黠ナルカ如シ

と非難している。 また、 前田勉氏の論文「吉見幸和の 「神代」 解釈」 の説明を借りると

スサノヲノミコトの八股大蛇退治の説話については、 八股大蛇とは熊坂長範のような大盗賊のことで、 大蛇の八頭とは八人

の盗賊頭、八尾とはその盗賊頭に従う者が八組いたこと等々で

となる。 以上のような吉見幸和によって得た、 慥斎のこの 新し V 神道 解釈に対する決意は次の言葉に表 込れてい

謀遠慮アリシ事ヲ知ラシメント欲スルナリマュ

予、 古来朝廷 ノ厳秘ナル廟略ナレトモ、 斯ク公然ト掲出シテ、 世人ニ示シ決シテ我先王ノ迂遠ニシテ好竒ニ非ス、 極メテ深

明治三年十二月、慥斎が三条実美に吉見神道の書物を呈し、

親しく話した時の内容はこれまで述べたものであったろう。

「請革正

神道議」にはそのことを

遂ニ条公ニ謁シ、今日布教ノ挙カラサルハ職トシテ是レコレニ由 ル事ヲ陳述シ、 素ヨリ 朝家ノ禁秘漏ラスへカラサル機密

ナレトモ、文明ノ今日ニ至テハ、 復夕秘スヘカラサル勢アリ 中 略) 此真趣ハ密勿ニ与カル大臣等 ハ知ラサル ヘカラサ

大事ナルヲ、縷々弁論セリ、 稍感悟アリシニヤ、 其書ヲ出スヘキ由ヲ命セラレ、 光枝 (中村光枝 -筆者注) ヨリ残ラス呈セ

IJ

1 と記している。 て警鐘を鳴らし、 慥斎は 「請革正神道議」 「今日百般革新ノ際ニ当テ、 の結論として コノ一大事件、 革正ノ挙アラサルハ豈大闕典ニアラズヤ」と当時の状況につ

我開国祖宗ノ機密決シテ容易ニスヘキニ非ス、 故ニ先ツ姑ラク朝廷ノ機密ニ与カル縉紳 ノ外ハ之レヲ知ラシメス、 矢張普通

人民ノ知識開明ヲ俟テ、

漸次ニ之ヲ誘引奨勧セシメンヲ要スヘシ

、神道者流何派ニテモ衆ノ信受ニ任カセ置キ、

としてこの 「機密」を当面政府部内に止め、 般には 「知識開明ヲ俟テ」としたのであった。

は、 対する畏敬の念がゆきわたり、そこには祭祀・伝統・歴史はあるが教義も教典もないものである。 ここで慥斎はこの神道について治教と宗教の区別もしていたことを付け加えておこう。 慥斎が 「神道即王道」というように、 神道と呼ばれる以前、 天皇を中心とする調和した社会の精神ともいうべきで、 慥斎が吉見幸和を通して発見した神道 慥斎は 「請区別治教与宗教議 天皇に

我力皇朝所謂 神 道 これ即チ 八祖開国 ノ王道王迹ナレ ハ其神教ト称スルモ所謂治教ニ属スルモノニシテ、 決シテ所謂宗教ト

其趣キ殊ナルモノナレハ

~2という一文で以下のようにいっている。

即ち神 致すると解釈すべきであるとした。 道は宗教ではなく治教であるとして、「政教」 慥斎は宗教と治教の定義を次のようにしている。 一致」という意味は政治と宗教が一致するという意味ではなく、 政治と治教が

未来

ノ安心ヲ説カサルヲ得ス、

政ニ属セサル所以

治教 ハ形迹ニ渉リ現在事上ニ係ル者ナリ、 故ニ未来霊魂ヲ説カス、 政ニ属スル 所以、 宗教 ハ 心 がニ 渉リ幽冥上ニ 根 はサス故

即 会スル者」 ち、 慥 済の (吉田神道) 神 道 は治教であり、 Þ 「金胎」 両部 そのまま政 ノ仏意ニ牽合スルモノ」 公治が 行 わ れる社会であり、 (両部神道) 宗教とされる神道とは先に挙げた また 「或ハ洋学ヲ挟ミ窮理ヲ雑 へ天文ヲ説キ甚キ 「陰陽五 行 儒 説 天 附

て黒田 る。 第三項 言 昨年教部建設ノ初ヨリ此事ヲ苦慮スルヨリ種々建言セシカトモ、 を展開」 を撰フ議按」と考えられるので、 病 れなかったのであった。またこれには 御中主神ヲ天主トシ、 慥斎の 中建言二教法集議 奥宮文庫にある 明治五年十月二十五日文部教部両省が合併され、 0 清綱 割注には 建言は新しく提唱した神道に関するものであった。 建言の不採用 (教部少 「凡ソ六七度ニ及ヘリ稿別ニ具ス」としていることから、 それは三条の教憲を基にして大教院を中心に中小 「教法革新 輔) ノ策ヲ献セシカハ」とあることにより、 カノ三位 との 連繋によって、 ノ 議 」 一体ニ附和スル者アリ」 同 ~3には今まで教部省において提出した建言が不採用であったことが書かれている。 「議按」 昨年教部建設ノ初ヨリ」とあることから、 が書かれた後ということになる。 「黒田、 三島を中軸とする薩摩閥主導の教部省は その後同年十一月二十四日三島通庸が新しく教部大丞に転じたことによっ (平田神道) それが採用されなかった理由は教部省の鹿児島閥の 「教法集議ノ策」 ミナ採用ニ当ラス空シク圏、ニ埋モシナリ」とあり、 の教院を設置し、 などの後世につくられた神道を意味したのであった。 教部省入省以来六、七度にも及んだ建言は悉く採 とは第二節第一 よって同 書かれたのは明治七年であり、 神官僧侶を動員した政策であったが、 「議按」も採用されなかっ 項で取り上げた より 層強力な神道 「教法ヲ革 存 たのであろう。 (皇道) 在が考えられ また 上 即ち 新シ 重 「最後 記 島地 視策 用さ 教 建

黙雷が「大教院分離建白書」での中で

方今増上寺仏殿ヲ改メテ大教院トシ、 之ニ祭ルニ四神ヲ以テシ、 注連ヲ飾リ、 華表ヲ起シ、 幣帛ヲ捧ケ、 祝詞ヲ奉シ、

豈可不驚愕哉

た。

木戸孝允が、

明治六年十一月二十九

日付伊藤博文宛の書簡

の中で

と批判したように強く神主仏従を推し進めるやり方であっ

余年伝灯ノ仏刹忽然変シテー大神祠トナル、

有之77 第一 いたし候とて尽力いたし、 困窮は薩の黒田 (此人は黒田より一 (神道家尤此節は大分さとり以前よりは頑説も漸薄らき候) ~ 6、 滅仏寺候ときも相働候よし 層神道家に而は此両人之處ニ 〈後略〉) 一而信仰自由などゝ申事は些合点に入兼、 今一人黒田之次席に居候ものに 且此人は薩州を 統神 而 道 薩

0 建言が受け入れられる余地はなかったのではないか。 美静不在となり黒田、 0) といっているように、 強い考えをもっていた。 「教法革新ノ議」には 三島が支配するようになった教部省においては、たとえ正院の三条実美の理解があったにしても、 黒田清綱、 「最後病中建言ニ教法集議ノ策」を献じたとき、 「教法ハ 三島通庸は鹿児島における激しい廃仏毀釈を推進した人物であり、 衆ノ信従ニ任セ政府ハ與カラズ」、っとした慥斎とは相容れないことは明ら、 また、 慥斎は自身の建言に意見する人物の独 ある「議者」の弁を記している。 善的狭量を批判している。 信仰自由とは程遠 かであろう。 い宗教性 慥斎の 福 先

起波ニテ徒ニ紛々無益ノミナラス此ニ因テ本省教院ノ瓦解ヲ速カニスヘシト、 折 角編輯シ 日ク府縣 モ頒布刊行セシ教典 割注 略 追々実效アラントスルニ及ンテ又教法革 又謂、 方今教院ニ募集スル神仏ノ学匠 新 ノ議ヲ起ス 所謂 無風 皆

天下ノ精選ヲ極メテ遺賢ナキニ誰レモ革新 ノ議ヲ発スル者ナシ、将来ノ務ムル所ハ、只此今日ノ定ムル教典ヲ布施スルニ在

ルノミ、事ヲ好ム書生論ヲ為スナカレト

慥斎は とが多い書生を納得させるものではなく、 信服するものはなく、「漢洋書生ハ皆、 正 直と対等に議論できる者は幾人あるかと疑問を呈し、 「嗟乎、 何ソ自負誇伐ノ甚シキヤ」と嘆息して、 掩耳テ走ルヘシ、況ンヤ外国教師ニ示シテ誰カ肯フヘキ」と述べ、当時の洋学に向かうこ 外国教師の疑問に答えられるものでもないことを嘆いている。 「神教要旨」 現在の神官僧侶の中で、 などの著述は (自分のように) ニコライ®。や福沢諭吉、 「鈴屋、 気吹舎ノ余唾ヲ甘ンスル」 者の 外には 中 村

#### おわりに

慥斎は西国地方巡回を命ぜられている。明治八年五月には大教院は解散され、明治十年一月には教部省そのものも廃省となった。 慥斎は、 吉見幸和の神道に出会い三条実美の理解を得、 神道改革案を建白したが結局採用される所とならなかった。 明治 七年

大教宣布運動失敗の原因について、

徳重浅吉は

が 制信仰の主体たるべき大教そのものが、 その最深にして根本生活なる信仰生活、 因を挙げようが、 あ 主たる原因であった。 0 劇しい 神仏判然や廃仏毀釈の実動までも背景としてゐた大教宣 第一に人間生活の一 面に過ぎぬ国民的・政治的・ それ自身に於て幼稚蕪雑、 就中その内容にまでも立入って断然たる変改を強要するに及びしこと、 矛盾なき論理と体系とを備えてゐない教法であったこと 道徳的生活の規範を人間生活の全面にまで押し拡げて、 布運動が、 何故に爾くも脆く 敗れたか。 それ 及びその は 色 マの

慥

見

ろうか

方針は、 るとい ことは、  $\mathcal{O}$ るからこそ、 時 即 十代で 点につい と述べているが、 (王道) 理解はあっても政 は古来の 般的であっ ・洞察の延長線上にあると考えられる。 う解釈をもつ吉見神道の上に立って、 「見性」といわれる経験を持ち®3、 ては 結局 と述べた慥斎の神道理解は 信仰生活の変改を強要するものではなく、 慣習であるからして受容が容易であるとしても、 慥斎はその は 慥斎の提唱した神道は、 た平田篤胤や大国隆正 失敗に終った大教宣布運動におい 慥斎の神 府の 主流にはなりえなかっ 理解を当面政府部内に止め、 道はこのような批判に耐えられるものではないだろうか。 「清浄な精神の体現」と考え得る点において一 少なくとも幼稚蕪雑といわれるようなものではなく、 の神道を転換させる、 この洞察から見れば、 その経験を基にして書いた 慥斎はキリスト教に対応し得るものと考えていた。 た。 て、 L 先に見たように 過去の かし、 般には 慥 個人的 この吉見神道に基づいた慥斎の説を受け入れることの難しさは、 勝れた神道を見出した点において、 斎が 開化が進んでからとしたのであるが、 万民の罪や穢れを祓う、 振 要求の高まりと柔軟な思考が要求されることであろう。 「衆民 『聖学問要』 古 ノ信 真神道」 ンスルニ 貫性のあるものと考えられよう。 の初めに 85と呼んだこのような神道を提案してい 第 任セ」 古来からの慣習であった大祓や 0) 神話とは叡智が込めら 点については慥斎の 82るというものであるし、 「聖人学、 重要な意味があると言えない 慥斎の神道につ 結局この神道は、 易簡 直 |截 対法に 1 て理解 れた実事であ 大祓に 三条実 述 は、 |神道 ての で 0 た 当

活ともいうべき日 て福羽美静の指示を受け、 基づい 失わない 斎の また、 意図が深く関わって実現されたものであっ た大祓は、 大祓については、 ため 0) 本的精神基盤の再 助になり得るものであろう。 高知で実現され、 全国に広めようと建白し、 大祓再興実施 確認は、 さらに全国的に実施された。 へ向けて尽力しついにその実現を見た。 滔々として流入する勝 た。 慥斎の目的 「皇朝身滌規則」 西欧列強に侵食されない はそのようなところにもあったの それまで長い間実施されず、 れた西欧の を作成 し高知で普及した経験をもつ慥斎は、 技術、 ための大改革であっ 民心善導に繋がる、 文化、 制 では 度に 明 た明治が な 治 対して、 慥斎の 五年に復活されたことは カュ 維新に 過去に繋がる自己を 「悔過自 おい 教 新 部 省 伝 に 統復 精 お

星 野 光 樹 明 治期 に お ける大祓の 成立に関する一考察」『神道宗教』 第一九八号、 神道宗教学会、二〇〇五年、 兀 四一 兀 六

頁。

星 七一 No. [:[]) ` 野 光樹 -四七四頁 文部科学省二一世紀CEOプログラム、 明治八年式部寮達 神社祭式」 0 制定に関する一 国学院大学 考察」『日本文化と 「神道と日本文化の国際的研究発信の拠点形成」、二〇〇六年、 神道 第三号 (Japanese culture and Shinto

3 島善高 「奥宮慥齋日記」 明治時代の部 (六) - 『早稲田社会科学総合研究』 - 、 第一一巻二号、二〇一〇年一二月二五日発行

4 参照した日記は以下である。

明治五年二月三〇日条。

行

①島善高 「奥宮慥齋日記」明治時代の部 六 『早稲田社会科学総合研究』 第一一 卷二号、二〇一〇年一二月二五日

④高知市 ③島善高 ②島善高 民図書館 「奥宮慥 「奥宮慥 齊日 齋 奥宮文庫、 日 記 記 明治 明治時代の部 時 受入番号五九 代の 部 八 七) 1 ı 「慥斎先生日記十一」。 早 『早稲田社会科学総合研究』-、 稲田 社会科学総合研究』 第 第 一二卷一号、二〇一一年七月二五日発行。 巻三号、二〇一一 年三月1 五. 日 発 行。

5 『明治官制辞典』東京堂出版、一九六九年、一六二頁。

前掲注4、①の明治五年三月二四日条に「拝 命教部九等出仕」とある。

前掲注4、①の明治五年三月二五日条に「教部係記録課」とある。

7

6

8 前掲注4、①の明治五年五月 四日条に「入編集課中」とある。

9前掲注4、①の明治五年五月二四日条に「是日拝八等官之命」とある。

10前掲注 4、①の明治五年六月二七日条に「被移課於日誌」とある。

松 れる。 雄 で左院に移り元老院議官となった。 土佐藩において新たに設立された藩校、 岡 『土佐藩』、 ,毅 安政年中、 軒(一 八 吉川弘文館、 四口 山内容堂の侍読ついで『海南政典』 八七七)、 一九六四年、 名は 明治十年歿 時 敏 文武館のうち文館では松岡は史学教授、 八六頁)。 通 称七 (『高知県人名事典』 助、 の編纂に参画し、 字 欲 訥 別号を毅 高知新聞社、 完成させた。 堂。 文化 慥斎は経学教授であり同僚であった(平尾道 九九九年)。 維新後中央政府に入り、 年土佐藩 士松岡甚吾の また、 文久二年 (一八六二) 長男として生ま 文部大丞、

12前掲注 4、①の明治五年同七月二八日条には「本省伻来有命

八等出仕 奥宮正由

教院

調掛

申

付

候

事

少丞天野以書命之、同僚松岡代拝命」とある。

13前掲注 4、 簡 の中に慥斎の大録の辞令が残っていて日付は ①の明治五年八月三十日条には 「晚宮地生来報、 「壬申八月晦日」となっている。 云拝命本省大録」とある。 高知市! 民図書館奥宮文庫五-二六 書

下巻、 \*鴻雪爪は明治五年四月十二日左院の少議生で教部御用掛兼任となり、 日本史籍協会、 一九二八年)。 同五月二日には教部省七等出仕となった (『百官履 歴

15高知市民図書館奥宮文庫、 全集慥斎著書、 受入番号三七 「文稿、 中 巻 0) 中 . О 「答清涼寺先生書」。

゚゚前掲注 4、②の明治六年十一月二十五日条に「被免兼務大講義」とある。

17前掲注 4、②の明治六年十一月二十七日条に「入考證課」とある。

1 8 前 掲注 4 3 0 明治七年 月二十四日条に 「晚迂路宍戸大輔於九段坂、 托轉課事」とある。

19前掲注4、③の明治七年一月二十五日条に「是日又返考証課」とある。

2 0 前 掲 注 4 4  $\mathcal{O}$ 明 治 九 年 + 月二日 条に 本 -省伻来 云 考 証 課 被 廃 教 務 課 とある。

朝倉治彦 編 『明治官制辞 典 東京堂出版、 九六九年、 一六三頁。

22高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号二-五三「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」。

23慥斎の号の一つ。

2 4 前 高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号二-五三 「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」二

掲、

26『法令全書』 2 5 『法令全書』 明治四辛未六月、 明治五壬申六月、 教部省、 太政官、 第七号。 第三百六。

第一章第二節第四項参照。

28高知市民図書館奥宮文庫、 史料にもある。 高知市民図書館、 全集慥斎著書、 平尾文庫、 受入番号四 修史餘録廿七(全)三一-三八頁 「皇朝身滌規則」また、これは実施されることが決まった為高知藩関

29第一章第三節第二項で示したように明治四年五月十九日の身滌祓の方法 (略式) が定めら ħ

°○福羽美静は明治元年以来、 兼官」を免ぜられ、 同六月二十七日神祇少副兼宣教次官。 明治政府の神祇関係を主導してきた。 同 八月 八日神祇官が廃せられ神祇省となり同 明治二年七月八日神祇少副 明治四年六月二十五 八月 九 日 神 祇 日 大輔とな 本官并

31高知市 民図書館奥宮文庫、 受入番号二-三七 「請假選教典 (議」。

る

3 2 少 |輔は少副 の間違いであろう。

33布留伯幾 (フルベッキ) が慥斎の 「皇朝身滌規則」 に書いた跋のことをいってい

34千家尊福 男として生まれた。 の一人となった。 一八四 明治二十一年以降は政界に入り、 五. 明治五年一月出雲大社大宮司となり、 一九一八) 第八十代出雲国造。 元老院議官、 出雲大社宮司。 同四月には教導職権少教生に補任され、 貴族院議員、 出雲大社教初代管長。 埼玉県、 静岡 第七十九代出雲国造千家尊澄 県 東京府の各知 明 治期の 神道 事 界 司 0) 法大臣を 心 0 嫡

係

歴任した(〔縮刷版〕 『神道事典』弘文堂、一九九九年)。

35島善高 五二頁、 「奥宮慥斎日記」 明治五年五月二二 明 日 治時代の部 条 日 録)。 六 『早稲田社会科学総合研究』、 第一一巻二号、二〇一〇年一二月二五日発行、

36第一章第二節第五項参照。

37同右四四頁の引用文参照。

38内閣修史局 以前伊 頁 御用掛であった 本是丸「日本型政教関係の形成過程」、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』、 官 っており、この両者福羽と伊地知・高崎の間には激しい対立があり、「双方痛み分けの形」で決着がつけられたのであった 一二七頁)。 (本官とは教部大輔)」とある。 また高木博志 地知 [編]『百官履歴』上、 高崎は共に薩摩系官員として左院の役職兼任で、 (『百官履歴』上、 「神道国教化政策崩壊課程の政治史的考察」 日本史籍協会、 また、この福羽の解任については、 (日本史籍協会、一九二七年、二○九頁) によれば福羽美静は明治五年五月二十四 一九二七年、 『ヒストリア』 一三九頁、 伊地知は同四月二二日、 同日に伊地知正治、 および『百官履歴』 第一 ○四号、 高崎は同四月九日以来それぞれ教部省 高崎五六も教部省御用 大阪歴史学会、 第一書房、 下 日本史籍協会、一九二八年 一九八七年、三九-四〇 一九八四年)。 掛を免職とな 日 免本 . (阪

39このとき慥斎は編集課に在籍していたが、 日発行、 の課長であった。 年、 および島善高 五. 頁 慥斎日記明治五年五月七日条に 「奥宮慥齋日記」 明治時代の部 高崎五六(一八三六一八九六) 「高崎議官為課長来臨」とある。 (六)、『早稲田社会科学総合研究』、 は左院中議官兼務、 (『明治維新人名辞典』、 第一一巻二号、二〇一〇年一二月二五 教部省御用掛で、 吉川弘文館、 カコ 一つ編集 一九八 課

4 前 。<br />
高知市民図書館奥宮文庫、 祓 掲、 ノ事」 星野 式部寮が教部省に示した再案であるとしているが、 光樹 「明治八年式部寮達 受入番号一-11四 「神社祭式」 「式部寮より大祓式書再考案并祓詞考按相添更ニ打合有之候ニ の制定に関する一考察」 間違いであろう。 (四七一 -四七二頁) では本稿の主張と違いこの「大 付 口 [答旁掛合案」。

- 4 "法令全書』 (第 Ŧī. 巻 2 明 治 五. 年六 月教部 省第七号 (六月十八日)、 原 **灬書房、** 九 七 兀 年 (复 刻原 本 明 治 <del>一</del> 年 刊。
- 43宮内庁 [編] 『明治天皇紀』第二、吉川弘文館、一九六九年、四八六 四八七頁
- 44高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一-四七「奥宮正由再拝謹草」二葉
- 45高知市民図書館奥宮文庫、全集慥斎著書、受入番号二、「神道大綱私淑抄」五葉の割
- 4 6 明 治四年七月ころ宮地厳夫は異宗徒教諭において慥斎の下役であった。 島善高 「奥宮慥齋日記」 明 治時 代 0 部 (四)、 早

注

稲

47『高知県人名辞典』新版、高知新聞社、一九九九年、七八七-七八八頁

第一〇巻三号、二〇一〇年三月二五日発行、

参照。

社会科学総合研究』、

- 4∞吉見幸和(一六七三-一七六一) など。 としてまとめられ高い評価を得た。 の諸神道説を批判した。 吉見幸和と岡熊臣 ついての著作は阿部秋生『吉見幸和』 家神道を学ぶが、 祖父、 父と代々名古屋東照宮の神官を勤め、 独自の - 」『近世·近代神道論考』弘文堂、二〇〇七年、 厳密な考証主義により伊勢神道の神道五部書が偽書であることを実証し、 「国史官牒」 江戸時: 著書は『神道大綱』『神代正義』 春陽堂書店、 主義の立場にたって、 代中期の神道家。名は「こうわ」「ゆきかず」とも読む。 元禄元年に家督を継いだ。 九四四年。 考証主義を古典研究に持ち込み、 論文は阪本是丸 など多数 など。 (『神道辞典』 弘文堂、 はじめ正親町公通や玉木正英より 「近世国学者に見る神道の政 吉田、 字は子孔。 その成果は 一九九九年)。 伊勢、 号は 垂下とい 治性と宗教性 五部 垂下 恭 吉見幸和に 軒 書説 神道 った従来 風 で 橘 弁 水
- 49松崎慊堂 吉川 居、 出て昌平黌に学ぶ。享和二年(一八〇二) 掛川藩藩校の教授となる。 弘文館、 塾生を指導し、 (まつざきこうどう) (一七七一-一八四四) 九九二年)。 大名邸にも出講した。 交友範囲は広く、 江戸時代後期の儒学者。 門人には塩谷愛宕、 致仕した後、 肥後国益城郡北木倉村の農家に生ま 安井息軒らがいる 文化十二年 <u></u>八 五. (『国史大辞典』 江戸 目黒羽沢村に隠 れ 第一三 江 . 戸 に
- 50江戸麻布末広稲荷神官であった。詳細は不明
- 野高潔 (おのたかきよ)(一七四七-一八二九) 江戸時代後期の 国学者。 通称は斎宮。 延享四年 (一七四七) に生まれる。

継ぎ、 府 0 大番役を務めた国学者 寛政三年(一七九一)七月致仕した。 小野 高 尚 の子。 国学関係の著書多数 同 じく幕 府 0 小 普 請 方となり、 (『国史大辞典』 玉 学に委しか 第二巻、 0 吉川 た。 **完弘文館**、 天明四 年(一 一九八〇年)。 七八四) 一二月家を

52島善高 「奥宮慥齋日記」 明治時代の部  $\stackrel{\frown}{=}$ 『早稲田社会科学総合研究』、 第一○巻一号、 二〇〇九年七月二五日発 行、 兀 八

頁。

頁

。後に大審院長になった南部甕男(一八四五-一九二三)

である

(『高知県人名辞典』、

高知

新聞

社、

九

九

九

年、

五.

八七-五八八

54平尾道雄『高知藩』、吉川弘文館、一九六五年、二四一-二四四頁。

55高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六-四七「神道革正議、第三号、請革正神道議」。

56同、受入番号六-四八「請革正神道議按」。

『同、受入番号三-五七「建白」。

58同、受入番号三一八四「請革新神道疏、請区別治教宗教議

59高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号六-四三「晦堂一家私言、 第五集」 兀 葉。 これは高知藩の 用 紙に書かれて いるが、

「教部省、 教院」とあるので明治五年以降に書かれたものであろう。 ここにも吉見神道が述べられている。

60高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号六-四七 「神道革正議、 第三号、 請革正神道議」、 兀 葉

『高知市民図書館奥宮文庫、全集慥斎著書、受入番号一、「神道弁」。

62高知市民図書館奥宮文庫、全集慥斎著書、受入番号二、「神道大綱私淑抄」。

83密勿 (みつぶつ)、 つとめはげむ、 黽 勉 (『大漢和辞典』 巻三、 修訂第二版、 九 九四年)。

64高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六-四七「神道革正議、第三号、請革正神道議

6 5 同 ては 右。 「神道弁」 慥 済は 「本居宣長モ亦謂フ」 注 (五九) において「本居鈴屋翁出ルニ及テ として本文に繋げているが、 (割注略) 慥斎の主張と考えてもよい 斯学ノ集大成ト称シ頗ル であろう。 出 藍 慥 ノ誉アリ」としてい 斎は 本居 宣 長に つい

てい が 「其 見 識 原 ヅ ク シ処、 老 莊 ノ旨 ニニ出テ Ś 我古史ニ 附 和 シ、 種 ノ家学ヲ 構 成 ス ル = 過 丰 、ス とし て概ね否定 的 見 解 をも

66同右即ち、 高 知市民図書館奥宮文庫、 受入番号六-四七 「神道革正議、 第三号、 請革正神道議」。

67高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号六-三〇「教法論」、 四一五葉。

68名古屋市蓬左文庫所蔵

6°紫宮垣(しびえん)に同じ。古代中国の天文学で、天を三垣 大熊、龍、 カシオペア、ケフェウスなど北極を囲んだ一七〇余個の星から成るもの。 (えん)、二十八宿に分けた三垣の一つ。 天帝の住居であるといわれ、 小熊座を中心として、 転じて、

子・天位・宮廷などにたとえる。 紫微宮、 紫微(『日本国語大辞典』 第十巻、 小学館、一九九三年)

解釈」『近世神道と国学』、

ペりかん社、二〇〇二年、

一九四頁

71高知市民図書館奥宮文庫、 全集慥斎著書、 受入番号一、「神道弁」。 70第五章

「吉見幸和の「神代」

72高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号六-五〇「第一号 神道革新建議」。

73高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号四-六二「教法革新ノ議」。

▽⁴阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、 岩波書店、 一九九四年、 頁

割注をカッコで示した。 次の文でカッコで示されたものも同様。 75二葉憲香、

福嶋寛隆

編集

『島地黙雷全集』

第一巻、

日本仏教普及会、

九七三年、

三四

、黒田清綱は教部少輔、 三島通庸は教部大丞であるのでこれは三島のことであろう。

78木戸公伝記編纂所 大明堂、 九三〇年、 編纂 一七八頁注 『木戸孝允文書』第五、 (七六) 参照。 日本史籍協会、一九三〇年、一二二頁、 また阪本是丸 『明治維新と国学者』、

79高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三-一九「宗旨問答」 の冒 頭、 また同文庫、

法

ハ只衆民ノ信ンズルニ任カセ、

政府ノ権ヲ以テ強ヒテ信ゼシムルモノニ非ズ」とある。

受入番号六-三〇、「教法論」

0) 初

め

には

「教

80ニコライ として来日。 五年五月二十一日、この時は慥斎が訪問したが不在。 ライを訪れた人々の中に、太政大臣三条実美や外務卿副島種臣がいた(牛丸康夫『明治文化とニコライ』教文館、 六○頁、および『国史大事典』 (一八三六-沢辺琢磨や仙台藩の士族たちなどの信者を得た。 一九 第十巻、 は 日 本 吉川弘文館、 ハリストス正教会の 一九八八年、 同六月三日にはニコライが慥斎を訪問している。 建設者。 一時帰国し、 八四二頁)。慥斎日記に初めてニコライが現れるのは、 文久元年 明治五年二月、 (一八六一) 再来日し上京する。 ロシア正教会の 函 館 この時、 領 九六九年、 事 館 付 明治 ニコ 司 祭

° 1 徳重浅吉『維新政治宗教史研究』、 歴史図書社、 一九七四年、 六五五頁。

82注79参照。

83第六章第二節、 および第七章第一 節第一項参照

84第六章三節参照。

85前掲、 高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号四-六二「教法革新 議 0) 中 -に書か れてい る。

#### 第 四章の史料

### ①延喜式の大祓詞

『神道大系』 (古典編十 延喜式 王)、 財団法人神道大系編纂会発行、 九 九 二六三 - 二六六頁】

六月晦大祓十二月

集侍親王緒王緒臣百官人等諸聞 食业宣

高天原ヶ神留

坐、

皇親神漏

岐

神漏美乃命以四、

八百萬神等乎神集集

賜

比

神

議

議賜平、

我皇御孫之命波、

豊葦原乃水穂之國

乎、

安

今年六月晦之大祓が祓給比 天皇朝庭ヶ仕奉留比禮挂伴男、 清給事乎、 手襁挂伴男、 諸聞食止宣 靫負 伴 男、 劔佩伴 男、 伴男能八十伴男平始母、 官官尔仕 奉留人等乃過 犯家矣雜

天津神 穂理乎 犯罪、 食武國 坝 久乃罪乎、 國山平久所知食山事依奉岐、 天之磐座放、 众放事之如 下 末打 津 撥別平所聞 :波天磐門平、 昆 中 .磐根ヶ宮柱太敷立、 ) 斷四、 蟲乃災、 天津罪止法別氣矣、 尔 天之八重雲平、 成出武天之益人等我、 千 朝 食武、 高津神乃災、 之御霧夕之御霧平、 座置座尔置足波志氏、 押被评、 如此所聞 如此依志奉志國中尔荒振神等乎波、 天之八重雲平伊頭乃千別ヶ千別中所聞 高天原尔千木高知识、 或 伊頭乃千別尔千 高津鳥災、 津罪 食四海、 止八、 過犯家矣雜雜罪 朝風 天津菅曾平本苅斷、 皇御孫之命乃朝庭乎始母、 生 畜仆志蠱物為罪、 夕風乃吹掃之如、 膚斷、 別四、 皇御孫之命乃美頭乃御舎仕奉母、 死膚斷、 天降依左志奉支、 事波、 天津罪止畔 末苅切み、 許許太久乃罪出武、 白 大津邊尔居大船平、 神問志尔問志賜 人 食武、 天下四 胡久美、 如此久依左志奉志四 放、 國津神波高山之末短山末ヶ上坐平、 針尔取辟四、 溝埋、 方國尔波罪止云布罪波不在止 己母犯罪、 神掃掃賜比氐、 舳 如 樋放、 此出 解 天之御蔭日之御蔭止隠坐中、 放艫解放平、 天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、 方之國中登大倭日高見之國平、 波、 頻蒔、 己子犯罪、 天津宮事以平、 語問志磐根樹立草之垣葉平毛語 串 刺 大海原尔押放事之如久、 母 生 與子犯罪、 科戸之風乃天之八重雲乎 剥 高 大中臣天津金木平本打 山之伊 逆剥、 安國止平氣久所 子與母犯 如 穂理 屎戸、 此久乃良波、 安國 短 彼方之 許 Щ 止 止巫、 定 之伊 許太 奉 知

吹

原ヶ耳 氏矣**、** 登 宣 瀬織津比咩 繁木本平焼鎌乃敏鎌 芸神、 如 振立 此 持佐須良比失坪州、 久可可吞四海、 聞物止馬牽立平、 上云 神、 以母打掃事之如久、 大海原尔持出京武、 氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、 今年六月晦日夕日之降乃大祓尔、 如此久失识済、 如 遺罪波不在 此持出往波、 天皇我朝庭尔仕奉留官官人等乎始识、 正 根國底之國ヶ氣吹放坪州、 荒鹽之鹽乃八百道乃、 祓 給比清給事乎、 祓給比清給事平、 高山 八鹽道之鹽乃八百會尔坐須速開都咩止 末短山之末與理、 諸聞食止宣、 天下四方尔波自今日始母罪止 如此久氣吹放四海、 兀 [國卜部等、 佐久那太理尔落多支川 根國底之國ヶ坐 大川 云布罪波不在 道尔持退出甲祓却止 云神、 速佐須良 速 川 能瀬 持可 坐 高 比 可 須 天 咩

東文忌寸部獻横刀時咒西文部准此

災 謹請、 棒以金刀、 皇天上帝、 請延帝祚、 三極大君、 咒 日月星  $\Box$ 東至扶桑、 辰、 八方諸 西至虞淵、 神 司 命 南至炎光、 司 籍 左 東 北至弱水、 王 交、 右西 千城百國 王 母、 五. 方五 精 治萬歲、 帝 兀 時 萬歳萬歳 兀 氣 棒 以 銀 人 請 除

### ②大祓詞私抄

高

知

市

民図

書

館

奥宮文庫、

全

集

慥

冷著書

受入番号三

「大祓

詞

私抄」

大祓詞私抄

総

論

土佐 奥宮紀正由著

夫レ 即 神世 コ 1古事類是也 ノ祝詞 八神代上巻二使天兒屋命掌其解除之太諄辞而宣之焉又旧 又日天兒屋 全命解除 天罪國罪之事ト見 タ ル ガ 始 ニテ之ヲ中臣 事紀 ([割注] 一ノ禊 天皇本紀神武元年) ノ詞 ト称スル ハ古事拾遺ニ 二天種子命奏天神壽詞 其 事 具在 中臣禊

- 臣氏 ハ最モ古キ姓 ニテ 既 二神聖 ノ 朝  $\exists$ IJ 賜 ハリ シ 姓 オリ、 神代上巻 = 中臣 連 遠 祖 天兒屋命ト 見 ユ 然 ル 後世 俗 神道 者 流中臣

中

詞

ト云ヘリ、

故二大祓詞ト云モ太諄辞ト

-称スル

モ

中臣禊詞ト

云

ハンモ皆同コ

トニシテ必シモ別ニ太諄辞

F

称ス

ル

モ

有

非

ス、

テ皆同 セリ、 ザ 月準之) モ ヲ 原 フ 姓 トアタハズ、 、以テセスシテ改過ヲ以テスト云名言實ニ キ謬説 故二大ト云ト恐クハ非ナリ、 ル 人間ト云モ 沿襲シテ行ヒ玉フナルベ ハ最モ古キコ ルヲ可 後儒ノ説 明 ナリ、 揆ナリ) 観、 集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞· 朝 況ヤ庸 所謂 トト 賜 孔子モ五十以學易可以無大過矣、 大祓 聖人ヲ木偶 生活: フ ト云 前 -見ヘタリ、 人凡夫且ツ教化届カヌ辺土蛮野ヲヤ、 ノ式法 聖後聖其揆 .物中 ハ謬 シ、 ノ 最 金佛 見ナリ、 定セシ 祓 卜 モ 此 神代上素尊ノ 霊妙不 祓除法ハ ノ 如 ナ ル 解除又禊トモ書テ其身ノ罪科穢ヲ掃ヒ 偖大祓 ク が所以ナ 食业宣、 看做スヨ 測 我太上 何 一然ル ノ貴重 ク段ノ 一 F ij 朝 コ 云 天皇朝廷尔仕奉留比礼掛伴男手襁掛伴 物ナ IJ 又日丘也幸也  $\vdash$ 義 ([割注] 始マ 神聖ノ 書二 /如斯沿習ノ誤 ・ニテ 朝 レト 有犯此 ルヤ未タ其證ヲ見ス、 力 廷ノ大政 創制セ ノ 聖 従来過チト云コトハ聖賢モ必ス免カレ モ、 祓 除 |人ハ無過聖人ニシテ、 神聖卜雖 .者必債解除此大古之遺法也 荷 事ナ 法 七 ル大易大寛仁ナル政法ニシテ、 出 有過人必知之ト又遽伯玉ヲ称ス | 来ル ル 儒 トモ 故 たサリ、 所 既二此 清ム 例 謂 延 改 **喜式第八祝詞部曰、** 經 美 ル 過 義 語 称 血. 佛二 過チアレ 氣軀殻アレ :男靭負伴男釼佩伴 一改過自 禊 詞 所謂 ト 云 ヲ ハミソキニテ身ヲ洗滌スル 付 新 クル 懺 ハ = 拠レ 聖 難 乃チ教法ヲ寓セル 悔 ハ 才自 ナリ、 キモ 功 ル 人ト云フニ 滅 六 夫ヲ説 罪、 = 月 欲寡其 ノニテ聖賢ニ カラ過チ 男 晦 諾尊 先輩 洋 IJ 日 ル 大祓 一足ラス 過 所 コ 橘 云大衆ヲ集 能八十伴男乎 謂 而 犯ス 門 1 ([割 洗 未 モ 所貴 ニシテ足ラ 禊モ 禮 能 1 罪 注 科ナ 法 1 云 ・云ヲ以 パメテ 亦 十 二 其起 通 甚 無 丰 此 祓 抑

IJ, 足 凡 ト云ベシ) コ ソ大祓 ノ爪又唾 従来太古神聖ノ代ニハコ 1 - 素尊 京師 演等迠ヲ ([割 ノ段 注 一於テ年 甪 観 後 世 ル ユ 中十二度 呪 ル べ 抔最 シ、 詛 等 祓 七 且. 諸親王ヲ始メ百官ヲ 一誠具ヲ 偶 朴實易簡誠二 禊 ノ外ニ 是法 っ責メ 傳 別二 徴 一感ス 罪 IJ ル タ モ 科ヲ糺正スル 集メテ行フ ル ル 素 尊 太古 堪 事二 タ ノ遺 ĺ 見 事 行 美風 事ニテ、 俗 ハナシト見 タル ナ ルベ ナリ 如 其外モ (後世 ヘタリ、 是ニテモ太古祓 何ニゾ ノ贖 銅俗 故 事 = 罪 アレ が科アレ 所 謂 バ 具 科 贖 諸 量 物 或 銀即 貴賤共ニ 簡 行 約ナ ハシ 物 ル 此 ム ナ ヲ 祓除 ル ij 察 古 法ヲ 律 ス 昔 法 以テ 政 権 法

官

官が仕

奉留人等乃過犯家矣種

々罪平今年六月晦之大祓が祓給此清給事乎諸聞

食止宣ト是其式法ナリ、

凡ソ人心ニ於テ改過

ノ道ヨリ

愉

慢ナル

ハナシ、

然

ル

=

一其コ

レ

・ヲ自

カラ知リ自カラ改

L

ル

聖賢

ノ難

シトス

ル

所

パナリ、

上

古

神

158

多ナルヘシ、 聖深ク此ニ見ル所マショョテ太古ヨリ祓除 コ ル 一卜也、 極メテ難キ事ニテ亦極メテ恐怖スヘキコトナリ、 コ トニ非ズヤ、 夫レ人生ノ猥雑紛擾ナルヤ古今皆然リ、 貴賤ニ拘ラス半年モ經ル中 ·詞ヲ混スルコトナカ 是人生ノ必ス免レザルコトニテ人々皆意中ニ底氣味アシク恐怖ヲ懐カザル者ナシ、 古歌ニ六月ノ夏越ノ祓スル人ハ千歳 ニハ 種々 ノ 罪 此中ニ処シテ 、法ヲ説ケ改過自新ノ道ヲ廣メ玉ヒ、 過覺 然ルヲ朝廷ノ政ニテ祓ヒ清メ玉 へズ積ル ノ命延フト云ナルト詠ルハ誠ニ故アル哉 誰レ モ カ罪過ヲ造ラサル ノナリ、 故二此 祓 者アラン、 後遂ニ諸王百官ヲ集メテコレヲ行フ典礼 除 上解除 、即チ、 ン 玉 知テ犯セシ咎、 猶罰行 ル コ 一年二二度行 卜 レヲ今一 ノ 如 -ナラバ ク、 IJ 詞 如 不 -知シテ過チ 何 糺 猶 = 弾 ル 罰 ` モ 審 文 モ旨趣アル 難 判 ジ如 有 セ ントセ トナ 愉 罪 快

此 ヲ貴ヒシコト且ツ我東方人文ノ夙ニ開ケシモ亦想フベシ、祝詞 人ノミナラス神モ文辞 ナラント云、 詞 ハ最モ古ク祝詞中 愚ハ則云千載邈絶作者年代ト ノ美婉ニハ感應アルモ ノ名文ト称スルモノナリ、 モニ ノナリ 臆指スベ 然レトモ 神武 カラズ、 ハ 如 ノ 朝、 何ニモ如斯美婉ニ文飾スヘキモノニテ即チ神明ニ告ル法ナリ 要スルニ古文辞 天種子命 ノ作 卜云 ノ最モ古雅欝然タル ハ俗説ナリ、 真淵 モ ノト云へ 天武文武 シ、 上古文詞 際 成

必

ラス祓ト

釋 凡ソ古文古語ヲ釋クハ近代古學ノ諸先輩實ニ長所ナリ、 ノ牽強ノミナラズ訓詁 ^陋説ヲ雑ルモノアレトモー々 シテ別ニ穿鑿ヲ為サズ、 ノ議ヲ誤解セ 假 ハ誠 甄別セズ、 下云語 ル陋説極メテ可 且ツ夫レ訓 ハ真言ニテ人ノ真 厭、 詁ヲ離レ 今釋ク 中古ヨ 心 が所多り リ足利 ヨリ出ツル テ理ヲ説ク者多クハ附會牽合ニ落ルヲ免カレ ハ先輩ノ成 ノ季世抔ハ殊ニ陋説多シ、 言語 是ナリ、 説ヲ採リテ必シ コ レ 乃 所 謂 モ 啻二陰陽 言霊 別 聰明ヲ作 ノ妙 五. ズ、 理 行 ナ 故二 サ 配 Ź, 當 訓 詁 偶 金 タケヲ 7 胎 自己 両 部

#### 3 請革正神道議

高 知市 民図書館奥宮文庫、 受入番号六-四七 「神道革正 議 第三 号 請 革 正 神 道 議」

号ス、 ナリ ス、 1 秘 禁セシハ、 サ 注 甚 古 皇 メ コ ([割注始] 此 称ス にノ厳ナ **ルナリ** ム 牽合スルモノ之レアリ、 ヨリ 始 ヨリ ノ叡旨在ルコトニテ、 朝 /語部 著 名称モ 所 ルー 割 紀記 言ヒ ハ 東 教法ノ為メニ撰ミシモ 今大嘗会ニ語部アルハ是ナリ、 謂 ス 注終]) 派照宮 神 割 (所国学) 特二 嗣キ :道ナ 等 種 亦 神武紀二、 [注終]) イツシカ其真旨ヲ喪ヒ而シテ外教ノ 泯 碑ニ存セシメ、 ノ宗教宗旨出 神 然跡 · 語 リ 言詮理趣ニ隨ツルヲ嫌フノミニ非ス別ニ深慮ノアル ル 如 爰二尾張 辨疑 キ侭 官ナリ、 者 傳 プナク ハ 唯其祖宗ノ機密ナルカ故ニ、 隠然其微旨ヲ示セリ、 神 是乃チ神道 或 固ヨリ タ 天祖 ノ人吉見幸和ナル者、 道 初 ル 来レリ、 (甚シキハ之ヲ以テ一 ハ教意ヲ寓スルナキニ非レトモ、 大綱、 趣キ、 メチ垂 書契ノ後 創 ノト殊ナリ、 〔欄外注〕) 業 下 垂 五部書弁説 又之ヲ書ニ筆セシ文法、 ([割注始] ノ神道タル所以ナリ 統 流ヲ学ヒ、 稗田阿礼ナト云女モ、 王道王 別 諸家ノ 後人或ハ之レヲ知ラス、 二神 所謂 此 迹ニシテ、 夙 増 門戸ト為シ 道 大ニ 東 神策是ナリ、 記 補弁 其意ヲ祭奠儀式ノ礼ニ寓シ、 二世 禁秘 派漸ス 1 録ニ 一疑ヲ起 称スルー ノ神道ニ 一存ス、 ル、 ([割注始] 抄、 無乃絶ユ 後 )切紙 此語部 或 ハ 故意ニ其跡ヲ秘 畢竟皆古史ノ体裁ニシテ、 人云 偽書造言考等数部アリ、 種 和漢古今英雄 所謂 疑ヒアリ、 傳下利ヲ唱 陰陽五行 後上京シ ノ道ナク、 所  $\widehat{\sim}$ が所アレ ノ内 ル 古へヨリ朝廷ニハ語部ト云ヲ置テ、 トモ 如 書是ナリ 種教法ト看テ其説ヲ作セシ キー ノー人ナルヘシ、 テ朝 人間ニ ハナリ中古王道ノ浸々衰フルニ及テ、 ノ儒説ニ ([割注始] 又神道 シテ、 派 謀ルニ至レリ 所為此類多シ、 廷 或ハ之ヲ授受宝器 ノ宗旨ニシテ (割注 漏ラササル ノ大嘗会ニ参与 ノ教典 児 附會ス [終]) 童 深ク

川京 享保ノ人左京大夫ト称 儒仏 Ţ ト号スルー 稚井 故 ル 故二神卜 荒 掟 者之レアリ、 物語 ニ書契アラサリシ已然ハ、 〔欄外注〕) [割注終]) ニテ盖 如 = 誕 シ遂 + 蔵シテ其 不 ノ象ニ示シ、 経 如 経 部 [欄外注]》 神典 所 書 クセ ノ説 ノ経典有ル 於此王道 謂 神代祖宗 上古王政 即其事ヲ神ニスル 唯聖唯 又西洋 シニ 又 人ヲ俟テ傳 実 非 事 顕 ル 実 聖ノ 金胎 年代ノ ハニ 牽合附会ヲ 約 恭軒又風 ナ ノ 故 コトナシ、 ノ隆盛ナル Ű, 蹟 外 書 頗 ヘントス、 密 両 漏 事 ル 久シ 古傳ヲ 如 逗ス ル 旨 別 部 Ŧ 然 説 水翁 キ、 ヲ ナ = 袓 ル 免 ([割 発明 キ 佛 ル 神 話 宗 = 義 ヤ 初 太 ヲ 道 意

一云カ

位

体

説

附

和

洋

教

媒ヲ為サント

ス

ル

者

有

ル

=

至ル

七

職

卜

シテコ

世

明

カナラサ

ル

由

也

割

惣テ後 ナシト 学 即 処 悉皆実事 止 佛 ル 皇 世 先タチ、 現 シ永ク争端ヲ止 皇以来歴 一ノミ都 1二尾張 ノミ其 訓 今 一知ラレ 家 欄 一々圏砂セサルナシ、 話ヲ 神 ル 天皇亦自 外 -道大綱ニ云 ・謂フヘシ、 ノ牽 人附會、 朝 (注) 、理趣ヲ厭 釈スル 実 廷ノ布令スル 正 ノ文庫 <u>·</u>強 史実録ニ考拠シテ俗神道ヲ辨正セシハ 跡 大和国高天原ナリ 猶 サ 相 称日 ナルヲ、 浅シ可ナ 附 ル 傳 ノ偽説 万葉集歌詞亦多称天皇者神爾志座波、 メシ 一二存 ヲ以テ主ト 会ヲ辨スルヲ知テ、 カ将タ其 / 禁秘ア ヒ、 惟神 ヘル ([割注始] コスト ノミ、 ル 古言ヲ釈シ以テ後学ニ嘉慶スル 所是ノミト、 世 故意ニ其 コ 催 説 ル 1 = 云 一似タリ -ス、 -アリ 曩キニハ古学ノ諸先輩、 能 於此乃チ書ヲ著シ以テ当時 世 神ヲ近人多ク本注ニ コ ノ殊ナルヲ トシ、 就中伊勢両宮 知 詳  $\vdash$ 其意盖 カニ 、日ク神道也者、 ル 痕迹ヲ詭秘セシト ヲ窺ヒ奉リ 稀 ナリ、 近 所ナリ、 余亦嘗謂フ王道 別 自家モ亦 来 嫌フ シ謂 二云 洋教ヲ剽 [割注終]) 宗廟社 カ、 ノ 詞 [欄外注]) (照皇固 幽渺荒誕ニ ラク神典 ヨリテカムナカラト訓 天皇之道也、 抑 訟 芸 ||稷問 竊 モ 此 シ、 ノ外神道ナシ、 近 彼 人ノ外ア 故アリテ  $\exists$ 不徒頌賛辞、 人一 当 . / | 謬 答、 深甚微妙 IJ 夙疑頓ニ霽レ、 墜テ、 義幽 人人体 蒔 究理天文ニ 至レリト 、附會牽合ノ理説 家言 極 傳偽説ヲ辨論ス、 五部書辨 渺 故ニ公式令日 ル 難 朝廷大嘗会ノ祭奠ニ参与 ◎「体」 門戸ヲ標榜 不思議、 ヲ聞カス、 ノ疑獄ナリシヲ、 ノ密旨ヲ暁得 糸メニ 云へシ、 神道ノ外王道ナシ、 皆指実也、 雑糅シ 説等 の右に 神典 メリ盖シ誤ナリ本注 に二懲ル 人智 碍障アリ ) 竒怪 此時 ク 但憾ムラクハ 然ルヲ近来復古 (ノ事 、矯枉過· 実ニ千古 明 ノ窺ヒ得 皇 本居宣長モ亦謂 ノ著述ナリ、 跡、 ノ図説ヲ 神 テ、 ヤ、 幸和幕府 其 と書か 直 竒々怪 御宇 発明スル ヘキ 荷クモ王 1ノ秘ヲ 神典ヲ釈スルニ、 其 シ、 ノ真傳、 ^弊アルヲ免カレ 一造リ甚 如 英明ヲ忌憚ス れ 是真 ・二非ス ロタナル 始 ニ召サレ之ヲ辧断シ てい 闢 意注ナリ本文ヲハコ ・
功ヲ称スル 凡ソ享保間ニ在テ、 所ヲ以テ之ヲ正史実 ジテ フ、 シキ ノ御 道ヲ外ニシテ神道 クモ る (□は判読不 Ļ 朝 神道ト云テ別ニ道アル 廷 傳アルヲ知ラ ノニシテ、 甚タ故アル [筆者注] 御即位 故文ニ因テ ル 天御中主神ヲ天主 ス モノ、 務 力、 ジメテ理 ([割 能 [割注終]) 外 其功 書法 ニテ開 大礼ニ 此 〔筆者注〕) 注 ノス、 古学ノ ラ唱 只其訓 義ヲ 宮ノ誣妄ヲ 録 始 人ヲ挙ケサ カミト 官牒 ニニテ、 が説力 語 故 フ 偉 玉 諸 学 詁 ル 其 ナ ニ非ス 字 日 先輩 訓 徒 ス、 モ 訓 著 ル 徴 其 弾 釈 本天 天照 ア 実 大 詁 ル 比 ス 語 儒 ス

カサル 微玄妙 密 王 今日斯ク ナ 復タ之ヲ疑ハス遂ニニ 此 詞 潮 者ヲ俟タスシテシルヘキナリ、 カラサル勢アリ、 説 従フテ此 ニ於テ吾カ教義ノ擧ラサルヤ、 ク傳フ、 , ルヲ、 道竟 (割注終]) 職トシテ是レ 沫ノ凝固セシモ テ始メテ其説ヲ 同 ノ信セラレサルヲ慮リ黙止シカ、 正 方今維新文明日ヲ逐フテ進歩スル カ 義、 ニ求ムル年アリ、 ノミト、 一萎薾 縷 ル 百 高潔ハ安永間 実 辨古事記傳等アリ、 事 般 既ニシテ大ニ疑団ヲ起シ、 辨 復タ 革新 紳 ノ神道ヲ受ク、 論 ・コレニ 時 ノ外 振起 聞 勿 二八松正 ノナリ抔、 際 論在来 キ ハ之レヲ知ラシメス、 セサ 由 |條相公ニ謁シ此事ヲ ノ 人、 ニ当テ、 公稍 豁然開悟シ窃カニ見ル所アル若シ、 (割 ル ĺ コ 直 ノ神道者流 感 真顔ニ トヲ陳述シ、 宣長ト同時ニシテ著 注始 ([割注始] ニ至ラン ([割注始] 悟アリシニヤ、 ([割注始] 皆吉見翁 此 余亦早年ヨリ神典ヲ講究ス、 大事件、 急ニ辞表シテ帰縣スルニ 説教スル 余カ家旧ト神学ヲ傳フ、 ンカ、 以為ラク我古傳説恐ラクハ斯ノ如クナルヘカラス、 ノ際ニ当テ、 光枝、 ノ真傳ヲ発揮シ、 余カ旧門生ニテ易学 其侭ニ が耐言ス 素ヨリ 然リ 太陽ハ我カ帝祖ナリ、 矢張普 革正 類ナリ、 其書ヲ出スヘキ 1 麻布末廣稲荷神官ナリ、 衆ノ 通 雖 ノ挙アラサル ハス所数種琢玉集 ([割注始] 1 朝家ノ禁秘漏スへ 従 /神道者流 ,信従ニ任カ 七 前 [割注終]) 我 幽 開 世 渺荒 際シ、 国 庚午歳東京ニ来リ、 初メ鈴屋ノ説ヲ聞キ之ヲ喜ヒ、 時ニ余神祇官ニ ノ偽説ヲ弁ス、 先人本居ノ 由ヲ命セラレ、 ニ邃クト筮ニ通スル 何 祖 誕 セ、 地 派 況ヤ外客有識ノ学士之ヲ 宗 豈二大闕典ニ非スヤ、 遺憾二堪 教法 球ハ我カ国 ニテモ衆ノ信受ニ任カセ置キ、 ノ機密決シ 此真趣 カラサル機密ナレトモ、 日 本書記集説 嘗テ小野高潔、 、説ヲ喜ヒ始テ古学ヲ唱フ、 其書現存ス 児女子ト雖トモ ハ密勿ニ與カル大臣等 ヘサルヨリ、 出 光枝ヨリ残ラス呈セシナリ、 テ容易ニス 神ノ産ム所、 仕ス、 光枝二遇ヒ其書ヲ借覧シ愈々其 者 乃之レヲ献言セント欲スレ 同別説裏書、 [割注終]) **卜**雖 吉見家ノ直 聞 ヘキニ 若シ夫レ今時ヲ愆ラハ、 是必別ニ深旨アリテ、 遂二條公二謁 中 故 甘 1 力 文明 モ、 服ス ·頃又気吹屋 非 東京二遊 地 ス、 古事記畧注、 コ 球 人民 知 傳ヲ承ル者ニ マシキ ハ知ラサル ノ今日ニ至テ 愚亦幼ヨリ ル レヲ何トカ ノ頂上ニ位ス自 2知識開 シ、 故 者 稀ナリ、 Ľ 割注 お説ニ 先ツ 今日 理 明 勢 中 ,其説ヲ信受セリ、 |終] ′ 姑ラク ヲ俟テ、 カラサ 布  $\vdash$ 従学シ悉ク 云ハンヤ宜 確徴アルヲ 同 村光枝ナル 適々未タ之ヲ 耽り、 恐ラク · モ ー 教 割 且ツ 復タ 餘 然 注 ~ 挙ラサ 斉衆: ニシテ 秘 之ヲ 玉 漸 日 信 其 神道 楚其 次 臣 者 於 知

注) ス、 之ヲ誘引奨勧セシメンヲ要スヘシ 在上ノ君子其レ潜越 嗟乎是亦不知不識帝則 ノ罪ヲ恕シテ千慮ノ愚衷ヲ諒察セハ、 三順 ハシムル神道 (近日神道ヲ三等ニ分ツノ議又神道 機密ナル ノミ、 幸甚 是レ Þ 唯 ハ所謂治教ニテ宗教 知 者卜與 ニ道フヘシ、 ニ非ル辨アリ稿具シテ未定ナリ 謹テ心腹腎腸ヲ布キ以テ蒭 言ヲ

欄外

#### 4 教法論

【高知市 民図書館奥宮文庫、 受入番号二-五. 七 教法論」

教 法論

テ、 スル 釈氏 雖トモ、 見  $\vdash$ ル 民之ヲ信セズ、 万国林立、 謂フベシ、 ナリ、 権輿シ、 ニ非ス眼孔 モ 大同小異ナキ能ハズ、 ノ前、 ノアレ 故二教法 同 孔子二大成ス、 何レ 流別派ニシテ、 十五種 トモ、 夫レ宇内 ノ狭小ナルヲ免カレズ、 衆民信ズルニ非レバ、 、国カ教ナカラン、 ハ衆 之ヲ要スル ノ外道アリ、 ノ信スルニ ノ教法多種ナリト 竺ノ仏教波羅門ニ創リ、 亦各其類ニ従フノミ、 故ニ徒ニ彼ヲ非トシ此ヲ是トシ、 耶蘇 教法 任 而 力セ、 況ヤ同 假ヒー ハ権実ノニ シテ其教ヲ立ル、 前 雖 政権ヲ以テ強ユ トモ、 口 流中ニ在テ、 時ヲ風靡 々等アリト雖トモ皆各其同類ヨリ分派セルナリ 或ハ 一法ニ過ギザル 之ヲ要スルニ、 釈迦ニ大成ス、 倫理綱常ヲ主トスルアリ、 アスルト 天道ノ自 ル 相 ーモ、 鬩牆スル 相 モノニ非ズ、 ノミ、 攻撃并論シテヒマザ 然、 永ク千載ニ傳ラズ、 孔 西洋 釈 七 而シテ其教皆天道人心ニ本ツクト雖トモ、 人心 ハ摩西ニ 那霓 ノヲヤ、 政府ハ只其妨害ヲ防クノミト云 ノ固有ニ本ツキ、 教ヲ 起リ、 最モ勝レ 世二政 或ハ権法方便ヲ以テスルアリ、 ル 千載二傳 ハ、 耶蘇ニ大成ス、 府 タリト 皆其門戸標榜 一設ケア 各其風土人情ニ適ス ハラザレバ、 [割注終]) ス ([割注始] ル 孔子前後、 見二 其流派亦多端 只其教法ヲ 畢竟善: 支那 テ、 実ニ文明 又ハ権: 其風土人情 ルニ非レバ、 老荘楊墨ア 畢竟大方 教 網 儒  $\vdash$ 羅籠絡 実ヲ合 ニ分ルト 教、 玉 ス ル 公論 IJ 伏 = 足 衆

テ、

教

ル

ア良

政

府

1

1七亦

相

シテ

互.

ヒニ

裨

|益ヲ

相

為

ス ハナリ、

夫政 ヲ 府 世 気数ノ然ラシムル所ニシテ、 岐 七 故 カラ宜ヲ得ル 以テ之ヲ観ルニ、 一非ズ、 が置き、 非レ 在テモ 帰セシ スルヤ久矣、 ト殊ナラザルヲ得ザル ノナリ、 一容レ (教ハ水火ノ如 豊二亦太タ甚シキニ非ズヤ、 政 世道人心ヲ維 府 云説アレ ムル 只其国 教法 ラレズ、 既 然レ 教法 ハレ 己 自  $\vdash$ 政 、卜云論 -モ云ベ ロタノ立 難 バ  $\vdash$ 力 由 教法 人権ヲ以る 古今相合フベキ筈ナルニ、 モトヨリ 其人大率志ヲ得ズ、 モ ノ孔 持セシメンガ為メナリ、 ヲ シネ 許 キナリ、 憲政体ニ 勢ア 其形モトヨリ分レテ、 是亦後世ニ在テハ、 釈耶 シ、 鮪 テ世 モ 天理人情 IJ 徳位 政 ノアリテ、 ヒ方ニテ、 府 天 如 ノ自 若シ或 拠テ、 況 共 命ヲ奈何トモ 牛 ハ與カラズ、 二備 然 由ヲ束縛シ、 ヤ後 ボルニ当 各 戻リ特リ、 其民ヲ御シ、 政 国二 世 屈辱讒謗、 ハ後世ノ人ナ IJ 部 教 一時ニ在 一在テ 盖シ已ムヲ得ザ 於テ皆所謂聖人ト 故二 其躬政 こスベ 但 致ノ 其情アイ容レ 毎ニ 仲 シハ、 人情ニ |其妨害ヲ 蕳 衆民信従セザル 実、 カラザ 会社 法ヲ テ 躬二千辛万苦ヲ嘗メ、 相合フヲ得遂ニ 猶難 権ヲ マナカ君 又 ハ 保護ス 適力 到底行 其尊信心 ハ門 がクト 有 如 ĺν 中 ズ、 ルニ |閥 モ ザ 牛 -称スル 世 難ナリ、 ĺ ÷ 師 ハレ 出テ、 思 ノナレ 無 襲ニテ、 服スルモノハ、 モ 굸 ノミナラズ、 君子 難キ ケケ侭 所以ナリ、 理 気 ノアリト云へド 判 モ 然 ナ 取 君道 、二終レ ニテ、 ル事多ク、 何 ノ其命ニ ノニテ、 ハーニシテニ、 其教法ヲ行ヒシト云モ ニトナレ 或 政権ヲ専ニスレバ 鴻溝ヲ分ツニ至ル 称シ、 ノ外ニ、 サレ IJ, 刑戮ニカ 政 却テ政府ヲ邪魔 教一 バ、 万世 只其門人弟子 安ンスル 其 下 然レ モ、 教法 バ 致ヲ行 彼 師 政 二ニシテー、 -モ堪 権ヲ 袓 ) IJ 畢竟相離レ 道立タザルヲ得ザ バ 所以ナ 政 政教 師 ナリ、 執 ハント 権ヲ以テ教ヲ施 1 難力 其 仰 何ソヤ、 依頼 ル ノミニ ノ如 人 致 ル 身命ヲモ ガ 有ラサ -セバ、 或 べ グラ視做 ル ル テ用ヲ為ス ハ古俗皆然リト テ、 ケレ べ モ 始 ハ師 終相須 シ、  $\vdash$ 道 請 必ス其・ トモ、 保ツ ĺ 其 徳ア ル勢アレ 日 フ詳 道 ノ立ツ 他 ス 是欧米諸 IJ 遂二 ノ、 IJ モ カニ 能 必 多 ノニ 相 人 其 後 1 モ 云卜 勢情 ク ザ 教 又 世 雖 其 離 非ズ、 放ヲ 法 世 洲 流 聖 3 ル F ル 却テ 賢道 戦 君 雖 亦 仇 IJ モ、 シヲ カラザ 争ヲ 教 別 牽 道 1 自 敵 論 一両ツ 法 カラ 強 徳 モ、 盖 当 政 醸せ 想 ヲ 教 衰 如 ス 時 時 教

政

府

與

ヘカリ

テ関

パカラザ

ル

如

ク、

而

モ政府官員、

各宗ニ

一於テ、

毫

モ阿党偏頗

ノ意ナク、

極

レメテ

公平闊量

ニニシ

テ、

所

謂

議

自

由

ス

一至ラザ

バ

已

. サ

ル

ナ Ű,

故

教法

教師二

委任

シ、

教師ヲシテ各相磨

練シ

テ、

次

第

旧

弊ヲ去リ、

新得ヲ

来ス

様

師

古

政

ヲ

家言ヲ、

生

. 会 ż

釈き

モナ

ク

先王政

セ、

紀記

万葉

テ、

1戸ヲ

ノ天下ヲモ治

メル

積リ

ニナリ、

或

太古鴻荒

歴

史ヲ牽

合

附

種

福教法書 初学少·

如

ク説

丰

做

シ

体ラ

以

デ、

家

舸

アヲ標榜

ス

ル

等

又

上

古野

蛮

俗

習

礼

儀

モナ

丰

直

情径

行

人ヲ

誤

ル

力、

抑

七

教法

未タ立タザ

íν

放力

ĺ

力、

又国学先生ト

称

ス

ル

者、

近

代先輩

時

為メ

=

ス

ル

所ア

ル、

繑

枉

過

直

者ヲ身 シテ、 傲 チ 中 ナ 詩 + 長 旨 云 護 ·是皆其 選等 民間 然自カラ尊大ニナ  $\vdash$ 物ナリ、 自 ニ非ズ、 ルナリ、 一聖域 少シシ -称スル 疲耗セシ 真 由ヲ許 動 (実崇敬スベキ教法未タ立タス、 次第ニ ニ教ヲ布カシムト云コト 儒家ニ入門サ (善ト 羊 モ 如 ・モサ キモ 推 モ 怠慢ナ 又縉紳士大夫ノ弟子書生 -称ス 臍ス メ、 旧 切 弊ヲ ラ従 廃止 t ノヲ、 相 理学家 ルモ ク、 ル 外、 ヌ様督責シ、 共 リ、 除キ スベ 如 前 セ、 更ラニ ク、 田 教 ノニ 勉 封 世 [舎農家、 新益ヲ謀リ、 建 シ が師ヲ愛子 励 假令ハ古学家ナ テ、 故ヲ軽蔑シ、 抔云説ア 所 ノ弊習、 研 一衆民 性 究のシ、 謂 其残劣ニ 命理気、 又心学家 師 ハナク、 ノ児輩ニ授 心 ノ教法ト云ベキ 如 教学 ル 革新教義ノ 自 只 各 用 旧 ク視做スベ 至テ 己ヲ言ブ ([割注] 偶 来 大極無極ナド 弊ニ ケ、 マ自侭 陋 以 バ 陋習 「風ヲ察シ、 未ダ志モ立タザ 専ラ漢唐 其中 · 教ト 外 堪 日 只漢字漢文ヲサ Ĺ 足利ノ ・モノナ キナ ノ流義ヲ衒争 々ニ上進シテ、 ズ、 辞説ナリ、 ・善ト称スル 云へバ、 IJ, 洗セシ 人ヲ ノ古注用ヒ、 玄妙 季世 ク、 其 頗 悔り、 八他文章 然ル ル 或 ハ 習字 如 慨 ル 五. ノ書ヲ、 パクナレ 併シ是・ 然タ 凡 シ門戸ヲ主張シ、 ヲ Щ モ へ解スレ ))師、 -歴史経済抔称スル 或 其 庸 諸 ノハ、 前 ノ僧 ル 人ニ 心 下 侯ニョリ ハ 考 、政学理 術品行、 患ヲ 初学少生ニ  $\vdash$ 亦其原由ヲ討ヌレ 證卜 徒学事ヲ司 コ 幼童ニ 超過セシ 童児 モ、 トアリ 捉 · 力 読法 経学ト 僅カニ此 科 最早 ノ躾方行儀ヲ教ユ 実語教、 遥力 丰 ノ片端 一課讀セ ートリ、 各自 明 メンヲ要シ、 人間 ノ式等行フ 学 今 = 悟 力、 無学俗人ニ 流 十数年前ヲ ヲ ノ能事ハ畢ル 則 本 シメ、 今川 其門人弟子ヲ導ク 聞 稍 高 ハ、 可 文明 キテ、 心 上 々教権ヲ有 情 夫 ク / モ 状ナト習 迂 Ĺ 又 唱 ノアレ ル 日 遠 勿 モ劣レ 小小学 力、 人 顧リミレ 政 論 気患ダニ グノ子 進 教 其 高 如 否ラザ セリ、 妙 ド 3 師 気 ク、 畢 ハセ、 ノ礼法ニテ · ヺ 賊 ル 生 脈 是政 立 文教 モ 少 説 自 侯伯 又 師 ミニテ、 カラ テ 精 レ 相 多キ 聞 法 バ 天下億 通シ コ 神 東縛 漢 仏家ノ 省 招ク処ナ 力 ノ 好 発き テ、 少 セ、 無 玉 コ -| | |学 教 カラズ、 用 亦  $\vdash$ 事 勿 兆 法 法談 ニテ 科益 岦 読 凡 皆 家 論 其 夫ヲ 之ニ 信 少 故 政 丰 無 周 学術 壮 教 説 用 紙 府 ヲ 盛 施 併 直 唐 取 堆 保

却テ大和魂ト

称

書サへ流行スレ

直

チ

代

美風 学家ハ只管時 ヲ以テ、 ナ 原果シテ何処ニ在ルヤ、 立タズ、 維 知ラズ、 人心ノ為メニナ 儒法ヲ借ル 為メニスルニ過ギズ、 廃 ル ノミナラズ、 世道人心ニ益 えセザ 越 黜俗ヲ、 ヽルベケンヤ、 持セシモ 三立 肥 所謂 学術未タ明カナラズ、 復ル 財 瘠 訳 他ヲ羨ミ自ヲ棄テ、 カ、 堪へタリ、 ノヤ、 相 物ヲ募縁ス 舟師 益々扇 甚シキ 憐 好ニ投シ、 如 ル所ア ス 抑 多クシテ、 ク想像シ今日 如 ザ 嘗聞ク米人ノ初メテ東京ニ来ル 欧 ル モ 動蠱惑シ、 何ト云ヲモ察セズ、 ハ大政 米等 人間 七 ル 所 ル ノニ ĺν 如 衆民二普 謂 誰 堂々タ ヲ ヲ見ズ、 キ悪弊ナキニ非ス、 権家ニ迎合セントシテ、 神 V ハ カ日 非ス、 知 船 如 教モ学モ入ラヌモノト云放チ、 道 何ナル 上文明 朝旨 ル Щ 廉 翻テ洋客ノ 占 真教法未夕興ラザ ル ノミ、 有 ク施行スル教法ニ 本ニ教法ナシト云フヤト、 恥義務ト云辺リハ、 ニ登ゴトク、 神官等 仏 我ガ神聖開国 ノ進歩、 教 、在ル所ヲモ錯認シ大ニ反対スル等、 仕方ニテ太平ヲ致スヤ、 教モ亦然リ、 漫然ト 道徳ヲ以テ俗ヲ 二二 , 憫笑ヲ惹ク 宮社ヲ掌ル 日 ル 其流 力、 其他凡百世教学派ヲ唱フルモノ、 新ノ景況ヲ、 開明ヲロニ ノ聖朝ニシテ、 ヤ、 偶 吾等見ル 非ルヲ知リ、 ル 弊ノ由来スル 何事モ洋式々々ト、 :像ヲ 夢ニモ思 = コト多ク、 化スト云フモ 由ルニ非ズヤ、 街上所在ニ習字塾 飾立 一籍キ、 所ヲ 実ハ祈祷配札ヲ以テ、 既ニシテ其実幼童習字 少シニテモ旧習故態ニ復古シタク思フナト、 儒ヲ罵リ仏ヲ斥シ、 又彼ニハ修身治心ノ教学ハ、 . ハ ザ 所、 以テ察スレ 如 時処位 惣テ世道人心 而 何ソ如 ル輩ナキニアラズ、 愚 後人ニ謂テ曰ク、 実ニー 足ヲ眩 ノニ非ス、 抑モ欧米等ノ文化年ヲ逐テ進ミ、 ヤタラニ賛頌シ、 .ノ釣合ト云ヲモ顧慮セズ、 斯ナルヤ、 豈気ノ毒笑止ナル ノ扁額ヲ掲示セルヲ見テ、 惑 朝 ノ為ト云ニ 古昔 其 タノ故ニ非ルナリ、 紛々競ヒ発リ、 何ンテモ其派 中儒者 檀 僅 ノ私塾ニシテ、 家ヲ 荷クモ世教 カ 貴国何ヲ以テ教ト ハ 従来此全世界 ニ自家 知ラス、 勧 従来我ガ固有ノ長所善良ノ ト称スル ハ 絶 頓着ナク、 コト 財 ヘテ テ、 活計ヲ為スニ 当今ノ景況 天下億兆衆庶方向 = 講セザ モ 其 責アル君子、 非スヤ、 躁卒鹵莽ニ実務ヲ逆施倒行シ、 以謂 堂 規 是他ナシ ノ 如 主塔ヲ修 平 スルヤ、 模最モ浅 素利 時勢人情 日ヲ逐テ新タナル、 ル 斯治安ナル ヘラク、 又時尚 ニテ ヤ 番淡泊ニシテ、 一過キサ 我力 ※紛 理 豊二三タヒ 仏 政 陋、 教ヲ 適 日 拏、 · 教ト 葬 ル 神 只 本教学ノ 従ヲ知ラズ モ 冏 流 厭ヲ 埋 道 用 塾 教ノ本未ダ 諛 行 何ヲ以 師 相 ス 知ラザ 意ヲ致 須テ 而 教 ル 糊 ル 晚参 神 更ラ 其根 シテ 盛 生洋 事 世 力  $\Box$ 

カラ先ツ

顕

ハルル

七

如是中古以

来

其言論

名称

益

々繁多詳密ニシテ、

其実

事

実

行

愈

Þ

**偸薄ニナリ降リ、** 

近

代ニ及テ

与聖 真傳 テ、 神 称 蔵 自 1 T 對 其 大嘗会ニ参シ ス 云、 V 一非ズヤ、 シテ、 道 雖トモ、 教 未タ立タズト雖 両部習合 カラ億兆 ル ヘケルハ、 翻訳 加 是其 ラ正 マジ、 又英ノ教師 ノ及フ 無用 レ之改 慛 本教ハ、 以テ世 傳、 、教法ト唱フル名称ヲ併セテ泯然痕ナキハ却テ尊ムヘキ 神 予嘗テ書肆 道 其指笑スル処亦全ク謂レナキニ非ズ、 所 ノ 牽 抑 ニ黙契セシムルモ 過自 テ、 ナリ、 其 虚 モ、 モ我カ太上 之ヲ御傳 偶 文ニ 即 強 人今ナキニ非ズ、 新 識者ヲ俟ツ、 神代 太上 トモ、 二入 が真ニ 過キス、 故 横濱貿易掛リ 功ヲ用 国学ト ル、 1 浅 其 故実皆実跡アルコ 神 祖宗 就 云、 風 道 或 神聖首出、 テ、 々ナリ、 Ľ, 紀純朴 渾テ世! 即 ノ世ヲ経シ 称 ハ此 ノアリテ、 現 存 宗廟社 名ヲ実事神道ト云、 王 スルモ 自カラ虚ニシテ人ニ 且其著書モアレ 道 家 何某ニ 纔 教 ニシテ、 Þ ス ヘル所ノ 垂統創業、 ノハ、 カニ 稷問答、 々 ノ非ヲ 一関係ナ 即 玉フ王道王跡ニ 其名称混然痕ナシト雖ト トヲ悟リ、 神 問フテ日 縉紳士 弁スル 書目 其実行自 道ニシテ、 残陋看ルニ足タラス ク、 五. 万古一 是実ニ 部 ヲ  $\vdash$ 夫ノ好事玩 享保年 語書辨説、 閲 . Ŧ, · ク、 モ 政 取テ善ヲ為シ玉ヘリ、 之ヲ正 一カラ身 ノアレ 府モ亦之ヲ度外 ケミ テ、 帝 王. 我力教法ノ立タサル 国禁ニテ外 貴国方今道学 間 道ヲ外ニシテ神道ヲ言フ シ ノ皇基ヲ建テ玉 力、 物二 滌祓除等 其事実ヲ詭秘セシ  $\vdash$ 国学弁疑、 史官牒ニ徴シテ、 尾張人、 モ要スル 所以ナレ、 供シ、 是ト思ホシキモ ト嘲笑セシト モ、 人ニ示スヲ許サスト、 ノ大家アリヤ、 真純素朴ノ至誠ヲ以テ本教トシ、 支那風 、祭ニ存シ、 置キ、 神道大綱等数種アリ、 吉見左京大夫源幸和 二皆處士 ヒ、 後世所謂 故二其言論名称、 日 鑿々明 IJ, シ、 長物 盖シ無為ノ徳化ヲ以テ、 ノ及第学 ラ ノ絶テアルコトナシ、 是モトヨリ 1. 礼做 其 モ 所 神道者流 毎 謂神ニスル マ斯 誌 其著書アラバ之ヲ示セト、 人皆神聖 ノ、 家私言ニシテ、 アリ、 英人呵 皆異端曲学タルヲ免カレ 真似ヲ為 ル シタリト 侮慢ヲ来ス 未タ詳カナラスシテ、 陰陽五 外 由 恭軒又風 割注 |其事 | ノ ノ資ヲ以テ、 人誇口 テ書ヲ著シ、 々大笑シテ日 セト [終]) 太上 行  $\Box$ 水翁ト ハ、 . ヲ 極 惟 モ、 但支那真似 所謂 ノ常言ニテ、 / 理説ニ 嗟乎太上ハ、 神隨 廟謨ニシ 真純素 朝廷 如 メテ 而 計神 隨不挙言 此ヲ尾 - 号ス、 I ク、 何二 神、 力 散々誹 モ及第 出テザレ 何某良久按 ノ真傳ニ 其実事実行 テ、 朴 ズ 無 モ 其 人子子其 矦ノ文庫 嘗 言 慨 云ニ足ラズ 詩 ([割 誠 教 実 言 歎 文 謗 ハスベ 法 意ヲ 法 非 玉 神 Ļ セ 注 禁廷 書 ナケ 唯 ズ、 風 教

洋

始

聖

実共ニ併セテ之ヲ失フ如シ、 豈二我力皇国ノ一大欠典ニ非スヤ、 方今維新、 開明進 歩ノ 皇運 膺ラセラレ、 万事三四 1十年来、

旧弊ヲ革正シ、更始一新ノ

ルベカラズ、豈二機会ノ先見未タ其人ヲ得サルカ、 スシテ、ソノ機会ヲ待ツモノアルカ、 愚 将夕其任二堪ヘタル大耆宿ナキカ、 朝旨ヲ皇張ナサシメ玉フ秋ニ当テ、 キノミ、 ハ窃カニ謂フ万機 因テ教法革新ノ議ヲ建白シ、 () 開明 如 、此迅速ニ運歩スルヲ見レハ、 特リ人生第一 抑モ何ニカ嫌疑忌憚スル所アリテ、 アレハ世ニ大英雄出来リテ、 当事都下ニ輻湊スル所ノ祠官僧侶ヲシテ、 義ノ教法ニ於テ、未タ改正革新ノ大議論ナキハ何ソヤ、 荷クモ其人一タヒ憤然之ヲ擔当スル志アラハ、 廟堂固ヨリ人材ニ乏シキニ非サルナリ、 我ガ 之ヲ革新改訂セント欲シテ、 皇教革新ノ擧ヲ興シ玉ハヽ、 教法会議ヲ為サシメントス、 只 是 或 未夕能ハサ 一刀両 今時ヲ棄テヽ好機会ハア 廟堂豈ニ ハ恐ラクハ時 断 ルコトアルカ、 而シテ其事未タ 其人ニ乏キカ、 ノ英決勇 機 未タ到ラ 裁 三在

 $\vdash$ 允サレス、 此一篇ヲ著スノミ、 尓後教師ヲ教育スル師範学校ノ議ヲ献ス、 庶幾ハ識者余ガ不逮ヲ憐テ痛正ヲ賜ハヽ幸甚々々 今又古今教 法 ノ沿革ヲ挙テ、 之ヲ概論シ、 以テ世 ノ教義ニ志スモ ノニ 問

慥々斎 奥宮正由

識

癸酉仲夏

# 第五章 明治六年における長崎布教と信教の自由

#### はじめに

氏 せて禁教問題をめぐって慥斎の考え方を探る。 まだない。 のであるが、 者には社寺取調類纂などの史料をもとにして長崎の宣教活動の概略が詳しく述べられており、 て明治五年の教部省設置の前後までの様子が具体的に示されている。 の古典的研究 奥宮慥斎は明治六年教部省官員 本章は慥斎の日記および筆記史料をもとにして、 その頃キリスト教禁止の高札が撤去された。 「明治政 府の長崎縣布教」 (八等出仕兼大講議) として長崎へ大教宣布に赴いた。 1や武知正晃氏の そのような状況における、 「明治初年の長崎における大教宣布運動について」ºなどが 明治六年に慥斎が長崎に大教宣布に赴いた活動の 慥斎は西川 .吉輔らを引き継いで長崎の大教宣布に当たった 慥斎を中心にした長崎の大教宣布 長崎の大教宣布に関しては、 後者には西川吉輔日記をもとにし 様子をたどり、 ある。 藤井貞文 の研究は 併

## 一節 明治政府のキリスト教政策と長崎

慥斎の活動を見る前に、 明治六年頃までの長崎に関する政府の禁教政策の歴史を振り返っておこう。。

抗 ていた。 その第三札には 議に対し、 慶応四年 (一八六八) 三月十五日明治新政府は、 新政 結果的にこれを認め、 権 は旧幕府の禁制を踏襲したのであるが、 「切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御禁制タリ、 同閏四月四日切支丹禁制と邪宗門を二か条に分け「一 従来の高札を撤去し改めて定三札、 イギリス公使ハリー・パークスの高札文中 若不審ナル者有之ハ其筋之役所へ可申出、 覚二札の併せて五高札を諸国 切支丹宗門之儀ハ是迄御禁制之通固 邪 御褒美可被下事」 の文字に対する厳 にこ 掲 4と書かれ 示

長崎は神道国教化を進める明治政府にとって、 キリスト教防御のための最も重要な土地であり、 幕 府の禁教政策を引き継

ク 可

7相守

事

邪宗門之儀

ハ固

ク禁止候事」

5のように改めた

た。

二年十二月上旬 交渉を経て、 政 父プチジャンに信仰の表白をして以来、 分府は、 欧米との 紆余曲折の結果全員流刑に決った。 から約三千三百名前後がおよそ二十藩に分散されて流配され 関係と禁教の狭間にあってその対応に苦慮した。 本来は厳 慶応四年五月には百十四名が 刑である捕縛された浦上信徒は多数にのぼり、 慶応元年 (一八六五)、 Щ П 津 ·和野 浦上の隠れキリシタンがフランス人神 福山 その処置をめぐって英仏等との の三藩に送ら れ ついで明

頃 月 禁教緩和政 楠 れ 日に出された第三六号太政官布告。によってであった。 十四 本正 たが、 明治三年二月二十三日各国公使との談判の席で、 政府方針は変り、 日 隆、 .各県に流配されていた浦上信徒千九百三十八名の帰籍を許 実施されるのは大幅に遅れた。 政策への 中 野 健明の派遣を各藩に通 転換であったで。 同年五月十四日 付の そしてついに明治六年二月二四 知 正 この間、 Ļ 院から各府県長官に出された 預託信徒の処遇改善に当たらせた。 イギリス公使の信徒処遇改善要求を契機として、 寺島外務大輔 同年二~四月に長崎 から改心者の浦上 日 Ļ キリスト教禁止の高札は撤去され、 「切支丹信仰ノ者」に対して寛大な処置を求めた布 信徒達は同年四月から六月にかけて各県から長崎 へ帰郷した浦上信徒は九百~千名程であっ 信徒中改心者が解放されたの への帰村が約束され、 明治四年四月政 この つ Ņ は 事 · で 政 明 が 治五 府は外務大永 諸 府 藩 た。 は 年二月七 に 同年三 に戻 達 通 達

## 第二節 長崎における慥斎の活動

け 明 の文案 治六年一 「長崎縣異宗件正院伺按」 月頃 長崎にはキリシタンによる不穏な情勢があっ は次のようになっている® たようだ。 教部 省 が 正院にその 対処を求めた同 年 月 九 日付

長崎 置 候而 縣異宗之徒 ハ彼ガ暴焔 神 日 Þ 侮 日 謾 ヨリモ甚敷相成、 シ国憲ヲ蔑視シ農業ヲ 第 治 施教之方法ニ関係致シ候間 リメス、 祖 先 ノ位牌ヲ 焼棄ス 至急御處置有之度此段申 ル等之所業実ニ 区 頑 至 進 一候ニ 候也 付 其侭 被

松 から長崎 慥 五. として出張することが長崎県に達せられたユ³゚ 「八等出 済は、 日下谷の寓居を出発し、 村辰昌から下役の小栗憲 同一 0 仕兼大講 状況がはなはだ逼迫しているので、 月二十四 議奥宮正 日 (本章での慥斎の日付けおよび行動 由 途中大坂で小栗、 1 0 (慥斎--木下靖□□は先に行くからと懇請され、 等者注)、 木下と落ち合い 督教に出 同 九等出仕兼大講義小栗憲一 月二十八日松村大属と共に小栗、 向いてほしいとの要請を受けた。 同二月十二日に長崎に着い は 断らない 限り日 多病であったが止むを得ず引き受けた12。 十等出仕兼権大講義木下靖\_ 記。を参照する) 木下は先に長崎 た 暫くして東京に出張中の 教部省に出省 出 の三名が 発した。 Ļ 教導 大丞三 慥斎は同二 長崎 同 日付 為 県 一島 大属 御 けで 用 通

たの 職として派遣されたものであろう。 え、 県令宮川 とは小栗、 は二十三日から行われる合同説教 つてい めたのである」とある。 師と書か 初 慥 着後20 合同にて説教を行なうことになり、 は、 済の 席本蓮寺 ることとも 第一 一房之に面会し、 長崎での活動は神官僧侶を試験して試補等に任用し、 れてあるが、 木下ともう一人はこの椿原であろう。 日 日初席皓台寺山主海雲祖心、 Щ 々存外世話敷一 主 渡辺日力、 致 『真宗人名辞典』 する。 十六日には本蓮寺で県下の僧侶三十名と会い、 また『長崎市史』 次席椿原了義、 日 慥 も餘閑無之日 済は の準備と思われる。 慥斎は子息正治宛の 毎日 同月二十三日その第 18には 忙しい 次席教部省派遣講師椿原了義、 第四 (地誌編仏寺部 々、 日以 椿原が教導職権大講義に補されたことが記されているので恐らく大教院 思い 椿原は雄弁の 説教場江出張い 『皓台寺誌』 14には をし、 後またこの 書簡 各寺院にはたくさんの 一回目が皓台寺を会場にして始められ、 1 9 の 中 上 評判 中 順序によった。 たし候」 教院を建てることに主眼があっ 16皓台寺の項によれば、二十三日を始めとして説教を行 で (椿原の注参照) 「東京より召連候説教師三人サトッリ 十八日には聖福寺で三十名の僧侶と会っ また 第二日初席大音寺山主寛誉鳳道: 「明治六年二月より、 「毎日寺院ニ 常に次席で登場する椿 人々が集まってい があり、 而 説教 慥斎が三人のうち一人「上手」 長崎諸宗寺院 たのであろう。 住持伝翁15はその たようである。 原了 日 と書い も虚日なく三十ヶ 義17とは 次席椿原了義、 0 てい 二月 僧 ているが、 侶 教部省 るが、 先の 十四四 は 第 協 書簡 日に 議 寺 第三 教 席 派 な  $\mathcal{O}$ Š は

勤

日

は

1

有之寺々ニ 而 日 々説教し、 男女大勢集会殆三千人にも及申候」と書いてい

聖福寺少 ここで問題が起こったのは禁教の高札撤去であった。 ことを教部省に申請した26。 たいと出張中の教部省官員に申し出た25。 慥斎は長崎 また同年二月、 、講義渡辺善応は、 布 教の 光永寺住職正 前 任者、 同 教部省は同四月十三日これを許 西 二月二十二日崇福寺以下三十ヶ寺の連署をもって慥斎! ፲፲ 木円備の 吉輔21、 看坊、 安国清空、 慥斎は県庁と九州諸寺院 聞名寺住職の 神代名臣23などに会って意見 可 した270 石 基湛然は、 .の許可を得て、三月二十日付で仮中教院を光永寺に建てる このように長崎では中教院の体制が出来つつ 賛同者三名と共に自坊の庫裏を教院に用立ててもら も聞 小栗、 きい 木下に中教院開設の た。 漸く布 教 0 雰囲 提案を提出 気が あ 高ま たが した

苦情申 てド 傍 ことになる。 に 簡 也 て起こっていたと思われる。 居 可 じて苦情を申し出ているとして三月二十日教部省に伺いを立てた。 中事」 異宗徒 候長崎縣下異宗徒、 経緯が書か 単なものであった。 政 「同し廿日 府は同二月二十四日の太政官布告第六八号28を府県に達したが、 出 その返答は四月十二日付で、 一候ニ付 という文面が添えられていた。 れて その理由は高札撤去の真意を確かめることに 0 夜、 (中略) で始 1 東京に帰る船中」という記述があり、 る。 まる文章 慥斎は長崎でこの返信を受け取ったかどうか 今般帰籍」 岩倉使節団 何分現在黒白論争之地方ニテ、 慥斎にはこの (下書き) 29を命じ、 の話に触れて 高札を取り除い これによって高札は撤去され、 32は慥斎が再度長崎 高札撤去に対して真意が知らされてい 約二千名の信徒が四月から六月にかけて長崎に戻った。 た 0) 疑惑難解支牾不少候条、 あっ は そのまま船に乗って東京に帰ったとすれば、 布告通りであり、 た。 への出張を申請したものであるが、ここに東京に戻っ 「今般第三高札御取除之儀ニ付、 それが書かれている文章を示そう。 は定かでないが、 それには ついで三月十四日政府は司 「三条之大旨を以、 「従来高札面之儀 今後心得方委曲至急御指令有之度、 なかったのであろう、 急遽東京に帰った。 ハー 精々教 当地教導職説教心得方、 法省に対 般熟知 混乱は高札撤 教導職 奥宮文庫の 帰京はその数日 導可 日 記 L 致候事」 説教 事二 の 諸縣 同 去を契 中 四月二十日条 者 付 た理由 0) 此 が 向 後と 段 木 御 後 人機に 﨑 相 難 預 取 およ いう を生 陽 伺 種 除 相

う

成

丰

ン

カト

場合、 不少 ナク憤懣ニ 良民ヲ愚弄シ、 前 略) (割 彼教師 海外二於而宗門之儀、 注 堪 機会ニ投シ勢ヲ得テ百方手ヲ廻シ、 兼 此 今二宮寺モ取毀ニ可成、 動 上事人員: 輒、 姓 騒 優ヲ 名其 醸 詳 公使御談判卜力申謬傳説有之折 出 = 別二 サ 記ス) 早ク汝等モ吾カ宗旨ニ改宗セヨ抔、 ·愚臣 戸長抔甚当 等殆 宗門禁止ハ既ニ ント困却不 |惑シ 柄、 知 廟堂之御 被許タリナト申 内地 所 為 にかかった。 変議 不 取敢 争端ヲ開キ中ニ モ御高札被取除、 無之哉 為御 触ラシ、 伺 抔 宗徒ハ ハ戸 旦上京致シ 頻リニ不審申 長 旁以 益之ニカヲ得テ児 へ公然改宗届ケ致セシ 衆人大ニ疑 (後略 出 良 | 惑ヲ生 民 童 只 至 訳 セ 迠

広言、 ころうとしていた。 とあり、 明 治六年五月の 宗徒の良民にたいする愚弄や喧嘩、 岩倉使節 日 寸 それに対して慥斎らは困却し、 の談判で信教の自由を許したといううわさ、 記は残ってい ない 0 で、 公然たる改宗届け、 慥 斎は東京に帰って誰に会って確かめ 取りあえず禁教に対する真意を確 それらに対して戸長は当惑し 高札撤去によってキリシタン教師 たか かめるために帰京したのだった。 は 分からない 良民 は 憤懣に耐えず、 の禁教は既に が、 この文章の続きに 解 騒 か 擾さえも起 れ たとい は Š

再出張の

願い

が

書かれている。

地 33彼地ヨ 候 廟堂之御 出張仕 ノ行違ヒ等有之トキ 教導職  $\vdash$ モ、 確説 IJ 中 鈴 残リ留ル所 ノ来簡 || 木某江 略 萬々不易之処、 此 ニモ別後絶テ消息ナク、 託 議最至急評決ヲ奉懇請 ス 同 報 僚此等ノ確説ヲ不知、 拍子ニテ忽チ邊民 知 且 スト雖 都 而 海 トモ、 外風 候也 説 偏 如 二返 ノ沸騰 謬 何 廖傅妄説、 ナ サゾサゾ防 報ヲ渇望 ル ハ有之間敷哉 事 = ナ t ル 逴 邪ノ儀ニ付當惑困 コ 由、 ートヲ拝 延シテ未タ達セサ 愚臣帰京後早速両度迠 ト杞憂ニ 承 シ、 不堪、 始而 一第可致ト想像 安堵 ル 頃 趣 日 致 注 シ、 愈掛念仕候 ([割注] 愚 Ŧī. ニ不堪ナリ、 臣等ニ 月廿 七 中 ハ 於テ 日 物 白川 略 集 右ニ 高見 大ニ 願 縣 ク  $\exists$ 付 万一 ハ 行 IJ 夙 今 疑ヲ 巡 今日 時 廻 度 霽 托 而

彼

カコ 政 ねない 分府の 禁教の方針 現地で活動している同僚が心配で、 が変わっ た わけではなく、 海外 自分が再度直接行って説明すると懇請している。 の風説も誤っていることを聞い て自分は了解し たが、 歩 間 違 えば 騒 擾 に な

なり、 京雑記♡」35によれば物集高見36が六月前後 合流しており37、 こなって同九月十七日まで滞在し九月二十八日帰京している。4。 日記によ 再 1出張はかなわなかった。 られば、 慥斎のこの 慥斎の代理であったのではなかろうか。 の願いは なお長崎に留まった小栗憲一は、 一旦は受け入れられ、 (五月から七月にかけてのどこかの日) 同六月二十三日長崎 なお再出張取り消し 木下靖らと共に長崎周辺を精力的に巡回 再出 張が発令されが、 の理由はよく分からない のころから派遣され大分県などの 結 局同七 が、小 説 月 八日 教 栗憲 試 取 験等をお 巡 消 0) しと 口

東

1 再出張ヲ聞キ」 輔 込 ここで再出張に際して書かれた慥斎の要望書を紹介しておこう。 0 伺 追加であると考えられる。 黒 田 39と題する書類が残されておりこれによって慥斎の提案や考えを知ることができる。 少輔 と書かれてあるので一旦出張が決まった六月二十三日以降、 島大丞 宛、 ②は明 治六年七月、 「本省」 宛となっていて、 一種類の 七月に入ってから書かれたものと考えられる。 ①は再出張が決まる前と考えられ 1 「長崎再 出 張見込伺」 ①は日付が明治六年六月、 3 8 と ② 「長崎再 ②は中に 出 張 「宍戸 ② は 臣等 付

導 することで、 の具体的な文例まで示している。 も教部省および大教院から 掛の担当者を置くべきであると提案し、 まず第 に再出張の目的は禁教方針の継続を伝えることであるから、 今回の慥斎等の巡回出張につい 布 達が必要であるとしてい 第二は教導説教に関するもので長崎県では松村権典事がやっているように各県の地方官にも教 また社寺のない て、 大教院の大教正管長から祠官僧侶に伝達してほしいことを要望し、 がには 適宜説教場を設けることも要望している。 ①では出張者の権限強化を求めると共に②では禁教 第三は指 また地方官 示伝達に関 伝 達

以上のように慥斎は 結果的には中止となったものの 再出 張に 対 して政府の禁教継 続 の意思を伝えに行こうとしたのであり、

足らざる所を補い積極的に任務を改善しようとしていることが窺われる。

## 第三節 宗教政策への関わりと信教の自由

### 第一項 「議按」

慥斎の宗教政策に対する関わり方はどのようなものであろうか。 慥斎は 明治五年三月二十四日に教部省に奉職しているが⁴。、

奥宮文庫にはその頃書かれたと思われる「議按」と題する史料がある41。

#### 議按

教法ハ衆ノ信徒ニ任セ政府ハ只其妨害ヲ防クノミト云ハ勿論ナリ、 然ルニ今教法未タ立タス、 衆 ノ信徒亦未夕定ラス、

、従前ノ神道幽渺高妙ノ説ヲ除キ只今日

方向ニ迷フ時

ハ政府ヨリ教ノ本ヲ立テサルヲ得ス、其教ヲ立ル果シテ如何、

朝廷ノ王道即神道ナル大旨ヲ光明正大ニ掲示スヘキ事

付神道改正ノ挙ノコト

従前ノ宣教使ヲ改メテ方今改正ノ教ヲ億兆ニ周布告論スヘキ事

教部ト文部ハニニシテーナリ、 文部ハ文字ヲ諸生ニ教ユ ル ノ教部ニシテ、 教部ハ教化ヲ億兆ニ敷クノ文部ト云ヘシ、 然

ラハ相通シテーツナルヘキ事

敬神尊王ノ四字極メテ広大ニシテ、一家私言ニ落チサル様、 且各家宗旨ハ殊ナリトモ苟モ此四字ニ適へ 皆資テ今日

ノ 王政神道ノ羽翼ト為スヘキカノ事

復別法ナク神道ヨリ外ナキコト

が 置される四月二十五日以前であると思われ した明治五年三月二十四日より後であり、 教法ハ人民ノ信従ニ任カセ、 同じ これが書か 示され、 43が書かれており、 頃 書か またこの れた れた時期は 「初入省時愚存草稿」 「議按」で使われている重要な語句 よってそれが教導職に示された四月二十八日以降のものである。 第四項で 政府ハ只其妨害ヲ防クノミト云ハ、 「教部ト 4 2 る。 第三項目 (「愚存草稿」 ・文部」と書かれていることから教部省設立以後、 即ち教部省設置後、 で 「宣教使ヲ改メテ」としていることから、 「王道即神道」、「教部ト文部ハニニシテー」がこの文章にも使わ と略記する) 実ニ文明 明治五年三月から四月にかけてと理解してよいだろう。 という文章があるが、 ノ公論ト言フ」と この こちらは文章中 さらにその後慥斎が教部 「愚存草稿」を見ると、 「議按」 宣 教使の替りとなる教導職 と同じように信 に三条の教則 省に入 れて 冒 教 0 頭 自 縷 に が 教 は

説明されているので、

この

「議按」

が慥斎の考えを示すものであることは疑いがない。

斎は、 要なく、 時、 してい れば、 教ヲ用ヒ、二者ヲシテ各自 てきたが、 万国交際ノ今日 教部省の 先に示した信教の自 る。 玉 「議按」 [家のとるべき 我国固有 それが行き詰まり新たな方策が求められている時期であった。「愚存草稿」によると、三条の教則 政府におい 政策に関して議論が成され は下書きであろうが、 中 神道ヲ本トシ、 略) ては、 「教法」 二教ヲ布カシムルニ若カス」、また「中人上下ノ教法ヲ分チニ教ヲ革新シ、方今ノ時勢ニ適セシ 耶蘇新教ヲモ許シ開カシムルヘシ」、「仮令開クトモ姑ラク黙許ニヨロシ」 由を前提として、 明治 が示されており、 二年正月に 而シテ三条ノ教憲ヲ以テ範囲」となし、 慥斎が教部 「衆教ヲ折衷シテ新タニー大教法ヲ創立スヘシ」や 「衆庶、 「大教宣布の 信教の自由が前提とされ、 省行政に積極的な提言をしていたことを示すもので ノ信従スルモノハ神仏二教ノミ」であるとして、 詔 が発せられて以来宣教使によって神道国 慥斎の結論は 主は神道、 従は儒、 教 「此三条ヲ範囲 ノ本」 仏 新たに 等44の意見があ ある。 その他とすべきであるとし は神道しかないことを主張 |教化の 一教を立てることは 第 (教憲) 啓蒙活 -シテ在: 項 目 来 が 動 に 示され が 0 行 て わ

「議按」 0 V 7 第一 一項目以下に . つ V) ても簡単 に 触 れ 7 おこう。 三 道 詗 神 道\_ とは慥斎の 神 道 観で あ ŋ, 「愚存草稿」 には た。

教使の 教宣布運 道 日 「愚存草稿」 朝廷ニテ行フ所ノ王道王政ニテ、 ノ羽翼ト為スヘキ」としていることは、 活動を改めようとする積極的な姿勢が伺わ 動 (の普遍的原則を定める上において示された慥斎の基本的な考えであろう。 では 「相軋レハ、 両ツナカラ傷敗ニ至ルヘシ」と懸念を表明している。 別ニ所謂神道ト号スルー この後に示された三条の教則 れ、 第四項目は教部省と文部省とは教育という点に関して重なる部分があ 種ノ道アルコトナシ」と説明されている。 (教憲) はこの考えを含んでいるのであるが、 第五項目において、 第三項目 「敬神尊王」 は低調だった宣 を これは大 王 政

## 第二項 信教の自由

ことは、 カコ ことから、 出ツルト云へドモ、 信 の明治六年三月に書かれたものであり、 の例で明治六年ころまでの経過を振り返ってみよう。 教の自由を示している。 「議按」 先に見た通りであるがさらに長崎滞在中に書かれた これは慥斎の信念であったと言ってよい。 で前提とされた信教の自 天理人情ニ叶ヒ、 「教法ハ衆ノ信徒ニ任カセ、 由 否ト云ハレヌ名言ナリ」。 問答形式で信教の自由と禁教に対する考え方を述べたものである。 「教法ハ衆ノ信徒ニ任セ政府ハ只其妨害ヲ防グノミ」 政府ハ与カラズ、 般に信 「宗旨問答」 :教の自由は禁教政策の中から出て来たと考えられるので、 慥斎は 「教法」 政府ハ只其妨害ヲ防クノミト云ハ、 45の初めにも現れる。 を論ずるとき必ず、 は この 愚存草稿」 信教の自由を前提にして 「宗旨問答」 即ち 実ハ已ムヲ得ザルニ 0 冒頭にも出てくる 問答に入る前 は 長崎 滞在

のであるから、 えは出て来ていない 慶応四年三月五箇条の誓文発布の翌日、 同年 应 月 浦 上教徒三千余名の処分案について御下問がなされたときの答申 五榜の掲示が立てられて以来、 政府は幕府の政策を引き継ぎ、 (七十六名) 4 6 (7) 禁教政 中に信教 策 を  $\mathcal{O}$ 布 自 由 て 0

明 治四年七月佐佐木高行 (一八三〇一九一〇) は右院で 「宗旨」 について議論があ 0 た時、 次のように言っている47。

或日、 事 モ同 |論ナレ 兀 日本ノ光景、 右院ニテ宗旨ノ義ニ付、 |五年モ経スシテハ、 共、 コレ 御 ハ少シ寛也、 新ヨリ僅カノ年月ニテ、 迚モ見込ナシ、 大評議アリシニ、 高行思フニハ、 (中略) 未百事挙ラス、 耶蘇宗モ幾年迄モ厳禁モ見込ナシ、 諸省長官・次官見込区々ナリ、 夫是五六年モ経ル中ニハ、 就中法律及諸規則等、 耶蘇宗解禁スルモ可 其内後藤 去トテ当時断然解禁不可 各国人へ相対シ信用ヲセラル ハ断然解禁論ナリ、 也卜云 ヘリ Щ 縣兵部 如 何 トナ 大輔

た48状況を考えれば、  $\mathcal{O}$ 禁出来ない理由として法整備などの未熟を挙げている。ここでもまだ信教の自由ははっきりとは示されてい ここには後藤象二郎 時点で廃藩置県を断行し、 山県 信教の自由よりも国権の確立が何よりも優先された事は当然であったろう。 有 急速に国内体制を整えつつあったが、 朋は解禁論であり、 佐佐木自身は、 キリスト教をいつまでも厳禁にして置く訳にはい 社会的にまだ不安定要素も多く、 暗殺事件なども起こって ない。 明 カゝ 治 な 政 府 が、 はこ 解

中に る にも とを示している。 明 治五年になって信教の自由 「此教法に従はんと欲する者あらは寛恕し自擇に任さん事を説」とあり、 「教法は民の好尚する處を自擇信従せしめ而して其風俗事業を害する事なきよう査督する事を説」 慥斎が 「議按」 の意見があったことが認められる。 を書い たのは、 教部省が出来てからであるので、 明治五年の 神祇省の中に信教の自由を推進する人物が居たこ 「神祇省 これらの考えが表明された後ということにな 御改革書類概略抜抄」 とあり、 49には第 また第二 一章の 章 0

その考えを理解したことを書いているので、 慥斎は 「宗旨問答」 の中で、 口 ン ド -ン滞在: 中 岩倉の考えをたどりながらそれを紹介しよう。 の岩倉具視 八二五-一八八三) の 発言が 新聞 に 掲 危載され たのを読 W で、 改めて

## 第三項 岩倉具視の考え

岩倉自身は、 慶応四年の前掲 御 下問に対する答申のなかでは、 説 諭改宗論 (原案賛成) に属するが、 付言を見ると

異端申立 固とした禁教論者であったが、 モ のことが書かれている。 いという強い気概を持った禁教論者であった。 何時迄モ防キ留メルコトノ見込ニテハ無之、 一候得者、 縦令戦端ヲ開候共御趣意貫徹候様不顧 「岩公ハ、 佐佐木と同じく禁教は何時までも続くとは思っていなかったのであ 確乎トシテ禁制、 漸々人心モ落合、 明治四年七月前掲の「宗旨ノ義」について佐佐木高行の弁には、 従前、 成 ノ通ト見ルニ付、 敗利鈍、 知恵附キタル上ノ事トノ考ノ光景也」51即ちこの 無二念可執行事ト存候」50と書かれており、 色々ノ議論アル中ニ、 遂ニ岩公ノ議ニ る 決シタリ、 その続きに岩倉 戦争をも辞さな 頃、 岩倉は 岩公

きものは之を咎むることなし終には寛恕の期に至るへく候」54と述べ、アメリカへの対応とは違い寛恕の方向を示した。 留守政府に対して禁教政策を解くため、 条約は関係がない」と言い切ったが52、 イギリスに渡り、 明 治五年一月、 53という態度を示した。 岩倉使節団はアメリカに到着し、 一八七二年十一月二七日外務尚書クランウィルとの会談で「今日に至りては仮令之を奉するとも政事上に害な 条約改正交渉を開始した使節団は、 アメリカは譲らず 高札撤去を願い出ることにした。 交渉において早々に禁教問題が取り上げられ、 「教法ノ呵責ヲ防キタル上ニアラサレバ、 全権委任状を取りに大久保利通、 高札撤去は拒否されてしまったが、 使節団 自 伊藤博文を一旦 由 ノ交際 は、 その後大使 最後には 出 来サ 一帰国させ 「法教と ル 行 モノ

### 第四項 慥斎の理解

が

訪問したことを紹介している55。

日 1新真事 誌」 明治六年二月十 兀 日号 (第 三七号) は英国新聞 の報道として、 口 ンド ン滞在中の岩倉大使の宿 舎に 第 法官

千八百七十二年二月十日56 法官某ハ日本公使ニ面会シテコ ニ於て、 僧官等会合ヲ為シタル (ヘラルド) 新聞ニ日ク英国 ガ ノ事ヲ議セントテ公使ノ旅館ニ至リ、 此議事 中 二日本政府 (ロンドン) ニ於テハ、 (クリスタン) 同職 宗ヲ制禁ス 統ノ名ヲ以テ先ズ両国親睦 前 週間ニ ル コ トヲ論ジタリ、 (ランベスパース) ノ喜ヲ述べ、 之 レ ト云フ亭院 二因テ第 且ツ両

ヲ 用 ヲ好ス、 玉 人茲ニ来リ、 ノ文ニ日ク我等貴社 ノ交際間ニ於テ今一層善良ノ方法ヲ成サンコトヲ望メリ、 日本国ニ於テ従来 ヒンコトヲ望ム、 而シテ又汝 大ニ論シテ此 ノ諷示スル日本国 ノ尊来ヲ得テ何ノ喜カ之レニ如カン、 而シテ之レヲ民間ニ開ラキ並ニ文明ヲ進歩セシメント欲ナリ、 (クリスタン) ノ宗旨ヲ日本国内ニ普ネク聞カンコトヲ欲セリ、 宗ヲ禁スルノ国制ハ大ニ不正ナレハ、 (クリスタン) 宗禁制 且ツ日本帝国ノ為メ大利ヲ興サント 続テ(クリスタン) ノコトニ就テ我等答辞無カル可カラズ、 自今日本政府ニ於テハ最良ノ 因テ岩倉公ハ手カラコ 宗ノ事務ヲ扱 汝如シ此 ・ノ尊意、 フ社 ノ真證ヲ得ンコトヲ要セバ、 中、 ノ答文ヲ渡サレ 則チ公明ニ汝ニ 我等ニ於テ大ニ之レ 統領ヲ始メトシテ (クリスタン) 宗 一告ゲ 数

V 慥斎は 制禁セズシテ漫然トシテ衆 「宗旨問答」 0) 中 Ď 質問、 ノ信従ニ任カセバ、 漫然と こ信教の. 忽チ異教ニ圧セラレンコト必セリ、 自 由を許し たとき 「異教」 に必ず圧倒されるがどうしたらよい 是ヲ如何センヤ」)に対して、 か、 右記の全文を (「今是ヲ之

我ガ本国及ヒ外国ニ於テ方今我等ガ為ス所ノ行ヒヲ以テ之ヲ察知スベシ

ても そうとする深い考えを理解して 大ニ不正ナレハ自今日本政府ニ於テハ最良ノ(クリスタン)宗ヲ用ヒンコトヲ望ム」といったことに対して、 ナルベケレド交際 をしていることは 引用して次のように説明している。 たと聞いて初めは信じられなかったが、「日新真事誌」の記事を読んで理解できたという。 スタン) 宗」とは 慥斎は、 「ヨシヤ之ヲ開キタルトモ国体ヲ傷リ帝国ヲ害スル まず神道が必要であることを述べて歴史をたどり、 ノ今日ニハ不都合ナリ」 「千載 「条理正シク彼近年革新セシト云真性ノ新教ナルベシ」5°と理解した。 一遇」というべきであるとしている。 「我国ニ大利アリト云時 57ということであり、 コト ハ豊ニ拒絶スベキノ理アラン」59とし、 有マシク」。ことしてキリスト教を導入することを了解したのであ 最近うわさで岩倉公が彼の地で 現在神祇官を廃し教部省を創り大中小の教院を置きあま 大使が 「日本国ニ於テ従来 それは 結局、 (クリスタン) 「宗門ノ禁ヲ解キ開教ヲ許 大使の 又国の根幹とされた国体に 「教法 ノ禁ハ従 「帝国ノ為ニ大利ヲ興」 宗ヲ禁ス 慥斎は、「最良 前ニ在リテハ可 ね 国制 く教化

る。

結びつくものではなく、 が急務であると考えていた。 ノ大利」 慥斎は明治五年以来、 および 「最良ノ(クリスタン) 信 むしろ慎重だったと考えられるのであるが、 教の自由 長崎滞在中、 を前提とした考えを表明していたが、「議按」 宗 高札撤去による混乱を目 の考えを深く理解し、 キリスト教の導入即ち禁教の解除に賛意を表したのである。 の当りにしてみれば、 「日新真事誌」 第一項目に見るように、 に書かれた岩倉の言葉 信教の 自 由 の考えは直ちに禁教 神道による国 「交際ノ今日」「帝国 権 解  $\mathcal{O}$ 除に 確

#### おわりに

関しては右の 任 は ものではない。 る為に東京に戻ったが、 の自由ではなく、 セ政府ハ只其妨害ヲ防グノミ」という慥斎の信教の自由は、 また慥斎は宗教政策の提言をし、 本章では慥斎の長崎における活動、 「人民平均の理」 諭告の考えと無関係ではあり この高札撤去の意味は、 諭告の草稿を書き、 神道を国教とすることを前提にした宗教的寛容であり、 禁教の継続を確認した。 明治五年から信教の自由を表明していることを示した。 信教の自由などについてその考えを紹介した。 自由平等の根拠を人間の本性に基づく「霊妙の天性」としたが62、 少数の政府担当者だけしか 、得ないであろう。 これは高札撤去は禁教の解除を表すものではないという、 この 人間を社会的集団的に見た場合の考えであるが、 信教 知らなかったことを改めて確認するものである。1。 の自由は 自由を基調とした社会一 個人の 慥斎は高札撤去に対してその真意を確 権利を最大限に認めるプロ 明治三年の高知藩改革に 般 の人間 従来の 「教法 の テスタント 自由という点に あるべき姿を理 ハ 研究に反する 衆ノ お 信 て慥 徒 カゝ

帰依する宗旨を奉じて政府より其妨害をなさゞるを云う」と信教の自由が紹介されていることである。 項 この考えをどのようにして獲得したのかについては、二つ考えられる。一つは福沢諭吉の『西洋事情初編』(巻之一) 自の なかで 欧羅巴政学家の説に、 凡そ文明の 政治と称するものには六ヶ条 の要決あり」としてその 第 慥斎には福沢 一条信教」 0) 0 に 政 人々 西洋 治

0

 $\mathcal{O}$ 

解

したものということが出来るだろう。

は同 決して不自然ではない。 事情外編』 由を知らせること、「その一点にあった」。『ことを考えれば、 とはよく知られており。4、 とくにフルベッキとは、 自 を保持することが許されているということを意味しているにすぎない」㎝と書かれている。 由権利譯述」があり、『西洋事情』初編も読んでいたと思われる。 人が書いている。 を引用しつつ自らの考えを述べた著作「人間交際論」 岩倉使節団派遣はもともとフルベッキの建言 明治三年ころ頻繁な交流をもち、 そこには 「宗教的寛容」として「いかなる国の人民も自分自身の良心に従う宗教的信条と崇拝形式と 明治六年七月に上梓された慥斎の著作 慥斎がフルベッキから信教の自由について学んだと考えることは や『西洋事情二編』(巻ノ一)を引用した文章 もう一つはフルベッキやニコライと交流を持ったことであり 「ブリーフスケッチ」。っによることが大きな要因であっ フルベッキの使命は日本に信教 「皇朝身滌規則」の後書き 「喩俗 人間霊 (跋) たこ 自

#### 注

1

- 『国学院雑誌』第八一巻第一二号(通巻五八〇号)、皇典講究所、一九四二年
- 『日本思想史研究会会報』第二〇号衣笠安喜先生追悼特別号、二〇〇三年。
- 3 成と宗教問題』、 家近良樹 『浦上キリシタン流配事件』、 中央大学出版部、 一九九二年を参照した。 吉川弘文館、 一九九八年、 また三上昭美 「明治政 好府の キリ スト教政策」 『近代日本 0

形

- \*『法令全書』第一巻、原書房、一九七四年、六七頁。
- 5 同右、一○七頁。
- 6 本人ノ望ミニ任セ厚ク世話可致 その条文は 「去巳年各地 方官 へ御 事」。 預 ヶ相成候異宗徒 中、 悔悟 致シ候者 ハ御赦免相成候条管下民 籍 編 入、 又 本 籍 復帰等
- 三好祥子 「明治初期のキリスト 教政策の が転換に 関 民する一 考察」 『お茶の水史学』 第三五号、 九 九二

社 寺 取 調 類 [纂] 六六、 7 イクロ フ イ ル A 版 藤 井 貞文編圭室文雄 校訂、 雄松 堂フ イ ル ム 出 版 九 八三

9

8

- 著書五八『慥斎先生日記十』。 は高知市 島善高 「奥宮慥齋日記」 民図書館 奥宮文庫、 明治時代の部 受入番号七-五一、 (七)、『早稲田社会科学総合研究』、 奥宮慥斎日記 「壬申日録并改暦日抄」、 第一一 巻三号、 および同文庫、 年三月二五日発行、 受入番号、 全集造 原 典
- 10小栗憲一は教部省九等出仕 る。 明治六年教部省に転じ、 大谷派妙正寺の次男として生まれる。 治二年日田縣知事松方正義に抜擢され、 睌 年 は 詩画に優遊し著書及び南画が多数残されている。(「六法院小栗憲一 明治八年大蔵省に移る。 (『官員録』 兄は小栗栖香頂、 弾正台出仕、長崎で外教取り締まりを行なった。明治四年宮内省に転じ権大録となる。 明治六年一 明 月一 治一 四日改)、 ○年官を辞し宗門の事に専心し活躍する。 明治初年本姓小栗栖の栖の一字を取って小栗を自らの苗字とした。 号は布岳、 一八三四年生-一 師小伝」『竹林庵布岳遺響』、 九〇一 明 年歿、 治二一 明 豊後国戸 治館、 年善教寺 大正四年)。 次駅真宗 住職とな 明
- 12同右の日記、 癒来督、 念八初朝、 明治六年一月二四日条に 小栗木下亦行、 予辞不能」とある。 「遭三島大丞、 云崎陽之事甚切迫、 煩往督教」、「有頃松村大属亦来云、 (中略) 請俟疾

11木下靖は教部省十等出仕

(『官員録』明治六年一月一四日改)、明治五年九月二三日改の

となっている。

- 13前掲、 活動を始めている二月ではありえないので一月であろう。 「社寺取調類纂」 一六六にあるこの書類は日付けが 明 治六年廿四日」となっていて月が欠けているが、 慥斎等が既 E
- 『皓台寺誌』 編集兼発行者、 金子帰山 (宗一)、 発行所、 海雲山皓台寺、 九 八六年発行。
- 15皓台寺二五世伝翁祖心 (海雲)。
- 『皓台寺誌』 編集兼発行者、 金子帰山 (宗一)、 発行所、 海雲山皓台寺、 九 八六年発行。
- 1°椿原了義(一八三二-一八七九)「天保三年近江真福寺に生まれる」「明治六年大教院が設置された時1°椿原了義(一八三二-一八七九)「天保三年近江真福寺に生まれる」「明治六年大教院が設置された時 神 官 僧侶が東京に雲集

『官員録』では妙蓮寺石舟

(十等出

仕

したが了 ·義の 雄弁に勝るもの はなかっ た (『真宗本派学僧逸 伝 永田文昌堂発行、 井上哲雄著、 三二三頁)。

1°赤松徹真 [ほか]編『真宗人名辞典』、法藏館、一九九九年。

19高知市民図書館、 奥宮文庫、受入番号四四 「問目」、 明治六年三月四日付 (これは子息正治氏 〔および援助者〕 の書写したも

 $\overset{\mathcal{O}}{\overset{\circ}{\circ}}$ 

20長崎着のこと。

21教部省九等出仕、(『官員録』明治六年一月改)。

22教部省十二等出仕、(『官員録』明治六年一月改)。

23教部省十三等出仕、(『官員録』明治六年一月改)。

24前掲、「社寺取調類纂」一六六。

25同右。

2 6 同右。

287同右。

28「自今諸布告御発令毎ニ人民熟知ノ為メ、 高札面ノ儀ハ、 般熟知ノ事ニ付向後取除キ可申事」。 凡三十日間便宜 ノ地ニ於テ令掲示候事 但管下 布達ノ儀 ハ是迄ノ通 可取計 従来

29『法令全書』第六巻-一、原書房、一九七四年、七五五頁、三月一四日条。

3°前揭、「社寺取調類纂」一六六。

31同右。

32高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号一 - 一八、「崎陽近傍異宗徒・・・」。

33これは慥斎本人の注、 「白川縣を巡回したものが 五月廿七日帰って来て」と解釈できる。

34小栗憲一の記した「東京雑記②」(大分県善教寺所蔵) 0) 葉に教部省に提出した出張届け (下書き) が 「本年一月廿八日

此段御 長 崎 届申 出 張 上候 被仰 也 付 同 明 日 治六年十月廿二日 出立、 二月十二 日 長崎 九等出仕小栗憲 着 九 月 十七七 日 彼地 本省御中」 出 立同 廿 八 と書かれ、 日 帰 京 候、 滞在日、 此従 早 速 帰京日が分かる。 御 届 可 中之処 所 労 付 延 引

35小栗憲一が明治六年二月から九月にかけて、 長崎および九州各地を巡回教導した里程、 滞在費用などが書かれている。

36物集高見(一八四七·一九二八) 録 京に移り平田銕胤に学ぶ、 分県杵築市) 明 治六年 に生まれる。 月改、 および 神祇省• 幼少から漢学・ 『国史大辞典』、 明治・大正時代の国学者。 教部省・文部省を経て明治一九年帝国大学文科大学教授、 国学に親しみ、 吉川弘文館、 長崎遊学を経て、 号は鶯谷・董園。 一九七九年)。 慶応二年京都の国学者玉松操に入門、 弘化四年 (一八四七) このとき教部省十等出仕 豊後国速見郡杵築城下 明治二 (『官員 大 東

高見であることは、 五月から七月のいつからは定かではないが、 より廿三日迠天草出張 前 一百九十四里 掲の小栗憲一 白川縣大分縣 の記した「東京雑記②」には小栗憲一 ほぼ間違いないであろう。 ([割 注 へ巡回試検、 物集小栗)、 尤白川 また一四丁には 物集という人物が小栗憲一と共に巡回に加わっており、 ヘハ木下同 等の巡回里程が書か 道、 「七月廿五日より八月四日迠福岡 大分ニテハ物集出會ノ事」とあり、 れており、 一葉に 五 出 張 月 九 ([割注] この人物は教部省 日ヨリ 一三丁には 七月 物集小栗) 九 「八月十三 日 迠 の物 里 日 程

∞∞高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号二 - 四二「長崎再出張見込伺」。

∞9高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号二 - 二二「長崎再出張ニ付見込伺.

40島善高 「奥宮慥齋日記」 - 明治時代の部 (六) 『早稲田社会科学総合研究』、 第 卷二号、二〇一〇年一二月二五日発行

41高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号六-一〇五「宗教議按」。

兀

1九頁、

明

治五年三月二四

1日条。

この 弘文管、 「議按」 九五九年、 は初出ではなく、 七四一一 「中野健明の高知巡視と奥宮慥斎のキリシタン教諭について」『キリシタン研究』 七五頁、 に引用されているが、 そこでは詳細に分析されていない。 第 五.

42前掲、 島善高 「奥宮慥齋日記」 明治時代の部 **分** 六四-六九頁。 原典は高知市民図書館、 奥宮文庫、 受番号三-六三、

初入省時 愚存草稿」。

43三条の教則 (教憲) とは

第一条

敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事

天理人道ヲ明ニスへ キ事

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

(『法令全書』、 明治五年四月二八日)

44前掲、 島善高「奥宮慥齋日記」 -明治時代の部 (六) 六四 頁

とある。 尚 「宗旨問答」もう一つ受入番号三一にもあり、 前者は後者の書き直したものであると考えられる。 本稿では前者を

参照した。

45高知市民図書館、

奥宮文庫、受入番号三-一九、

「宗旨問答」、

末尾には

「時明治六癸酉三月下浣属稿于碚陽僦居

外物外史識

46村上格山 「明治初年の対耶蘇政策考」『国史論纂』、 躬行会、 九四二年

47 『保古飛呂比 佐左木高行日記』(五)、東京大学出版会、 九七四年、 七三頁、 このとき佐佐木高行は司法大輔

⁴∞明治四年一月九日参議広沢真臣暗殺事件起こる。

『岩倉具視関係文書』第七、

日本史籍協会、一九三四年、

四三九頁。

50前掲、 村上格山 「明治初年の対耶蘇政策考」。

前 掲、 保古飛呂比 佐左木高行日記』一七三頁

『大日本外交文書』五巻、 九三九年、 一六一頁、 また山崎渾子 「岩倉使節団と信教自由 の問題」、 『日本歴史』第三九一

号

一月号)、 九 八〇 年、 五 兀 Ŧī. 五頁を参照し た、 また以 下 本 節 で は 同 論文を参 照し た。

『大日本外交文書』第五巻、 九三九年、 一六一頁。

54『大日本外交文書』第一巻、 九四一年、二二八二二九頁。

55複製版 『日新真事誌』、 ぺりかん社、 一九九二年、四四五頁。

56一二月一○日の間違いであろう。二月一○日は岩倉大使一行はまだアメリカにいる。 年八月一七日から一二月一六日まで (田中彰 『岩倉使節団 『米欧回覧実記』』、岩波書店、二〇〇二年、二三二頁)。 大使一行のロンドン滞在は陽暦 八 七二

57前掲、 奥宮文庫、受入番号三-一九、 「宗旨問答」六葉

60同右

58同右。

59前掲、 奥宮文庫、 受入番号三-一九、 「宗旨問答」 七葉。

。第二章第二節第一 - 五項参照 九一)頁、 また鈴江英一「第三講 禁教は解かれたか」『キリスト教解禁以前』、 岩田書院、 二〇〇〇年。

"鈴木裕子「明治政府のキリスト教政策 - 高札撤去に至る迄の政治過程 - 」『史学雑誌』第八六編第二号、

63梅溪昇『お雇い外国人』 ⑪政治·法制 (付録一フルベッキ「ブリーフ・スケッチ」(Brief Sketch))、 鹿島研究所出版会、 九

七一年。

64同右、三二-三四頁

65同右、二五三頁。

66高谷道男編訳『フルベッキ書簡集』、 成と宗教問題』、 中央大学出版部、 一九九二年、二七六-二七七頁 新教出版社、一九七八年、一三頁、 また安岡昭男 「岩倉使節と宗教問題」『近代日本の

形

九七七年、

六九

## 第三部 奥宮慥斎と禅

# 第六章 慥斎の弟子と自由民権家への影響

#### はじめに

ここでは慥斎の考え (思想) の成り立ちを探り、 自 由民権家三名 (板垣退助、 中 -江兆民、 島本仲道) を取り上げ、 彼らが慥斎

# 第一節 慥斎と佐藤一斎

からどのように影響を受けたのかを考察する。

二歳の時であったろう。 共に昌平坂の聖堂構内にあった学舎の外に八代洲河岸にもう一つ設けたものであった。 ら四年にかけては『客中記』っという日記があり、 重篤な病に陥って果せなかったらしい¹。天保二年(一八三一)一旦高知に帰り、 慥斎は文政十三年(一八三〇)二十歳の時、 た八代洲河岸の学塾であり、 慥斎は佐藤一斎(一七七二-一八五九)の存命中、二回教えを受けた。それは数え年二十二歳の頃と四十四歳の頃のことである。 同四年にはまた高知に帰っているので、このとき一斎に教えを受けたのは約二年間である。 頻繁に通っている様子が書かれている。 父正樹に従って江戸に出て佐藤一斎の門に入ろうとしたが、 その日記には「揚子岸の学塾」と記されているが、 それは林家の学塾で、 同三年また出京し、一斎に入門したのは 二十 将軍綱吉 それは一 1の頃、 父の病気やまた本人が 儒学興隆 斎が講義をして 天保三年か の機運と

あ で岩崎弥太郎を伴い同年九月高知を出発し、 慥斎は四 この頃交わった儒学者は若山勿堂、 十四歳の時に、 嘉永七年 (一八五四) 八月十二日築地藩邸の弘敷役を申付けられた。 大橋 同十一月江戸に着いた。 訥庵、 安井息軒、 藤森弘庵、 一斎に久しぶりに面会したのは翌年一 芳野金陵、 塩谷岩陰など、 母と従僕の伊太郎、 錚々たる人物である。 月二十三日のことで および途中

相

斎

慥

から 斎が 、俟って土佐における陽明学の首唱者となった。 一授けられたものであり、 高 知に帰ったのは安政三年 斎によって書かれた書が残っている (一八五六) 兀 月であっ た。 慥 斎 は自身の号の一つとして (左上)。 慥斎は一斎から大きな影響を受け、 「晦堂」 を使っているが、 自らの参究と これは

#### 第 一節 慥斎の省悟

奥宮慥斎の考え (思想) を理解する上で最も重要なもの は 「聖学問要」っである。

八箇月慥斎老人」4と記されていて、 この 小著は慥斎が生涯に亘って推敲に推敲を加えたものであ 丁丑は慥斎が死去した明治十年であるので最晩年まで校正をしていたことになる。 ŋ, その最後の草稿の 末尾には 丁 丑二月念六夜校了、 六十五 若

 $\mathcal{O}$ 日記5にこの 『聖学問 要」 が書かれた経過と共に、 慥斎が省悟に至った経過が書いてあるのでそれを見てみよう。

慥斎は一斎に学んで江戸から高知に帰ってから市川子文。

天保四年(一八三三)二十三歳のとき、

後言を居 佐藤一斎から慥斎に送られた号「晦堂」

(高知市立高知市民図書與宮文庫館所蔵)

ŋ 胸

になっ を借り 読書をしたり討論を深めていた。 俗な人間には貸さないのだ」と言われたことに激して日夜それに取り組 中 夜にいろいろと思い困して竟に一大疑団を醸す、 た。 たとき、 判然たらず、 天保五年三月五日条には 「これはわが門の最高峰であり、 いとくるし」と記している。 ある時から子文の持ってきた心学の書について話すよう 「(前略) よりてまた心学を論ず、 君らのような小根劣気の為す所ではなく これはある禅僧と親しくなり こは都鄙問答によりて起こりし 頗る省悟あり、 んだっことに始ま 『碧巌』

で三月十六日条には 真 剣 な 議 論や工夫の結果、 疑問が高じて疑団にまで至ったのであろうと思われる。

「午後市川子とともに象山先生文集を読 む 中 -略) け ふ頗る省悟

(彬斎) やその他

の友人と

中

になったという。

これは日記にある通り、 躍然たり、 子之書直裁端 思われる一斎からの書簡が残っている。 雀躍する様子は至り得たものが確信に満ちたものである様子が示されていて、新しい世界が開かれたことを覗わせるものある。 本来面目を見得するもの是なり、超然として聖域に至るも亦此一大路耳」とあり、「本来面目」も禅語であるが、 解決しようとして集中して努力した結果、 とが示されている。「見性」とは禅語であり、 公平に保って読書すべきであることなどが書かれている。 ||侯様可被致候」°と慥斎の省悟のことが書かれていること、 頃来の一大疑団忽然として打破し、 実に頃年用力皆誤矣なることを覚えて甚後悔す、 的ニ候得ハ、 陸象山の文章を読んでのことであった。このことは早速一斎に書き送ったに違いない。 読ミ様次第にて有益不少与被存候、 そこには 見性せしを覚ふ、 何らかの確信を得たことを意味する。 本心本性を見得することをいう。 扨、 前書中陸象山集御覧ニ而大頭脳之所、 この書簡には日付けのみで年号がない 胸中初而郭然たり、 此を古書に徴し之を念頭に験するに井々大小味あり、 また陸象山の書は有益であり、 凡ソ書ヲ読候事古人に出会候も同様ニ候間、 この時点で慥斎は自らの抱いた疑問に対しそれ 可喜々々」とあり、 翌日の十七日条には 恍然省悟あられし由如何様ニも陸 が、 般に書を読むときの注意や心を その前 慥斎の省悟の報告に対する 「午後市川子と会読 の疑団が 随分心ヲ平カにして それに関すると 颯爽として欣喜 即是佛 消されたこ 氏 所謂

この また同四月八日条には 慥斎はこの省悟の経験の後、 書の 名前 は日記では 「午後市川子を訪て草稿の端的刪改す」と書いており、 「聖学端的」となっているが、 天保六年三月六日条には 嗣子奥宮正治によれば最初は 「終日聖学端的稿本を刪す」同 「聖学端的」 三月十二日条には 「為学端的」で再三改稿し、 を書いては直している様子が窺える。 「聖学端的 草稿つゞる」、 遂に 「聖学問

斎の返信であることは間違いないと思われる。

# 第三節 「聖学問要」の内容

ではその 「聖学問要」 の最も重要と思われる部 分を中心に紹介しよう。 「聖学問要」 は十一 項 自 (T) 問 いを立ててそれに答えると

いう形で慥斎の主張を展開している。一番目の問い と思います。 本を説明している。 自らの工夫によって得た慥斎の儒学に対する確信を表していると思われる。 いう問いである。 その本質とは如何なるものでありましょうか」「「に対する答えは 慥斎はこれに対して 即ち、 二番目の問い 「聖人学、 「私は今まで得る所がなく、その本質を聞いたことがありません。 易簡直截」と明快に答えている。この冒頭の問いに対する答えは、 は、「聖人の学は是の如くどうしてこんなに苦しく難しいのでしょうか」つと その 「易簡直截」 を次の問いの答えによってその 志を立てて学びたい 一斎に学び

曽子は と言った。朱子は シ固ク執ル」と言った。 吾道一以テ之ヲ貫ク」と言い、 昔堯が舜に政権を譲る時 知」と言った。 これに背く説を「邪説」という。 「夫子の道は忠恕のみ」と言った。 それらは時に従って教えを述べたものでその帰着するところは一つである。これに由る行いを 「学ヲ成スニハ本ヲ立テンコトヲ要ス」と言った。 孟子は 「人心惟レ危ク道心惟レ また「博文約礼」と言い、 「義ヲ集ム必ズ事アリ」と言い、また「放心ヲ求ム」と言い、 即ち「聖学之所以」は 子思は 微カナリ、 「戒懼慎独」と言い、「徳性ヲ尊ビテ問学ニョル」と言い、 「己に克チテ礼ニ復ル」と言い、 惟 「易簡直截」 レ精惟レ 程子は「仁ヲ識リ誠ヲ立ツ」と言い、 允二其ノ中ヲ執レ」と言い、 なのであり、 人々はこれを学ぶべきである。 「知ヲ致シ物ヲ格ス」と言った。 また「拡充其ノ為ス所ヲ推ス」 孔子は曾子に 王陽明は また「善ヲ明ニ 「善行」 「致良

だけを示した)。 の答えは最初の問 致知』の工夫をしていますが、 というものであった。 いの答 これは慥斎の儒学の原理であり、 「易簡直截 どのようにしたら心が暗闇にならず本心から納得できるのでしょうか」 を具体的な経験に基づいて詳しく示したもので、 慥斎の得た確信であったと言えよう。 その答えを以下に示そう 最後の十 13というものであ 番目の 問 (長いので要点 は、 いると考えられる。

また、 0 神は高揚し、 大きくなり、 どになって、 念を常に胸中に置くようにしていけば、 愈々開けず、 であるかないかによるのである。 ではどのように工夫して一旦の見処を得たらよいであろうか。 もしこの疑を打破しなければ生きて何の益があろうか」。 旦 堂々たる一男児であっても、 **- 貫通」、** わずかな間でも思いは離れず、発奮激昂して次ぎのように考える、「聖人となるも愚人となるも、 夢にも見たことが無い一 その後、 思いは益々窮まる。 龍渓の 広がりをもって脱け出すようにこの疑団を打破し、 悟」 であって、 (中略) 私はいま、程伊川の意を示そう。学ぶ者は平生疑う所を参究し来たり参究し去るが 頭の頂きから足のつま先に至るまで通身是れ一大疑団となり、 志を遂げず、 大活路を得ることが出来るであろう。 こころは熱く燃え、 初めて進歩出来たというべきである14。 疑いを開かなければ、 真黒々で進むことも出来ず、 それは各人の性質によって遅速はあるが、 力をつけて此処に至り、 人となる道がひらけない。 軽快で自主自由の別世界となり、 これが即ち孔子の 日常生活のいつでもどこでもこの 退くことも出来ない。 思い尽き意識が喪失する 貫」、 一生を間違って過ごして 孟子の 要するに志が急切 心は爽やかで精 同じ人である。 「覚」、 疑 いは益 程朱

ることを示している。 は儒学の これ 溪の は先に日記で示したように、 「一貫」「覚」 立場から孔子や孟子の例を引き、 「一旦貫通」 このことは慥斎の生涯に亘って一貫しており、 「悟」と同じといっているのであるから、 明らかに慥斎の省悟の体験が基になっている。 具体的な経験を基に獲得された真理が 明治以降、 この 『聖学問要』 第二章に示した 示されてい 日記では る。 0) 「見性」 内容は禅と儒学の 禅 の 「霊魂自 と書かれているが、 「見性」 由 論 が 根底が 0) 孔 基調をなして 孟 同 程朱、 一であ

慥 てそれを変革してゆくという思いが 斎は真理は行動に結びつ 慥斎はこのような深い 認識に立ち、 かなけ ればならないという「知行同 あり、 「蓮池書院 幕末の土佐において講学によって勤王運動の支えとなった。 という塾を自宅に構え、 の陽明学的立場に立っていたので、 陽 『明学を講義しこの『聖学問 要 現実の も教えてい 政治世界に関 た。 方、

### 第四節 弟子名簿

王党または戊辰戦争東征軍に参加している。その氏名略歴は以下の通りである(年齢はすべて数え年、 安政四年 (一八五七) の時の慥斎の弟子名簿15 (章末の史料一) が残されているが、この 内 わ カコ 0 ているだけで九名が土 最初の年齢は安政四 佐

履歴は『高知県人名事典』〔高知新聞社、一九九九年〕による)。

嶋本審次郎、 二十五 歳 (一八三三一八九三) 土佐勤王党、 武 市瑞山と共に獄に入り永牢処分を受ける。 維 新 の際許さ れ て、 新

節第三項に記載)。

政

府に仕え、

明治五年司法大丞、

大検事・警保頭を兼ねた。

征韓論政変により下野し、

立志社の民権運動に参加

した

(第

石川潤次郎、二十二歳 (一八三六 - 一八六四) 土佐勤王党、 京 都池 田屋で新選 組 に襲われて闘死、 二十九歳歿

小畑孫次郎、二十九歳(一八二九 - 一九一二)土佐勤王党、 明 治に入って弾正大巡察、 司法大解部 京都裁判所長、 名古 屋控

訴院裁判所長を経て元老院議官、男爵、八十四歳歿。

吉井茂一(之光)、二十三歳(一八三五 - 一八六八)土佐勤王党、 戊辰戦争箱根 Щ . の 戦 いで戦 死、 三十四歳歿

秋澤清吉 (貞之)、 (未詳-一八八四) 土佐勤王党、 戊辰戦争で活躍し凱旋帰国。 明治四年 -御親兵となるも同六年 皇 居 炎 上 0)

を負って辞職。明治十七年病死、四十余歳歿。

北代忠吉 信省に勤め後藤象二郎と衝突し退官、 (正臣)、 (未詳 九〇八) 土佐勤王党、 晩年は禅に帰依し悠々自 維新後大蔵 省出 適の生涯を送った。 仕 内務省に転 任 明治四十一年歿 青 森県 知 事、 裁 判 所 判 事、 商 務 省、 逓

小笠原謙吉 十八歳 八四〇 - 一八六八) 戊辰戦争に参 加 若 松城の 攻撃で戦死 二十 -九歳歿。 長兄唯八 ハもこの 時 戦

吉松速之助 十三歳 (一八四五 - 一八七七)早くより文武に長じ、 鳥羽伏見の戦い、 さらに東征軍に参加、 維 新 後陸軍大尉

ら少佐、 神風 連の乱を鎮圧後、 西南戦 争で戦死、

島村源六、 土佐勤王党、 その他不詳

慥 斎の弟子 は、 上記に見るように土佐勤王党や戊辰戦争に参 加したものが多く、 慥 斎の陽明学の影 響は 大きいと言えるだろう。

### 第五節 自由民権家との関係

### 1 慥斎と板垣との関係

板垣退助

が、 なって慥斎は東京に赴くが、 が なされた明治三年の頃であると思われる。「人民平均の理」を基調とする高知藩の改革において、 板垣退助 明 治四 年一月板垣が薩長土の三藩による親兵献上のため (一八三七 - 一九一九) 引き続き板垣との関係は良好であったと考えられる。 と慥斎の本格的 な交流が始まったのは、 高知を離れても、 第二章第一 慥斎は引き続き藩政改革に従事し 節第 項で見たように高 慥斎は板垣とともに尽力した た。 知 藩 明 0 治五年に 藩 政 改革

参加したの 同 七 あ 続き良好であり、  $\mathcal{O}$ 年 肖像図に題を書くよう求められ、 一月十七日に民選議院設立建白書は左院に提出されている19。 慥斎は明治五年二月三十日、 月一 慥斎が板垣に面会したのは同十二月二日であった。 兀 は板垣との関係であることは容易に推測できよう。 日慥斎は板垣に会い、 この年慥斎は板垣を数回訪問している。 教部省に入省するために上京した。 翌日十五日高輪の後藤 翌日送られてきた肖像画の上層に数字の題を書して返却した16。 日 明 (象二郎) 記には 治六年は、 こうして見ると、 早速、 「暫話、 邸に至り、 慥斎は長崎出張し板垣 既に参議になっていた板 辞職後初遇、 副島種臣、 慥斎が民撰議院設立建白に、 由利公正らと議論に参加している18。 稍談時事」 は所謂 垣 17と書かれている。 一から使 征 慥斎と板垣との関係は引き 韓 論論争で下野 1 が また愛国公党に 来て、 した年で 祖 翌明治 先信

形

# (2) 板垣の自由民権運動の出発点

板垣にとって自由民権運 |動の出発点であったのは、会津戦争に際して会津人民の冷淡さに遭遇したことであったと||自由党史||

に書かれている。即ち

和、 ことを得んや。 んや。 會津  $\mathcal{O}$ ものは、 衆庶と苦樂を同ふし、 は 天下 而 カコ 果して何の故ぞ。 も斯の如く庶民難を避けて遁散し、 屈指の雄藩なり、 (中略) 此時に方り、 **闔國一致、** 盖し上下隔離、 若し上下心を一にし、 我帝國にして荷くも東海の表に屹立し、 以て經綸の事に従はざる可からず。 互に其楽を倶にせざるが為なり。 毫も累世の君恩に酬ゆるの概なく、 戮力以て藩國に盡さば、 僅か五千未満の我が官兵豈容易く之を降すを得 富國強兵の計を為さんと欲せば、 既に樂を倶せず、 君國の滅亡を見て風馬牛の感を為す所以 曷んぞ其苦を倶にせしむる 須らく上下

での経験が自由民権運動の出発点であったことを、 として板垣は、 君民共同、 富国強兵を重視し、 その為に階級を打破し、 いろいろなところで述べている。 四民平等が必要であるとしたのであった。 板垣はこの会津

質疑応答を記録した 板垣自身が談話として語っている例を示そう。 勇退雪冤録』 20には、 明治十五年三月、 「民権自由」 東海道を遊説中 0) 何ものかを質問されて、 三州 幡豆郡西尾」 板垣は次のように答えている。 におい て在地自 由党員との

此 1 心にして政治は悉く官吏に委托し、 「夫れ國の滅亡するを見て其君を助けざる而已ならず、 以て国恩に報ゆるの 心地 でとは 抑 敢て國の盛衰興亡に関せざる時は我国幾百万の兵士ありと雖も、 も何んの心ぞや、 今会津の 却て敵に役使せられて其敵を助け國亡ひて然る後に芋を主君に献 一人民を以てせば尚可 なり、 若 し日本全國の 必らすや外人の侮辱 人民が皆な

を免れざるべし (中略) 抑も余は此時初じめて我國人民に政治思想なかるべからざることを知りし なり」

2 「我国若し外國と事あるの日には、 我人民は恐らく會津人民と敢て異なる所あらさるへし」2つ

3 我國一 日も速く民権自由を伸長し、 以て人民をして悉く政治思想を有せしめ、 邦国を憂慮愛護するの 精神を喚起せざる

からざるなり」

即 権 する精神を起こさなくてはならない。 会津と同じことが起きる可能性がある。それを避けるためには「民権自由を伸長する」政治思想が必要であり、「邦国を憂慮愛護 ち を拡張し、 - 来航以来、 会津の 君民離 人民に自由を与え、 欧米の圧力に対する国家の独立、 反は、 これ が日本全国であったらどうなのかという板垣の懸念であった。 ひ いては君民共同 これが板垣の会津攻略の経験から生まれた、 挙 国 の精神を培うことであると板垣は考えたのであった。 致体制の 確立であっ た。 それを達成するためには専制政 自由民権運動の原点であり、 もし外国と戦争が起こった場合、 公治では 究極 0) なく、 目標はペ 民

## (3) 慥斎の板垣への影響

ると、 て、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ のであった。 一節第一~五項)。 先に、 貧弱」として政府と人民の一体性を強調しているのも、 「人民平均の理」 猶屈せざるを聞けり」とフランス人民の 士 の常職を解き庶民と平等にしたのではなく「寧ろ庶民をして士の位置に向上せしめ、 「人民平均の 普仏戦争を例に取って、 この諭告は自由平等の宣言であるが、 諭告には 理 諭告は慥斎が書き、 板 垣 一の自 フランスが 由民権運動 「報国の志」 「霊妙 の基となる政治思想が表わされてい 「屡々敗を取」っても の天性」 会津攻略の反省に立った板垣の、 先に示した君民共同、 を賞賛し、 は慥斎の考えであることを示した 最後に 「其民挙国憤興し、 「畢竟民の富強は即ち 富国強兵をめざす考えの現れであ て、 自由平等はそれを実現するための基本 自 愈報国の志強く、 由平等、 以て四民平等に帰せし (第二章第 政府の富強、 挙 国 致という観点 節第三項 其都府長圍を受け 民の る。 むる」 貧弱は お つまりこ ょ 然から見 び 政府 同

ち、 政 れ 理 ば、 体を論じた 念であり、 板垣 慥斎の の 自 その根拠が慥斎の 板垣に対する影響はあったと考えられるが以下に考察しみよう。 由 「我国憲政 民権運動の ノ由来」25にも、 原点であったからであろう。 霊妙の天性」であったのである。 国家のあるべき姿を論じた『立国の大本』 その中に書かれている 「人民平均の 「霊妙の天性」 理 諭 26にも全文が掲げら 告は、 「自 が慥斎の思想であったことを考え 由 [党史] 0 れている。 冒頭に書か そ れ 立 は 憲

略) 約論を講ぜしは明治八九年の は 閲するに、 白 等に定め 注 更に 0 より一転してルーソーの 自 彼 は 由 中毒」 0 性質極端より極端に走る癖あり、 民 民 たのに対 権思 文字に於も思想に於ても民約論の影響は毫も之を見出す能はず」 将軍の再反駁書」においてさまざまな板垣の誤りを指摘し 選 を付け 議院 想の 淵源につい の建白、 加えて、 此の 愛國公黨愛國社、 民約論となりスペンサー 時に當り伯か脳裡は些 板垣 て、 頃なりしと覺ゆ」として「吾土佐の の 板垣は、 説は信ずることは出来ないと非難した29。 明治二十三年の 谷干城と一 若くは愛國社再興 の自由平等なし」と決め付けたのに対して、 の社會平権となれりといふも、これ亦老生を誣ふるの甚だしきものにして(中 代華族 頃は 漁の 極端の階級論者なり」27とし、 等 壯士等が壓制政府を鹽灣せよルイ十四 の趣意書は 論争をしてい うつ 「野夫 28とルソーやスペンサー 勿論 . る。 これに対して「●板垣 (谷干城 即 當時日本全國に起りし同志の ち、 谷 ―筆者注) 板垣が が 板 板垣は反論して、 垣 を非 執 伯 の記憶に依れば の影響を否定してい 難して 政職」 の再覆答書」 世の首を切れ に 伯 結社 あ 「民選議院 ŋ, における板 中江氏 抔 板 の趣意書を 士族を九 垣 とル る。 が民 筆者 谷

るにいたれるのみ30 時 宣 言の 決して吾兄の臆断せるが 老生の 如 兀 民平等を説くや固 若くは民選議院 如 より  $\langle$ の建白の 極端より 時 如 0 き 直 極 極端に反 覚的 皆この 観念たるの 揆学 直覺の萌芽の擴充して、 したるにあらず唯 み、 具體的に之を説きたるには 其間 許多の 所謂自由民権の主張と進化 日 月 を閲 非ざる し以て Ŕ 歐米の 他 日 來り 新 士 學 0 説 常 と融 ものに 職 を 合す 解

垣

の答えは

斎

※の書い

た

「人間交際論」によって理解することが出来る。

0

譯述」) 也 が 考えてみよう。 ۲, 自 出 公党本誓の思想がルソーの民約論の天賦人権論の焼き直しである」32とも言っている。 れ 議院設立 .す能はず」の発言を「欺瞞性を暴露したものと言ってもよいもではなかろうか」33と結論付けている。果してそうであろうか 由論に基づいている。 ルソーなどの ったことは間違いないであろう。 は 筆者の考えを示そう。 と示しているように、 も天賦 天賦 「四民平等」 建白 人権論 人権論の影響があるのは明らかである。 霊妙の天性 書」 西洋思想の影響を受けているのかどうかということに帰着する。 板垣の自由民権運 !を根拠とする財産権の侵害と代表権の不可分を説く英国の政治理論を前提としたものである」♂1と述べ、 を説い の中の たの (「人民平均の理」 上記 即ち、 「夫レ人民、 自 は 由平等の根源を 「●板垣伯の再覆答書」 この諭告の冒頭には、 動の原点は、 時 「四民平等を説く」とは 政府ニ対シテ租税ヲ払フ義務アルモノ、 の直覚的 諭告) 霊 観 本人の言う通り会津攻略によって得た挙国 念 に置いてい 魂」 伊藤勲氏は、 のみとして、 (「喩俗 人間を の引用文中 る。 「人民平均の理」 霊妙の天性を具備し」、「萬物の霊」 人間 では慥斎の霊魂自由論はどこから来たのであろうか。 板垣の「文字に於ても思想に於ても民約論の影響は毫も之を見 「四民平等を説くや固より一時 飽くまで西洋思想の影響を拒否している。 霊魂自由 権利譯述」) 諭告を発表したことを意味する。 乃チ政府ノ事ヲ与知可否スル 先に示したようにこの諭告の 「民選議院設立建白書」 = 天性本心 致、 君 の直覚的観念たるのみ」をよく と称し 民共同、 (「喩俗 「階級に由るに非ざる ノ権利ヲ有ス」 自 伊 考えは 1由平等 人間霊· 問題は、 藤勲氏 b 「愛国公党本 魂 慥 0 は この それ 自 斎 必要性で 「愛国 由 0 を「こ は慥 霊魂 諭 民 権

に対し慥斎は、 敷 て、 行し解説したものである。 第 一章第三節で示したように 人間の第一に置い 「霊魂」 を第一 ている。 第二章第三節の第一 位において 「人間交際論」 即 たち、 神 「霊魂、 儒 は福沢諭吉の 仏に通ずる考えである 項にあるように、 氣力、 性質」 『西洋事情外編』 とした。 人間認識において『外編』では ということは、 「霊魂」 を数行づつに分け、 は、 普遍 仏性と解釈される霊魂を 的な考えであると同時に、 それらに慥斎の考えを交えて 「氣力と性質」 『外編』 『外編』 とは違

れてい ない。 時に、 man 斎と同じく神・ 情外編』 る。 や固より カコ に立った霊魂論であるので「文字に於ても思想に於ても民約論の影響は毫も之を見出す能はず」(板垣の発言)と言い得るのであ ように 0 れている西洋的 同じ 天賦  $\dot{I}S$ その考えは同時に板垣の考えでもあったので、 る 伝統的 born free であろう筈はなく、 「人民平均 天賦 を詳細に見れば、 人権論とは違い、 「霊妙の 時 の直覚的観念たるのみ」という板垣の発言の中には、 な立場に立っていると考えられる。 人権論の形をとってもその根底となる思想が 儒 天性 の理」 な概念に対峙した、 仏的に解釈していたであろうと考えるのが妥当である。 諭告の中の その根拠を仏性とも解釈出来る、 天賦人権論は見出せるのであるが34、 「霊魂」 において四民平等とする考え方の基は、 「霊妙の天性」 伝統的な考えであることも示しているのである。 むしろ、 慥斎が下書きし、 そこで示したように天賦人権論に立ってはいるが、 即ち「霊魂」 板垣は西洋思想の影響を拒否したと考えられるのである。 神• 「霊魂」に置いているので、 儒 は、 自らが認めた「人民平均の理」 これをもし板垣が知っていたとしても、 仏的なものであ 国粋的な気負いも感じられるが、「人民平均 慥斎においては神・ 外来思想の導入ではなく、 板垣は決して欺瞞や虚言などと言ってはいな れば、 よって、 本質的に近代西洋思想の それは欧米外来思想ではない 儒・仏に通ずる普遍的な道であると同 第二章第三節二、三項で示した 諭告に書かれているように、 その天賦人権 慥斎の その解釈は 神 の理」 四 立場に立って 1民平等 儒 論とは、 諭 ルソー 仏 告に書 西洋事 0 を 基盤 ソ 慥 0

n ば自己と外物 も人類が 社會を成す  $\mathcal{O}$ 關係 Ó を 知 目 ŋ 的 は幸福を増進するに在り、 充分に自 家の良知良能を發 幸福を増進せんと欲せば先づ 揮し、 其霊性を涵養し て、 自主自 智 識 0 發 由 0 展 を 人間となることを得るは 圖らざる可らず。

知

識

發

展

0

賜

なれば也35

えられるのである。

ただ、

適切に説明出来なかったに過ぎない。

遺著として書かれた『立国の大本』

には

ここにはまず 「良知良能」 という『孟子』 (尽心章句) にある儒学の 基本的な言葉が使われていることによって儒学的

場合は 妙 う言葉を ば、 板 味に反するものではない。 件が板垣 垣の 0 天性」 仏教では 自 「の基盤にあることが窺われよう。 「自主自由」 を踏襲した表現と考えられる。 1主自 時 の直覚的観念」 「修行」という如く、 由 0 の前に使っていることから、 根底は この引用箇所は は神 「霊性」 板垣が 儒 にあるという考えを示しているのであるが、 仏の伝統思想に基づいたものと考えられるのである。 であれば、 また、「其霊性を涵養して、 「諭告」 「其霊性を涵養」して その理解の深さは慥斎と同じではないにしても、 の全文を引いたすぐ後に書か 慥斎の板垣への影響は、 「自主自由の人間」となると表現することは、 自主自 大きくないにしても、 由 1の人間となる」という板垣の れ、 他方実生活上でそれを養うという立 また板垣 一がめったに使わない あ それらの語は ったと言えるであろうし、 語につい 慥斎の本来的 「論告」 て、 派に立て 慥斎

### 第二項 中江兆民

### (1) 従来の説

致道館と名前 十六歳のときである。 中江兆民 (一八四七-一 が替わる替っている 慥斎は同年三月二七日に藩校文武館の文館経学教授に就任している<sup>36</sup>。 九〇一) は自由 民 権運 動 の理論的 指導者として名高い。 彼が藩校に入学したのは文久二年 文武館は同四月三日開館した後 (一八六二)

勤 は 来のものだが」 校時代から、 王国学者としての名声を得て、 あったかと思われるが、 ³゚として、「この伝説が発生したのは、 慥斎と兆民の関係において、 教授奥宮慥斎について陽明学を学び、 その内容が 藩校で学んだのはやはり伝統的な朱子学が中心であっ 「拡大流布されたにすぎなかった」 教科が改定されたあとである。 兆民が慥斎から陽明学の影響を受けたことは否定されている。 明治二十九年 陽明学者となったという伝説は、 (一八九六)に「兆民居士王学談. 幕末の公武合体派が主流の土佐に 39とした。 また た。 小島祐馬の説にしたがって否定しておきた 藩校で陽明学 「奥宮慥斎の私塾、 が雑誌 あ Ò 影響が 0 飛鳥井雅道 『陽明学』 て、 蓮池学舎に通っ 明 奥宮慥斎は 治 に掲載され 氏は 維 新 後 「篤介が む しろ異 奥宮 て以

ベ ている。 であり、 これについて、 慶応元年 (一八六五) 十二月、 兆民が 「陽明学者となった」かどうかは別として、 第介が長崎に去った直後に解任され、<br /> 以下に兆民は慥斎から陽明学と禅の影響を受けて 紭 門 百 日 の処分をうけたほどであった」 40と述

### (2) 兆民と禅の修行

いることを示そう。

することを公認していたのを廃止し、 奥宮先生 0) は藩校で陽明学も学んだのであろう。 通 は藩校致道館である可能性が高 っていたことも考えられるが、 乱録などを読むで、 「兆民居士王学談」41には 《土佐の王学者慥斎と号す》 陽明の道を聴ひた事が有りました」⁴゚と、慥斎に陽明学を学んだことが書かれている。 「私は格別陽明学を修めたと云ふでは有りませんから、 当時、 すべて致道館で修行しなければばらないとした⁴⁴。兆民が慥斎から陽明学の教えを受けた 当時高知藩は、 が陽明学者で暫く是に就て居りましたから、 兆民が入学した致道館はでは初めて陽明学を教えることが公認された⁴³° 士分の子弟が文武の業を修めるとき、 時 別に噺しする程 々伝習録の講義を聴ひたり 師家の自宅の学塾または道場で学習 の説もありませんが、 兆民は慥斎の 王 陽明全書と 塾に 兆民 玉

このころ兆民は勝峰大徹について禅の修行をしていたことが分る 禅僧なり) では有名であった。 介氏は、 兆民が禅の修行をしていたことは、 帝国議会閉会後直ちに三重県に到り、 の許に於いて、 例えば 凡そ一ヶ月間滞在して禅学を修し 東京中新聞45明治二十四年一 雑誌や新聞などでしばしば 目下同県津市大字町長楽寺に滞在中の勝峰大徹和尚 月二十七日には 度旨、 「兆民居士」という呼び方をされていることで分るように世 中江氏より 「兆民居士座禅を修せんとす」として「兆民居士 同 和尚 の許 報知したる由」 (中江氏とは子弟の という記事が見え、 間 柄 中 なる 江

事、 慥斎と兆民の交流が多かったと思われるの 晚中江生高橋生見訪、 約講荘、 中 江生嚮渡洋」とあり、 は明治 八年から九年にかけてである。 中江生と高橋生なる人物が慥斎を訪問し、 慥斎の明 治 八年 Ó 日 『荘子』 記 4 6 1 六月六日 0 講義を要請 条に は 無 段

々多くなるのを喜ぶと共に、

兆民の、

十七日間

の接心会を全日程参加したその奮闘ぶりに注目している53。

隅 る。 あろう。 兆 きのなかに という禅会を明治八年十月二十一日発足させたが47、 であるが って明治十一 春 民の評が掲載されている。 民は慥斎の この 明 吉 治九年五月二十九日付、 時期 翌明 弘田 中 たものと解釈できる。 篤助 年に出版された 兼 治 『荘子』 江 『荘子』 九年 生嚮渡洋」とあることから、 二モ来参、 の署名のある漢詩が書かれていることによって明らかである⁴∞。 一月 0 0 解釈を慥斎に求めていたことは確かである。 四 講義を聞いて熱心に勉強していたものと思われるが、 受公案段々洋学生ニ 日 0) 恐らくこの会の主催者である慥斎と兆民とのそれまでの関係からして、 『飲醍醐』 造斎の 長男正 実際慥斎の 日記には 治宛、 4 9 (章末の史料参照) この中江生とは 日 慥斎書簡には 波及せしも一 記にはこの 「中江生来賀、 その会に兆民も参加していた。そのことは両忘社の発会を記念する寄せ書 後継 過日 明 笑 暫話辞. 歴続的に には、 治七年にフランスから帰国したば  $\wedge$ 来、 その後慥斎は円覚寺の今北洪川 去 他 又々於湯島摂心有之 『荘子』 の両忘社 50とあるのは兆民が年始の挨拶に来たものと考えら 52として慥斎は、 が 少なくとも慥斎に講義を要請 講義されたことが書か (両忘会) また今北洪川の著作として、 中 参 公案をもらって修行する洋学 加者と共に、 --かり を拝請り 昨 慥斎の誘い 0 日 れてい 兆民に間 ハ中江篤助『おりゅち』、 して両忘社 洪川の している点からみて る。 違 が あっ 妻木頼矩 詩 偈 あ (両忘会) たも に対 るま は する 生 不

褝 眀 あ った。 兆民 の修行をしていたのである。 けて東京外国語学校の校長に任命され、 はこの頃 つまり兆民にとってフランス留学後様々な活動が始まった時期と言える。 明治七年フランスから帰国 一ヶ月半で辞め、 Ļ 後 0 「仏学塾」 元老院権少書記官に任命され調査掛に となる 「仏闌西学舎」 その忙しい の広告を東京日 中でも上 配属されるなど多忙 記のように Þ 新聞に 出 時間 た を 割 年

勝 小 兆民 峰 論 大徹に就いて修行を継続し、 0 禅修 江兆民と禅」 行歴に 55を考え合わせると、 7 『立志独立進歩之友成功』 大徹が活動を東京に移した後 兆民は明 とい 治八年慥斎の う雑 誌の 「興禅護国会」 両忘社に 中 江 兆民居士の禅学」 参加して、 という禅会に参加したのであっ 四年ほど今北洪川に と題する記事54、 就いて参禅した後 および 島 高

# (3) 兆民の「浩然ノ一気」

ば、 立していた」56% の道徳』と対立概念で捉えられたようなものではなく、ルソーの自由の論理を支える孟子として、 ズ、完然発達シテ余力無キヲ得ルヲ謂フ是レナリ。 ック」(「行為ノ自由」) 二つに分けている自由論について、 ように述べている。「古人とは孟子であることはいうまでもない。 飛鳥井雅道氏は、 「浩然ノ一気」とは禅の公案を念頭においたものと考えられるのである57。それを以下に示そう。 一応その通りで筆者も賛成するのであるが、これは兆民が今北洪川について禅の修行をしていたことを考えれ 先の『中江兆民』 のなかで、 兆民の自由を「リベルテーモラル」(「精神心思ノ自由」)と「リベルテーポ 古人所謂義ト道トニ配スル浩然ノ一気ハ、 兆民の説「リベルテーモラルトハ我ガ精神ノ絶ヱテ他物ノ束縛ヲ受ケ 兆民における儒教とは、 幕末にしばしば『西洋の技術』『東洋 即チ此物ナリ。」を引用して、 東西が合体したものとして成 リチ 次

る。 に 「孟軻日、 これは『孟子』公孫丑章句上から取られた一節⁵∞である。 「孟軻浩然の気」といわれる公案がある。今北洪川が作ったもので『禅海一瀾』巻の下、「浩然第七則」として掲載され 我善く吾が浩然の氣を養ふ。 其の氣為るや、至大至剛、 洪川は次のように解説し、公案として問いを発している 直を以て養って害する無くんば、 則天地の間に塞る」 初め

らにして之を知る者なりと。 根ざせり。 凡そ天下の 儒流、 故に後来、 孟軻浩 常に歎じて云く、 然の章を読み、 試みに学者に問ふ、 当に大教未だ東来せざる以前にあたり、 恝乎として過ぐる者は、 正文二十九字、 但だ一字、 真の儒人に非ず。 生知の全力を用ふる處有り。 此 の卓見有り。 Ш 野、 疇 音 孟 此 の章に 一輌は、 謂つ 逢 作 |麼生 ひ、 可 し生 カコ 求 那 道 れなが  $\mathcal{O}$ 字。 志を

この中の 「大教未だ東来せざる以前にあたり、 此の卓見有り」という表現も禅と儒学の根底が 致しているという洪川 の見解を

示している。

 $\mathcal{O}$ 

#### 第三項 島本仲道

کی 孜 き動機となった語である。 この孟子の 々として研究する者凡そ五年。 門人皆驚異す。 「浩然の気」 是より脱俗の志を抱59」 即ち、 は 「疇音、 洪川 一日孟子を講じ、 は十九歳の時、 此の章に逢ひ、 き、 遂に妻子眷属門人と決別して、 浩然の章に至って、 「浪華中之島」 求道の志を根ざせり」といっている通り、 に漢学塾を開き 征ち声を抗げて曰く、 京都相国寺の 「従学する者常に三十員を下らず、 孟子は浩然を説き我は浩然を行 大拙承演に投じたのである 洪川が二十五 歳 0 時 出家すると 昼講 夜講

は提唱 部省准刻書目」として明治七年八月~一二月に刊行許可。1 していたに違いないのである。 「浩然ノ一気」とはこのような因縁を持った、 (講座) 等でこの話を聞いている筈である。 今北洪川にとっては最も重要な語の一つであるので、 また 『禅海一 されている書物であるから、 瀾』はもともと慥斎が今北洪川に出版を促し。。、 『碧巌録』を愛読していた兆民は目 数年間師 事 教部省発行 た中江 兆民 を 教

うとしていたことの証左であり。3、 た兆民が とは殆ど間違いないであろう。 影響を受けていたことは間違いな 「リベルテーモラル」(「精神心思 兆民は 「浩然ノ一気」を単に孟子の一 また、 土佐で陽明学を学び、 明治八年十月二十一 ノ自由」) 節を取っ を 「浩然、 禅儒 日 たのはなく、 ノ一気」と解釈していることは。こ 今北洪川を拝請して慥斎が発足させた両忘社という禅会に参加 致を深く理解していた、 今北洪川と関係する重要な禅語として認識 両忘社 (両忘会) 自由の 根 0) 底 を禅 主催者である慥 儒 して 致に たこ 置

禅門第 れる思想傾向を表しょす、 『荘子』 こうして見てゆくと兆民は慥斎に儒学を学び、 一の書であり の手ほどきも受けた。 『荘子』も道家の代表的著書である、 また慥斎の影響も大きかったということが言えるのである。 兆民の愛読書は **"**史 兆民が禅の修行に入るきっかけを作ったのも慥斎であったと考えられる。 記 以外では その二書を好んだことは、 『碧巌録』と 『荘子』 民権家でフランス学者である兆民の底に流 であっ たとい われているが、 『碧巌! また

て、

板垣退助らと自由民権運動に挺身した。

宮

正

由

略

傳

書 従 読 五月十二日条には いたとのことである 66°。 せ 面 慥斎は、 0 往復が頻繁であったが、 甚可喜書也」と記している。 若いころ大塩平八郎と盛んに書を取り交わし、 「大塩子への書、 慥斎の関係者で大塩平八郎に傾倒した人物は島本仲道である。 乱の後旭山は慥斎に嫌疑を受ける恐れがあるので書簡は焼き捨てるように要請 岡本退蔵へ属しやる」 嗣子奥宮正治によれば、 その著 との 慥斎は八松旭山という易学者の紹介によって平八郎と親密とな 記事が見え、 []洗心 洞箚記』に深く傾倒している。 八月一日条には 「市川子の家にて大塩後素が箚記を 慥斎 0 日 記 6 5 慥斎はそれに 0) 天保六年

島本仲道 (一八三三 - 一八九三) は通称を審次郎、 号を北洲とい V) 土佐藩士島本卓次の次男として生まれた。 政府高· 官を

崎 滄浪や大井魚隠 安井息軒に師事 į 更に土佐勤王党にも参画 į 慥斎にも学んでいた。 「故奥宮正由 履歴書類」  $\mathcal{O}$ 奥

小畑 郎 志篤ク 前 孫二郎 仲 略 中 癸丑甲寅已来海警事起リ、 略) 淡中新作等ノ (美稲)、 講学ニ因リ大ニ志気ヲ激励シ、 小畑孫三郎 如 キ早クヨリ 門田為之助、 尊 攘 勤王ノ志ヲ懐キ、 ノ物 尊攘 論 沸 丁野遠影、 騰 ノ大義ヲ鼓吹セルヲ以テ、少壮有為ノ子弟翕然トシテ正由 紛 ストシテ天下多事 大二國事ニ盡シタル志士ハ多ク其 吉永亮吉、 秋澤清吉、 ノ時ニ方リ、 依岡城雄 正 由 ノ門ヨリ 長岡 (慥 [謙吉、 斎 ・輩出セリ 筆者注] 北代正臣、 門二 ハ (後 夙 略 島本審次 集マリ、 勤 王.

年勤王党に加盟した。 7 0 として島本仲道 息軒に入門する前 によれば 0) 名前 島本は、 また、 も挙げ に慥斎に入門していたことになる。 慥斎の日記文久三年 安政五年 ている。 ~ (一八五八) リー 来航以来国 (一八六三) 一月二十八日条には 六月四日慥斎に入門している<sup>69°</sup> 論が 文久元年の 沈沸騰す うる中、 土佐勤王党結 慥 斎の 江 成以前 戸 「(前略) 滞 安井息軒には同年十月に入門しているの 在中の カコ 6 今朝秋南二生京師ニ行とて来告別 弟子 武 市 名簿である 瑞 Щ 0 同志として行動 「同盟名簿」 (章末

5 潤次、 書、 本は主幹となった。 研 尽力した。そして、 斎と仲道との間に子弟関係があったことを物語っているマ³゚ 党の獄のとき永牢処分となり、 って退去命令のような憂き目にあったことが俳句と共に綴られていて、 Ļ 究所の長となった。 高知に赴くときその不在を任されたのは島本であったマイ。 即 明 :書与之」 マ゚とあり、 治五年には司法大丞、 審次郎等モ来別」『ことあり、 明治二十年保安条例により東京退去を命ぜられ、 明治六年征韓論が決裂して下野、 板垣 弟子の関口生が慥斎に、 退 さらに大検事・ 助 武市瑞山らが斬罪となる中、 の信頼を得、 仲道の名前が見え、 板垣と行動を共にし、 警保頭となった。 政府高官になった島本への紹介状を書いて欲しいと要請していることは その後自由民権運動に参加し、 その呼び方からして親しい関係が窺われる。 辛くも死を免れ、 明治十五年自由党が自由新聞を発行するとき板垣が社長となり、 島本は、 同年四月一日の慥斎の日記に 明治十年西南戦争が起こった時、 大磯、 後に司法卿となった江藤新平に信頼され新 中江兆民が序を書いている。 山梨へ転居した。 維新に際して放免された。 翌年大阪で北洲社を設立、 「晴、 その著 関口生来、 暴発を防ぐ為板垣 島本は、 『夢路の その後数々の 記 文久三年土佐 請島本司 律綱領 また立志社 には老齢とな 法判事 一が東京 活躍 0 制 法律 定に をな 添 王

ク公民、 ズ」でと述べ、 って知ることができる。 あろうが、土佐勤王党に多くの弟子を輩出した慥斎の陽明学の果した影響も少なくないと考えられるのである。 る大塩平八郎への傾倒は、 島本は自 将ニ堪エザルニ、 由 民権運動に奔走し活躍したが、 平八郎 の知行合 この書は大塩平八郎の乱を描いたものでその中で 凶 若い時に土佐勤王党に参加 一作ノ年至レバ官吏穀倉ヲ閉メテ救済セズ、 一の精神を讃えている。 その底流に流れるものが陽明学であることは、 大塩の乱は社会的に大きな影響を及ぼしたが、 その後も社会と戦い 誰レ 「官吏ハ賄賂、 ゾアル慷慨 続けた島本本人の不屈 ノ士憤然タル哉、 富民驕リ享楽ニ耽ル、 もう一 冊の著書 の闘志がその 島 本の 平八郎ニ 『青天霹靂』 『青天霹靂』 朋党税検 大きな理由 シテ止 7 5 に 日二

# 第一項 親交のあった友人弟子一覧 第六節 弟子および親交のあった人々

もあっ 西国地方への な 新土佐勤王史』 板 るように思われるが、 に愛国公党に加盟して、 親交ノ友人及門弟中ニ於ケル著名 垣 慥 斎の 0 慥斎の た植木枝盛も慥 領袖として活躍した林有造がいる。 弟子または親交の 巡回 弟子はさまざな分野に亘ってい を書いた坂 を経て、 禅学や神道の影響を受けた者も多いであろう。 斎の関係者と言ってい 民 今 /選議院設立建白書の提 、崎紫瀾も挙げられる。 あ 北 った人々の中で、自 洪川 ノ人物」 との出会いを通 また、 の氏名である。 て、 いだろうで 由 慥斎と共に明治七年の愛国公党に参加し、 また、 出に関わっ むしろ自由 民 して禅に傾倒 権 運動 代表的 慥斎の に たが、 民 慥 関 済の 権 民権家、 係した右記以外の 運 弟子中自 L てい その後は民権運 幅 動 次に示すのは 広 に関わら る。 私擬憲法 関 由民権運 慥斎の 係 が なかった人物も多い。 窺 日 人物には、 弟子の わ 動に関わ .動に深く関わったのは、 「故奥宮正 本国国 れ ぶよう。 発どは 後に小説 片岡 [憲案] 0 た形 由 は儒学の 履 健 歴書類」 を起草 古と図 跡が 『汗血千里の駒』 慥 教養が 医育自身 な つて立 Ĺ この は、 板垣 基 慥 志社 掲載されて 一礎に 斎は 外には見当 明 0 置 明 治 ブ や大著『 を カ 治 七 創 れ 七 年 設 た 年 月

### 土佐人で親交あった人

勤王 出 太 部 日 岡村水一 廉平 (漢学者、 根 田 (勤王家 野鏡 家、 群 梅 馬 屋 儒 方 歌 水 (詩 東 文章家、 人 官 (漢学者、 (漢学者、 征 間 人 伯爵後 兵学家)、 軍 崎 監 哲 門 元老院議官)、 馬 軍 ]田宇平 詩文家) 藤 詩 (漢学者 會 象 中村十次郎 人 津 = 郎 儒 (歌 戦 徳永達助 官)、 人 死)、 勤 松村如蘭 伯爵板垣退助、 王 田 家)、 平井善之丞 (儒官)、 本 日内菜園 Щ (国学者)、 唯 清岡 (漢学者)、 大町利平 道之助 (和学者、 (愛媛県大参事)、 侯爵佐々木髙行、 (兵学家、 吉田東洋 岩崎秋溟 (勤 (儒官)、 歌 野王家)、 勤王家)、 (漢学者、 (漢学者、 吉田文次 楠 西 坂 瀬六太 子爵福岡孝弟 野 本龍 7彦四郎、 小 政 南五郎 馬 文章家)、 事家、 (儒官)、 歌 (勤王家)、 入、 髙屋佐平 右 開港論 衛門 子爵谷干城 原傳平 画 松下與膳 家)、 小 置者)、 執 (海軍大丞)、 野 政 畄 隼 (兵学家)、 本寧浦 箕浦萬次郎 助 (歴史家)、 勤王家)、 男 勤王 爵 長屋重· 細川 (漢学者、 家)、 竹村東野 森 潤 齌 (儒官)、 田 小笠 次 藤利 名 梅礀 郎 経学家)、 (陸軍大佐 原唯 行 (漢学者)、 松岡 武 (詩 参 市半

詩 人 画 人 林有造 (元逓信大臣)、 古澤滋 (元山  $\Box$ 県 知 事)、 大石弥太郎 (勤王家)、 渡邊 影吾 (国学家

土佐国以外の人で親交のあった友人

清矩 者)、 佐藤 明学者、 世 ノ奇才)、 陵 安井息軒 (国学者)、 齌 (学者)、 勤王家)、 定 岡松辰吉 (考拠学者)、 田 今北洪川 師 口文蔵 大塩後素 家)、 (学者)、 若山勿堂 (学者)、 (禅· 藤森天山 (陽明学者、 家)、 木戸孝允、 尾臺良作 荻野 (学者、 齌 独 革命家)、  $\mathcal{O}$ 嵐 西 高足、 郷隆盛、 (学者)、 (禅家)、 勤王家) 学者)、 春日載陽 勝安房、 柳川星巌 島 大橋訥庵 地黙雷 安積 (大坂ノ大医、 良齋 鳥尾小弥太 (詩 (仏学家)、 (学者、 人 齋 勤 勤王家)、 ノ 門 第王家)、 (陸軍 学者、 大洲鉄然 人 中 勤王家、 藤本鉄石 幕 羽 ·将)、 府 倉 (仏学家)、 簡 伊 儒 堂 達自得 官)、 禅学者)、 (学者、 (学者、 河 鴻雪爪 (禅学家、 田 勤 律法学者)、 佐 廸 至家)、 々原宣明 齋 (仏家) 歌人)、 春 齋 日 吉 (学 潜 野 小中 者 庵 琴 **金** 陽 絶 学 村

2人中著名なる人々で9

業家)、 家)、 厳夫 視)、 重俊 南部 判 事、 從吾 (宮内省掌典 坂 島 (貴族院議長)、 《崎紫瀾 本仲道 仲彦太郎 (漢学者、 明学者)、 (勤王 (著述家)、 (検事)、 国学者)、 南部甕男氏 仁尾 家 中 -尾篤助 権大判事)、 惟茂 杉本清胤 田 内逸夫 土居通豫 ノ実父)、 (号兆民、 (貴族院議長)、 (電信学校教授)、 (国学家、 吉永清徳 (号香國、 尾崎忠治 仏蘭 西学者)、 男爵小 禅学家)、 (判事)、 元逓信省局長、 (枢密院顧 西 畑 森真太郎 美 島 都築門次 中澤重業 稲 田 正平 間官)、 **勤** 詩 至家)、 (漢学者、 (判事)、 (学者、 人 (判事)、 岩崎 弘田 淡中新: 弥 論客)、 澤田衛守 文章家)、 太郎、 秋澤清吉 正郎 作 (教育家、 北代正臣 男爵南部 (学者、 (学者、 Щ (勤王家)、 本弘堂 勤王 甕男 学和漢洋ヲ兼ヌ)、 (元農商務省書記官)、 志士、 (詩· 家)、 枢枢 依岡城雄 於鎮西為国事 密院 丁 俳 野 顧問 遠 影 (勤王家) 官)、 河田 宮崎 (学 死, 中 男 簡 者 小 が爵 亮 尾 龍 元警 宮 捨 畄 (実 画 地 内

人物等も含まれている。

# 明治以降の弟子一覧

ほど書かれていないが、 と思われる人物の一 て講義もしていたが、 慥斎の周りには常に弟子が出入りしていた。 覧表である。 参加者の名前は殆ど日記には書かれていない。 会った人物の名前は克明に書かれている。 「何々生」と書かれてあるのは親しい関係にある弟子の呼び方である。 次に示すのは (章末の史料二) この表は出会った人物ばかりでなく、 慥斎の日記は公務の内容、 明治元年から九年までの慥斎の 会話の中身は全くといっていい 慥斎は頻繁に講座を設け 書簡の受取、 日 記に現 送付 れる弟子 先

坂崎斌の父であり、 ニコライの下で希臘正教を熱心に学んでいる最中であったことが分かる。 心 に学び同教の少講義に補せられたが、 れているのは明らかに坂崎斌 この表について二、三述べてみれば、 機一転して宗教家たらん事を断念し東京を辞して郷里に帰った」とあり、 慥斎はこの父とも親交があったことを示している。 (紫瀾) であり、 宗旨の事で尼格頼師と大議論を闘はし、 坂 《崎生の名前が明治六年八、 坂崎は野崎左文「坂崎紫瀾翁の伝」。。に「(坂崎は) 六年二月出京シテ希臘教尼 九、 付け加えて明治七年八月二十一日に見える坂崎耕芸は 十月に六回 明治六年に坂崎が頻繁に慥斎を訪れた時 七年の春同塾を去って教会新聞の 同七年二月に 口 同 八年五月に 記者となり此冬 は 坂 崎が 口 格 現

年十一月岩倉使節団に随行してフランス留学を果たし、 の前後に慥斎の所に顔を出していたのだった。 また、 は 斎とかなり交流があったことを示している。 島本仲道とは別人で、 中江生の名前が明治三年八月、 明治三年三月九日から始まる高知西部地方巡回に下役として慥斎に同道した人物である 同八年六月、 最後に些 兆民は、 同九年一月、 一細なことであるが、 同八年十月に発足した慥斎の主催する両忘会に参加したりして、 同七年六月帰国していることも矛盾しない。こ。 十月にそれぞれ現れるのは中江兆民であろう。 明 治八年八月に島本生または島本百助とあるこの人 というより、 兆民 兆民 は この は 明 留 治

#### おわりに

慥

7

Ġ となく、 なぜなら、 慥 幕末から明治に移行した時代において、価値観の転換が起こり自由平等の思想が流入して、自由民権運動に至る状況を見るとき、 民 斎の 権運 れる事は多いが、 以上板垣 動とは 「霊魂」 連 退助、 西洋から新しい思想が入りその思想を解釈するとき、 続性が保たれるものである。 無関係 に基づく自由論は、 中江兆民、 その自由 ではないことが理解されるであろう。 島本仲道の三名の民権家について慥斎との関係を取り上げたが、 論が慥斎のような、 輸入思想に日本の文化的伝統に基づいた一つの解釈を与え、 上に取り上げた三名の民権家はそのような足場を充分意識していたのではないかと思わ 東洋的な禅や陽明学に基づいているとする議論は重要であるように思われる。 自由民権思想の源は何かと考える時 まず伝統の中に解釈を求めることを出発点にするからである。 明治十年に死去した慥斎が、 それによって思想が断絶するこ ル ソーやスペンサー が 取 り上 自 由

#### 注

れる。

2 1  $\neg$ 土佐 史談』 兀 ] | 号 (一九三二年九月)、 村松巖 「陽明学者奥宮慥斎」一六二 - 一六三頁にその経緯が 書いてあ

改めて書写されたもので、 高 知市民図書館奥宮文庫、 受入番号五〇、『慥斎先生日記』二、の中にある。『慥斎先生日記』とは嗣子奥宮正治氏等によって 一~十一まである。

3 活字は 『陽明学』 鉄華書院、 第一五号から第二一号に掲載、 ٧١ ず 'n も明治三〇年発行

4 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三 - 三九、「聖学問要」。

5 高 知市民図書館奥宮文庫、 受入番号五一、『慥斎先生日記、三』、 以下慥斎の省悟において日記の引用はこれから取っている。

6 この 頃慥斎の親しい友人だった。『高知県人名事典』(高知新聞社、 九九九年) によれば和漢の書に通じ詩作に優れるという。

稍聰敏、 奥宮文庫、 能 受入番号六二、「慥斎存稿」、 解録中隻句半語耶 夫我門風固絶俊、 雑稿文章六篇 不為子等小根劣機設 (雑稿抄録) の中に 否則不許借俗子、 「一日又訪老衲 余激其言 借碧巖録 日 書 夜閲碧巖」 衲乃謂余曰、

高 知 市 民 义 書 館 奥 宮 立庫、 区 分、 名 家 手 簡 受入 番 号二 佐 藤 斎 先 生 丰 簡 巻

奥宮正 治  $\Box$ 演 「土佐に於ける王学の系統」 (『陽明 学 鉄華書院、 第一 五. 号、 明 治三〇 年 発 行 頁)。

10原文は 「豈聖人学、 如是苦且難乎」(『陽明学』 鉄華書院、 第三三号、 明 治三〇年発行、 二頁)。

「日吾嘗困苦無得者、

未聞其要、

右四

| 頁)。

12原文は 聖学、 謂之同 故知 又曰、 「原文は めた。 要、 離 旦 旦 此 程子 博 理 一会得 亦流蕩失宗 然 【要謂之知学、 明善固 文約礼、 旦、 之而 Ė 這 異之謂之異端 識仁立 箇明 執、 無功夫、 昔者、 又曰、 孟子曰、 白 労 誠、 得 虞廷之相授受、 克己復礼、 而無得矣、 是乃聖学之所以易簡直截、 此 然後方謂之学、 要、 又 日、 集義必有事焉、 循之而説、 謂之自得、 因 根本既立後可趨 又曰、 其他四子六経、 日 王子曰、 謂之善言、 致知格物、 故博学者学此 人心惟危、 又曰、 今即聴有之、 向、 致良知、 先儒之言、 占 由之而行 求放心、 曾子曰、 道心惟 有其 張子曰、 也、 要、 又曰、 切願立志以学之、 審問 又曰、 謂之善行、 微、 夫子之道忠恕而已矣、 雖隨時而立教、 明善為本、 而 惟精惟 者問 学有要徳有本、 人々亦可学而 拡充、 此 遺之而説、 也、 固執之乃立、 推其所為而已矣、 允執其 愼思者思此 敢問其要可得而聞乎」 若或不同、 到者也已」 不於其本、 中、 背之而行、 子思曰、 拡充之則大、 夫子謂曾子 也 而窮其帰趣、 (同 名弁者弁 而泛然従 周 戒 右四 謂之邪 子日、 懼 愼 日, 同 独 五. 朱子曰、 事、 説 此 則 主 頁。 一静無欲、 参乎、 又曰、 也 高之而 謂之詖行、 焉耳矣、 本文はこの要点を 篤行者行 為学 尊 吾 徳性 虚 又曰、 道 要立 是所謂 無、 故 此 而 以 学聖 卑之而 貫之、 道問 除 也 本、 之 同之 而 陸 為 又 支 無

⅓原文は 4原文は 静語黙、 若是而 余今則 時 発 | 演伊川 俟斃 憤 「然則如何 「則恐仮 無時 激 昂 無処、 則 氏 以 真夢生夢 意 令能務格致之功、 謂均是人也、 用功、 以示其方法焉、 不 使此 死、 以可期 念毎不置在 与草木虫彖同 或 為聖賢、 不 旦 懈惰 夫学者就平生 見処乎、 胸 或為愚不肖、 中 **一**朽矣、 中、 略 旦 則 一所疑、 不 我若不打 必有心胸熱悶 雖是亦由各性之所近、 識 我 参 如 亦堂 放此 去参 何 用 <u>マ</u> 功以得一 疑 来、 黒窣々 男兒、 則 而其所疑愈窒 生果何 打破此昏 地 而 而 有得力之遅速、 所志未遂、 益 而 闇 進 不得、 一礙、 死 (『陽明学』 亦 何為、 積日 所疑未開 退不得、 上累月、 要亦在其志之切与不切耳矣 着 鉄華書院、 力到 仰 造 為 不得 次顛 此 人而 日 沛 未得為人、 第二一 俯不 用 云為、 莫須曳 得 号、 思不得、 咳 枉 或  $\equiv$ 睡 費 下 中 食息動 思 )()。 生 略 而 不

路矣、 思亦不 第二一 此 疑団、 号、 -得之時 是即夫子所謂 則悶 三二 - 三四頁)。 々黒窣進退俯仰皆不得之地、 節 而其所疑 貫、 **益大、** 孟子所謂覚、 所思益第 程朱所謂 窮 翻 而 自 為清涼軽快自 顛 至 旦貫通、 踵 通身 主自由· 龍 渾 渓 是 所謂悟者、 為 之別境界、 大疑 寸 而 心志爽然、 斯始可以進歩上路径也」 而 思竭 意喪、 精神発越、 心 断 神 失、 得生来未曾夢見之一 (『陽明学』 然 後恍然 脱 鉄華書院 然、 乍 大活 打 破

15高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号六-六七 「同盟名簿」。

16島善高 「奥宮慥斎日記」-明治時代の部 (六) 『早稲田社会科学総合研究』、 第 卷二号、二〇一〇年一二月二五日発行、

高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 五四、 「慥斎日抄、 十二月之部」、 一二月二日条。

四七頁。

18高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号、 全集慥斎著書五八『慥斎先生日記十』 — 月 四、 Ŧī. 日

条

1 9 『自由党史』 上 岩波文庫、 一九五七年、 八八頁。

2

民権運動」『(岡山大学) L 征韓民権論 勇退雪冤録』 法学会雑誌』 (明治一 五年六月九日御届、 第一 一八巻第三·四号 編輯 人、 (通巻九九号) 遊佐發、 出 板 五. 匹 人、 渡部虎太郎) 五四四頁を参照した。 また小畑隆資、 板垣退助と自

同 右、 勇退雪冤録』 五頁。

22同右、 ■ 征韓民権論 勇退雪冤録』 九頁。

2 3 同 右、 勇退雪冤録』 九頁。

<sup>2</sup>4板垣 退 助 『立国の大本』 忠誠堂、 九一九年九月序]、 五八頁

25板垣 退 助 「我国憲政ノ由 来」『明治憲政経済史論』、 九一 九年、 有斐閣書房

。 前 掲、 板 近退助 『立国の大本』 一九 一九年。

島内 登志 衛 編 谷干 城遺稿』 四 東京大学出版会、 九七〇 年、 六九

/ 五頁

28同右、 七〇二頁

由

2 9 同 右、 七 一二頁。

30同右、 七一九頁。

31伊藤勲 「板垣退助の自由主義運動」『法学新法』第七十一巻第九号、中央大学法学会、一九六四年、 四六頁。

32同右、 五三頁。

33同右、 五五頁。

34慶応義塾 與せられたる自主自由の通義は、 編纂 『福沢諭吉全集』 第一巻、 岩波書店、一九五八年、三九二頁に 「其生るゝや束縛せらるゝことなく、

天より附

賣ル可らず亦買ふ可からず」とある。

35前掲、 板垣退助『立国の大本』、 六二頁。

36高知市民図書館、 奥宮文庫、受入番号一 - 八・九 「年譜記」。

37飛鳥井雅道 『中江兆民』、 吉川弘文館、 一九九九年、二一二二頁。

38同右。

39同右。

40同右。

41「兆民居士王学談」明治二十九年十月二十日『陽明学』七号、 周辺』木鐸社、二〇〇〇年、一七〇頁、また、 前掲、 飛鳥井雅道『中江兆民』、 寄書、これは、 吉川弘文館、 島善高 「鉄舟と兆民と梧陰と」『井上毅とその 一九九九年、二二頁、などよく引

用される。。

42中江篤介『中江兆民全集』一七、岩波書店、 一九八六年、二〇四 - 二〇五頁

43小関豊吉『南学と土佐の教育』高知県教育会、 一九三七年、一五〇頁、 経学併読の書に『伝集録』を加えたという。

4年同右、 同頁。

45国立国会図書館蔵、 紙名の変遷があり明治二四年八月一六日より名称が 「中央新聞」となる。

『禅海一

瀾

- 4 6 高 知 市 民図書館奥宮文庫、 受入番号、 全集慥斎著書五九 『慥斎先生日記十一』。
- 47島善高 「鉄舟と兆民と梧陰と」『井上毅とその周辺』木鐸社、二〇〇〇年、 一六六頁。
- 4∞同右一六○頁。
- 『飲醍醐』 (明治十一年八月三十一日御届) 著作人中教正今北洪川、 出版人静岡 縣士族妻木頼矩、 發兌書肆 江島喜兵衛 早
- 50前掲、 奥宮文庫、『慥斎先生日記十一』。

稲田大学中央図書館

(四階古書資料庫)

所蔵。

- 前掲、 高知市民図書館奥宮文庫、 全集慥斎著書、 受入番号四五 「慥斎先生俗簡録」、一〇二-一〇三葉
- 52同右、 一〇三葉
- 53麟祥院の摂心会は十七日間であったようで、

54中江篤介 『中江兆民全集』 別巻、岩波書店、一九八六年、

- 兆民は門外不出で参加したということ。
- 55島善高 「中江兆民と禅」『日本歴史』第六七〇号(三月号)、吉川弘文館、二〇〇四年、 三四 - 三六頁。

四八九頁

(明治三九年一月一日『立志独立進歩之友成功』八巻二号)。

- 56前掲、 飛鳥井雅道『中江兆民』、一三二頁。
- 57この点に関して、島善高氏は筆者と同じ指摘をしている。 即ち、 氏は前掲、 「鉄舟と兆民と梧陰と」(一七四―一 七六頁) にお
- いて、 梶田明宏の論文「西南戦争以前の言説状況 ―士族民権論をめぐる『気』の問題について―」(『書陵部紀要』第四十三号
- 平成三年三月)の中の兆民の 「リベルテーモラル」(「精神心思ノ自由」)を説明している中の一句 「浩然ノ一気」 は今北洪川の

第七則の公案から出ていると指摘している。

- 59鈴木大拙『今北洪川』、 58『孟子』上、岩波文庫、 春秋社、 一九六八年、一二二頁。 一九六三年、二一四頁(「第三編洪川老師伝」)。
- 60高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-五五 『輏廻紀行』 六月一八日条。
- 61小川原正道、 『大教院の研究』、 慶応義塾出版会、二〇〇四年、 一〇六頁

- 62松永昌三編『中江兆民評論集』岩波書店、一九九三年、一四頁。
- 63島善高氏は 年、 四七頁で、 「中江兆民の『自由』について」『法史学研究会報』第八号 兆民の「リベルテーモラル」には『孟子』や『碧巌録』 の影響があると指摘している。 [島田正郎先生米寿記念号]、 法史学研究会、二〇〇三
- 64劉岳兵 の関係について論じている。 「中江兆民の思想における儒学と自由主義との関係について」『兆民をひらく』光芒社、二〇〇一年、 では兆民と慥斎
- 65高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号五一「慥斎先生日記三」。
- 66前掲、 奥宮正治 口演「土佐に於ける王学の系統」 (『陽明学』 鉄華書院、 第三三号、 明 (治三〇年発行) 『自由党史』 上 岩波
- 68「故奥宮正由履歴書類

贈位申請時」(東京大学史料編纂所、

区

分特

?殊蒐、

請求記

号

維新史料引継

本 -

追加

0)

奥宮

正由略伝」。

67序章第三節第一項参照

文庫、

九五七年、

八八頁

- 69高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六-六七「同盟名簿」。
- 70島本昭訳・著 『島本仲道 「青天霹靂史」(大塩平八郎伝・ 口語訳)、 「夢 路の記」 (口語訳)』 アビアランス工房、二〇〇七年、
- -( <u>:</u> <u>:</u>
- 71高知市民図書館奥宮文庫、 Ш 、潤次郎であろう、 「秋南二生」は不明 受入番号七 - 三八 「敬簡斎日抄」。 文中の 「潤次」とは後に貴族院議員となり、 学者でもあった細
- 72高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-五. 「壬申日録并癸酉改曆日抄」 明 治五年四月一 日

条。

- 73このとき仲道は四十歳、慥斎は六十二歳。
- 切の衝に當たらしめ」とある。 『自由党史』 上 岩波文庫、 九五七年、 九二頁。 「板垣の去れる後ちは、 後藤象 一郎を顧問と為し、 島本仲道を推して一

▽□島本仲道 編集『青天霹靂』出版人 今泉巌、明治二〇年(一八八七)出版。

76前掲、 島本昭訳・著『島本仲道「青天霹靂史」(大塩平八郎伝・口語訳)、「夢路の記」(口語訳)』、 四四頁。

マァ慥斎と植木枝盛との関係は、 参照、 植木が明治七、 八年頃頻りに慥斎の講座に通い、 島善高「鉄舟と兆民と梧陰と」『井上毅とその周辺』木鐸社、二〇〇〇年、一七一 - 一七三頁 禅的な素養もあったことが書かれている。

78前掲、 「故奥宮正由履歴書類」(東京大学史料編纂所、 区分 特殊蒐、 請求記号 維新史料引継本 - 追加 - 二〇)

79島善高 二頁、 「奥宮慥斎日記」 にも記載がある。 明治時代の部(一) - 、『早稲田社会科学総合研究』、 第九巻三号、二〇〇九年三月二五日発行、

∞○野崎左文「坂崎紫瀾翁の伝」『新旧時代明治文化研究』十月号 前掲、 飛鳥井雅道 『中江兆民』(略年賦) 二六五 - 二六六頁。 (第三年・ 第九冊)、 福永書店、 九二七年一〇月、二〇頁。

子名簿の史料一

慥斎の弟

	ī
山田早苗	同
安井宇太郎	同
北岡剛次郎	同
野老山蓈五郎	仝
山本恕平	
池川修吉	仝
宮村克治	仝
北代俊吉	入門
	先年
吉 慥斎私塾	嘉平月初吉
名簿	同盟名簿
次丁巳	安政四歳次丁巳

十七正月廿二日 入門 入門午正月 十二同 十一月 先年 十一月 十二月 同 同 同 同 同 同 同 同 原 林清次郎 末松謙吉 下横目勝之助 門田為之助 伴劉太郎 美濃部右吉 福留健次 堀場官右衛門 弘田専吾 青木喜右衛門 中内清次 日根野直馬 中山覚一郎 前田祐之進 小阪象治 石川麟之助 左馬次 傳 平

樫井銘次郎

吉井茂市	吉井	
孫三郎	同	
淳次郎	同	
平兵(之力)衛	下横目	五月廿八日
刈谷恵迪	刈	
岡崎直次郎	岡	
笹村洞栄	笹	
/尔	氏原	
熊谷蘭次	熊公	
小畑孫次郎	小岬	
川潤次郎	下横目石川潤次郎	
坤三	乾	二月末
竹下源蔵	竹	
生駒内某	生	
野村栄蔵	野	同日
道弥		
<b>1</b> 1T	御供押	一月廿四日
井家竹馬	井	
遠藤定馬	遠	

	稲葉様内 木村寛六郎	鈴木茂助	野村栄蔵	刈谷谷恵	伊東仙三郎	増田八十之助殿内	紅呉録蔵	松原誠丞殿内	高橋懿三郎	天津秀之助	畠山庸蔵殿内	濱口愛丞	西田茂平	添矢銀次郎	後藤金 □ 殿内	同 同 弟吉次	嶋本審次郎	六月四日 北岡由五郎
吉松速之助	同厳吉	奥宮弁馬	小笠原謙吉	山中弼作	松木鎗吉	安並貞之進	小﨑方輔 武作	瀧本新蔵	□□銕四郎	澤田衛守	山本安太郎	森田象吉	北代忠吉	秋澤清吉	同宗助	同元助	同直助	下横目  民平
森本菊馬	甚五郎	足軽	時助	足軽	元治郎	成田百種	島村源六	岡村猪三郎	奥之郎	□□林屋之□	大野青三郎	本居夙之助	宮地熊太郎  □□□光三郎	武藤清八 箕浦猪之吉	同五市	坂本金次	前足軽権吉	浅井巡之助

				程記」、奥宮文庫七 - 三〇「帰程漫録」)。	に滞在している(奥宮文庫七‐二九「驛	二十五日から同五年十二月六日まで江戸	であり、慥斎は安政四年十	とあるのは安政五年(一八)注記に	が江戸帯在中のものである。表の墓を言れてせるか。それでは	ら世界の独と予想させるが、こうではなって、一覧斎系塾」とあり、 高矢におた		七「同盟名簿」)	出典(高知市民図書館奥宮文庫六 - 六十	宮崎辰吉	同 久馬治	日比虎作
一六日 北代生	一四日 北代生	一一日 都築生等	九月 四日 西姪	三〇日 岡村生	二〇日 都築生	十五日 西森姪	四日 西森姪	八月 二日 白石生	七月十九日 澤田生	十九日 淡中生	六月 一日 沢田·岡村二生	五月 二日 山本安生、石川生	明治元年		の弟子一覧(明治元~九年)	第六章の史料二 慥斎日記中
十八日 (東京着)	発つ)漾生	五月十五日 (船で東京に向って高知を	一七日(家に帰る)	十五日 岡林生	十四日 岡林生	四月 一日 亀谷生	本百郎、乙政甚五	三月 九日(高知西部地方巡回出発)島	明治三年	二三日 藤崎生	一三日 都生	九日 池内生	十月 二日 杉本生	二八日 西森	二一日 西森姪	一七日 田中生、都築生

一一日 宮崎生	八日 宮崎生	五日 小野生
一〇月一〇日 福留生	三日 林·福二生、小畑生	三日 漾生
二六日 島村生等、南部生	二日 板生	七月 一日 福留生、森本生、漾生
二五日 小野生	八月 一日 細川生	二五日 小野生
二三日 漾生	三〇日 吉永生、福留生	二三日杉本生、小野生
二〇日 小笠原生	二九日 小笠原楠弥太	二二日 長岡生
一七日 浅川・利岡生等	二七日 岡、堀	二一日 福留生
一四日酒井生	二六日 賀川生	二〇日 林生
五日 田中生	二五日 福留生	一五日 下国、鈴木
三日 漾生	二四日 小野生	一四日 長岡生
九月 二日 木村史生	一八日 名東生、杉本生、名東生	九日 長岡生
二一日 伊賀生	一六日 南部生、生田生	八日 長岡生、坂井、福留
一九日 小畑生、吉永生	一五日 名東才石	六月 二日 岩崎生
一六日 中江生	一四日 長岡生	二九日 高橋生
一三日 藤川生、伊賀	一三日 小野修一	二七日 岩崎介吉
一二日 藤川生	七日 福留、松岡	二四日 安彦、長岡生
一〇日 宮崎生、大村生	六日 細川、丸山	二二日 小野生、長岡生

二八日 伊藤生、濱田生	二二日 長岡生	二四日 竹内生
二六日 浅川、森川、濱田	二〇日 長岡、吉本	二三日 北代生等
二二日 濱田生	一九日 磯部生	二一日 吉永生、山根生
二一日 利岡生	一七日 長岡生、吉本生	一八日 穂積生
一三日 山本生	一六日 尾形、米川	一四日 長岡生
一一日 高橋・朝川二生	一四日 池生、青柳・高鞘	一三日 北代忠吉
六日 西尾生	一三日 松岡及多田生	一二日 宮崎生、長岡生
一月一日 小畑生	一二日 南部生	一一日 長岡生
明治四年	一一日 南部生	一〇日 北代生
一八日 岩崎生	八日 尾崎及福留	八日 福留·吉永等
一七日 岩崎生	六日 長岡生	閏一〇月六日 橋詰生
一五日 縫生	五日 北代生	二三日 福留生、宮崎生
一三日 小畑生	三日 北代生	二〇日 福留生
一一日 小畑生	一一月二日 長岡・北代二生	一八日 宮崎生、福留生
三日 宍戸・福留二子	生	一七日 宮崎生
一二月一日 伊賀生	二八日 北代・長岡両生、尾崎	一五日 杉本生
二四日 雨森	二五日 福留生、長岡生	一三日 宮崎生

九日 弘田、田中生	六日 小松生	三月 三日 小畑生、西養二	二九日 田中生	二八日 田中生	二〇日 伊藤、弘瀬、田中三生	一八日 丸岡生	一六日 西生、利岡・楠本等五人	一五日 楠本生、西養次	一〇日 浅川生	九日 西養次	八日 藤崎生	六日 山本生、濱中生	五日 横川生、宮地生	二日 宮地生	二月 一日 田中生、横川生	二九日 吉永生
六月 四日 弘田久助	四日 本山生	三日 木村生	五月 一日 利岡生	二五日 小畑生、丁野生	弘瀬生、小畑生	・ 二四日 浅川生、田中生・小松・	二二日 西姪	二一日 利岡生	一九日 吉良生	一四日 宮崎生	一一日 弘瀬、小松、本山生	三日 細木生	四月 一日 山本生	一八日 弘瀬、藤川、西、小松	一七日 高橋生	一六日 坂本・横山二生
九月 一日 弘瀬生、西尾生	二六日 弘瀬・小松二生	一六日藤崎・高橋二生	八月 七日 高橋、藤崎二生	二〇日 田中生	一五日 弘瀬・小松	等	一二日 宮地・淺川・広瀬・吉川生	七月 八日 宮地厳夫、吉川留七郎ら	二七日 吉川生	二四日 木村生	一六日 時助生	一四日 藤崎生	一二日 浅川生	一一日 藤崎生	七日中山生、山本生	五日(白石、漾生)

五日 西森及藤崎生	一一月 九日 弘田久助	三〇日 坂本生
六日 坂本五一	一〇日 宮崎生	明治五年
一〇日 池菅太郎	一五日 宮崎生	一月 二日 小松生、有澤・森本二生
一九日 福岡生等	二〇日 小松生	四日 淡中生
二〇日 池菅太郎	二一日 北岡儀之助	八日 淡中生
二四日 吉川富七郎	二三日 北岡生	二九日 淡中・坂本二生
二六日 酒井ら、高野生	二五日 宮崎辰吉	二月 二日 高橋新作
二七日 弘瀬、田中生	一二月 一日 漾生	三日 田中敬作
三〇日 高橋保造	七日 西岡生	四日 日比生、浅川生
一〇月一一日 藤崎生	九日 松村・山本ニ生	五日 本山生
一四日 八東	一一日 福富生	七日 淡中生
一七日 吉之助	一六日 漾生、小松生	八日 淡中生
一八日 弘田九助、濱田八束	一七日 松村生	一〇日 坂本生
二五日 安岡生	一八日 弘田久助	一三日 木村生、松野生
二七日 漾生七八名	二〇日 田村生、西養二	一四日 田中生
二八日 藤崎	一二月二一日 友野生	一七日 吉永生
二九日 西森姪	二五日 濱田八束	二一日 坂本生

七日 宮地生	四月 三日 宮地厳夫	二六日 長岡生	二二日 関ロ・村山・西杜姪ら	二一日 長岡生	二〇日 関口誠一	一七日 宮崎生	一六日 村山生	一三日 宮崎生	一〇日 伴・福留等	六日 池月生	五日 宮崎生、池月生	等	二日 申田生、西杜姪・杉本生	三月 一日 申田生	三〇日 西杜姪	二五日 小畑生
七月 七日 関口生	二五日 宮地生	二一日 西姪等	六月 三日 西姪	二三日 宮崎生、宮地厳夫	一二日 濱田八束	五月 五日 長岡生	二八日 近重生	二七日 吉本・南部二生	二四日 西姪・関口・田部生等	二一日 坂本・長岡二生、月池生	一八日 長岡謙吉	一七日 関口生	一六日 宮崎生、坂本惇輔	一五日 濱田八束	一一日 長岡氏	八日 西姪
一三日 岩崎・谷等	一一日 田部生	八日 井上琢馬	七日 戸原生	五日 宮地生	八月 四日 姪等	三〇日 川久保生	二八日 西姪	二七日 川久保生	二四日 西姪	二三日 関口生、朝川・久保生	馬	<ul><li>二二日 西森姪・関口等、井上琢</li></ul>	二一日 宮崎生、吉永良吉	二〇日 宮崎生、渋谷生	一六日 丹保生	一五日 宮地生

一二日 田部生   一二日 田部生   二月 四日   三二日 田和生   二二日 田和生   二二日 宮崎生   二二日 宮崎十二二日 宮崎十三世二年   三二日 田村   二二日 国村   三〇日   次崎生   二二日   三〇日   次崎生   二二日   三〇日   次崎生   三〇日   次崎生   三〇日   次崎   三〇日   元日   元日   元日   元日   元日   元日   元日	九月 一日 坂本生、木村生二〇日 坂崎生	二日 宮地生	二六日 西姪 二四日 濱田八東
一五日 田部生     一〇月一日 濱田生     二八日 坂崎属       一九日 村山生     五日 小畑生     六日 利岡式       一九日 村山生     九日 神原・利岡ら     一七日 宮崎生       二二日 田部生、弘田生、岩崎生     一一月 一日 副年     二八日 宮崎生       二二日 宮地生     二八日 彦地生     二八日 彦崎生       二九日 宮地生     二八日 一月 一日 弘田兼二     二二日 田村生、二二日 張師生       一六日 春時生     一八日 高崎生     二二日 田村生、二二日 田村生、二日 田村生、二日 田村田 田村工工日 田村工工工日 田村工工工日 田村工工工工日 田村工工工工日 田村工工工工日 田村工工工工工工日 田村工工工工工日 田村工工工工工工工工工工	日日		日   濱   田
一五日 田部生     二八日 村山生     二八日 宮崎生     二二日 田村生、六月一〇日 宮崎生     二二日 田村生、二二日 田村生、二二日 田村生、二二日 田村生、二二日 田村生、二二日 田村生、二二日 亜村生、二二日 亜村生、二二日 亜村生、二二日 亜村生、二二日 三崎生     二二日 亜村生、二二日 亜村生、二二日 亜村生、二二日 亜村生、二二日 亜村生、二二日 二日 二十日 三崎生     二二日 亜村生、二二日 三十日 北代正百日 二十日 二十日 三十日 三十日 三十日 三十日 三十日 三十日 三十日 三十日 三十日 三	日坂崎	日   濱   田	日森
四日 岩崎生       一四日 岩崎生       一口日 陽浦・宮地二生       七月一六日 島本司法         一四日 岩崎生       一四日 勝浦・宮地二生       七月一六日 島本司法         一四日 岩崎生       一四日 勝浦・宮地二生       二八日 松山生       二八日 高崎生         二十日 宮地生       二八日   一日   一日   一日   一日   一日   一日   一日	日	日利岡	日利岡
月 一日 荒尾生       一八月 一月 一日 弘田兼二       一八月 小日 村山生       一八月 小日 村山生       二月 四日 西森庭         一八日 村山生       五日 小畑生       六月 三日 国衛生       六月 三日 国衛生         二二日 宮地生       一二日 岡生       一八日 淡中生       一八日 谷・河本         二七日 宮地生       二八日 淡中生       一二日 国籍生         二七日 宮地生       二二日 田部・淡中・浦川・神       二三日 弘田生         三〇日 杉本生、宮地生       二八日 淡中生       二二日 田村生、         三〇日 杉本生、宮地生       二二日 田前・淡中・浦川・神       二三日 弘田生         三〇日 杉本生、宮地生       二五日 亜井生、         二二日 田村生、       二五日 亜井生、         二二日 田村生、       二二日 弘田生、		日勝浦	日岩崎
1 岩崎生       一〇月一日 岩崎生、渋谷生       二月四日 西森庭         1 日 部生、宮地生       一〇月一日 岩崎生、渋谷生       二月四日 西森庭         日 宮地生       一〇月一日 岩崎生、渋谷生       一〇月 四日 淡中新作       二二日 田村生、         日 宮地生       一〇月 田部・淡中・浦川・神       二二日 田村生、         日 宮地生       三〇日 田部・淡中・浦川・神       二二日 田村生、         日 宮地生       三〇日 田部・淡中・浦川・神       二二日 田村生、         日 宮地生       三〇日 田部・淡中・浦川・神       二二日 田村生、         日 杉本生、宮地生       三〇日 田部・淡中・浦川・神       二三日 弘田生	日	一日弘田	一日荒
宮地生       二月 四日       三三日       弘田生、渋谷生       二月 四日       西西廷         日部生、弘田生、岩崎生       九日       神原・利岡ら       二八日       六月一〇日       宮崎生         宮地・山本二生、川久保       一二日       田部生、弘田生、岩崎生       二八日       一七日       宮崎生         宮地・山本二生、川久保       一二日       田部生、渋谷生       二〇日       濱田生         宮地・山本二生、川久保       二八日       ※中生       二〇日       濱田生         宮地・山本二生、川久保       二二日       田村生、         田部生       二二日       田村生、         宮地・山本二生、川久保       二二日       田村生、         田部生       二二日       田村生、         田部生 <td>日</td> <td>原</td> <td>日杉本生、</td>	日	原	日杉本生、
生       二月 四月 四月 淡中生         日部生、弘田生、岩崎生       10月 四月 三崎生         宮地生       10月 四月 淡中新作         日部生、弘田生、岩崎生       10月 百日 岩崎生         宮地生       10月 百日 岩崎生         宮地・山本二生、川久保       10月 百日 岩崎生         宮地・山本二生、川久保       10月 百日 岩崎生         大月 四日 西森田田部生、治崎生       10日 宮崎生         大月 四日 西森田田部生、治崎生       10日 宮崎生         大月 四日 西森田田部生、治崎生       11日 田村生、         大月 四日 西森田田 西森田田部生、       11日 田村生、         大月 四日 西森田 西森田 田部生、       11日 田村生、         大月 四日 西森田 西森田 田村生、       11日 田村生、         大月 四日 西森田 西森田 田村生、       11日 田村生、         大月 四日 西森田 西森田 田村生、       11日 田村生、         大月 四日 西森田 田村生、       11日 田村生、         日本 日	弘田	田部・淡中・浦川・	日宮地
宮地・山本二生、川久保       一〇月一日 岩崎生、渋谷生       二月四日         宮地・山本二生、川久保       一〇月一日 岩崎生、渋谷生       二〇日         二日 四日       一〇日       一〇日         二日       一〇日       一〇日	田村生、	日淡	生
宮地生       一〇月一日 岡生       一〇月一日 岡生       一〇月一日 日 田部生、渋谷生       一〇月一日 日 日       一〇月一日 日 日       一〇月一日 日 日       一〇月一日 日 日       一〇月一日 日 日 日 日 日 日       一〇月一日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日		日宮地・山本二生、
日 田部生、弘田生、岩崎生       一〇月一日 岩崎生、渋谷生       二月四日         日 村山生       二月四日         日 村山生       二月四日         日 村山生       二月四日         本日       六月一〇日宮         大日       二月四日	日	日岡	
日 利岡兄弟       六月一〇日 宮崎生         日 村山生       二月 四日 ※中新作       二月 四日         日 岩崎生       一〇月一日 岩崎生、渋谷生       二月 四日	日	日神原・利岡	日田部生、弘田生、
日 村山生       五日 小畑生       二月 四日         日 田部生       一〇月一日 岩崎生、渋谷生       二月 四日	日		日利
日 田部生       二〇月一日 岩崎生、渋谷生       二月 四日	日	日小畑	日村
日 岩崎生 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	日	日	日田部
	四日	一日 岩崎生、	日

一六日 姪、林有造	一二日 池月生	六日 池月真澄、南部生	一一月四日 西姪	二六日 濱田生	二四日 福富生	二三日 坂崎生	一九日 岡村生ら四人、西姪	一五日 西姪	一〇月一日 西姪	二九日 西姪	二八日 西姪	一七日 坂崎生	一三日 坂崎生	七日 弘田生	四日 濱田八束、千葉生	三日弘田生
一四日 板垣氏	一一日 弘田生、濱田八束	一〇日 北代正臣	田八束	六日 村山・田内二生、森生、濱	三日 利岡武之	一月 二日 濱田八束、豊田生、西姪	明治七年	二六日 西姪	七日重松能通、西姪	六日 谷生、西姪	二生	一二月一日 西姪、田内生、萩原・村松	二八日 西姪	二七日 西姪	二四日 西姪、濱田八東	二〇日 林有造
二一日田内与西姪	一九日 坂崎生	一五日 沢田生	一二日 西姪	一一日 北代生	一〇日 北代正臣	九日 西姪、坂崎生、濱田八束	四日 西姪、濱田氏	二月 一日 仲生、重松生	三一日 西姪、岡本生、重松生	二九日 宮崎・西森姪等	二六日 萩原生	二二日 小堀生	二〇日 宮崎生、西姪	一九日 弘田生	一八日 田辺生、弘田生、西姪	一七日 西姪

尚巹、山本安太郎、坂崎耕	二一日 島本百郎、伊藤善平、藤崎	十七日 広瀬生、小松生	八月十六日(途中高知に寄る)	を発つ)	五月十一日(山陽山陰地方巡回の為東京	一八日 田内逸雄	一〇日 沢田生	四月 五日 沢田生	二六日 萩原生	二四日 小畑生、仲生	一三日 北代生	一一日 重松生	六日 田内生	三月 一日 弘田生、三田内生	二八日 伴生	二五生 河本生
二六日 坂崎生	一八日 遠藤医生、坂崎谷	一〇日 清水生	八日 浅井医生	二日 小山生	五月 一日 西岡生等	四月十六日 田内及田中生	三月二一日 濱田生、佐川·北添生	二月 二日 遠藤生	明治八年	六日 (帰京)	九月 二日 (東京へ向って高知を発つ)	二九日 小山生、島本百郎	二六日 島本生、堀内生等	二四日 西姪	二三日 田中生、西姪	芸
一一日 田中生	八日 田中生	八月 六日 廣田生	二六日 弘田生	二五日 谷生	二二日 坂上生	二一日 宮崎生	一二日 中尾生	一一日 弘田生	五日 弘田生	三日 上島生	七月 二日 安並生、高橋生	二九日 中島信行	二六日 澤田生	六日 中江生、高橋生	六月 一日 沢田生	三十日 沢田生

一三日 斎藤安通、田内逸雄	一月一日 弘瀬生	六日 高橋生
五月 四日 弘田生	明治九年	一〇月四日 高橋生
二十日 島田生	一八日 梅原生	二八日 広瀬生
三日 弘瀬生	野生	二六日 高橋生
四月 一日 高橋生	十六日 坂田・斎藤・岩崎生、丁	二一日 高橋生
二九日 谷生、宮崎生	七日 梅原・浅川二生	一四日 高橋・田内等、中尾生等
二七日 弘田兼次	十二月 一日 宮崎生	九日 田中生、西岡生
十六日 弘瀬生	三十日 木村生	六日 高橋安彦
一一日 北代忠臣	二三日 岩崎生、植松生	九月 一日 萩原生
三月 一日 宮崎生	二一日 鳥尾生、宮地生	三一日 武津生
一三日 尾崎生	一四日 高橋	二八日 田中生、武津生
二月 二日 高橋、川尻、田内等	一一月 九日 高橋生	二七日 田中生
二八日 髙橋、田内等	二五日 小山生	二二日 高橋保造
二二日 田内、高橋、鼈甲等	二二日 弘瀬生	一八日 高橋安彦
六日 浅川生	一二日 弘瀬生	十六日 野口生
五日 濱田生	一一日 武津生	一三日 椙本生
四日 中江生	八日 武津生	一二日 村山生

照	
,	

~ (一〇) [序章の注	の身
「奥宮慥斎日記」	出典(島善高
沢田生	三一日
安積医生	二六日
宮崎生	二五日
深尾生、宮崎生	1] 日
宮崎・高橋二生	一四日
北代生	1
深尾、末長、弘田	一 〇 目
中江・廣田二生	八日
弘田生、宮崎生	六日
中等	
弘田、中尾、千谷、	二日
弘田・宮崎生	十月 一日
千谷生	1]1]皿
弘田生	一 〇 田
弘田生等	九月 三日

# 第七章 奥宮慥斎と禅

#### はじめに

伝 いて捉え、慥斎がどのような勝れた人物に、 の寄書解読」および明治八、 Ŕ であり、青年期の見性体験から老年期に至るまで一貫して追求された。 九二)との出会いを齎し、 奥宮慥斎の考え 慥斎にとって神・儒・仏の中でも禅は特に重要な位置を占めることは明らかであろう。慥斎と禅に関しては、『近世禅林僧宝 (第一巻) 1には慥斎の略伝が載せられており、 (思想) は 神 • 慥斎が中心となり洪川を盟主として結成した両忘会が、 九年頃の慥斎の禅についての研究がある。 儒 仏が融合している。 禅をどのように学んだのかをたどる。そして、それが結局今北洪川(一八一六-一八 明治以降については島善高氏の「鉄舟と兆民と梧陰と」っにおいて、「両忘会 とりわけ慥斎における禅は、 本章ではそれらの研究を踏まえて、 晩年に至って精神の多くがそれに傾注されたことを見て 明治前期における在家仏教運動や居士禅の発 自由民権家にも影響を及ぼしたしたもの 慥斎の禅を生涯にお

## 第一節 修行と歴参

展に寄与していたことを示す。

### 第一項 大休和尚

慥斎は天保五年(一八三四)二十四歳のとき、 ある老和尚との交流によって省悟の経験をも持つに 至った。 以下にそのことを

振り返ってみよう。

であった。 義堂周信の出身地でもある。また初代藩主山内一豊は南化国師について禅学を修めており、 土佐は鎌倉時代に高名な禅僧夢窓疎石が、五台山下に吸江庵を建立した土地であり、五山文学の双璧といわれた禅僧 禅宗の寺院も少なくはなく、 明治初年の廃仏毀釈以前において高知の城下町とその付近 曹洞宗の真如寺 (現高知市地区) は山 内家の菩提 では、 絶 海 曹洞 津

学んで帰ってきたばかりであったので、 宗が三十八ヶ寺、 臨済宗が五ヶ寺存在したことが知られている4。 意気軒昂であり、 友人と学問について切磋琢磨し、 天保四年(一八三三) の頃、 禅寺にも行った。 慥斎は江戸で佐藤一 斎に就

より た。「(市川) 子文」と「陸象山先生集」を読んでいるとき「意思甚適」 れ、 0) 動させることに 「不快」であるばかりでなくおおいに 「怏々」として楽しまず、「一旦」 「窒礙」は 「意路情識」を断絶するものであった。 払子を払って「不為少動」であったという。 「雑稿抄録」 「絶峻」であり「子等小根劣機」 「和」して 5によれば、 「驚嘆」した。 「底」に消えた。「心胸」 慥斎は、 遂に「一老衲」を訪い は の為すところではなく、「不許借俗子」といわれ、その言に激して日夜咀嚼しようとしたが 「(碧巖) 友人と近くの「叢林」に行き、「経疏祖録」 「惑溺」 ある日「老衲」 録」 を増すような状態となり、 辞した後もさらに「胸裏黒窣」として「従前英邁」 は を 「軽快」となり、 「抛」うとしたが考え直して「老衲」 「禅録」を講ずることを請うた。 を訪い 「碧巌録 「疑惑」 V 「脱然」「失」するところあるが如くであった。 一書」を借りたとき、 何日も何ヶ月も経過して は を借りて読んだところ、「高明 「絶無」となった。 自分でも一々調べて研究したが に返した。 「老衲」 0) 日記天保五年 その時 個 から 「氣」 0) 「我祖門風」 Ŕ は消失した。 「大疑団」となっ 円融」 揶揄漫罵」 (一八三四 で人を感 「従前 「学人」 はもと ただ

十六日 雨 午 -後市 川子とともに象山 先生文集を読む 中 略 けふ頗る省悟あり、 頃来の一 大疑団忽然として打破し、 見性でせ

三月十六日条には

しを覚ふ、

胸

中初而郭然たり、

可喜々

こあり、疑団が氷解して省悟の経験を裏付けているような表現が見られる。

天保五年 慥斎は (一八三四) 三月一六日の経験は慥斎にとってたいへん大きく、 「三十歳之今而 追憶之」といっているようにこの一文は 距」 翌年、 つること 「聖学問要」(この時は 七、 八 年 0) 過 去 を語 「聖学端的」) たもの と題される であるが、

性 の本質に通じたのも、 って慥斎を導いたとも考えられる。 書を書いた。 .せしを覚ふ」といったが、ここに至ったのは 友人の市川 このような経験の延長線上にあったと考えられる。 (子文) この老衲については、 は慥斎の経験を「賛嘆」したが、この経験が慥斎の出発点であったのであり、 老衲」 その後友人と出向いて行ったことを記している部分がある。 との折衝が大きかったのであり、 先にも述べたように、 内容からするとこの老衲が意図をも 慥斎はこの経験を日 記 の中で「見 それ 神儒仏 は同

八日 (前 略) 未半ころ潮江の釈迦會に詣づ、 市川、 前島、 吉川三子與之、 大休師に逢う、 静黙にしてことは少し、 頗る禅

を得たる様子なり

年四月八日である。

なったとき悔み状を出しているのが見える。 八五四) 『近世禅林僧宝伝』 「老衲」とは真如寺の大休和尚であった。 、曹洞宗の寺院である。 五月十九日条に「十九日 第一 真如寺は潮江にあったので、 巻) 8 の (前略) 「奥宮慥斎居士伝」 今日大休先達て遷化の由に而 大休の生涯については不明であるが、 には この日記中 「初参叩大休和尚于土佐真如」とあり、 「潮江の釈迦會」とは真如寺で催されたものであろう。 悔状正行寺迄出ス 後年、 慥斎が四十四歳のとき日記、 (後略)」。とあり、 真如寺は山内家の菩提寺であ この和尚が亡く 嘉永七年(一 即ち、

天保六年 (一八三五) 慥斎は大休和尚との交流の中で「見性」といわれる経験を果たしたが、 の日記二月八日条にそのことを記している。 この頃はまだ儒学の仏教に対する優位性を信じていた。

仏氏 八日 の如 (前 上 略 一の第一 夜幸閑なれば市川子を訪う、 義などの比すべき類に非ざるを知得す、 ともに中庸の 首章をよむ、 中庸一 書本異端の真をみだるを慮りて、 近頃仏書最上の教を読により 聖学全功中 て、 益吾儒 0 0 理、 高大高明 微妙精

近似の異端真偽難解の者の為に作りしもの歟、 精微の密に悟入せんことを欲して不達一 を体認し出さゝる故に、 に到入せず、清虚一大の道体を一見して中庸精微の理に悟入せざるもの也、故に狂狷の見あるを不免、 神天地鬼神も逃るること不能ものを掲出て示明せり、 遂に虚寂に堕て用なし、 間、 故に其心微細にして稍狂見疎濶の心なきがことし、 作者不可臆指といへども聖人の徳を具するものに非しよりはこゝに及ぶまじ 中庸の一書蓋これ等の者の為に著せしものなり、 然るに其所謂異端なるもの皆豪傑竒偉の人にて、 然れども只兎角に中の天理 豈彼ノ釈迦達磨等の最上 其中釈迦等の仏は中庸 元聖学を志して神化

これは 分で 中 庸 が仏教より勝れていることを述べているものである。 また 「聖学問要」でも「一大要訣」を示した後、 最後の

然ルニ、

是レ吾聖門則チ初学入頭之地ニ在リ、

此

ヨリ以往、

尚、

多少無窮之層次有リ、

而シテ夫ノ釈氏二乗之徒、

見 性

ノ

(原漢文)

着ヲ以テ究竟ノ法ト為スノ比ニ如クニ非ザル也

は、 化 として釈氏二乗 0 この時まだ二十五歳であり、 断 :面として捉えられよう。 (仏教) より聖門 「見性」を経験したとはいえ、 (儒学) の方が勝 れていることを主張している。 限られた経験の中で主張していることは否めず、 後年はこのような主張は見ら 求道における深 れ な が、 慥斎

### 第二項 春日載陽

慥斎と禅を語る上において春日載陽 (寛平) との関係は重要である。 慥斎が四十四歳の時、 母と弥太郎「を伴った旅において とて別を告く、

頗る悪をなす

(後略)

業しており、 年(一八五四)十月二十五日の日記にはその様子が次のように記されている。 大坂に着いた時、 慥斎は載陽の 慥斎は二十年間手紙のやり取りをしてきた春日載陽との出会いを果たすことが出来た。 人物や見識について極めて高く評価しており、 談論風発置 少し長いが次に引用しよう。 く能わざる様子が窺えて興 載陽は大坂で医業を (味深 嘉 永七 開

別れん(と)して去る二忍ひす、 賓主ミな酔て眠につく、 す君か旅寓を訪へし、二十年来の久話、 0) 廿 愉快いふへからす、 て愈竒也、 ころ門たゝきて果然と来訪せり、 存していたいたおもしろけれと、 た喜ひ迎ふ、 五日 往復なとせしかと、 (前 実に予が所見に違はす見道明白、 略 こは備前の人にて医をもて業とし、 弥生12を拉して辞して春日寛平氏を訪ふ、 雖然、 輿中ニて詩つくりたりとて送別詩を示さる、 相見しハ今日はしめて也、 余ハはやく目さめて送られし詩の次韻なとす、 惘然、 刀を杖二してまた談話すること殆半時強、 病客雑踏且診病の客頗る多きよしなれハ、 飲命しあるししてかたみ二欣慕の情なと話す、 徹夜談せすんハ盡くへからすなと、 職趣高邁、 予か莫逆の友にて識見超邁頗る臭味を同しくせり、 当時は名たゝる大医となりたりとそ、 今人の比すへきなし、 尼ヶ崎丁一町今橋通り也、 四言数章、 日出後やうやう目さめたり、 輿夫弟子等とくより迎ニ来りて促かすに、 ねんごろにいゝかかはして別る 強いて辞しかへる、 頗る高古玄幽也、 磊落真率にして真に晉宋六朝の人ニ似たり 酔に乗して談話頗る熟し、 名刺通せしかハ、 二十年来の知己にて、 鶏啼燭跋を見る二いたりて 寛平云、 相見てまた呵々大笑し 談話晷を移 主人在宿にてい 診病了なは今夜必 詞鋒争出、 中 しばしば文書 略) 来 丑三つ 目 たい 弥出 撃道

および 寛平は通 このように春日載陽 『近世禅林僧宝伝』 称、 (寛平) (第一巻) との出会いに感激した慥斎であったが、 父春日蕙山は元池田藩士、 「春日頥居士伝」 15によれば、 致仕して大坂に移り、 彼は文化九年 春日載陽とは如何なる人物であろうか。 二八一二 医を業とした。 大坂生まれの医家で、 載陽はよく家業を継ぎ尼! 『大阪人物辞典』14 字は叔

んだ。 町 あった。 づ ところへ行ったが、 ね禅門の で開業、 その間 ある夜豁然として従来の疑団が氷解し、 頓悟を貴ぶことに疑問を持ち、 名声都下に広まった。 祥福寺の陽関 高津少林寺の匡道禅師に参ずるよう勧められ、 和 尚 文久元年 円 福寺の石応和尚に歴参した。 ある日友人の話を聞いて兵庫祥福寺象匏和尚に参じ、 (一八六一) 自己本来の 池田 面目を発見して象匏和尚に許された。 侯 の藩医の一人に迎えられる。 明治十九年 匡道のもとにあって孜々兀々、 (一八八六) 七十四歳で没している。 いつごろかは明らかでない 朝参暮請、 その後八幡円福寺 道を参究すること三十年に及 寝食を忘れるほどで 海 が、 Щ 和 つね 尚

和尚のもとで見性を果たし、 慥斎が初めて載陽と会った嘉永七年 さらに匡道禅師について修行に励んでいる頃であったと思われ (一八五四) は載陽は四十三歳、 慥斎とは一歳違いで殆ど年齢が変わらない。 る。 載 陽 は

帰る途中の事である。 この後、 載 陽が修行している禅の話題が出ることは自然であったろう。 慥斎は何回か江戸と土佐の間を往復しているが、 安政三年(一八五六)三月十九日条には 大坂を通る時には必ず載陽の所に寄っている。 次に示すの は、 慥斎が江戸 の勤めを終え、 二人の 母と共に土佐に 間の 会話には

十九 愈不窮 日昨夜寛平氏 云昨匡道和尚見訪 7折簡、 且見贈寒貝 憾不使子相見、 短 冊 等、 因 云 [見贈匡道題圓 請 乗閑来唔、 相 乃訪 喝一 春 幅 日 氏 匡道河内人、 談話移咎 (ぬ力)、 今住兵庫某寺、 主人嘗参 今知 禅、 識 機 也 鋒 (後略) 極 峻 愈出

と簡単にし 後に慥斎は匡道を訪問しているがこれは載陽の紹介によるものであろう。 ここで載陽は か言ってい ない 昨 が 日 匡 伝記によってその生涯を概観してみよう。 . 道 和 尚がせつ かく自分を訪問したのに、 慥斎に会わ 慥斎は匡道につい せ な か 0 . て た 0 「河内の人、 は 残念だ、 兵庫の某寺に住む 述べ てい るの

 $\mathcal{O}$ 

寺葬として行われた。

知

#### 匡道 意意

その数は数千人に上る。 跡継ぎとして抜擢され、 ば  $\mathcal{O}$ た妙心寺の第一  $\mathcal{O}$ 道は字、 に 葬儀をとり つけず勇猛精進し、 かりとなり、 天沢庵棠林に参ずる。 『近世禅林僧宝伝』 と居士から問われて、 要津軒と号した。 紫衣を賜った。 行い、 座にもなった。 自らに憤激して八幡円福寺海山の室に投じて修行をやり直した。 終わってから「先ほどの葬儀の中での一喝は、 十年余りで海山の印可を受けた。 (第三巻) 中でも嗣法の者は大株、 天保五年 師家として衆僧を指導し参禅入室を受けることとなった。 爾来、 十三歳の時少林寺の月叟について剃髪した。 通身汗流れて答えられず、 ある日隣の僧に隻手音声<sup>18</sup>を問われて答えられず、 「大坂府少林寺匡道禅師伝」 たびたび妙心寺の住持となり、 (一八三四) 二十七歳のとき少林寺の月叟が病気で帰寂した為、 喚応、 居士から口を極めて罵倒された21。 月舟、 弘化二年 17によれば、 九峰および載陽居士等であった。 管長を務め、 臨済四喝19の中のどの一喝で、わが娘をどこに引導したの (一八四五) 三十八歳の時、 十五歳から七年間伊予の行応に師事、 匡道は文化五年 齢八十八で示寂した。 少林寺から円福寺まで八里を毎日往復 また歴参の士であった不白居士という人 安政二年 (一八〇八) ここに至って匡道は (一八五五) 老齢となった祥福寺 葬儀は雪江。以来初めて妙心寺 衆を接化すること二十八 翌年少林寺の住持となり、 に生まれ、 勅命により 後再行脚 五内 0 |張り は慧潭、 /妙心寺 陽関に して美 一裂け 脇席 カュ 突 0 0) ま 匡

嘉永七年 八六一)までの間に高知と江戸の間を三回も往復している。 (一八五六)四月であった。 た安政三年(一八五六) に戻った。 この伝記を見るに匡道は傑出した禅僧と呼ぶにふさわしい人物であろう。 (一八五四)、 同 一八月には藩主の侍読に抜擢され、 弘敷役を命ぜられて母を伴い、 は、 次は安政四年(一八五七)八月江戸勤めを命ぜら 匡道が勅を奉じて妙心寺の住持となった翌年に当る。 同九月また江戸勤めを命ぜられ 途中大坂で載陽と邂逅した旅であり、 当時高知と江戸の間は徒歩で旅行すると一ヶ月余り ń 載陽が慥斎に匡道を紹介しようとして果たせな 同 た。 九月高知を出発し、 慥斎は嘉永七年 同 ○月高知を出 母と共に高知に戻っ (一八五四) 安政六年(一 発 高 知に戻っ から万延 八五九) たのは安政三年 かかる。 最 初が は 月

りである。

生、 あった。 きもある)。慥斎が匡道と会った記述は元治元年(一八六四)十二月二十四日の記事に見える。そこには「午後訪匡道禅師、 延二年(一八六一) 二月であった。この間、 是日有省」23とあり、 次に慥斎が匡道と会ったと確認出来るのは、 匡道に就いて自らを啓発している様子が窺える。 慥斎は大坂に来た時は必ず載陽のところへ寄っている(時には不在で会えなかったと 明治三年 (一八七〇) 十二月七、 この時は藩主に扈従して大坂に滞在していた時 八日である。 その両日の 日記は以下の 共淡 期

八 七 日 日 晴、 (前 略) 朝十字達兵庫 又訪匡道老衲、 碇 泊 欲換船、 談話移喚、 乃上陸宿本陣、 被命飯、 余請書一 訪匡 語、 道 禅衲 老衲 于平 云近来老懶不作字、 野 7村祥福· 寺、 時 行施 乃見贈嘗所書暮雲遠山 餓 鬼法 暫話辞 去、 則 且. 叮

晚鐘撞破丗年夢 依舊暮雲帰遠山、夜無事、酔眠早寝24

垂示、

余亦恍然若有省、

辞去将出門、

雛

僧打晚鐘

声

Þ

徹心骨、

忽得二句、

懶足為詩

遠山一 て欲しいと乞うたところ、 京から高知に帰る途中、 慥 斎は明治三年六月に明治政府の神祇官権大夫を拝命していた。 則」とは、 禅語で、 兵庫に上陸して匡道の居る祥福寺に七、 『碧巖録』 以 前に書いたという「暮雲遠山」という語の書を贈られ、 第二十則に 「龍牙西来意」25と題する公案があり、 八の両日に立ち寄ったのであった。 同年十一月末、 願いによって官を免ぜられ、 丁寧に解説までしてもらった。 それに対して雪竇重顕26が偈頌を付 八日に慥斎は 十二月初 語 め船 書い で東

堪対暮雲帰未合

ていて、その中に

対するに堪えたり、暮雲の帰って未だ合せざるに

遠山無限碧層々

遠山限り無し碧層々

なると (後略)

にとって手ごたえのある世界が開けたことを暗示するものである。結局、慥斎は友人春日載陽を通じて禅に傾倒するようになり、 鐘撞破す丗年夢 であり、 という句がある。 はこの詩の説明を聞いて何か気がついたところがあった。そして雛僧の打った鐘の音が「心骨に徹し」、出来た詩が上記引用の 「長い苦しい旅を終えて我が家に帰り、 行物』(下巻)によれば、 これは禅語としてよく知られた句であり、 舊を俵らし暮雲遠山に帰る」であった。 威儀も規範も忘れてドッカと安住する」。『境涯という意を詩に表したのだという。 この句は 「自己人格の完成という仏道修行の目的の一半を成し遂げた段階」 暮雲遠山の句の本来の意味と合致するかどうかは分から 夕暮れの空に雲が悠々と流れてゆく山々に対した感慨を詠 ない を表し、 たもの 焼

僧宝伝』 慥斎は後、 ( 第 晩年になって今北洪川に師事し参禅弁道に励むのであるが、その 巻) 「奥宮慥斎居士伝」 には独園との関係は記載されてないが、 前に相! 前 掲 国寺の荻野 加納彛軒 「奥宮慥斎、 独園との 関 (係が 暁峰兄弟事 きある。 『近 跡 世 機会がある度に匡道を訪問し教えを受けていたことは確かである。

れば

京都 く其学力あるもの、 夜更深けて去るに、 相 国 寺 (萬年山) 奥宮慥斎の如きは稀なり、十余年前、 羽  $\mathcal{O}$ 一つででは、
一般の脱して途に落ちしを知らず、 独園禅師 は、 客と偶 々陽明の学に及ぶや、 土佐の高知城東薊野に留錫せし時、 家に帰りたることあり、 日く儒学の徒にして我が室に参ずる者多し、 精修一たび此に至り始めて道を語るべき 慥斎日として来らざるはな 然れども能

あ とあるが、 る。 独 園 羽織が落ちても気がつかなかったことなど、 .が相国寺の住持となったのは慶応三年(一八六七) 慥斎の のことであるから29、 工夫の真剣さが窺える挿話であるが、 それ以降であるに相違ない い つのことなの が、 明 カコ 治三年以 は 不 崩

0 降 価していたことは、 院 時、 0 (後略)」という記事が見える。 日 記記に どのような用件で会いに行ったかは不明であるが、 独園の名が出てくるのは一ヶ所だけで、 後に著した『近世禅林僧宝伝』 独園は明治五年四月上京し、 第一 明治五年五月二十三日条に「念三 巻) 独園と慥斎とは浅からぬ関係があり、 に山岡鉄舟などと並んで、 教導職権少教正に補され、 ( 前 慥斎の伝記を入れていることによって明 略) 五月には大教正となっている。。。 拉宮地 独 園が慥斎の 厳夫、 訪 禅的 独 園 '境涯を高く評 禅 師 於芝金池

# 第二節 今北洪川との出会い

5

かである。

### 第一項 静坐説

よう。 おける静坐の仕方を示して、 職歴三十数年、 文部省出仕を補せられ中書記となるが間もなく辞し、 あたる。 森姪」と題する一文がある。「西森姪」とは慥斎の妹猪佐の長男、 当たらない。ここでは、 これまで慥斎が春日載陽や大休、 慥斎は高忠憲32の七規説33がよいとして 慥斎の 多くの後進を世に送り、 日記の中では 慥斎がどのように静坐工夫をしていたかについて見ておこう。それについては奥宮文庫に 静坐を薦めている。 「西森姪」 匡 道 その功績は大であったという。 または 独園などの 「西姪」としてよく登場する。 慥斎においては儒学と禅が不可分であることが窺がえるのでその一 高知県中学校 人物に禅を学んだことを見たが、 西森真太郎(鉄研)(一八四七-一九一八)であり、 (追手前高校)、 その西森鉄研の求めに応じて、 『高知県人名事典』 海南私塾分校、 日記を見ても坐禅をしたという記述 31によれば、 県立海南学校などに勤 慥斎はこの一 西 [森は明 静 部を紹介し 文で儒学に 慥 坐説 斎 治七 0 甥 示 が 年 見 教 西

常明、 其説 H 無所適而已、 復七者、 取大易七日来復之義也、 志無所適 精神自然凝復、 凡 応物 不待安排34、 稍疲、 即当 静定七日以 勿著方所、 済、 勿思効験、 先入室炷香趺 初入静者、 坐 凡 不知摂持之法、 静 坐 之法、 喚 醒 惟体貼 心 卓然

不得解衣、 賢切要之言、 欲睡則乍醒即 自有入処、 起、 静坐三日、 至七日則精神充溢、 必臻妙境、 四五日後尤宜警策、 諸疾不作矣。 食芹而美、 勿令懶散、 敢告同志36 飯後必徐行百歩、 不可多食、 酒肉致昏濁、 臥

とし、 を深めていたと考えられる。 いることは、 れ た時期は、 最後に 自らも実践していたということである。 「噫姪果能成七 森姪が青年期のことであるとすれば、 日 功課必有効験矣、 予将俟刮目汝再挙問 慥斎はこのような実践を通して、 明治維新前後であろう。 也 として西森姪に期待を寄せてい 慥斎はこのように七日間の静坐を真太郎 二十代の見性の経験を基にして更に心境 る。 こ の 一 文が書か に薦めて

# 第二項 慥斎の地方巡回と今北洪川

再度訪問した時の日記には 縣、 と記している。 には伊藤老人という人物に洪川の著書 中で今北洪川と出合ったことは慥斎にとって大きな出来事であった。。。 瀾ヲ上梓センコトヲ勧」めたのであった。 教部省大録であった慥斎は明治七年、 北條縣、 小 慥斎はこれを読んでその内容を高く評価したのであろう。 ,田縣、 愛媛縣、 「午後偶然中教院ニ至ル、 Щ [口縣、 『禅海 同省の方針に従って同年五月十一日東京を出発し、 濱田縣」) 洪川は後にこのことを振り返って「祭奥宮慥斎居士文」に記している⁴。 瀾 37 を巡回 を示されて「義山、 永興寺今北洪川等二、三名ノ僧侶 指導し、 途中高知に寄って同年九月六日東京に戻っ 慥斎は同年六月一 越溪等数名の序跋アリ、 同十八日には洪川が慥斎を訪問した時、 ニ遭フ、 四日に山口中教院で指導し、 第四大学区 儒生ノ為ニ著セシ 暫話晷ヲ移ス」とあり (「廣島縣、 た 3 8 8 慥 モノト見 鳥取縣、 斎 翌 十 五 その は 同 六日 禅 旅 島 海

原稿ヲ鄂ス、 (慥斎と -筆者 居士始メテ禅意ノ窺ヒ易カラザルヲ知 注 山 僧⁴™防之山口ニ会ス、 皆禅意ヲ質問 ル也、 懇二 ス、 速 山 カニ拙著ヲ上木シテ、 僧 亦親ク客舎ヲ訪問 ス、 天下ニ公行センコトヲ 共 = 道 短話ヲ打 ス、 乃 勧 チ 禅 4 海 熱望 瀾

に列せられ43、

明治九年

「官許」として山口県から出版されている⁴⁴。

二見ハル、且曰ク、我幸ニ教部考証課ニ在リ、帰東後切ニ周旋ス<sup>42</sup>

この 「禅 海 瀾 は文久二年 (一八六二) 洪川が岩国藩主吉川経幹に献じたものであり、 慥斎の推薦によって『教部省 准 刻書目』

月、 別れを告げ、 善来について修行を成就せよ」と言われ、 れ うに厳しく、 呈した所、 言われるのみであった。 この時から出家の志を抱き、 として研究すること五年、 関に学ぶこと五 虚舟という。 ったが、二十五歳の時、 経典日下の燈46、 ここで慥斎と最も関わりの深い禅僧、 志願を認められて剃髪受戒し、 天保十三年 気力を振り絞 罵倒されて打ちのめされた。 京都相国寺に上った。 洪川は呈すべき言なく、 摂津福島郷の人。 十九歳のとき折衷学を唱えて大坂の中之洲に塾を開いた。 って打坐、 也太奇、 八四二)二十七歳のときであった。 ある時、 相国寺の大拙和尚は接化に際して険峻で鬼大拙の名があることを聞き、 ある日、 父母はこれを憂いて、 也太奇」と連叫したという。 文化十三年 (一八一六) 前後裁断して暁板も耳に入らず工夫三昧に入り、 「竹影掃堦塵不動、 大拙和尚に師資の礼をとり、「隻手音声」の公案を授かった。 守拙という安名を頂いた。 孟子浩然の章を講じたとき大声を出して言った。「孟子は浩然を説き、 進むに進めず退くに退けず、 燈下に涙を呑んで、 今北洪川の略歴を述べよう。 儀山のもとで刻苦勉励し三十八歳のとき終に法の淵源を尽くした。 田中氏の娘を妻に迎えさせた。 月穿潭底水無痕」という句を聞いて省する所があったので、 七月十日生まれ。 三十二歳のとき大拙和 大拙和尚は四句誓願⁴っを奉じて、 道が開けず宿世の罪業の深いことを懺悔した。 それから怠ることなく朝参暮請したが、 進退窮まり憔悴して斃れる寸前であった。 『蒼龍窟年譜』 九歳のとき福泉仙桂に学び、 学ぶ者常に三十名を下らなかったというが、 豁然として真眼が開 尚 から、 しかし、 45によれば、 老齢により 志は変わらず鬱々として楽しまなか さらに修行を継続するよう注意さ 妻や父母、 孜々兀々刻苦精励すること三ヶ 今北洪川 け 「これか ただ 十四歳のときから た。 我は浩然を行う」と。 眷属、 喜び 師の は、 「徹底の分なし」と 安政六年 6 ある時深夜禅堂に は 0) 扱い 入室して所見を 諱 を宗 あ 門人を集めて 源 ま は 仇 〇八五 敵 藤 号を 儀 沢東 孜 百

明 洪川は教部省の教導職に任命され大講義となり、 九 て世情は 治七年六月中教院で洪川に会ったのはこの頃であっ 四十 .騒然としてその混乱は寺をも巻きこんだが、 应 . 歳のとき請に応じて周防岩国の永興寺に住 明治六年 た。 洪川 į 三年後 その Щ は僧堂を定め、 .口中教院において天龍大教正から教導取締職を委任され 後明治八年円覚寺の 『禅海 寺の 瀾 請いに応じて経典を講じ衆僧を指導した。 を著し藩主吉川公に献じた。 住持となり、 多数の雲衲 幕末から明治 居 ± を鍛錬 た。 この に 斎が か け

### 第三節 両忘会

二十五年(一八九二)

七十七歳で示寂した。

### 第一項 設立の経緯

洪川 上り、 三日教部省は、 設置したのが された。 条実美は教部省に 雑誌が発行されるなど、 島 は三条の教則を批判し、 く三度四度と手厚く要請し、 地は帰朝し、 教部省が推進してきた神仏合同の大教宣布は、 がは明 六月には 治八年四月十四 各宗はそれぞれ大中小の教院を設け、 「東京十山総黌」49であった。 神道各宗管長へ神仏各宗合同布教の差止めを命じ、 本願寺や教部省また政府筋に再三再四、 『碧巌録』 「神佛各宗合併教院相立 「所謂敬神トハ教也、 欧化思想が鼓吹されたのと相俟って、 日山口中教院におい を 開 講 į Щ 懇願の署名まで差し出した。 七月十山総黌は湯島麟祥院に移っ 布教候儀、 て、 愛国トハ政也」として政教を混同するものとして建白書を提出した。 初めは芝金地院に置かれ、 三条の教則を奉じて布教することとなった。 東京十山総黌大教師選任の命を受けた。 明 治五年十二月外遊中の 被差止候條自今各自可致布教 神仏合同 政府は次第に政教分離へと傾き、 洪川 布教の不合理、 各自教院を設け布教させることとした。 は最終的に決意受諾 た。 後に湯島麟祥院に移った50。 真宗僧侶、 鎌倉円覚寺長老ら 政教分離 此旨教導職 島 地黙雷の その後同年五月上京して芝の金地院に Ĺ この政府の措置によって、 信教の自 教 は 部省 建 洪川を本山の住持として迎える ついに明治八年四月三十日、 可 白によって |相達候事」48と達し 0 由を説い 『蒼龍窟年譜』に 任命を経て、 併せて大教院 批判さ た。 この 明治六年 れ 臨済宗が 年 こよれば、 月二十 五.月 黙雷 解散 明 七 六

に洪川はそのことを

八日初めて円覚寺に入山した。これより暫く洪川は円覚寺と「総黌」を往復して両方を指導した。 その頃の総黌の生徒は約百余

名、参禅の居士は約三十名であったという51。

ことであった52。その日の慥斎の日記には 慥斎が今北洪川のもとに通うようになったきっかけは、 「廿七日 (前略) 明治八年八月二十七日伊達自得の所 夜訪自得、 遇洪川師」53とある。 先に示した「祭奥宮慥斎居士文」 訪問したときに洪川と再会した

山僧東上、 宗黌を掌る、 夜居士 (慥斎 筆者注) と伊達自得居士の寓居に邂逅し、 禅談頗る熟す、 二居士此 れより遂に意

と記し、慥斎は次のように決意を示し、洪川はそれに応じたという

を参学に決し、

始めて吾が禅に入る。

ことを肯はず、焉んぞ能く卓爾として立つ所有ることを知らんや、 山僧を以て盟主と為し、 の誠を投ずるの至情を知る、 則ち到るところに師を求め友を募り力を殫し、思ひを精しくすと雖も、 蓋し居士の東脩を行ふや、 よりは、 奚んぞ以外に求めん、 心を参禅に傾けて、 始めて両忘社会を設け、 我れもし和尚に遇はずんば幾んど一生を空しくせんと、遂に(伊達―筆者注)自得居士と相議り、 要言して曰く、 乃ち授くるに兜卒の三関を以てす、之を久しふして頗る得る所有り、 躯の斃るるを待つに如かざるなり。 我れ嘗つて東西に奔走す、 大いに吾が化門を助く54 願はくは人情を挟まず、 馬齢已に晩暮におよび、 唯だ其の究むるところの者は、 多くは記誦詞章に流れて、 厳正に予を摂せられよと、 寧ろ精神を無益の伎に費やさん 日く、 未だ自から深く道に造る 主として心術に在 道果たして此に在 山僧其

同

十一月二十日

付け正治宛書簡には

「両忘社中も次第に人員加り、

山岡

太郎ナド参社甚愉快ニ

候」

59とあり、

山岡鉄

舟が

加したことを喜んで報じてい

に和歌禅道という新たな道を創始し、 月十六日に第三回の会合が開かれるといふようにして、 和歌禅道と名づける一堂を営み、 両忘会に参加 斎は伊達自得 と記している。 に二、三の同志を集めて、 会は同年十月二十一日に行われた55。 した形跡が見られない。 (伊達千広) とともに「両忘会を設け」(上記文中) とあるが、 このように慥斎は不退転の決意を示し、 和歌を語り、 十月二十一日を以ってこの新禅堂に第一回の講義を開講した。 両忘会には加わらなかったと考えられる。 高瀬重雄著『伊達千広』によれば、 日記同日条に 禅道を説くところの会合を開き始めたのであった。 「会者凡十人許」とあり、 会はかさねられて行った」56とある。 洪川 、はその志を高く評価して接得した。 「(伊達千広は) 両忘会の発会の寄せ書きなどを見ても、 参禅居士約三十名の 明治九年六月の頃から、 (中略) ここに於いて千広は、 自得は自らの学識と禅の経験を基 爾来十一月六日に第一 慥斎の日記によれば両忘会の 部と考えてよいだろう。 その深 伊達自! 新たに + 得 発

分かる。 とあり、 提唱を聞く会であろう。 川を訪問してい こで成された。 我等近来頻二、 洪川 は明治八年六月一 この後結成される両忘会は慥斎が この頃から慥斎は頻繁に碧巌録の提唱を聴きに行ってい る。 慥斎は、 永興寺洪川於湯島麟祥院、 そして同九月二十一 先の正治宛書簡に 日から芝金地院で碧巌録 日記によれば明治八年八月二十七日の伊達自得邸における洪川との再会の後、 日にはその麟祥院で碧巌録の提唱を聴いている。 「老後之思出ニ参禅且育英を志し候、 「碧巌会」に参加している最中に同志を集めた会であることが分かる。 碧巌提唱有之、 の提唱 (講義) 通聴 る。 を始めた。 一六朝也」58とあり、 日記中よく 銕垒 総黌は七月から 同志ナキヲ嘆息ス、洪川社中に一、ニアル 「碧巌会」と記されているのは、 一と六のつく日に提唱が行われたことが 同十月一 湯島麟祥 日 付正治57宛慥斎 院に移っ 同九月十六日 たの 両忘会発足 この碧巌録 で、  $\mathcal{O}$ 麟 祥院に洪 講 ノミ 座 には はそ

月二十一 両忘会が開 旦 二月二十一日、 かれたのは 慥 三月二十一日、 斎の 日記60によれば、 四月十六日、 明 治八 五月二十一日であり。こ、 年十月二十一日以 降、 加えて六月十八日条に 月二十 月 十二月 <u>十</u> 「赴湯島 月 明 終日雅興 治 年

れているので不明である。

とあり、 月十七日 は また十一月十二日条にも .書簡から両忘会が予定されていたことが分かる 62°。 「赴湯島、 終日遊」 とあるので、 十一月十二日以降については自筆日記が同 それらの Ħ も両忘会が開かれたと考えられる。 十一 月二十四日で途 付 け 加 えて九

## 第二項 両忘会の参加者

尾得庵、 明 十年」 る、 内逸雄 を巧みに使用し、 Щ れぞれの文について見ると、 てみると、 閑人 治九 飲醍醐」 [岡鉄 「飲 島善高氏 「飲 『飲醍醐』 年当時 醍 《醍醐』 舟、 と書かれていることから、 (不詳)、 (透関)、 醐 済門文幢、 と題された洪川の二十編の詩偈を集めたものである(第七章の史料参照)。 後者には妻木頼矩、 0 高 の年齢 橋泥 に とほぼ[ 和綴じ 両忘会寄書解読」 書かれている判明 中江兆民、 下段には鉄哉 両忘会の会員の為に禅道を説いたものである。 舟、 高橋泥舟、 同様の 本 (数え年) 今北洪川 <sup>64</sup>は両忘会を記念する今北洪川の著作として、 0) 洪 前 洪川の詩偈に対する評が書かれている ĴΠ を書き加えてみると、 大沼枕山、 奥宮慥斎、 者は後者に若干修正が加えら (不詳)、 0) 63によれば、 この小冊子は和綴じ本 奥宮慥斎、 した人物 詩二十 田内逸雄 ·編とその評を載せた小冊子が存在する。 中江兆民の評が欠けている。 棚橋松村、 (不詳 水月道者 「両忘会寄書」にはそれぞれ参加者の名前と短い や疑問の (透関)、 今北洪川 小野 (未詳)、 - 『飲醍 者を 湖山、 奥宮暁峰 れたものであることが分かる。 除い 醐 妻木頼矩 (六十一 またこれは、 大内青戀、 . て の校正原稿だったのではないかと考えられる。 (存斎) 同、 歳)、 また両者にある奥宮暁峰 を纏めると、 (棲碧)、 妻木頼矩によって明治十一年に出版された。 史料参照)。 妻木頼矩 山岡鉄舟 の名前がある。 始めに山岡鉄舟の書が付されていて後半には、 『飲醍醐』 中段には、 洪川も含めて両忘会参 即ち、 (棲碧)、 奥宮文庫には 四十一 لح それに後者小冊子の 陶 これが発足当初の 誠節 歳)、 隅淵明の 漢詩が書かれている。 「蒼龍老師 大沼枕山、 (存斎)、 前田田 高橋泥舟 「蒼龍老師近稿」 「飲酒二十首」 誠 近 田 奥宮暁峰 節 加 I 内 逸 雄 稿 か、 者 四十二 参加者であろう。 を詳 には 最終頁に 「両忘会寄書 中 上段に (透関) に倣って |歳)、 発足 細に比 (存斎)、 江 6 5 と !兆民、 題 のそ 明 は 較 は 田 鳥 治

八歳)、 小弥太 中江兆民 棚 (得庵) (三十歳)、済門文幢 (三十歳)となる。 橋松村 (五十歳)、 小野湖山 (五十三歳)、 (六十三歳)、大内青巒 (三十二歳)、大沼枕山 奥宮慥斎 (六十六歳)、 妻木頼矩 (棲碧) (五十二歳)、 (五十九歳)、 田内逸雄 奥宮暁峰 (透関) (三十一歳)、 (存斎) (五十

庵)、 斎) が多いことである。  $\mathcal{O}$ る この参加者を見て気がついたことを挙げてみると、第一 漢詩人もいること。 (後述 は慥斎の弟であり、 大内青巒は在家仏教を世の中に広めることについて大きな力があった。 251 頁参照)。 山岡鉄舟、 これによっても参加者の中心は慥斎であることが知られよう。 第四は在家者ばかりでなく済門文憧のような僧も参加していたことである。 田内逸雄 高橋泥舟、 (透関) 鳥尾小弥太 (得庵)、大内青巒、 は慥斎の次女鶴の夫、 は慥斎に深く関係している人物が多いということである。 中江兆民は漢学の弟子であり、 中江兆民らである。このうち山岡鉄舟、 第三は、 第二は、 全員が詩文をよくする教養人であり、 社会的に大きな影響を与えた人物 小野湖山は以前からの友人であ 鳥尾小弥太(得 奥宮暁 峰 専門 存

## 第三項 「両忘社会約」

奥宮文庫に 「両忘社会約」 "eという一文があり、これによってある程度両忘会の内容を知ることが出来る。

#### 両忘社会約

兀 以充其費、 而立会約法日、 傾者與同志結社於麟祥院精舎、 交修互証以質之、 日 請新入社者、 除之外不許増 不許談論江湖塵俗、 時或詩歌文章、 必告盟主、 物、 紹介社友中以許入社、 三日是会元以真率為主、 会者若干人、淄縣選海崙鴻、 以言志、 及官途栄辱辺警機事也、 時或琴碁書画寄興、 蓋避俗客雜沓破雅興 故不煩賓主相献酬及送迎之礼、 二日席間唯設飯 命 或商確古今、 日両忘社、 也 以洪川 品題風月、 因予定其会約云 鉢 酒 和尚碧巌提唱之余暇推為盟主、 **壜蔬菓三盆**、 或疾病事故不能会者、 唯随意之所適、 各醵暖席銭拾貳 以為蓋半日 亦不須謝告也 述各 I間娯焉、 銭 所見、 五厘

たは草稿) 社会約」 慥 斎は両忘社が発会する前日明治八年十月二十日 と書いている。 であっても慥斎の書いたものあることは間違いないであろう。 この 「両忘社会約」 は書写したものであるが、 の日記に「草両忘社会規」 どちらのもの と書き、 また翌月の (十月二十日または十一月二十日 同 十一月二十日条にも の写しま 草

明 教新誌」 第二〇九号 (明治八年十二月八日刊行) <sup>67</sup>に両忘社会約が載せられている<sup>68</sup>

#### 両 妄 社会約

 $\bigcirc$ 

同 旦 真率為主、 為発会、 傾者与同 縦横各随 以 公請益. 志 饑則 皆日、 意 食、 時或詩歌以言志、 志結社会於湯嶋麟祥精舎、 故疾病事故不必告謝、 渴則飲不必煩賓主獻酬礼也、 而 不許談市 既有社名不可無社約、 □ ( ■ カ 時或書画以 塵俗及官府機密也、 三旦 緇素潮海雑焉、 寄興、 □ 於力 唯設飯 五. 是立定条約、 Ħ 時或商確古今、 鉢酒 若夫古今人物嘉言懿行、 請入社者、 命日両忘社、 **壜蔬核三盆、**  $\exists$ 先必介社友告盟主以結盟 品 会以毎月念一 題 風月以為娯、 適以洪川 各醵二十九銭以充暖席銭、 以資道義之談則 和尚碧巌録提唱之余、 日午前第九時為期、 唯 意所適、 不許衆賓喧雑破雅興 不 不必設題目 在 此限也、 此外不許増 推為盟主、 不必卜夜也、 也 約 成、 以 也、 蚏 各述其所見所修 二旦、 物一 又申訂之以告 治 六 八年第十月 旦 銭 是会以 也 言 兀

治八年第十一月二十一日

明

奥宮正由 識

れ 後者の原案であったことが分かる。 これを見ると先の 修正を加えて後者が同十一月二十日に書かれ、 「両忘社会約」 (奥宮文庫) 恐らく前者は慥斎によって は、 改変されてこの 翌日承認されたものであろう。 (明 「両忘社会約」 治八年) 十月二十日に書かれ、 (『明教新誌』) となっていることから、 同二十 日 (T) 発会日に協 前 者は

れ、 うなことも決められていた。 主獻酬礼也」とあるように 摘していることは69、 たことが窺がわれよう。よって当然、 を中心とする参禅問法を前提とした同参同志の会であったことである。 歌」をやりとりをしたり たであろうことが推測される。「言論縦横各随意」は原案 島善高氏は、 「両忘社会約」(『明教新誌』)を見て気がついたことを述べてみよう。まず、 洪川が この会の中でもそのことが話題となったことを示唆している。 『飲醍醐二十首』の第九首目で「『民権』という政治思想を、 書画」 「賓主」 第二には、 を楽しむことなどが中心であったと思われるが、 の平等を強調したのであった。 当時盛んになりつつあった自由民権思想などもテーマになったであろうことは充分考えら 「各述其所見所修」 (奥宮文庫) や「六日、 には入っていないことから、 言論縦横各随意」とあるように真剣な言論が活発に行われ また入社の際は 「是会以真率為主」と書かれている通り、 第一に挙げられることは、この両忘会は、「詩 第三は 禅の教説から 「先必介社友、 四日、 協議の結果総員の意思であっ 理解しようとしている」と指 饑則食、 告盟主以結盟」というよ 渇則飲、 不必煩賓 洪川

# 第四項 両忘会参加者の人々

参加者の各人物について紹介しよう(このうち山岡鉄舟、 鳥尾小弥太 〈得庵〉、 大内青巒の三名については次節で扱う)。

中 斎の日記には明治八年十一月二十日に弟が高知から東京に出てきて、 とが書かれているで。 に登場ずる。 録 奥宮暁峰 となっていることから内務省に奉職するため上京したものであろう。 (正路、 略歴は、 存斎、 序章第二項慥斎の家族、 奥宮文庫 禮 卯之助、 「正路履歴」 右之助) 『には八年十月二十七日、 参照。 (一八一九一八九三) 晩年は高知に住み、 翌日同二十一日弟を連れて碧巌会および両忘会に行ったこ は慥斎の弟であり、 「依願免出仕 温恭の人柄が尊敬され、 (高知縣十四等)」、 慥斎の日記には 書家として一家をなした。 九年三月七日「任内務 「礼弟」として頻繁 慥

と婚を成したのは明治八年であったマ³。この慥斎の次女鶴も洪川に参禅し とから洪川 対する評には勢いがあり Ļ 等)、 田内逸雄 同七月文部省 同八年六月元老院 でもとで見性を経験しているに相違なく、 (透関) (史生准席)、 (一八四六-不詳) 「予嘗得喫老師家醍醐 (十四等) 同八月同 出仕となり、 は愛媛縣士族、 (十四等) 滴、 同十年には依願により出仕を免ぜられているで2° 出仕などを経て明治六年二月正 「透関」 弘化三年 滋味満口不能忘、 は安名または道号であろう。 (一八四六) 転喫転甘、 「慧鶴」の号を送られ禅林では有名であったというでも 生ま れ、 請有志者亦親就而喫之可矣」 院 明治四年六月大学 (地理誌写生)、 透関は慥斎の 田内の 同七年八月地理 信頼篤く、 (訳局写字専務) 洪 ĴΠ と書いて 0 慥 飲 斎 0 醍 寮 に出仕 いるこ 醐 次 (等外 女鶴 に

あ えうう。 中江兆民 『飲醍醐』 (一八四七-一九○一)は、この頃慥斎の (和綴じ本) に洪川の 飲醍醐」 に対する各人の評の最後に兆民のもの 居所に出入りしていたので両忘会に参加したのも、 が あるの で紹介しよう。 慥斎の影響によるも

烈醇妙味横溢、 醍 醐 上乗之真味、 佩服之余、 親在老師手裡、 聊贅小語耳、 而世之人不及染指焉、 若夫字句之巧妙、 遺憾矣哉、 諸君子已有高評、 余也 i 雖 嘗 酔 余又何言 其 醇 濃 却 不自 知 焉、 令蒙老師之指 居士中江篤輔 拝 摘 識 始 知

導されつつ何らかの所得があったことが示されている。 を見ると、 江 第六章第五 していたことは も出入り 篤助日詰切也 76、 兆民の心境は洪川 節 修行は頑張っていたようであった。 第 |項(2)で、 層は 大隅春吉、 っきりした。 明 弘田兼二モ来参、 ての認めるまでには至っていなかったのではない 治 九年五月二十 しか ĩ 九日 田内逸雄は 受公案段々洋学生ニ波及せしも一 この詩のうち 付、 長男正 慥 「両忘会寄書」 斎の次女鶴が 治 宛 「令蒙老師之指 慥斎書簡に にも名を連ねており、 连道号 カ (安名) 摘 過日 (兆民については第六章第五節第 笑 始 を授けられって 知烈醇 来 又々於湯島摂 両忘会に参加し、 妙 とあるように兆民は、 /味横 浜溢 兆民が とあることから 心 有之 没授け 熱心に洪川 中 られ 項 略 慥 および 洪 斎 昨 に参 Ш 0 日 に指 所 中

六章末「日記中慥斎の弟子一覧(明治元~九年)」参照)

および る。 に推さる」とあり、 出 (横山は小野 て梁川星巌に学び、 小野湖山 それには慥斎が二人の弟子 『近江人物誌』。こによれば、 (一八一四-一九一〇) については、 湖 山の以前の姓)とあり、慥斎とは旧知の間柄であったことが分かる。 当 嶄然頭角を表わす。 「時名のある漢詩人であったことが分かる。 (北代生と西村生) 近江の人、 豊橋藩に仕え、 詩人、 安政五年 と春の散策に出かけた様子が書かれていて、 漢学者 権少参事兼藩黌督学であった。 (一八五八) に慥斎によって書かれた一 (折衷学) 本姓は横山、 小野湖山は『近世漢学者伝記著作大事典』79 後小野と改める。 また、「大沼枕山 「訪横山湖山於玉池、 文「紀遊」 父は吉田 鱸松塘と明治三詩 『の藩儒、 の中に名前があ 談話移晷\_ 江戸に

十歳の時父が歿したことにより、 と交遊した。 大沼枕山 (一八一八二一八九八) 下谷御徒士町に下谷吟社を設け、 母とともに尾張に移住し、 も小野湖山と並んで有名な漢詩人であり、 多くの勝れた人物が集まったという。 十八歳の時、 江戸に戻り菊池五山に入門し、 『日本人名大辞典』によれば、 梁川星巌や小 江戸下谷の生ま 野湖 Щ

会に参加したのは隠棲後である。 ある時再三恭順を説き、 所槍術教授となり、文久三年従五位伊勢守に叙される。 髙橋泥舟 (一八三五-一九〇三) 将軍に随従して水戸に行った。 は槍術家として知られ、 明治四年静岡藩大属席となるも、 慶応二年新設遊撃隊の頭取となる。 鉄舟の義兄である。 泥舟翁略伝」 廃藩置県以降職を辞し退隠する。 明治元年将軍慶喜帰東し、 81によれば、 二十二歳にして講武 寛永寺に 両忘

妻木棲碧 (頼矩) (一八二五-一八九一) は 日 本人名大辞 典 によれば幕府旗本であった。 父小源 太が罪なくして貶黜される

や慨然、 洪川 なる。 乃 醍 願 老板倉静勝は頼矩に長州藩と交渉させようとしたが、 翻詩 上梓以便参学之徒云 翁に就いて禅を学んだ。その後大目付に任ぜられる。 同五年三月官を辞し、 許可を取り 篇 昌平黌に入り学に勤め、 老師在東京時所作、 『飲醍醐』 横浜毎日新聞の主筆に挙げられ、 戊 を纏めて出版した。 寅 居士等頻乞鐫之、 (晩秋 秀才の名を檀にする。 頼矩再識」。 妻木は 師不許、 妻木の尽力があってこの本が出版されたことが分かる。 事成らず、 明治二年静岡藩少参事となり、 嘉永四 「飲醍 客秋師晦跡於相之鹿山、 同七年十二月文部省附属書記の嘱託となる。 年学問 醐 幕吏の疑いを受けた。これより世事を絶ち武蔵野長徳寺の (和綴じ本) 所教授方から始まり、 の末尾にその経過を次のように書いている。 余公務余暇、 後大参事、 文久二年には目付に任ぜられ 訪師於鹿山蒼龍窟 同四年七月名古屋県大参事と 慥斎の死と前後して、 住 閣

った。 を娶り一子を挙げる。 失明する。二十六、 によれば、 棚 橋松村 医者は読書を厳禁したが、 松村は美濃国山県郡出身、 (大作) (一八二七-一八九三) 七歳の時大阪に出て、 維新後東京に出て中村敬字、 本人は従わず、 天資英邁にして書を好み、 は盲目の詩文家であった。 広瀬旭荘に就いて詩学を研鑽する。 曰く「肉眼の明を減ずと雖も心眼の明を増すに若かんや」と。 杉浦重剛、 長三州らと詩文の交流に虚日なしであったとい 最も誌賦を嗜んだ。 両忘会においては異色の存在である。 後、 郷に帰って子女を教えて僅かに生を営む。 十七歳の時、 目を患って盲目になりそうだ 『大日本人名辞書』 二十五歳にして 妻

家したりと、 が掲載されていることによっても知られよう。 くを嗜みぬ。 松村が当時 「もと旭翁と同門なりしさきの円覚寺今北洪川老師」 の雑誌 曽て旭翁より 『天則』 名のある漢詩人であったことは、 もと旭翁 には訃報が載せられ、 (広 △瀬旭荘-聞きたりたることあり 筆者注) 同雑誌の同九月十七日発行 と同門なりしさきの円覚寺今北洪川 その 死去した明治二十六年五月二十五日から間もない L が、 棚橋大作翁略伝」 ひと年東京に於て、 という意味は洪川 によれば (第六編第三号) £ 偶然奇遇し 老師 時広瀬旭荘の門に往来したことがあるというこ ~ 翁 は 棚 から三回に渡って 爾 橋松村 慷慨家なりしが年二十六を以て発心出 来贈答往 同六月十七日発行 -筆者注) 来を絶たず」 「棚橋大作翁略 僧に接し ( 第 悟道 五. 編 を 第 聞

る

は考えられないであろう。 橋泥舟)であることによっても見出される。 駆けつけ、ご所望によって洋刀を献上した経緯などを、  $\mathcal{O}$ き関係にあった。 あった。 とであり84、 中にあることによって明らかであろう。6。 また、 その同門の両人が偶然東京で再会したということである。よって松村が両忘会に参加したのは直接洪川との 先に挙げた それは、 松村および夫人の棚橋絢子®5、 「棚橋大作翁略伝」 このような松村の鉄舟、 鉄舟と松村との関係は、 には山岡鉄舟との関係が全く触れられていない 後に記した 長男の一郎の墓は、 「鉄舟居士遺物護皇 泥舟との密接な関係は共に洪川に参じた、 明治十一年の竹橋騒動の時、 鉄舟の多くの門人たちと並んで鉄舟創建の全生庵 洋刀記」 が、 8 鉄舟がいち早く天皇のもとに 松村は鉄舟の は松村の撰 門下とも 両忘会を抜きに (書いたの 関係で いうべ は高

職にあること二十余年、 会に参加したのは海禅寺の住持であった時である。。。 美濃瑞竜寺天沢僧堂にて雪潭紹璞に参じ、 日開堂式を行なった際の参加者にも海禅敬冲 ったことが知られる。 済門文幢 (一八二四-一 その後海禅寺に退居して示寂した。 性毫邁にして、博学多技、 九〇五) は洪川 を除けば唯 侍すること前後十余年雪潭の印可を得る。 (済門文幢) 詩文和歌をよくし、 明治十二年天沢僧堂の師家となり、 0) 僧である。 0) 『蒼龍窟年譜』明治八年の項に洪川が円覚寺の 名前があることから、 『近世禅林僧宝伝』や 書画も巧みであったという。十五歳で出家、二十歳の この頃 安政六年には江戸海禅寺に住山した。 同十七年には東福寺管長となる。 『禅学大辞典』 文幢は洪川に親炙していたと思われ を見れば 住持となり、 勝 れ . た 禅 十二月八 その 嵵 両忘 僧

## 第四節 在家仏教への影響

## 第一項 在家仏教運動の嚆矢

両忘会には鳥尾小弥太 (得庵)、 大内青戀、 山岡鉄 (舟などの人物が参加していたことによって、 洪 川を含むこれら 0) 人物との

係が在家仏教運動を含む仏教振興に影響を与えたことを以下に述べよう。

条には 禅師 び 11 両忘会発足 証 斎の日記明治八年四月二十二日条に 所は仏法の禅門に在りと信し、 を看破し、 対する所見を求められ、 であったという。 て工夫を尽し、 しらず」でありそれを解決することであった。 (中略) . う。 年には中将にまで昇進した。 個 鳥尾小弥太 「明道協会要領解説」。。によってその経歴をたどってみよう。 に証 中 得庵は洪川 猶 「赴碧巌録提唱、 一歳の時 その年の冬に至り、 未確、 無前無後の大道を明了すへけれと思ひ定めたり。」と考えるに至り、 (同年十月二十一日) 師 (得庵) 其間此 日 から奇兵隊に入り、 恰如蚊子牛角、 洪川に参ずるに至った経過については、 独園に参じ、 事の為めに身命を捨て、 子 (一八四七-一九〇五) 師 与鳥尾小弥太、 の言を聴き寒毛を生ずと。 ( 洪 川 客と対話の序で、 始めて洪川禅師に謁す。」とあり、 維新後、 間 精神の大転換が起こったのであった。 以前から既に親しい関係があったと見るべきであろう。 君 筆者注) 戊辰戦争では参謀として奥州に転戦し、 「訪自得邂逅、 滴洪川 望月某亦来、 世の中が落ち着くと「自心」 大に賞嘆して曰く、 は長州出 水、 十日廿日間も不眠にして恍惚として夢中の如く、工夫裏に堕在せしこと度々なり」 得庵の工夫は徹底していて、「二十三歳より二十九歳まで読書を廃 己か言声に即し脱然として桶の底の抜けたる様に見徹し了せり。 寝耳濺来覚不覚93、 (中略) 鳥尾、 高橋生追予跡来会、 身、 富永氏」 「伊達自得翁は禅理に通せし人なれは、 軍 爾後は看経照心を旨とし、 人、 卿は是れ吾門の一 得庵は十二歳の時父に従って江戸へ出て江川太郎左衛門に学 洪川との間を取り持ったのは伊達自得であった。 政 91とあり伊達自得の居宅で会っている。 公治家、 に疑問を感じるようになり 午後辞帰、 この経験が後の活動の 席上禅話最入佳境、 在家仏教の布教者であった。 明治三年 「先つ不思議の第 宿覚なりと。 是日欲共遊向島、 事 (二十四歳) 理の 得庵は洪川に謁し、 予席上賦一 原点になったことは疑いな 致を修し 而して余猶所見未た明了ならす、 毎々其説話を聞き、 ーは、 「吾こそは何とかして此不思 には兵部省に 以天陰止」 自心で自心の 「得庵先生年 絶、 漸 また同九月二十六日 く深密に至」 呈鳥尾先生92、 隻手音声の公案に 94とあるので、 出仕し 慥斎とは、 我か求 譜 万事放擲し 何物たるを 之を独園 た。 むる およ 明 洪 欲 治

り、 本国教大道 なっているであろう。 協会には 善道を行ずるの 川に参じたのは両忘会が開催されていた明治八、 も受けていた101。 して護国 が主催する『明 高瀬重雄氏は 社の前身的存在となったところに、 山岡鉄舟、 仏法、 外は 教新誌』 安心立命、 「仏教苦境時に於けるその擁護をめざしたところにも、 支援者は他にもいたが、 一事なきことを明らめぬ」 明道協会は、 大内青巒、 は 四恩などを骨子としてい明治十七年一月、 明 道協会録事」 今北洪川が関わっている。 明治十年代の 明道協会にとってこの三名の協力は大きく、 の欄をつくり継続的に記事を載せている。 歴史的な意義が見出されると言へよう」 として四恩、 九年頃のことであろう。そしてその後 「所謂西洋文明摂取が急速に行わるゝ時期」 十善道を重視した。 鉄舟は副会長となり。8、 明道協会 また一つの特殊な地位を占むるもので また (護国協会を改名) 青巒は庶務幹事に名を連ねてい 「此護国 103と位置づけてい 洪川は碧巌録の提唱もし、 「今三十七歳にして仏法は これには両忘会で培わ 102に設立、 日の義は・ 人々 を設立した97。 . О 展 一大事な (開さ あ れ た関 入室参 れた運動で 兀 ]恩を報 ϰ . る。。。。。。 係 が基 0 後 褝 明 0 1 0 0 青 道 +

玉 ることはなく、 0 得庵は明治二十一年には山 が精神 : は 神 儒仏の三 慥斎が生きていればその協力を惜しまなかったであろう。 二道也」 として神 岡鉄舟、 河合清丸らとともに日本国教大道社を設立、 儒 仏 教一 致を唱えた。 明道協会や日本国教大道社の その設立趣意には 精 神 は基本的に 国教は国 慥 0) 斎の考えと変 精 神 な 我

幅 居士として在家主義の仏教を主張し、 漢学を学び、 但 辞 炭い 木土佐に養育された。 大内青巒 活動を行 『国史大辞典』 (一八四五-一 仏教研究に志し禅を原坦山に、 仏教思想普及のため 九一八) 六歳の時水戸に赴いて曹洞宗の僧照庵に投じ出家した。 『禅学大辞典』 は仏教思想家として大きな足跡を残 社会福祉活動にも従事した。 尚和会、 仏典講読を福田行誠に学んだ。 106によれば、 和敬会を起こし、 青巒は、 また尊王奉仏大同団を結成した。 明 治八年仏教新聞 弘化 Ļ 活動は多岐に亘り、 後、 一年仙台に生まれ幼少にして父母を失い、 本願寺法主大谷光尊の侍講となっ 後、 明 師照庵に従って江戸に赴き、 教新誌』 著書は多数に登る。『日 を 0 発行し、 いで曹洞宗扶宗会を起し 啓蒙思想家として 大槻磐 仙 以来還俗 本人名大 台藩士 一溪に

年には東洋大学の学長となった。

そこで大衆教化の為、 『洞上在家修証 「義」を草し、 曹洞宗在家教化の標準を確立したことは今日にも影響を及ぼすも のであ 晚

二神道ヲ以テ宗教トス 事。 題 戀 斎 は 籍 付けで意見を求めているものである1080 社 ことを示している。三では政治と宗教の定義をし、 えていたかもし に始まる。」 `証課に在籍していたので上司 きであるということを提案している。 は、 の主張と同じである109° 東京に帰った同年九月六日以降であろう。 この史料は、  $\mathcal{O}$ 名の示す 青巒が、 それぞれを要約すると、 主張 大内青巒」 明治八年 に慥 通り神官と僧侶の管理を別にし、 両忘会に参加した時には、 107として、 斎が関心をもったことは事実であるように思われる。 となっている。 れない。 「神仏混淆改正之議」 (一八七五) ハ皇室ノ瑕瑾タル事、 さらに昭和十二年に結制された和敬会の 慥斎の日記には青巒の記述は見当たらないが、 この 一では神道非宗教論を説き、 五月二十六日に青巒が主唱者となり すべて慥斎が書き写したもの の求めに応じて検討するために書写したのかもしれない 書類が という題で青巒が提出した建白書に対して、 既に通仏教主 この 何 故奥宮文庫に 建白書の 三政 建白書の神道非宗教論 神官の管理を式部寮にし、 この建白書の内容は次の五項目に分かれている。 教一 政教一致は誤りであるとした。 末尾は 義 致ナルヘカラサル事、 の立 残されてい 二ではもし神道を宗教となせば、 場 「明治七年六月十七日 物から仏 である。 活動に言及している。 嶋 るかとい 地黙雷、 [教結社] ここに両忘会発足以前 明治七年六月は慥斎は西 信教の自 僧侶の管理は全くなくすか、 両忘会設立以前に慥斎と青巒の関係を示す史料がある。 運動 兀 う理由を考えてみ 渥美契縁の協力を得て結制された尚 を始 由 宗教ハ民 四では信教の自由を説き、 左院が教部省大少丞に 政教一 熊谷縣下 めて 青巒は いた。 ノ帰嚮ニ任スへキ事、 致は誤りであるという内容は、 慥斎と青巒の接点が 矛盾が甚だしくなり皇室を瑕つける 武蔵国児玉郡本庄宿平民諸井興久附 れば、 建 玉 両忘会も在家仏教 池 白 地 神道ハ決シテ宗旨ニ非サル 田 英俊  $\mathcal{O}$ 方巡回中であり、 お論は、 慥斎は 太政官中に 氏 「明治七年六月廿七日」 は ともかくとして、 明 五では結論として、 「最も 治 五神官僧侶管 百和会の 七 教 運 あったのでは 年 部 動 早 書写 寮を 当 0 V 時 結 仏 設ける つと 殆ど慥 したの 教 社 教 理 部 活 0) 結

11

か

す

善 お 忘会が単 1戒の いて、 と得庵の密接な関係は両忘会が何らかの役割を果したであろうと考えても間違いではあるまい もつ意味 青巒は先に述べたように得庵の なる私的 青巒と両忘会との関係おいて、 な集まりではなく、 大内青巒や雲照を通して慈雲尊者の法語とその思想に接 開かれた会であったことを示している点におい 明道教会」 青巒が、 先に述べ に協力し、 た 『明教新誌』 得庵は、 四恩十善戒を重視してその に慥斎の書いた そのなかで知っ て重要である。 「両忘社会約」 たのであ 運動を推進した。 また、 る を載せたことは 青巒と得 1112とすれば 庵 「得庵 関 係 は 両

助に、 を学ぶ、 道場を経営し、 越叟に会ったことが端緒であっ 全生庵の した揮毫はおびただしい数にのぼり、 辞したが、 宮内大丞、 よく知られている。 れば、 天龍寺 自是無刀の一 山 岡 各宗の慈善事業に各宗寺院の 鉄舟 猶 建立も皆こうして出来たもので、 滴 玉 泰寺 水 十年八月宮内大書記官となり、 宮内省御用掛を命じられた112。 (一八三六一八八八) 刀流正伝を極めんと欲し、 剣禅 復興につい 流 相州鎌倉円覚寺洪川の五和尚に参じ、 を開」 明治維新後 如の立場に立って多くの弟子を養成し、 113いたという。 ては、 た。 明 明治五年六月には十年間の約で天皇の側近に仕えることとなり、 は剣 復興に、 翌年春 治十一 小倉鉄樹は 浅利義明に随学数十年、 褝 禅においては 年 例を挙げたら枚挙にいとまがない」 + 此の 剣においては ·鉄舟が天皇に扈従して越後高岡に行った時 越叟は鉄舟を東京に訪 書の達人として名高 年十二月には皇后宮亮を兼ね、 腕一 「師匠は一生貧に甘んじて居られたが、 本で寄進された金額は莫大なものである」とし、 終に天龍寺滴水和尚 「武州芝村長徳寺願 「久須美閑適斎に真影流を学び、 深い感化を及ぼした。 明治十三年三月三十日、 い国泰寺の また、 の印可 翁 江 再興 115としている。 戸 十四年五月宮内少 豆州沢地村龍沢寺星定、 無 を得たり」 を諮 血. また、 開城に当たって重要な役割を果したことは 0 た。 玉 社会公益事業に、 元祖 後井上清虎の門に入り、 泰寺 入木道五十二世を継い 114という。 鉄 これら三つの寺院に  $\dot{o}$ 刀 輔となった。 舟はこれを壮とし、 斎の 六年五月宮内少丞、 名刹たるを聞き訪 「国泰寺や鉄舟寺 所謂夢 鉄 京 舟は 都 教育事業に、 相 想 十五年六月これ 公務 国 剣 、だ鉄舟、 寺 0 北 墨蹟 問  $\mathcal{O}$ 独 極 して住 いて付る 0 傍 遠 処を得 辰 災 0 復 が 年 寄 刀流 寄進 興 厄 同 嵯 剣

峨

年越叟は鉄舟と諮り隣地を購入した際、 先に挙げた、 が再興に着手して名を鉄舟寺と改め、 である。 全生庵とした。 たい志を懐いていることを越叟に告げた。 0 を以て賛助を誓い、 (信行)、 縁で建立されたものであった。 元は補陀洛山久能寺といって由緒ある寺であったが、 北代瀛洲 鳥尾得庵の明道教会には副会長となって協力し、 この年、 屏風千二百隻、 (正臣)、 官許を得て、 鳥尾小弥太 明治十三年越叟が鉄舟を訪ねた時、 其 越叟が 八他半切 京都妙心寺の今川貞山を招じて開山とした118。 この地が鎌倉建長寺開山蘭渓道隆草創という全生庵の (得庵) 両者は相携えて調べさが 住職となり、 額 面 と共に勧進帳に名を連 等 臨 時 の揮毫は数えきれないくらいであったという116。 全生庵第一世となった117。 また、 維新の廃仏毀釈で長らく廃寺となっていた。 ï 洪川が明治十四年に禅堂再建を発願した時には 鉄舟は、 谷中の 一ね発起人となって推進した119。 国泰寺 維新の際、 末派 この他、 また、 国事に殉ずる者の為に、 の廃院を有縁の地と定めた。 駿 旧址であつことが分かり、 在家仏教運 河の鉄舟寺 このように鉄舟は 動に も鉄: また、 明治十六年 つい 舟 全生庵 が て鉄 再 寺 明 を建立、 中 から鉄舟 興 -島長城 舟 寺 治 ŧ た寺 号を 十六 越叟

たのはこの両忘会に参加した時からであろう。 君 舟に画を所望したことが書かれている。 『近世禅林僧宝伝』 120 宰官身而入余禅社、 参得古徳諸訛因縁」 0 「山岡鉄舟居士伝」には洪川 121としているので、 慥 斎の日記に鉄舟が現れるの との関係が詳しく書かれてない 「禅社」 は一 とは両忘禅社と考えられるから、 箇所あり、 が、 明 『蒼龍広録』 治九年二月二十一 (巻三) 鉄舟が 日条には慥 で洪川 洪 Ш に は 斎が 山

尚

院の復興、

創 建、

在家仏教運動にも力を尽くした。

鉄

鉄舟が両忘会に参加したことは後にまで影響を持ったことになるのである。 前とは考えられず、そうだとすれば明治 以上見てきたように鉄舟、 得庵、 洪川の 八 関係は緊密で強力なも 九年  $\mathcal{O}$ 慥斎が主催した両忘会であったことはほぼ Ō が あった。 その 関 係 0 初め は、 間 違 い 洪 な Ш いと思わ が 東京に と来た明 れる。 よって、 治

#### 第二項 慥斎の心境と家族

句 度程二実二苦行いたし候事は年来無之」 を から十月にかけて発熱 陽 と二人の意気軒昂なところを報告してい 斎 と婢静は 鶴 るように、 長男正治宛 7 治宛書簡には、 れ に 日 再開 タビ此況味ヲ不知 には も明治九年一月十日付、 の夫田内逸夫、 「是非 ここで先に『蒼龍広録』 慥斎が洪 善応老和尚アリ、 と所懐を述べ 自 解が許されているところが見られ、 分は 「お鶴修行上ル」とあって、 特に熱心で、 また、 この頃、 「学解邪魔ニなり愧入申候」 ័ 慥 から隻手音声の公案を授 回透過セサレ 自身が真剣に工夫している様子を 斎書簡 <u>+</u> 弟暁峰である。 **| 欣然益難眠** 三男謙之を除いて、 月 試 慥斎日記明治八年十一 には 腹 生涯之楽ヲ不知、 二何 二日には 正治宛書簡で「お鶴などは大 墳 で慥斎は、 痛 「例之参禅騒キ大流行、 ハ弗措ト老腕ヲ扼申候呵 一而モー 下痢など病気が悪化したが、 夜十一 慥斎日記、 であったという。 次男健吉は提唱を聴きに来ていたし、 公案ヲ授リ参得シ 並 かっ と伝えている。 同年一 る。 家族中が 時になっても寝られず、 であるが Þ 生テモ無益 ならぬ決意をもって洪川に参じたが、 たの 月三十日条には 一方慥斎の方は、 明治八年十月二十六日条には 月十日付、 は、 禅の修行を始めたのであっ 「一、二則は了得」 「近来ハ 内一 翌日洪川 両忘会の始まる前、 々々」 也如何 また同 所見ヲ呈、 家ハ渾而禅客のみ只理屈ヲ云、 誰ニも出会不申候、 正治宛書簡には、 発 中 だを訪問 その後回復し、 と決意の程を語っている。 | 々々」 「二女阿鶴、 一書簡におい 日  $\wedge$ 臨済録を読み 記明治九年一 とまで言い切っている。 入室ヲいたし可申候、 L 感心也、 とある程度自身 前 夜のことを談じてい 明治八年十月三日であった122。 て、 婢静被授公案、 次女鶴は修行を始めのであった。 「命車、 た。 十月十八日には お鶴や静が公案を透過しているようであることに 静も余程丈夫になりトホカミ125などは付一 唯々洪川師· 長崎に赴任してい 月八日条には 「若有所省、 即ち、 その心境の変化はどうであっ 至湯島提唱会、 を覗かせている。 日記によれば、 次女鶴、 不入モ 必別格進歩アルモノ也」 皆豁然有所省、 参禅のみニ そして自分は幸い る。 得 呈 閲 六十 ノハ謙之123一人ノミ」 長女兼、 、 た 正 | 所解、 さらに、 臨 健吉已在」 五年為底事、 済 而 治にも禅の また、 録 慥斎は明治九年九月下旬 洪川肯之」 高齢で 婢静、 明 可 余事無之候 喜々 有省」 治九年一 家族の中でも次女鶴 とあり、 たの 「洪川老漢」 体力は 依然聴 修行を薦め 次男健 月二十日 として、 とあ と記して工夫 かを見てみよ とあり、 月 中 同二 相当衰え 法 <sup>1</sup>24 とあ 九 笑候 日 無依 略) 付 「男児 を得 洪川 崎 今 正 慥

 $\mathcal{O}$ ていたにも拘らず十一月五 最後の力を振り絞った真剣さを見る思いがする126。 月 八 日 十二日、 二十日と頻繁に湯島碧巌会 (十二日は両忘会であろう) に赴いていることは慥

## 第三項 居士禅の繁栄

どの人物は慥斎と関係が 寺 慥 じ隊員であった佐佐木高行や長岡謙吉と慥斎は親しい間柄であったので、 河野雲窩については不詳。 透関は田 八人の禅子の名が連ねてある」129という。 集会闔集名簿』  $\mathcal{O}$ 士 (正臣) 祐 .斎の日記に名前が散見されるので130慥斎とは親しい関係があったとみるべきであろう。 の執事は嘆願書を大教院に出 は円覚寺僧堂の隣の正伝庵の擇木園を居士林として参禅した」128。 『蒼龍窟 『円覚寺史』 長く勤めることを欲せず、 - 總妻テイがあり、 内透関 は古くからの慥斎の弟子である131。 年 -譜 は更に、 の居士籍には鉄舟、 (逸雄)、 127によれば、 居士禅会の発展を :あり、円覚寺の居士禅会は両忘会、 栖碧は妻木栖碧 以下三百四十六名を数へら 中島長城については慥斎の日記に一箇所130出てくるのに加えて、 į 洪 書を京都の二、 長城、 ĴΠ 洪川の黌長職を解き円覚寺に帰住出来るよう要請していた。 は 明 治十年 (頼矩)、宝岑は川尻宝岑である。 雲窩、 鉄舟は山岡鉄舟、 「蒼龍窟会上居士禅子名刺」 川尻宝岑 三の教正に送って辞意を固くしていた。 九月三日 瀛洲、 れる」 は、 透関、 およびその周辺の慥斎に関係した人物が中心であったことが分か 大教院で告別 とし<sup>133</sup>、 洪川の居士身の嗣法者であり、 長城は中島長城 栖碧、 宝岑、 また、 そして『円覚寺史』 0) (正続僧堂蔵) 変が開 慥斎と何らかの関係があった可能性が高 このうち、 以下二十二名、 (信行)、雲窩は河野雲窩、 「円覚寺は かれた後、 鉄舟、 を紹介し、 洪 ĴΠ 洪川が円覚寺に移ると「洪川会下 こうしてみると、 によれば 禅子 透関、 円覚寺に帰った。 のとき正伝庵に擇 両忘会には名前が見当たら 長城は海援隊の元隊員であり、 洪川も三年になろうとしてい 「この名簿の (女居士) 栖碧は両忘会の会員である。 「明治十四年二月の 瀛洲は北代瀛洲 籍に恵光禅子以下十 ここに書かれた殆 これより 木 筆 遠 頭には宝岑川尻 なる居士 先、 北代 (正臣)、 な 『忘路 円覚 瀛洲 0 同

設けら

れ

居士止

宿修禅の

便宜が与えられて、

以来居士の来山修禅する者が後を絶たず現在

L134 益

々盛大を極めてゐる」

と居士禅

注 になって円覚寺に参禅した136。 石 としている。 介 益 道者の宿坊に当てられた。 は 0 繁栄を謳っている。 永興でも禅道を復興し、 (公使)、 (控訴院長)、 多禅の 居士に引き続き円覚寺に来た人の中で、 土田 手引きをした) また、 元作 織田小覚 『円覚寺史』によれば、 (新聞記者)、花田仲之介 明治二十 そのころから学生で禅を学ばんとするものが次第に多くなって来た。 や米山保三郎 (前田家家扶)、 円覚でも住後七年にして正法眼堂を再建せられた。 四年洪川に入門し、 また初め洪川に入門し、 平沼騏 (漱石の 先の 自分の記憶しているのは、 (陸軍大佐)、 「蒼龍窟会上居士禅子名刺」 小説に出てくる人物) 郎 後宗演に参禅した鈴木大拙は著書『今北洪川』 (前総理大臣)、 釈宗演に嗣法した釈宗活は居士禅を発展させた1376 小畑文三郎 鈴木左馬也 は夏目漱石に影響を与え、 (海軍技師)、 北条時敬 の中には菅虎雄 また居士のために正伝庵を択木園として四 (住友重役)、 (学習院長)、 山沢幾太郎 (後 の 山路 早川千吉郎 中 (陸軍中将) 等々であっ の中で、 漱石は洪川 · 略) 一善 高 毅堂 のドイツ語教師、 (海軍中将)、 師 (三井重役)、 (秋月左都 0 法嗣 (洪川 釈 宗演 秋 た 筆者注) 夏 Ш 来の Щ 雅之 村善 筆者 目

#### おわりに

する」として、 盛 生み出した両忘会には多士済々の人物が集まった。 同 影響を考察した。 あ 138と述べている通り、 ったことは妻木栖碧が明治十一年に じであり、 んになる在家仏教運動のさきがけとなっ 本章は奥宮慥斎の禅について、 また同じ儒学に対する深い教養を持っていたからであろう。洪川は慥斎に対して「数往来陋室、 両忘社 今北洪川との (両忘会) 慥斎は洪川にとっても必要な人物であったし、 出 その生涯に出会った重要な人物の経歴をたどり、 一会いは、 がその基礎になっていたことを認めてい 『飲醍醐』 た。 慥斎の禅にとって最も大きな出来事であった。 また を出版したことによっても理解出来よう。 両忘会が開かれた時期は短かったかもしれない 『円覚寺史』 では 「居士禅の盛大」という一項を設け、 弟子であり、 慥斎が主催した両忘会の参加者、 友人でもあった。 その 両忘会は 理 由は が、 儒学から その慥 期せずして明治十年代に 小人数で充実したも 「両忘社はこの後発展 見慰山 が禅に入 斎と洪川 僧羈 た過 容、 泊 関 寂 その 係

が国に入って芸術文化と深い関連をもち、 唐時代の白居易 たことを考えれば、 また鈴木大拙らによって禅が世界に普及する遠因となった。これらの発展の元をたどり、 共に円覚寺の居士禅会に移った。 Ш 降近代化の波と共にいくつかの居士禅会、 めにも応じ、 の出会いによって出来た両忘会は、 そもそも居士禅とは、 山梨了徹、 (楽天)、 この会を主催した慥斎の力も大きかったといえるのである 出家の禅に対して、熱心な在家者の求めに応じて師家が対応して行われてきたものである。居士 阿察婆、 柳宗元、 その居士禅会は洪川から釈宗演「4°によって受け継がれ、 原駅婆子139などが知られている。 李翺、 その後得庵、 宋時代であれば蘇軾 在家禅教団が設立されている。 茶の千利休、 青戀、 俳句の松尾芭蕉にも影響を与えた。近世に入って白隠は市井の 鉄舟が互いに援助しながらそれぞれ独自の活動を成し、 (東披) 明治以前は居士禅の組織化は行われたことはなく、 や黄庭堅(山谷)、など主に文人と結びついて発達し、 両忘会は居士禅会の最も早いものであろう。 それが慥斎と洪川の出会い さらに釈宗活」はこによって発展し、 洪川の移動と から始まっ 人々の 慥斎と洪 の禅は、 明治以 求

#### 注

1

5

4

3

荻野獨園『近世禅林僧宝伝』(第一巻)、思文閣、一八九○年、三一七頁

島 善高 「鉄舟と兆民と梧陰と」梧陰文庫研究会編 『井上毅とその周辺』、 木鐸社、 二〇〇〇年、 一五三-二〇六頁

平尾道雄『土佐藩』、吉川弘文館、一九六五年、六四頁。

<sup>『</sup>高知市史』上巻、高知市、一九五八年、五一四-五二二頁

慥斎の原稿は不明であるが、 高知市民図書館奥宮文庫、 全集慥斎著書、 それを書写したもの。 受入番号六二「慥斎存稿」 の中にある「雑稿 文章六編 の最初にある「雑稿抄録」、

<sup>6</sup> 高 知市民図書館奥宮文庫、 受入番号五一「慥斎先生日記」三、 天保五年三月一六日条。

<sup>,「</sup>自己の本性を徹見すること」(新版『禅学大辞典』大修館書店、一九九一年)。

- 前 掲
- 高 知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-二〇 「晦堂日抄、 嘉永七甲寅集」、 嘉永七年五月一九日条。
- 1°高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三-三九「聖学問要」。
- 1岩崎弥太郎のこと、 慥斎は従者の名目で高知から江戸へ同道させた。
- 12同右。

「慥斎先生自筆甲寅東行日記」

嘉永七年(一八五四)十月二十五日条。

前掲、 『近世禅林僧宝伝』 (第一巻) 一三一一二三三頁。 14三善貞司

編

『大阪人物辞典』

清文堂出版、二〇〇〇年、

「春日載陽」

0)

項

13高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六〇

- 1°高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七-二七「丙辰帰程雑録」 安政三年三月十九日
- '8「片手の音を聞いて来い」という公案。

17小畠文鼎

『近世禅林僧寶傳』(第三巻)、

思文閣、

一九七三年、一六〇-一七一頁。

条

- 19臨済四喝とは 「有時一喝如金剛王宝剣 有時一 喝如踞地金毛獅子 有時 喝 如探竿影草 有時 喝不作 一喝用」(入谷義高訳
- 注 『臨済録』、 岩波文庫、 一九八九年、 一七一頁参照)。
- 20原文は 「今日一喝、 下得四喝中那箇喝、 而引導我娘何處去麼」。
- 21原文は「驀地抗声日、 咄這瞎漢、 **你心未安**、 焉得安他心、 我早知恁麼、 不敢使伱餞送我女」。
- 22雪江宗深(一四〇八-一 四八六) 妙心寺中興六世 (新版 『禅学大辞典』〔大修館書店、 一九九一 生 六六二頁、 「雪江和尚 語 録
- の項)。
- 23高知市民図書館奥宮文庫、 たということ。 受入番号七 四〇 月 録 元治元年十二月二十四日条。 「共淡生」 とは門下生の淡中新作と共に行
- 24高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 四九 「備忘日録」、 明治三年 (一八七〇) 十二月七、 八日条。

25『碧巖録』岩波文庫(上)一九九二年、二七七頁。

26雪竇重顕(九八○-一○五二)『碧巖録』の本則、頌の作者。

27『新版一行物』(下巻)、淡交社、一九九六年、九四頁。

28同右、三八頁。

29前掲、小畠文鼎『近世禅林僧宝伝』(第三巻)、一五〇-一五一

頁。

30同右、一五一頁。

31『高知県人名事典』、 高知新聞社、一九九九年。

32高忠憲は明末において東林学派と呼ばれた学者·官僚グループの領袖、二大巨頭(もう一人は顧涇陽)の内の一人であった(『朱

子の後継(下)』[朱子学体系第一一巻]、明徳出版社、一九七八年、一〇頁)。

34安排とは作為をくわえること (同右、八一頁)。

33『朱子の後継(下)』〔朱子学体系第一一巻〕、明徳出版社、

一九七八年、

八一頁参照。

35体貼とは身にひきあてること (同右、八一頁)。

36高知市民図書館奥宮文庫、全集慥斎著書、受入番号三六「文稿、上巻」(静坐説

示西森姪)。

『法令全書』(第七巻 - 2)、原書房、一九七五年、一二一六頁。

38高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七-五六「酃過滔行」。 翻刻は島善高 「奥宮慥斎日記」 明治時代の部 八)、 『早稲田社会科

学総合研究』、第一二巻一号、二〇一一年七月二五日発行。

39前掲、 島善高 「鉄舟と兆民と梧陰と」梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』、 一六五頁を参照した。

40同右、同頁を参照した、また今北洪川『蒼龍広録』第一巻、三七葉。

41洪川の自称。

42前掲、今北洪川『蒼龍広録』第一巻、三七葉

- 4 3 小 川 原 正 道 『大教院の 研 究 慶応義塾大学出版会株式会社、 年、 〇六 頁
- 44その本のはじめには 「明治九年板権免許、 今北洪川著、 禅海一 瀾、 山口 縣、 昌興蔵版」 とある。
- 45北條時敬 編集『蒼龍窟年譜』(発行兼印刷人、大倉保五郎)、一八九四年。
- 46「日下桃孤燈」 灯をかかげるごとくむなしく、役に立たないものであることをたとえた語」 とは 「太陽の下で灯をかかげること。 転じて、 仏法を知解分別で捉えようとするのは、 (『禅学大辞典』大修館書店、 あたか 一九七八年参照 も日: 中で一 個 0
- 47一般には四弘誓願は、 大修館書店、 九七八年参照)。 衆生無辺誓願度、 二煩悩無尽誓願断、 三法門無量誓願学、 四仏道無上誓願成の 四つ (『禅学大辞典』
- 4°『法令全書』(第八巻 2)「達書乙第4號」(〔明治八年〕 五月三日輪廓附) 原書房、 一九七五年、 一六八五頁
- 49十山総黌とは臨済宗大教院に置かれた臨済宗十山 円覚寺) の総黌。 黌は学校 〈鉾之原美鈴編 『和訳蒼龍窟年譜』 (相国寺、 南禅寺、 大珠院直心会、 建仁寺、 天龍寺、 九八二年、 東福寺、 大徳寺、 四八頁〉。 妙心寺、 永源 寺、 建
- 5°玉村竹二、井上禅定『円覚寺史』春秋社、一九六四年、六四三頁
- 前掲、 北條時敬 編集 『蒼龍窟年譜』一八葉、 明治八年乙亥 (六〇歳) に 「当制、 衆凡百余名、 参禅居士凡丗名」 とある。
- 52前掲、 島善高 「鉄舟と兆民と梧陰と」梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』、 一六五-一六六頁
- 53高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七-五七 「日録、 明治八年・九年日記」明治八年八月二七日
- 54前掲、 今北洪川 『蒼龍広録』(巻一)、一八九二年、 三七葉、 また島善高 「鉄舟と兆民と梧陰と」、 梧陰文庫研究会編 『井上毅
- とその周辺』、木鐸社、二〇〇〇年、一六五頁参照。
- 55前掲、 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七-五七 「日録、 明 治 八年 九 年 Ė 記 明治八年一〇月二一
- 5°高瀬重雄『伊達千広』創元社、一九四二年、九九-一〇〇頁
- 57慥斎の長男、奥宮正治!

- 5 8 高 知 市 民図 書館奥宮文庫、 全集慥斎著書、 受入番号四五 「慥斎先生俗 簡 録 兀 葉
- 5 9 前 高知市民図書館奥宮文庫、 全集慥斎著書、 受入番号四五、 「慥斎先生俗書簡録」、 六二葉。
- 。。高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七-五七「日録、(明治八年・九年日記)」。
- 前掲、 島善高 「鉄舟と兆民と梧陰と」、 梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』、 一六九頁
- 62明治九年九月一六日付、 慥斎から正治宛書簡(書写したもの)に「明日ハ両忘会と申す事出掛可 申 侯 (高知 市 民図書宮文庫
- い 全集慥斎著書、 る。 前掲、 慥齋の日記 受入番号四五 日 録、 「慥斎先生俗簡録」一〇九葉)とあり、 明治八年・九年日記」 同九月一七日条を見ると 同九月一七日に両忘会が予定されていることが書かれて 「朝衝雨赴碧巖會、 早辞帰、 途風雨」とあ
- 63前掲、 島善高 「鉄舟と兆民と梧陰と」 梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』、 一五七-一六三頁

両忘会が開催されたかどうかが書かれてないが、ともかく予定されていたことまでは事実であ

る。

- 稲田大学中央図書館 『飲醍醐』 (明治十一年八月三十一日御届、 (四階古書資料庫) 所蔵 著作人中教正今北洪川、 出版人静岡 縣士族妻木頼矩、 發兌書肆 江島喜 1兵衛)
- 65高知市民図書館奥宮文庫、受入番号三 八三「蒼龍老師近稿」。
- 66高知市民図書館奥宮文庫、全集慥斎著書三六「文稿、上巻」。
- 「明教新誌」 とは大内青巒らによって始められた仏教新聞。 その経緯については高岡隆真 『明教新 誌 0) 性格とその 変遷
- 印度学仏教学研究 五三(二)、二〇〇五年、五一四-五一六頁。
- 新聞雜誌文庫所蔵)。 「明教新誌」 第二〇九号 (明治八年十二月八日刊行) (東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料 セ ンター 明 治
- 69島善高 「自由民権と禅」『日本歴史』(第六三七号) 吉川弘文館、二〇〇一年、 三二頁
- 前掲、 郷、 同二一日には 高 知市民図書館奥宮文庫、 「朝拉弟赴湯島碧巌会、終日与諸彦遊」とある。 受入番号七-五七 「日録、 明治八年・九年日記 慥斎は弟を碧巌会に連れて行ったと書いているが、 明治八年一一月二〇日条には 潮 江弟 終日

早

与諸彦遊」と書かれていることから「両忘会」も開かれたと考えられる

『高知市民図書館奥宮文庫、受入番号一 - 五・六「正路履歴

72国立公文書館、 「職務進退・元老院 判任官以下履歴原書 転免死亡ノ部」 (請求番号:本館-二A-○三一-○九・職○○一

五.

○○、)「田内逸雄」

の項。

③ 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六-四「奥宮氏系図」にある「女、鶴」の項

同右。

75前掲、『飲醍醐』一六葉。

76前掲、 高知市民図書館奥宮文庫、 全集慥斎著書、 受入番号四五 「慥斎先生俗簡録」、一〇二-一〇三葉

で田内逸雄は「透関」(本文、右記)、 鶴は「慧鶴」(高知市民図書館奥宮文庫、受入番号六 - 四「奥宮氏系図扣」) という道号 (安

名 が :授けられたと考えられる。 禅家においては一 般に、 師家が弟子の見性を認めれば道号 (安名) を授ける習慣である。

78高知市民図書館奥宮文庫、 全集慥斎著書、 受入番号四八 「慥斎先生遺稿 巻上」 0) 「紀遊」最初の頁。

79井上書店、一九八一年第四版。

※○滋賀県教育委員会編集兼発行、文泉堂、一九一七年。

∞¬安部正人『泥舟遺稿』国光社、一九○三年、一−一五頁。

°2 『大日本人名辞書』大日本人名辞書刊行会発行、一九三七年。

°3この記事の筆者については名前が記されてないので、この雑誌 の編集者井上円成であろう。

※4前掲、『蒼龍窟年譜』八葉に「往来篠崎小竹、旭荘之門」とある。

∞5夫人棚橋絢子 (一八三九-一九三九)  $\mathcal{O}$ は 儒者棚橋松村に嫁し、 「明 治から昭和時代前期にかけての女子教育家。 内助につとめ、 は女子教育に専念し、 また塾を開いて家計を支えた。 天保十年大坂の生まれ、 百一歳まで生きた。『国史大辞典』 明治以降、 幼時より学を好み、 名古屋や東京の小学校・女学校で教鞭をと (吉川弘文館、 漢籍を学んだ。 一九八八年)に 十九歳で盲目

り、 後半生は 名古屋市高等女学校 東京高 等女学校などを経 営 į 修 身 倫 理 生を講じ て、 賢 母良 妻 の道 を具 体 的 実 践 的 に説

た」とある。

∞6小倉鉄樹炉話『サムサムサムおれの師匠』(石津寛、 生庵の鉄舟の大墓碑をとりまいているのは 「石坂・松岡・村上・千葉・ 牛山栄治手記)、 小倉鉄樹師 円朝・中村 顕彰会製作· 棚橋 発行、 荒尾・粟津・ 一九三七年、 松原・依田 三三九頁には、 鈴木 全

桑原・三神・宮本・内田」等とあり、「棚橋」は松村であろう。

87円山牧田 編集 『鉄舟居士乃真面目』全生庵発行、 一九一八年、 一一九-一二〇頁

<sup>∞∞</sup>海禅寺の正式名称は大雄山海禅寺といい、「飲醍醐」 の評における文幢の署名は「浅草雄山同 敬冲」(敬冲は文幢 位の号) である。

»。『得庵全集続編並年譜』得庵会編集兼発行、一九三四年。

90鳥尾得庵 「明道協会要領解説」『明治文化全集』第一一巻、 日本評論社、一九二八年、二九九-三〇〇頁

91高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-五七 「日録」 明治八年四月二二日。 「富永氏」は不明

92得庵は明治六年には陸軍少輔、 正五位であった (前掲、「得庵先生年譜」)。 慥斎とは親子ほどの年齢差があるが、 敬意を表

てこう呼んだのであろう。

゚゚筆者の解釈は以下である。「私は洪川老師に参じて証を得ようとしているが、 であったが、 かうようである。 洪川老師の提唱を聴いて、 君に問うが洪川の 一滴水 分かっていないことを改めて覚った。 (悟り)とはどのようなものか。 わたしは以前からある程度は分かっていた積もり 未だ確かではない。 その驚いたことは寝耳に水のようであった」。 それは、 恰も蚊が牛角に向

。4高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七-五七「日録」明治八年九月二六日

"5前掲、「明道協会要領解説」『明治文化全集』第一一巻、一九二八年、二九七頁

『明道協会総則』 (明治 七年一月) (国立国会図書館) 冒頭には 「明道協会要領五則」 が載せられている。

明道協会要領五則

我協会、以護国大意、明創設之義。

宗仏法、以集天下之善術

一安心立命、各任其所信之宗義。

事皆以報四恩、即為会員実践之要旨。

為会員者、当捨身命財帰正法。

"7『東京日日新聞』明治一七年一月一五日(国立国会図書館新聞資料室)。

°『明教新誌』一六四四号(東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫)。

99同右。

100参禅入室、師家の室内に入って公案に対する指導を受けること。

『明教新誌』一六四二号(東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫)には「去る一日 (明治一 七年三月一日-筆者注) 明道

協会法筵は (中略) 第一座が行誡上人の心地観経、 続講第二座は過日の紙上に報道せし如く、 彼の洪川和尚の提唱にて其第

講后禅師の室内に入て参詳

(禅力)

する者十有余名あり」となって

いる。 また、 前掲、 『蒼龍窟年譜』二七葉の明治一七年の項に「二月師、 鳥尾得庵、 山岡鉄舟二居士の請に応じ明道協会に莅み 則を挙揚せられ、

聴衆無慮三百有余名何れも謹て聴講し、

碧岩録を提唱す、 此より毎月一会必ず席に臨み講演することを約す (原漢文)」とある。

'°°高瀬重雄「鳥尾得庵と明道協会の運動について」『支那仏教史学』第七巻・第二号、

法蔵館、

九四三年、

九頁

103同右、三一頁。

104『日本人名大事典』平凡社、一九三七年。

105国史大辞典編集委員会 編『国史大辞典』吉川弘文館、一九〇八年。

106駒沢大学内禅学大辞典編纂所 編『禅学大辞典』大修館書店、一九九一年。

107池田英俊 「大内青巒の教化思想と教会結社をめぐる問題」『宗教研究』二六八号、 一九八六年六月、

四二頁

九号、

二〇一二年三月発行、

参照。

- 108高知市民図書館奥宮文庫、受入番号二-四三「大内青巒神仏混淆改正之議」
- 109拙 稿 |教部省における奥宮慥斎の神道改革」(三-二 慥斎の神道改革案)、 早稲田大学大学院社会科学研究科 『社学研 論
- ゚゚慥斎の書写した前掲、 官へ、 中に全文が引用されている。 写した、 る(「神仏混淆改正之議」 丸氏によって「祭政一 と決した所を見ても、 旨意勘考候処、 白書は明治七年六月十七日付となっており、 建白者に対する「示論」 左院書記官から教部大少丞に意見を求めた書類の日付は同六月二十七日である。 教部省意見ノ如ク、誤認之廉モ相見候得共、 青巒の建白はそれなりの影響を持っていたことが窺われる。 致をめぐる左院の「政教」 「神仏混淆改正之議」(高知市 〈熊本県下平民農大内晴巒〉、 の文を示し、「参酌」 同六月二十四日付で左院の議長は、 論争」(『國學院雜誌』 を求めている。 民図書館奥宮文庫) 本館-二A-○三一-○八・建○○○四九一○○)。 立論一応尤卜相聞候間、 結局、 第八二巻第十号、 の原本である大内青巒の建白書は国立公文書館 同十二月二十三日付で左院議長は 教部省へ指回し意見を求めている。 この国立公文書館にある建白書は、 后日為参照書面 國學院大學広報課、 日付はないが、 ハ本院へ留置可然存候也」 それを見ると青巒 教部省から左院書記 「大内青巒建白之 一九八一 慥斎が 年 阪本是 に  $\mathcal{O}$ 書 建
- ゚ーー池田英俊『明治の新仏教運動』、吉川弘文館、一九七六年、一六二頁
- 12国史大辞典』第一四卷、吉川弘文館一九九三年、一一三-一一四頁。
- 113前掲、『鉄舟居士乃真面目』(「鉄舟居士自叙伝」)、一頁。
- 14前掲 『鉄舟居士乃真面目』(「鉄舟居士自叙伝」) 二頁。 鉄舟と禅については、 島善高 「山岡鉄舟と禅について」『比較文化
- 可能性』、成文堂、二〇〇七年、参照。
- 1 1 5 前 おれの師匠』(小倉鉄樹炉話、 石津寛、 牛山栄治手記)、一 九三七年、 三九 頁
- 116前掲、『鉄舟居士乃真面目』(附録、「全生庵開山越叟禅師伝」七-八頁)。
- --^同右『鉄舟居士乃真面目』(附録、「全生庵開山越叟禅師伝」八-九頁)。

1 1 8 前 掲 お れ の師匠』 (小倉鉄樹炉話、 石津 寛、 牛山栄治手記)、

119前掲 『蒼龍窟年譜』二三葉。

120前掲、 荻野獨園 『近世禅林僧宝伝』(第一巻)、三一八-三二六頁。

121今北洪川 『蒼龍広録』 (巻三) (「和山岡鉄舟居士高韻呈意見序」) 一八九二年、一一葉

122高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-五七「日録」、明治八年一〇月三日条に 「見授隻手公按」とある。

明治四十三年大逆事件で検挙され、翌四十四年幸徳秋水らとともに死刑に処

せ

られた (『国史大辞典』 第二巻、 吉川弘文館、 一九八〇年)。

123奥宮健之(一八五七-一九一一)慥斎の三男。

124以下慥斎の書簡による引用は、 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥斎著書、受入番号四五 「慥斎先生俗簡録」 による。

慥斎の日記(高知市民図書館奥宮文庫、

受入番号七-五七「日録」)

明治八年九月二〇

日条に「従今日、 婢入禊社」とあり静はここに入っていた。 125吐菩加美神道のこと、

禊教ともいう。

1 2 6 日記 (高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-五七「日録」) は明治九年一一月二三日で終わっている。

127前掲、 『蒼龍窟年譜』一五頁。

128前掲 円覚寺史』、 春秋社、 九六四年、 六六二頁

129同右。

130高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-五七「日録」明治八年六月二九日条に 「(前略) 今日地方会議傍聴、 予ト子安氏ナリ、

午前十一 時過始、 議道路事、 紛々遂決於中島信行之議、 然再議、 擬小会議云 (後略)」とあり、 中島信行が登場する。

131高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号六一六七 「同盟名簿」 に名前がある。

132高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-五七「日録」 明治九年二月二日、 同七月二日

1 3 3 前 "円覚寺史』、 春秋社、 九六四年、 六六四 頁

 $\begin{array}{c} 1 \\ 3 \\ 4 \end{array}$ 『円覚寺史』 の出版は 九六四年であるから、 この頃をさす。

135鈴木大拙『今北洪川』春秋社、一九六三年、四二頁。

136前掲、『円覚寺史』、春秋社、一九六四年、六六四頁。

137同右。

138前掲、今北洪川『蒼龍広録』第一巻、三七頁。

139前揭、『近世禅林僧宝伝』第一巻、三三頁。

140釈宗演(一八五九-一九一九)号は洪嶽、室号は楞伽窟。 に参じ、のち法を嗣ぐ。 同二十年セイロンに遊学し、 同二十五年円覚寺住職、 明治三年妙心寺越渓について得度、明治十一年鎌倉円覚寺今北洪川 同派管長となる。翌二十六年、 渡米し万国宗

教大会に出席す。 同三十六年建長寺派管長も兼ねる(新版『禅学大辞典』大修館書店、 一九九一年)。

141前掲、『円覚寺史』春秋社、一九六四年、七五八頁に「宗活一派の居士禅」として釈宗活の略歴が載っている。

### 第七章の史料

#### | 飲酷醂|

【早稲田大學中央図書館四階古書資料庫所蔵】

蒼龍老師近稿

東京参學居士等謄写

飲醍醐二十首

乙亥秋。 餘萬于東京下谷茅街教院。 有志諸賢。 時時來訪。 質道問禪。 遂結両忘禪社。 固盖簪之道義。 以被慰野衲覊泊之寂寥焉。 何慶幸

似之。 於是禪餘和陶隱飲酒二十韻。 聊述所思。 乃題以飲醍醐 也。 固山林閑言語。 雖不足具呈。 且記以充諸賢両忘之草料。 兼供 粲已。

其一

生大與死大。

這裡更無之。

君看機中婦。

駐梭不語時。

迷膜見空華。

幻影叵脱茲。

吾家醍醐味。

飲解百疑。

寄語両忘社。

庶幾急受持

其二

生死固迅速。 汲汲佛出山。 世人何楽緩。 等閑金口言。 道何論緇素。 軌範楊大年。 侑君醍醐味。 只是以心傳。

其三

諸君丈夫児。 更無陋劣情。 近來大雅歇。 妄唱鄭衛名。 五十悪逆徒。 皆日楽土生。 此是教中弊。 佛起亦可驚。 病婦 期藥。 健人奚施成。

其四

醇 鳩槃茶逼迫。 純醍醐味。 金口決不違。 鴟梟也横飛。 残害不知止。 揚聲大叫悲。 慈父患児難。 苦苦謀所依。 羊鹿大牛車。 奔馳安楽歸。 到底無三車。 白牛肥不衰。

其五

潅木繞茅居。 對 野坐忘市· 喧。 禪話或 清談。 無黨又無偏。 九成坐径塢。 居易結香山。 傳心入密室。 究理 付 八 還。 醍 醐 精 醇 味。 畢寬在不言。

其六

吾家醍醐味。 喫 却 只這是。 言智則. 知。 百言愚愈毀。 世無這逸事。 師僧多徒 爾。 不 知為不 知。 識者悪語綺。

其七

其八

上味止醍醐。

大懽

止育英。

幸有諸君子。

我笑慕小者。

祁

窮子姿。

休甘為下劣。

月撑珊瑚枝。

寧與除糞穢。

不如領寶奇。

先覺是何物。

男子皆有為。

慇懃勧諸君。

醍醐

掃

塵 覊 吾盡育英情。

頻嘗甘美物。

令吾甖皆傾。

含露籬菊馥。

呼

友林禽鳴。

徜徉禪園

種。

餘亦得此生。

其九

其十

聖帝應天御。

駸

駸

**※**徳化開。

政體張民

權。

黎庶有

好懷。

因思禪法教。

文明不相

乖。

隨處立主權。

凡

居即聖.

極。

即

心知即

佛。

合水能

和泥

自

主特權術。

我宗大相諧。

匪宗奪人權。

天主縛愚迷。

君嘗醍

翻味。

知駕不可

回

爰有善誘子。 率 -客過嶮隅。 道路遠逈 絶 怠心生中 塗。 此行本求寶。 化 城子招 驅。 娯楽任客意。 疲療快有餘。 見機 侑 醍醐 引客至實居

其十一

吾山何所有。 玄 路 與鳥道。 社遊. 五福 友。 追随皆忘老。 可楽自雲中。 大雅未枯稿。 誰無衣裡珠。 探得固慶好。 若不明箇 物。 埋没無價寶

贊揚諸君子。 雍 容 世 塵表。

其十二

行休 瞬間。 守 屍復幾時。 或 (慨扣舷) 歌。 又感歸 去辭。 可 '憫少年輩。 遊蕩不知 茲。 縦與 醍 醐 味。 不嘗復狐 疑。 我有起屍術。 必定不相欺

寛事與急務。 丈夫其擇之。

其十三

可貴社中君。 忘懷得失境。 環堵蕭然室。 老僧恒醒 醒。 醉心魯叟意。 浴折只能領。 七十二弟子。 英苕又秀穎。 印許出意表。 孔賾千蔚炳!

其十四

温 涼忽忽代。 首霜皤皤至。 熟與淫世 味。 熟若醍醐醉。 鵠林唱古曲。 増進立級次。 嶮中有便宜。 善巧固可 貴。 熱信不廢置。 定知甜美味

其十五

其十六

其十七

暁起太可楽。

燈下看妙經。

金口深深説。

心事集大成。

入海算砂輩。

玄微味變更。

明窓起清風。

新菊薫禪庭。

鴿鳩翔簷遊

鳥雀群林鳴

悲嘆濁濫世。

贋緇

迷火宅。

周妻與何

肉

都不見勝跡。

或養枯楊荑。

癡情期歳百。

不知

悪報至。

況

復辨黒白。

非盛醍醐器。

人生深可惜

境邃如深山。

終日

1 羪道情。

氣節振士風 清操 **孫僧風**。 士人有氣節。 元氣充國中。 僧侶有清操。 元氣宗脈通。 鮮道伯楊老。 天道猶張弓。

其十八

下學看吾詩。 牆面 無所得。 上達好思量。 忽地除物惑。 法譬醍醐味。 服膺胸間 塞。 入見性門。 破 執即 楽園。 此外也 何有。 可崇長沙黙。

其十九

人生因縁府。 带符又致仕。 禍福皆有 應 的的出於己。 高旻與大塊。 在中求無恥。 克正吾心行。 處 處楽郷 里。 佛法在世間。 不離世間紀

禽獸猶知止。人何不擇止。我止此醍醐。世醪安可恃。

其二十

無上醍醐實。 正傳歸濟北。 脱體實慇勤。 主心即是真。 烈醇至此極。 屈 眴 就萬里。 機用着着親。 言傳精醇。 今此文明世。 六遞至曹渓。 挈醇餘問 甜美 大轉鮮 津。 新 諸君請快飲。 江西 出 機 軸 清風生烏巾。 猶 戦国有秦。 看看赤肉上。 達者打八十。 有無位真人。 大法逼刹塵

廿首玉韻。 自生死上説起。 浸入深談微旨。 恰如讀一部妙典。 每章筆頭放光。 且至警語。 句句峭絶。 刺愚迷痛腸。 佩服佩服

居士鳥尾得庵拝評

處透則千萬一時透者。 不是我心之得自在哉。夫學多途也。 一以貫之者。 得於質道問禪上。 而後可論也。 和其陶飲酒。 以作醍醐。

拭眼膜可待者。

鐵是金也。豈空言乎。

雖然。

是日方便一斑而已。

我不與也。

此中誰知不當其熱喝嗔拳哉。

竿木逢場之遊戯者。

是師他日之全斑策略也

淺草雄山同敬冲拝題

飲醍醐二十首。 字句精錬。 格調高遠。 自然流出於胸襟中。 恰如讀寒山詩。 老師亦佛陀之化身乎。

高橋泥舟居士妄批多罪

讀寒山拾得詩。 不解其意所在。 而唯愛其流暢。 暗誦一二首。 後來因此若有所得矣。 今誦此篇。 反覆玩味。 頗覺有所得。

幼時不解意而喜其詩之情。猶不能忘焉。則童心未全除歟。噫。

餘幼時。

居士奥宮慥斎拝識

奉讀洪川 老師擬陶飲醍醐之佳什。 賦二絶句代愚評。 醍醐味別廿篇詩。 向上工夫冷暖知。 靖節寒山莫言遠。 両忘社裏有餘師。 又 欲下妄

評迷指歸。有無之境未離時。不如唯學維摩黙。免遇豊干饒舌規。

#### 棚橋大作拝題

思則自運。 餘曾有小詩。 禪味詩言。 云酒趣在吟邊。 何其超妙也。 超然妙思運。 因知餘平素不好次韻亦属偏見耳。 我自述吾懐。 豈借老陶韻。 漸服之餘。 今讀 洪川老師飲醍醐二十首。 漫題 句々雋爽。 首首霊活。 韻則借陶。

湖山居士長愿拝

鵠林嘗評寒山詩曰。 讀此詩雖諳誦去背諷了。 内無保護浄盡志操。 只一場児戯而已。 若又且讀且護浄得。 阿字不生慧日。 朗然而發生。 予

讀蒼龍老師之飲醍醐亦云爾。

藹藹居士青巒敬評

不容疑也。 蒼龍窟老師。 顧澆李俗薄。 禪餘拈出和陶飲酒詩二十首。 若其披瀝婆心和泥合水以妙警末學。 僕也謭劣雖未足以窺古佛深意之所存。 則片言隻辭尚難其人。 而字字剴切。 矧乎至諄諄累百言而不厭。 句句分暁。 洵為濟迷之快 如吾老師者。 照暗之明炬斷 何啻空谷之

跫音哉。

淵明若有霊於九原。

則必應合掌和南聳感乎旦暮之奇遇也。

于嗟可謂五柳遺風弗寂寞於千載之下焉爾。

歓喜踊躍。

敢呈以鄙言

棲碧居士頼矩謹識

禪師之詩非詩人之詩。 禪師之酒非酒人之酒。 蓋假詩與酒。 因出自家妙機耳。 餘日。 禪師以寒山之意次淵明之韻者。 禪師以為何如

枕山大沼厚拝識

書蒼龍老師飲醍醐二十首後。 飲醍 醐二十首。 老師之塵垢粃糠所成。 而使讀者有旋天轉地之想。 殆是醍醐上乗之趣味。 予嘗心醉其言。

毎

憾酒量不能一蕉葉。 猶不除胸中多少之葛藤在。 雖然一遇杯杓。 輒躍然不休。 他日更造其室。 将乞其醇且冽者。 老師果無嗇乎否。

存齋居士紀禮拝識

謹評蒼龍老師飲醍醐二十首 句不出格絶妙。 世稱詩叟文彦者。 往往葛藤窟裡漢耳。 故詩句文章猶不免虚飾。 畢竟無所得不足見也。 今熟讀此篇。 無一 字

老師家醍醐 滴。 滋味満口不能忘。 轉喫轉甘。 請有志者亦親就而喫之可矣。

不快活自在。

無一

而誡諭之旨。

每溢文字之外焉。

何物是醍醐上味。

何物是両忘意旨。

必莫崑崙去。

莫漫吟去。

予嘗得喫

居士田内透關拝題

醍醐上乗之真味。 親在老師手裡。 而世之人不及染指焉。 遺憾矣哉。 餘也雖嘗醉其醇濃。 却不自知焉。 令蒙老師之指摘。 始知烈醇 B 妙味横

溢 佩服之餘。 聊贅小語耳。 若夫字句之巧妙。諸君子已有高評。 餘又何言。

居士中江篤輔拝識

飲醍醐詩 篇。 老師在東京時所作。 居士等頻乞鐫之。 師不許。 客秋師晦跡於相之鹿山。 餘公務餘暇。 訪師於鹿山蒼龍窟。 請之数四。 乃

上梓以便参學之徒云。

(中略)

戊寅晚秋

頼矩再識

## 第一節 今までのまとめ

章)、 と 序章第二節第 禅および自由民権家との関係は如何なるものであるのか、 第二部奥宮慥斎と教部省 一項の問題提起、 (第四、 ①明治維新以降高知藩において慥斎は何をしたのか、 五章)、第三部|奥宮慥斎と禅| の三点について本論文の構成を第一部奥宮慥斎と高知藩 (第六、七章) についてのまとめは以下の通りである。 ②教部省において慥斎は何をしたのか、 (第一、二、三 ③ 慥 斎

### 第一部奥宮慥斎と高知藩

った。 大祓 った。 平均の理」 慥斎は明治三年に東京に出て、 えに基づく「喩俗 第一 (六月祓) また、慥斎は、 章では、 明治三年三月から四月にかけて高知西部地方を巡回し、 諭告が発せられ、 の理念を示すものであった。六月祓は、 慥斎は高知藩で藩政に深く関わっていたことを示した。その初めは、 人間霊魂自由権利譯述」であった。 フルベッキに質問し交流した結果、自らが書いた「皇朝身滌規則」に彼の跋文を載せた。 慥斎はその翌年の三月から四月にかけては、東部地方を巡回した。そのときに説いたものは自由平等の考 神祇官に奉職し、 福羽美静、 また、 反対意見があって廃止されそうになったが、 フルベッキらと交わった。「皇朝身滌規則」は福羽の承認を経たものであ 同時に神官に向けて「皇朝身滌規則」を指導した。これは慥斎が書いた 王政復古とキリスト教防御を説いた。 明治三年一月に諭俗司都教に任命されたことであ 高知では明治三年十二月に「人民 結局高知藩において実現された。

誰にも指摘されていない。 って明らかにした。 第二章では、 明治三年十二月に高知藩で布告された「人民平均の理」諭告の草稿は慥斎が書いたことを明らかにした。これは今まで 慥斎は板垣によって藩政改革に参画することを要請されたのであった。 そこに至る経過には、 板垣退助との親密な協力関係があったことを、 慥斎の日記や他の史料を追うことによ

次に、「人民平均の理」 諭告の草稿は、 慥斎が書いたばかりでなく、 慥斎の考え (思想) が色濃く現れたものであったことを示した。

にある 0 心 それは慥 神 の認識をもった。 まで伝統的な考えであると同時に、 理 「霊魂」と書かれている。それらは共通のものであり「仏性」と解釈できる、 諭告に書かれている自由は、 · 仏 「悔過自新 斎のいう 耶に通ずることになる。 なお且つ、 「霊魂」 (改過自新)」という語を重要視した。これはフルベッキも認めるところとなり、 であり、 これは、 慥斎の 「人民平均の理」 神・儒・仏・ もともと儒学で使われる言葉であり、 「悔過自新」 「霊魂」 耶に通ずる普遍的な理念である。 は の考えに基づいた「霊魂自由論」であったのである。 諭告には 「霊魂」に至る道であり、 「霊妙の天性」と書かれ、 慥斎の 慥斎の 人間の本質的な立場に立った考えである。「人民平均 「霊魂 「霊魂」 「喩俗 (仏性)」に通ずる道であることを考えれば は、 人間霊魂自由権利譯述」には 「皇朝身滌規則」に使われた、 神道とキリスト教の新たな共通性 慥斎は 「皇朝身滌規則」 「天性本 の中

るべきであるという考えであった。 科目を設定し、 されている「縣学議案」という史料を基に、 第三章では、 基本的な倫理観、 慥斎は高知県になって学校改革にも携わったこと考察した。慶応義塾から派遣された洋学家、 道徳観を失わないという考えであった。 両者の違いは我が国の教育において本質的な問題も垣間見るようにも思える。 慥斎の考えと小林の考えを対比した。 小林は、 開国時代における世界一般の知識教養を基本に据え 慥斎の考えは、 漢学皇学の欠点を見直して、 小林雄七郎との 議 論 が記

### 第二部奥宮慥斎と教部省

内務省訓令第四号に とは今まで知られていない。 月に府県に達せられた大祓復活は、 斎が明治三年に出京した際、 福羽が失脚した後を託されて大祓復活を推進した。 第四章では 教部省における慥斎の改革を明らかにした。 「官国幣社以下神社遥拝及大祓次第」として遥拝次第と共に大祓次第が制定された。 その後、 福羽美静と打ち合わせたものであったことを示したが、 慥斎が、 大祓は明治八年四月十三日式部寮達として 福羽美静の依頼によってその実現に尽力したものであったことを明らかにした。 今まで、 明治五年の大祓復活の詳細は不明であったが、 第二章において、 高知で行われた大祓を簡易に行う 「神社祭式」 第四章では、 の中に制定され、 慥斎の教部省に奉職後、 大祓復活は成立し継続され 慥斎が深く関わっていたこ 大正三年三月二十七日 「皇朝身 滌規則\_ 明治五 慥斎は、 は

慥斎の意図は成就されたとみるべきであろう。

大教宣布運動において、 も力をいれたものであったと思われる。 また、 慥斎の教部省における改革、 過去の勝れた神道を見出した点において、 即ち、 慥斎が 吉見幸和の神道論を取り入れるよう要請した提言は、 「振古ノ真神道」と呼んだこのような神道を提案していたことは 重要な意味があると言えないだろうか 受け入れられなかったが、 結局は失敗に終った 慥斎が最

うに、 のである。 際ノ今日」「帝国ノ大利」 題に対する慥斎の理解を紹介した。 えは直ちに禁教解除に結びつくものではなく、むしろ慎重だったと考えられるのであるが、「日新真事誌」に書かれた岩倉の言葉「交 第五章では、 神道による国権の確立が急務であると考えていた。 慥斎の長崎出張において、 および 「最良ノ(クリスタン)宗」の考えを深く理解し、 慥斎は明治五年以来、 慥斎の長崎での大教宣布活動を紹介すると共に、 長崎滞在中、 信教の自由を前提とした考えを表明していたが、「議按」第 高札撤去による混乱を目の当りにしてみれば、 キリスト教の導入即ち禁教の解除に賛意を表した 信教の自由、高札撤去という差し迫っ 信教の自 一項目に見るよ 由 た問 [の考

### 第三部|奥宮慥斎と禅

争に参加したものが多いことが分かる。 体的な経験を基にして書かれていることが分かる。 頂きから足のつま先に至るまで通身是れ一大疑団となり」また「この疑団を打破し、 した。この省悟の経験の後に書かれ、 であることを示している。 第六章では、 まず慥斎の思想形成には佐藤一斎が重要な役割を果し、二十四歳の時に省悟の経験を持ったことが大きかったことを示 慥斎はこのような経験の土台の上で弟子に接していた。 生涯に渡って推敲した「聖学問要」には 慥斎はこの経験を「見性」といっており、この獲得した真理は禅と儒学の根底 「聖人学、 安政四年の弟子名簿を見ると土佐勤王党や戊辰戦 軽快で自主自由の別世界となり」と言うなど、 易簡直截」と書き、そこに至る過程を 頭 が同 具

自由民権家との関係でいえば、 板垣退助との関係は、 慥斎が 「人民平均の理」 諭告の草稿を書いたように、 明治三年 から四年に

愛国公党に加盟し、 ての藩政改革で共に行動を同じくしたことが大きいであろう。 民撰議院設立建白書提出の集会に参加したのは、 明治五年、 板垣との関係が大きかったからであろう。 慥斎が教部省に奉職してからも良好な関係が続いた。 慥斎が

考えられる。 用している。 由 来 板垣は自 1 また国家のあるべき姿を論じた『立国の大本』2で、 由民権運動の指導者として長年この運動に携わってきた。『自由党史』 その諭告にある考えは慥斎の 「霊妙の天性」 に基づく霊魂自由論であったとすれば、 板垣が自由民権を語るときは必ず、 (板垣退助監修) この「人民平均の理」 ゃ 慥斎の板垣に対する影響があったと 立憲政体を論じた 諭告全文を引 「我国 憲政

的観念」と言ったことはこのようなことを意味するのである。 通ずる普遍的な考えであり、 諭告にある考え、 ンサーの影響を受けていないと主張した。その理由は、 板垣と谷干城との および解釈は慥斎と同じものであったと考えられる。 代華族についての論争において、 且つ、 近代西洋思想の立場には立っていないからである。 板垣が不誠実であったのではなく、高知藩大参事として発した「人民平均 板垣は、 「民撰議院設立建白書」 即ちその中にある「霊妙の天性」 板垣が、 Þ 「愛国公党本誓」 四民平等を説いた理由を「一 「霊魂」 においてもルソーやスペ は 神 時 儒 2の直覚 の理 仏に

ある。 と同時に、 されている。ここでは兆民は慥斎から陽明学を学び、 に書かれている。 次に中江兆民は自 今北洪川に参禅した。 兆民は洪川に参禅した後、 由民権運動の理論的指導者として名高い。 その頃、 兆民が熱心に摂心会 勝峰大徹について禅の修行をした。 禅の影響を受けたことを示した。 従来、 (集中して行なう坐禅修行) 兆民が慥斎について陽明学を学び、 著書を見ても禅語が見られるので禅の影響は明らかで 兆民は、 に参加していたことは、 慥斎の主催する「両忘会」に参加 陽明学者となったことは 慥斎の家族宛書簡 する 否定

精神の 土佐勤王党にも参 島本仲道は、 底流にあったものは陽明学であったが、 政府高官となった後、 画したが、 その 頃 慥斎にも師事していたことが判明 板垣退助らと自由民権運動に挺身した。 慥斎の影響も少なくなかったのではないかと考えられる。 した。 若い頃、 島本は、 大塩平八郎の考えに傾倒し、 間崎滄浪や大井魚隠、 安井息軒に師事 社会と戦い続けた 更に

慥斎と親交のあった友人弟子の一覧、 安政四年の弟子名簿、 また明治以降の日記を基にして、 慥斎に出入りしていた弟子の

覧を付し、

慥斎には常に多くの弟子が出入りしていたことを示した。

県を巡回して大教宣布を推進していたとき、岩国中教院においてであった。 仏教運動に関わった人物が三名いたことである。 横浜毎日新聞主筆を経て、 にも優れた人物が多く、 鶴の夫である田内逸雄や弟子の中江兆民が居り、 盟主に告げること、 高く評価し出版を薦めた。 ようだ。 山」という語の書を贈られ、 面会し感激を持った。 によって省悟の経験を持つに至った。 「会約」 第七章では 慥斎の禅において最も重要な出来事は今北洪川との出会いであった。それは、 は 「明教新誌」二百九号に掲載され、 改めて慥斎の生涯における、 言論を縦横にすることは随意であることなどが決められていた。 載陽の紹介を経て、 漢詩人では小野湖山 その後、 文部省に奉職した、 慥斎はその語について工夫した。 慥斎は東京で洪川と再開し、 大坂で医業を営んでいた、 神戸の禅僧、 禅の修行の経過をたどった。慥斎は佐藤一斎に学んで高知に戻った後、 妻木栖碧、 大沼枕山、 一般にも呼びかけられた集まりであった。 その三名とは、 慥斎に近しい人物が多いことから、 匡道慧潭を紹介され、 僧侶では後に東福寺管長となった済門文幢がいる。 また盲目の詩文家、 また、 洪川を盟主として上野麟祥院に禅結社、 在家禅者、 鳥尾小弥太 時期は不明であるが、 そこで慥斎は洪川の著書『禅海一瀾』を見て、 春日載陽とは二十年間の文通を経て、 (得庵)、 折を見つけて訪問し教えを乞うた。 棚橋松村、 この会に集まった人物には、 改めて主催者は慥斎であることが分かる。 大内青戀、 慥斎が明治七年、 その「会約」には入社の際には会員を介して また幕府大目付から名古屋県大参事を勤め 相国寺の禅僧、 山岡鉄舟である。 両忘社 教部省官員として西国地方八 荻野独園との交流もあった 更に重要な点は後の在家 (両忘会) 匡道からは 四十四歳の 慥斎の弟暁峰、 大休和尚との交流 を設立した。 その内容を 時初めて その他 「暮雲遠 次女

は他にもい 協会には 「明教新 鳥尾小弥太は、 謎 たが、 山岡鉄舟、 は 「明道協会録事」 護国、 明道協会にとってこの三名の協力は大きいと言える。 大内青戀、 仏法、 安心立命、 今北洪川が関わっている。 の欄をつくり継続的に記事を載せている。 四恩などを骨子として明治十七年一月、 鉄舟は副会長となり、 洪川は碧巌録の提唱もし、 青巒は庶務幹事に名を連ねている。 明道協会 (護国協会を改名)を設立した。 入室参禅も受けていた。 青巒が主催する 明道

欲し、 し、そこで大衆教化の為、 家として幅広い活動を行い、 山岡鉄舟は、 大内青巒は、 浅利義明に随学数十年、 剣においては久須美閑適斎に真影流を学び、 居士として在家主義の仏教を主張し、 『洞上在家修証義』を草し、 仏教思想普及のため尚和会、 遂に開眼し、 剣禅一如の一刀流を開いた。 社会福祉活動にも従事した。明治八年仏教新聞 曹洞宗在家教化の標準を確立したことは今日にも影響を及ぼすものである。 和敬会を起こし、また尊王奉仏大同団を結成した。 後井上清虎の門に入り、北辰一刀流を研鑽した。 鉄舟は公務の傍ら、 剣道場を経営し、 「明教新誌」を発行し、 猶一刀流正伝を極めんと ついで曹洞宗扶宗会を起 剣禅 如の立場に立 啓蒙思想

この三名の在家仏教の振興活動の間に協力関係が見られることは、その基礎に明治八、 九年を中心に開かれた両忘会の関係が、 なん

らかの役割を果たしていたのではないかと考えられる。

国泰寺や鉄舟寺の復興、

また全生庵の建立にも尽力した。

深い感化を及ぼした。社会公益事業に、

教育事業に、

災厄救助に協力し、

各宗の慈善事業、

各宗寺院の復興

て多くの弟子を養成し、

界に知られるようになったが、その遠因はといえば、 多くの若者が来て禅を学びに来るようになって、 慥斎は家族が殆ど禅を修するようになったことを喜んだ。 両忘会は明治十年九月洪川が鎌倉の円覚寺に移ったので、 居士禅が発展した。 洪川と慥斎の出会いによって始まった両忘会にあったのである。 上野麟祥院で修行していた在家者は円覚寺の居士林で修行するようになり、 特に次女鶴は熱心に摂心会に参加したことは慥斎も驚くほどであった。 その中には夏目漱石や鈴木大拙もいた。 鈴木大拙によって禅が世

### **界二節 結論**

## **弗一項 いくつかの発見について**

高知市民図書館平尾文庫にあるが、平尾道雄氏も気が付いていなかった。当時、 たことを強調しておきたい。 本論文では、 慥斎の明治以降の事績、 その主なものを挙げよう。 およびその考え 第 (思想) 一は、 について検討した。慥斎について研究した中でいくつかの発見があっ 「人民平均の理」 慥斎は、 **諭告の草稿は慥斎が書いたことである。** 大参事であった板垣退助と親しい関係があり

道改革においても背景には、一貫したこの精神、 生涯に亘って一貫していることである。「人民平均の理! に高知藩で六月祓を導入させた経験が役立ったことは疑いがない。第三は、 藩政改革に深く関わった結果成されたものである。 「天性本心」といったことは、 表現の違いこそあれ、 即ち 第二は、 見性経験の内実を表すものに他ならない。 「霊魂」があったことは明らかである。 一論告では 明治五年の府県に達した大祓復活について推進したことである。 「霊妙の天性」といい、 慥斎の考え (思想) 「喩俗 は天保五年三月十六日の見性経験以 更には自由平等の解釈は学校改革 人間霊魂自由権利譯述」では 明治三年

# 売二項 慥斎の価値─西村茂樹との比較─

した西村茂樹 本論文を纏めるにあたって、 (一八二八-一九〇二) 慥斎の提起した問題は伝統の継承であったことを指摘するため、 ³と比較してみる。 後に道徳の必要性を訴えて運動を起こ

来る。 略) で道徳の基礎となるべきものがなかった。西村は言う「是に於て人心の帰向する所は修身道徳を蔑視するの方に向ひ、又封建時代の種 伝統を否定した所に構築したものであった。 た西洋の思想や文化を受容するところに成立したのである」と言っている5。 の近代を構想することが決して不可能ではないにしても、 である。 は内発的であって、 蚏 7治五年の学制発布は我国の近代化教育の出発点として重要なものであることはいうまでもない。 ?治時代は日本の伝統思想と西洋思想との葛藤の時代であった。 夏目漱石は、 近世末期に多くの近代的な文化や思想への日本独自の胎動が存在していたことを認めるとしても、 道徳思想家、 渡辺和靖氏は、 西村茂樹は、 日本の開花は外発的である」と言っている4。 近世と近代について「近世 明治五年八月に頒布された学制の序文を読んで「一も仁義忠孝を教ふるの語なし」と言った。 欧米の制度を導入したが、 (江戸時代) 日本の近代は、 と近代 日本が急激に近代化 キリスト教を除いたものであり、 (明治以後) 実際にはそのような可能性をなぎ倒すように海外から流入し この断絶の著しい状態を明治初期の学制に見ることが出 明治四十四年の講演で「西洋の開花 の間には、 (西洋化) 明らかな断絶が横たわっている。 したことの弊害を指摘しているも しかし、それは西村の言うように、 そしてその延長線上に日本固有 なお且つ儒教を廃しているの (即ち) 般の 開花

誠 った。 ずとして、あらゆる思想を公平に見る中にも伝統に立脚した意識を感じさせる。 修身学社」 する者なし」と非難している。 村は、哲学および儒学を批判し、 している。 いるが、 の束縛を解きしを以て、 て使っている。このことは、早くから西洋思想に通じ、 に対して西村は であるとして『中庸』 その時に西村が根本に置いたのは、 当時の儒者、 西村の優れている点は、 哲学) を興したのであった。『日本道徳論』 「余大に是を憂ひ、 ノ精粋ヲ採リテ、 宗教家に対して「文明東漸の勢力に圧せられ、意気阻喪し、 国内の人心は肆然として放恣となり、 0) 「誠ハ天之道也」を引用し「余ガ日本ノ道徳ノ基礎トセントスル者ハ即チ此真理ニシテ」とこれを重要視 西村の憂いは文明開化によって起こる、 またそれぞれの長所を踏まえて、この 西洋思想の流入に際しても、 其粗雑ヲ棄ツルナリ」というように、 自らその其力を揣らず、 「天地ノ真理是ナリ」と言っている は晩年西村が、 東西を圧する知識を持ち、 独力を以て国民の道徳を維持せんと欲し」、明治九年に同志を集め「東京 其流弊の極まる所を知らず」と。 国家における道徳の重要性を説いたものである。 東洋思想の優れた面に立脚して伝統を放棄しなかったことにある。 伝統的道徳の欠如、 『中庸』の 東西思想の長短を比較して優れた部分を採用するやり方であ 「真理」であった。その 一も世間の風潮に抗して己が信ずる所を主張せんと 「儒教ニ非ズ、哲学ニ非ズ」「仏教ト耶蘇教トニ非 「誠は天の道也」を、 およびそれが齎す国家衰退であった。 西村は明治十年文部大書記官となって 「真理」とは 「真理」を説明する例証とし 「吾ガ一定ノ主義ハニ 「儒道ニ言フ所 それ

村と 年に書いた「喩俗 ことである。 点は三つ考えられる。 えたものであるとして、 慥斎においては、 「言忠信行篤教」とは言行共に誠があるということであるからて 「中庸」 高知藩においては六月の祓 の精神において一致している。 西洋思想導入に際して、 人間霊魂自由権利譯述」 一つ目は、 孔子の言葉「言忠信行篤教則雖適夷狄不可棄」 神道に通じ、 (大祓) 伝統に立脚している点においては西村と同様な精神を見出すことが出来る。 即ち伝統の優れた精神を保持している点において共通である。 においては、 高知藩喻俗司 を実現させ、 自主自由の根源は霊魂であるとして、 から神祇官 教部省に入って全国的に実施させることに尽力した。 中庸の を引用して「人間ノ第一 教部省に移り神道行政に関わり、 「誠は天の道也」と同じ意味である。このように慥斎は西 義ナリ」として文章を締め括っている もともと西洋思想ではなく伝統を踏 しかし、 積極的に変革しようとした その中で強調され 慥斎が西村と違う 慥斎が明 治

せた ある。 性的直覚によって神・儒・仏の本質を捉え、さらにはキリスト教においても同質の普遍性を見出したのであった 実事神道に基づいた 仏・耶の四教に通ずる道である。最晩年に禅の修行に打ち込んだのは、この霊性的直覚を更に深めるためであったからに他ならない および同第三節第三項)。 徳観を失わないようにしたという考えも、この霊性的直覚が背景にあることは疑いがない を取った。 る批判や。、 より西洋思想に対応出来るものと考えた。これは結局政府に受け入れられなかったが、 吉見幸和の実事神道を提唱したことである。 えられないだろうか。 「悔過自新」 (第二章第二節)。また、高知県の学校改革に於いても、 節第三項)、 「請革正神道議」 慥斎は霊性的直覚によって、 昭和二十一年に書かれた鈴木大拙の平田神道に対する厳しい批判を考えれば。、 の語は民心を安定させると共に道徳にも寄与するものであったろう。二つ目は、 更に教部省に移って府県に対する大祓導入に尽力したのも(第四章第二節)、 「神道改革案」 三つ目は、 その他の建言によって神道とは「天祖創業」の 慥斎の強調した 慥斎は霊性的直覚」。を持っていたことである。西村は、 を導入させようとしたのも 自主自由を「霊魂」「天性本心」「霊妙の天性」として解釈し、 「悔過自新」 慥斎は 「記・紀」 は霊性的直覚に至る道であると同時に、 従来の漢学、 を「幽渺荒誕」なものと扱うのではなく、実事と解釈することによって (第四章第三節)、この霊性的直覚を基にしているのである。 「王道王迹」であり、「神道即王道、 皇学を見直して新しく科目を設定し、 慥斎の提案は、 哲学、 (第三章第四節)。 神道解釈の変化を齎す可能性があったと考 霊性そのものでもある。 神道の解釈の可能性を提示したことで 更には再三に渡って政府に吉見幸和の 儒学を博捜し、短を捨て長を採る方法 先の徳重浅吉の大教宣布に対す 「人民平均の理」諭告に反映さ 王道即神道」 高知藩に大祓を導入し (第二章第1 基本的な倫理観、 であるような また神・ 一節第三項 慥斎は霊 ( 第 道

る。 えた認識の深さにあったのではないだろうか。 これら三つの点は、 慥斎の価値は、 激動の明治初期において西洋思想流入に際して、それに呑みこまれることなく、自らの足元を自覚し、 慥斎が 「霊魂」 Þ 「改過自新」 という語を使っている以上伝統的なものであり、 それが即普遍性を持つものであ 伝統を踏ま

七章第三節第

一項および同第四節第二項)。

および ここで改めて、 「喩俗 霊 慥斎の独自性はどこにあるか、について考える。 |魂自由権利譯述」(「譯述」と略記) における「霊魂自由論」である。 それは、 第二章で述べた「人民平均の理」 諭告 (「諭告」と略記)

ない、 う。 事情 際論」 誌 かれる以前、 にまだそれほど多く紹介されてはいない。 慥斎によって草稿が書かれたこの 慥斎は、 の発行は明治七、 を書き、 仏性と解釈出来る「霊魂」を置くというものであった (『二編』と略記)と考えられる。 明治三年閏十月八日に慥斎が福沢を訪問していることも12、 「諭告」および 自由の根本となる、 八年である。 「譯述」を書いた後、 慥斎が 「霊魂」を冒頭に示している(第二章第三節第一項)。 「諭告」 中村正直が J.S. ミルの『自由論』を翻訳したのは明治四年、 「自由」 なぜなら、 は、 明治三年十二月に発せられたことに注意してみれば、 明治四年から五年にかけて、『西洋事情外編』 の理念を取り入れた元となった書物は、 『二編』 同、 の 一部は 第二項)。 慥斎が福沢の考えに強く関心を持っていたことの証左であろ 「譯述」に大幅に引用されているからである「1。 慥斎においては、 福沢諭吉の、 (『外編』と略記)を基にした「人間交 この時点では、 刊行は翌五年である。 明治三年に刊行された 人間の中に、 西洋思想 西洋思想には 「諭告」 『明六雑 は 『西洋 が書 般

来、 基本理念として「霊魂」という表現を導入したことは、 らでは成し得なかったことではないか。 慥斎の独自性は、 外来思想である「自由」や まず第一には西洋近代思想の基本である「自由」、「平等」を、 「平等」について、 伝統思想との関連で語られることは少なかった。 神 • 儒・仏の本質に通じた深い認識を持ち、 人間存在の 「霊魂」 旧来の封建的身分制を打破する時 更には進取の気性に富んだ慥斎な を基に解釈したことである。

内各地の農民らに自主自由 1 て、 第二には、 明治三年十二月に発せられた 慥斎の 「霊魂」 の根拠が に基づく自由論は、 「諭告」 霊魂」 であることを説明するものであった。 は 抽象的な議論に終わったのではなく、 板垣退助 福岡孝弟を中心に成された改革の基本理念であった。 現実政治に応用されたことである。 また。 「譯述」 高知藩 は藩 にお

て、 されていない。 っきり認識されていない。 している点である。 第三は 忽ち一篇自由平等の大理を宣言するを見る」「4とあって、 慥斎の 周知の通り 「霊魂自由論」 そのことは、 また、 「諭告」 「諭告」を評価している平尾道雄氏であっても、 慥斎の独自性として重要であると考えられるが、 が、 は板垣退助監修の 「自由」 の概念を神・儒・仏の考えを基に解釈したことによって、その思想が過去の伝統と連続 『自由党史』の冒頭に掲げられている13。 「自由平等」 の重要性は謳われているが、 「諭告」について 前史を含む自由民権運動においては、 そこには、 慥斎の 「嗚呼維新草創の時に丁り 「霊魂自 はっきり認 由 論 は は

明 がその底にうかがわれ、 階級によらず職種によらず、 つなかで、 高知藩の改革指導者たちがこのような思想を汲みとったと見ることも、 ほのかに西洋的な天賦人権説のにおいが流れているではないか。 人間を人間として自覚させ、 自由を享受させることが王政の主旨だというのである。 あながち不自然とはいえまい15 (中略) はげしく流れこんでくる西洋文 人間尊 重 墨の思想

まり、 が、 とあって、 と共に政治的 侵害され 0 民撰議院設立建白書は、 なるものは、 「幸福安全」といった西洋的政治理念が中心である。 )専制政治に対抗する理論的根拠としての民権論, その綱領である 慥斎の ない 「天賦人権説」 権利を意味するだけのものとなった。ここにおいて「自 天の均く以て人民に賜ふ所の者にして」と天賦人権論が語られている。 自 「霊魂自由論」 声 「愛国公党本誓」は古沢滋によって成され、 が至る所で主張された。このように見れば、 もっぱら有司専制批判が中心であり、 を称揚しているが、 は 「天賦人権論」 自由」 の中に隠れてしまっている。 即ち、 民撰議院設立の議論以降 平等」 その自由とは政治的束縛を受けないという意味であり、 の基と書かれている その設立すべき理由は そこには 慥斎が 迪 0) 「霊妙の天性」や 「霊魂自由論」 神 明治七年一月に設立された愛国公党は慥斎も参加している 儒 慥斎の 「霊妙の天性」 ・仏に通ずる伝統的な意味は消え去り、 自由民権運動の始まりとされている、 「人民の通議権利」、 「霊魂自由論」 を主張したことは、 「霊魂」 ||「霊魂」 などの語はなく、 は消え、 帝国の には言及していな 「自由」 自由民権運動は、 「維持振起」、 自由と人権は国権に を外来思想とし 「斯の通義権利 同年一 天賦 人権論 人民の 月の 政 0 府

のであると言って間違いないであろう。

てではなく、 神 儒 仏の伝統的な立場に立ち、 過去の思想と連続しているという意味において、 慥斎の独自性を示す価値を持ったも

# 第三節 これからの課題―江藤新平など―

慥斎研究のこれからの課題の一つとして江藤新平との関係を挙げよう。

たが、 宣布」 で、 朝廷ニテ行フ所ノ王道王政ニテ、 明治五年に教部省がつくられたが、 名前は出てこない。 の上司であった三島通庸、 て、 である点は同じであるが、 が挙げられるであろう。 十年教部省も廃省となった。 であった。 明 特に神道というものは存在しないというものである。 慥斎が接触しようとした人物の中に教部省をつくったといわれる江藤新平がいる。 、治維新は激動の時代であり、特に明治十年までは国家の方向を定めるべき重要な時期であった。宣教使の活動が失敗に終わった後、 「三条の教則」 早くから信教の自由を表明していることから、 信教の自由を前提にせざるを得ない以上、 唯 がそれに相当するであろう。 そのようなやり方が島地黙雷の政教分離・信教自由の批判と攻撃を招いたのであった。 慥斎が入省したとき山之内時習の名前が 「教法ハ人民の信従ニ任セ」として信教の自由を認め、 高崎五六の名前は出てくるが、 その理由の大きなものとして、 別ニ神道ト号スル一種ノ道アルコトナシ」という考えであった。 その大きな理由はキリスト教の防御であり、 慥斎は 布教によるしか方法はなかった。 平田派の薩摩閥の人物とはそりがあわなかったであろう。 明治六年に教部大録として同僚であった田中頼庸、 では「王道王政」とはなにか。 「三条の教則」については、 平田神道を背景とする薩摩系を中心とする人物の強引な宗教性の強 「鹿児島縣人山之内時習等為同僚」とあるのみである。 三条の教則を基にした神仏合同の大教 とりわけ「神道即王道、 教部省官員として当然推進していた立場であっ しかし、 明治国家においては「五箇条の誓文」「大教 結局、 つまり、 明治八年に大教院は解散 王道即神道」という「今日 現今の朝廷の政治のみあ 山 慥斎の考えは神主仏従 下政愛、 日記を見ても、 (神道) そのような中 後醍院真柱の 教部省 の布教 運営 同

江藤は、 法制面で近代化に尽力し、 数々の官制改革案を起草した。 明治四年には教部省設置を建議し、 翌年の設立当初、 自ら教部省

の権 獨リヲ愼シマシムルコト」であり、 御用掛となった。 教部省の役割についても重視していた。 は 文部省は芸学即ち学問のみを担当するという江藤の考えを継承していることによると考えられる20。 は教部省に分担されるべきことが書かれている。 藤の立案した 制を欧米の模倣ではなく、 「儒佛ト力ヲ併セ、 執法の権 即ち道学とは修身道徳、芸学とは学問と理解してよいだろう。前記の 「教部云々之議」19の冒頭には、 行法の権、 江藤は三権分立制の導入に熱心に取り組んだが、 以テ、 強く伝統を意識した上での変革を考えていたことが見て取れよう。また、江藤には道芸二学論があり18、 人民ヲ教導シ、 訴獄の権、 芸学とは 兵馬の権」 善ヲ奨メ悪ヲ戒メ心ヲ正クシ、意ヲ誠ニセシメテ人ノ人タルヘキ道ヲ行カシム」゜¹として 「万物ノ理ヲ窮メ千載ノ事ヲ明ラメ、 道学とは「人ノ心ヲ正クシ、善ヲ勧メ悪ヲ茁ケ、人ノ人タルヘキ務ヲ行ハシメテ、 先に触れた西村茂樹の学制の序文に対する批判「一も仁義忠孝を教ふるの語なし」は であり、 いずれも天皇の掌握する権限としている「?。このことを見ても、 もともと日本の国体は五権であると考えていた16。 人情ノ微ヲ詳ニシ知識才能アルニ至ラシムル」こと 「教部云々之議」には 江藤は「道学教化ノ事」について 「芸学」は文部省に、「道学」 五権とは 能ク 教化 江

け入れられるものであったのかどうか興味のあるところである。 宮遷座・天皇親祭という強固な祭政一致体制を求めていたゴことも慥斎には見られない。 するという大筋については慥斎と同じであるが、 中で終わっている。 在の為会う事は出来なかった23。 「儒教ヲ存ス」25) このような江藤の考えに対して、慥斎は教部省設立当初、 「文部ト教部ハニニシテー、一ニシテニ」という考えや、 井上が司法卿の江藤に陪従して洋行するとの報に接し これらことは、 を引用して再度江藤に自己の意見の 後、 慥斎は江藤と、 木下某や、 文部、 門下生の宮崎辰吉や西森真太郎 教部省の考えについて強く議論を欲していたことを示している。江藤は伝統を継 教部両省について考えの違う点も見られる26。 「裁正」を求めようとした。 江藤に自己の考えの是非を問い質す為に、 「王道即神道」 「贈井上君陪江藤司法卿洋行序」を書き24、 慥斎と江藤とは 論に対して意見を質しに行ったのではないか。 (西森姪) 明治七年の民撰議院設立の会合では同席している筈 結局江藤の洋行は中止となった為、 果たして慥斎の らを仲介として、井上毅と意気投合した慥 江藤を訪問した220 また江藤が、 井上の 「王道即神道」 「存儒論」 福羽美静と共に神 この文章は途 論は江藤に受 恐らく慥斎 しかし、 (正しくは 不

であるが、互いの関係はこれ以上分からず今後の研究課題である。

が、 には外国人であっても およびニコライ、 ている部分がある280 まで述べた慥斎の伝統を踏まえた深い認識があり、 て決して 慥斎は、 明治七年に書かれた史料の中で、 「敗闕」を取らないという強い自負が窺える。この場合は、 江藤新平との関係に見たとおり、若くとも優れた人物との交流を望んだ。また、 そこには自分自身はニコライや中村正直、 (フルベッキについては第一章第四節参照)、 慥斎が 「教法革新ノ議」 改革に対する強い思いが感じられる。 の提案をしたことに対して、それは無益であるとの謗りを受け、 福沢諭吉と議論してきたことが表明され、 訪問して堂々と議論していた。 「教法革新ノ議」についての議論であるが、 慥斎の伝統に対する認識に対して、 相手が大家と評される人物であっても、 第四章第三節三項でも取り上げた 更に、それらの議論に対し その背景には、 江藤新平 憤慨し 更

親しい 平太) 馬なぞ知る人もなかったが、 河田小龍 坂崎紫瀾は慥斎の弟子であり、 るが、その交流がどのようなものであったのかを探ることはこれからの課題である。 知を往復して、その間江戸での佐藤一斎からの教えを受け、 えよう。本研究は慥斎の明治時代を中心にしたので、 第四節 以上で不十分ながら慥斎の足跡をたどり、その考え との関係、 関係があった。 は慥斎の受業の弟子であるし、 その他の課題 また藩主山内容堂との関係はどうであったのか。 中村正直、 これだけ周辺の関係があれば、 人に知られるようになったのは坂崎紫瀾が明治十六年、 福沢諭吉らとの交流が、 龍馬の兄権平とは慥斎の日記に親しい様子が書かれ、 海援隊の長岡謙吉や、 当然ながらそれ以前の研究は不足している。 如何なるものであったかを究明することはこれからの課題である。 慥斎と龍馬とは何らかの関係は想定されよう。 (思想) 当時の知識人安井息軒、 や影響を考察してきたが、 龍馬の姉の子であり、 坂本龍馬との関係も気になる所である。 幕末の動乱期、 安積艮斎、 小説 海援隊の幹部としても活躍した坂本直と慥斎とは 龍馬に海洋貿易の重要性を説いたといわれる画家 最後に慥斎研究について、 『汗血千里の駒』 若山勿堂、 慥斎は四十四歳以降頻繁に江戸と高 土佐藩では吉田東洋、 また、 慥斎存命中は 西郷南洲 を書いてからである。 河田廸斎らが日記に登場す その他 **隆** 盛) 武市 般に坂本龍 の課題を考 とは日記 :端山 半

注 慥斎自信および慥斎の与えた影響を研究することは、 泥舟の維新の功労者、 えないが、三条実美、 れなかったのは、 影響や民撰議院設立建白と慥斎の関わりは、 足から慥 関係を知ることは今後に残されている。 によれば幕末明治に二回も面会しいて親しい関係があり、 六章第六節第一項を見れば理解出来よう。 部である。 慥斎の関係者についての一次史料は少ない。特に板垣退助、 その関係を解明することは宗教行政の一端を明らかに出来る可能性がある。 **、斎の神道についてはまだ研究の余地があると考えられる。** 調べていけば慥斎の人脈は更に広がるであろう。 それらの人物を含めて慥斎との関係を示す証拠が極めて少なかったからであろう。慥斎の官位はそれほど高いとは その他、 西郷南洲 明治維新前においても、 (隆盛)、大久保利通、 その他、 慥斎の弟子についても、 まだ筆者の追及していない部分である。 教部省関係者では鴻雪爪は日記にも登場し、 日本近代史において更なる広がりを齎すであろう。 木戸孝允、 安井息軒を代表とする当時の知識人らとの幅広い人脈を持っていたことは、 明治になってから木戸孝允、 福岡孝弟、 本研究は慥斎研究の入り口に過ぎないが、 板垣退助、 また、 相当な数に登ると考えられ、 鴻雪爪などについてそのことが言える。今まで慥斎が研究さ 慥斎の自由民権運動との関連においても、 佐佐木高行など政府高官、また山岡鉄舟、 最後に本研究においても筆者の神道に対する知識の不 勝海舟などを訪問しており、それらの人物との 両者の関係を示す書簡の写しが残ってお 六章の史料に示した氏名はそのほんの 他の人物との関連において

植木枝盛などへの

1

3

勝海舟、

高橋

<sup>『</sup>明 治憲政経済史論』、 有斐閣書房、一九一九年

板垣退助著 一 九 一九

西 年 村茂樹は幕末の下総国佐倉藩士、 (一八二八) 江戸の佐野藩 (佐倉藩支藩) 文部官僚、 邸に生まれる。 道徳思想家。 幼名を平太郎、 天保八年佐倉藩の成徳書院に入る。 のち鼎、 さらに茂樹と改め、 同十二年安井息軒らに学ぶ。弘化 晩年は泊翁と号す。

る。 る。 同十二年東京学士院会員に推される。同十七年東京修身学社を日本講道会と改め、 Š, 三年大塚同庵に 講を兼任 明治三十五年 同十九年宮中顧問官。 同五年友人木村軍太郎に蘭書を学ぶ。文久元年手塚律蔵の門に入り、 (翌年辞職)。同九年文部大丞、また宮内省御用掛となる。この年、東京修学社を創設する。同十年、文部大書記官となり、 同四年印旛県権参事。 西洋砲術を学ぶ。 (一九〇二) 七十五歳で没す(『国史大辞典』第十巻、 同二十年日本講道会を日本弘道会に改称。同二十一年華族女学校長を兼ねる。 嘉永三年、 同六年文部省に出仕し編書課長となる。 父没し家督を継ぎ、 藩校温故堂都講となる。 吉川弘文館、 蘭・英学を学ぶ。 同年森有礼の提起を扶けて明六社を組織する。 会長となる。 一九八九年)。 同 匹 明治元年佐倉藩年寄役となる。 年、 同十八年東宮の教育世話を命ぜられ 佐久間象山 同二十三年貴族院議員とな に西洋砲術 同一 兵法 同八年侍 年佐 を学

4夏目漱石『夏目漱石集』(一)、筑摩書房、一九六一年、 三九一頁。

。『概説 日本思想史』ミネルヴァ書房、二〇〇五年、二一八頁。

高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四-五三「喩俗 稲田社会科学総合研究』、第一〇巻三号、二〇一〇年三月二十五日発行、 人間霊魂自由権利譯述」、 六七頁。 翻刻は島善高 「奥宮慥斎日記」 明治時代の部 (四)、『早

▽宇野哲人『論語新釈』講談社、一九八○年、四六六頁。

第四章「おわりに」にある徳重浅吉の批判。

9鈴木大拙は リスト教を基にして平田神道の劣等性を非難している。 四四 日本的霊性的自覚と神道」 (『鈴木大拙全集』 第九巻、 岩波書店、二〇〇〇年、九二 - 一二七頁)において仏教やキ

性的直覚」とは「霊性」に目覚めさせる精神および「霊性」そのものと言うことも出来よう。また、大拙の「霊性」は慥斎の「霊魂 を包んで、二つのものがひっきょうずるに二つでなくて一つであり、また一つであってそのままふた打つであるということを見るも かも映発するようにならねばならぬのである。これは霊性的直覚または自覚によりて可能となる」(同一七頁)と言っているので、「霊 のがなくてはならぬ」 「霊性的直覚」は鈴木大拙が『日本的霊性』(岩波書店、一九七二年)で使った表現。そこで大拙は「霊性」を を説明した後、「いわば精神と物質の裏にいま一つの世界が開けて、前者と後者とが、 互いに矛盾しながらし 「なにか二つのもの

に当る。

云ヒ、 守ルハ万人ニ具ハリタル天性ニテ、 りである。「英語に シテ我儘放蕩逸興ノ趣意ニ非ス、他ヲ害シ私ヲ利スルノ義ニ非ス、唯心身ノ働ヲ逞シテ人々互ニ相妨ケス、以テ一身ノ幸福ヲ致スヲ セント死ヲ以テ誓ヒシ也、 自然ノ通義ヲ行ハシメテ、 為ネハナラヌ、心ニ思ハヌ事ヲモ枉テ行ネハナラヌナトヽ心苦シキ事ノナキ趣意ナリ、 モ差ツカヘナシト云事也、 日発行、六六頁) ナトノ字ヲ」(島善高「奥宮慥斎日記」 云ナリ、 ノ自由トハ、何宗ニテモ人々ノ信仰スル所ノ宗旨ニ帰依セシムル也、千七百七十年代亜米利加騒乱ノ時′ ||三編| 我ニ自由ヲ与フルカ、否ナレハ死ヲ与ヘヨト唱ヘシモ、英国ノ暴政ニ苦シム余リ、 、等ノ事也、 自由ト我儘トハ動モスレハ其義ヲ誤リ易シ」(同六七頁) 0) 部 また、「訳家云自由トハ一身ノ好ムマ、ニ事ヲ為シテ、 (『福沢諭吉全集』第一巻、 「リベルチ」ト云ハ、先自由自在ト云義ニテ、漢訳ニコレヲ自主トモ自専トモ自得トモ自若自主催任意寛容従容 又御免ノ権化、 邪魔ヲセヌ事也、 譬へハ読書手習ヲ終リ、 当時有名ノ「フランキリン」ト云人云、 殺生御免ノ川ナト云御免ノ字ニモ当レリ、又好悪ノ 人情ニ近ケレハ家財富貴ヲ保ツヨリモ重キ事ナリト、 - 明治時代の部 開板ノ自由ト云へハ、何等ノ書ニテモ板行勝手次第ト書中ノ事柄ヲ咎メサル事也、 岩波書店、一九五八年、 遊ヒテヨシト(中略)ヨリ子供へ許シ、公用了テ役所ヲ退キテモヨシト上官ヨリ (]] 『早稲田社会科学総合研究』第十巻第二号、二〇〇九年一二月一五 我身ハ居ニ常処ナシ、 四八六 - 四八七頁) 窮屈ナル思ナキヲ云、古人ノ語ニー身ヲ自由ニシテ自カラ 故二政事ノ自由ト云へハ、其国ノ住人へ天道 (中略) テキルト云義ニテ危キ事ヲモ犯シ、 民ヲ塗炭ニ救ヒ、 (中略) 又上ヨリ下へ許シ、コノ事ヲ為テ は 自由ノ存スル所即我居ナリト、 「譯述」 に引用され、その部分は次の通 亜人ハ自由ノ為メニ戦フト 一国ヲ不羈独立ノ自由ニ (中略) 決

島善高 「奥宮慥斎日記」 明治時代の部 =『早稲田社会科学総合研究』 第十巻第二号、二〇〇九年一二月一五日発行、 六二

頁参照。

□3 『自由党史』(上)、一九五七年、二九 - 三一頁

14 同、三一頁。

□5 平尾道雄『土佐百年史話』浪速社、一九六八年、二五〇 - 二五一頁。

- 1 6 島 善高 『律令 制 から立 憲制 ^ \_ 成文堂、 二〇〇九年、 七 1 七二頁を参照し
- 1 7 同 右
- 1 8 会、二〇〇六年一〇月一日発行、三二 - 四四頁、 大間敏行「江藤新平の教育構想 -「道芸二学ヲ開ク」の展開と帰結 を参照した - 」『日本の教育史学 (教育史学会紀要 第四九集)』、 教育史学
- 『江藤新平関係文書』(マイクロフィルム、 北泉社) R一五 - 二八二 - 六。
- 20前掲、 大間敏行 「江藤新平の教育構想 - 「道芸二学ヲ開ク」の展開と帰結 - 」三九頁
- 21前掲、『江藤新平関係文書』 R一五 二八二 六、また、 藤新平の教育構想 -「道芸二学ヲ開ク」の展開と帰結 - 」 前掲、 四〇頁にも引用されている。 島善高『律令制から立憲制 へ』一七五頁、 および前掲 大間敏行 江
- 22島善高 24島善高 23同右 頁の下段、 「鉄舟と兆民と梧陰と」『井上毅とその周辺』木鐸社、二○○○年、一九○ - 二○○頁には 「奥宮慥斎日記」 原典は、 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥斎著書、受入番号三七「文稿、中巻」の中の「贈井上梧陰陪江藤司法卿洋行序」。 - 明治時代の部 (六) - 『早稲田社会科学総合研究』、 第一一巻二号、二〇一〇年一二月二五日発行、 「贈井上君陪江藤司法卿洋行序
- の考証が為され、 慥斎と井上毅の関係が詳しく述べられている。
- 25『井上毅傳 史料編』 第三、 國學院大學図書館、一九六九年、 四九七 - 五〇〇頁。
- 26前記、 二進マシムルノ文部ナリ」と説明していることから、 慥斎の 「文部ト教部ハニニシテー、一ニシテニ」 は「文部ハ天下ノ諸生ヲ教育スルノ教部ニシテ、教部ハ天下ノ愚民ヲ文明 江藤の、 教部・文部両省に対する道芸二学論とは少し違うように思われる。
- 2 7 三六輯)、 阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」 國學院大學日本文化研究所、 一九七五年、 | 井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』(『國學院大學日本文化研究所紀要』第 三八頁。
- 2 8 「試に問、 今神官僧侶ノ都下ニ集マル者ノ中、 彼、 ノ魯ノ司祭尼括烈ト教法ノ問答ヲ為シテ首尾ヨク議論シ、 旗鼓相当ルモノ果シテ幾

六六

中村、 人ソ、 福沢等)トー舌戦ヲ挑ミ、必其敗闕ヲ取ラサルヲ保スル者幾千人カアル」(高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四-六二「教法 況ンヤ渠ヲシテ降旗ヲ上ケシメ、凱歌ヲ奏セル果シテ其人アリヤ否、 外国教師ハ姑ク置キテ、 内国中ノ教法学士等 ([割注]

革新ノ議」)。これが明治七年に書かれたことは第四章第三節第三項参照。

## 原史料

高知市民図書館奥宮文庫、
受
人番号一
匹
「式部寮より-
大祓
考安
弁
祓詞
考
前考按相添更ニ打
ヘニ
扫合
有
を
ニ 付
回答
旁
掛合
室

`	`	`	`	`
受入番号二-三七	受入番号二-二五	受入番号二一一一	受入番号一-四七	受入番号一-四〇「覚
「請假選教典議」。	「人間交際論、下」。	「人間交際往来、上」。	受入番号一-四七「奥宮正由再拝謹草」。	「覚」。

、受入番号二-五二「喩俗大意」。

、受入番号二-四三「大内青巒神仏混淆改正之議」。

、受入番号二-五六「訓蒙人間交際論」、受入番号二-五三「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」。

、受入番号二-六七「皇朝身滌規則」。

、受入番号三-一九「宗旨問答」。

、受入番号三-二〇「事務」。

、受入番号三-三九「聖学問要」。

、受入番号三-五七「建白」。

、受入番号三-五八「訓童人間往来」。

- 、受入番号三-六二「更張県学議」。
- 、受入番号三-七三「神魂問答」。
- 、受入番号三 八三「蒼龍老師近稿」。
- 、受入番号四-五三「喩俗 人間霊魂自由権利譯述」。
- 、受入番号四-六二「教法革新ノ議」。
- 、受入番号五 六「縣学議案」。
- 受入番号六 四「奥宮氏系図扣」。
- 受入番号六-三〇「教法論」。
- 、受入番号六-四七「神道革正議、第三号、

請革正神道議」。

一受入番号六-四八「請革正神道議按」。

受入番号六-五〇

「第一号

神道革新建議」。

- 、受入番号六-五四「人間交際論」。
- 、受入番号六-六〇「方今」。
- 受入番号六 六七「同盟名簿」。
- 受入番号六-八八「人間交際往来」。
- 受入番号六-九四「人民平均ノ議」。
- 、受入番号六-一〇五「宗教議按」。
- 、受入番号七‐三「庚寅陪従録」から七‐五七「日録、明治八年、九年日記」まで。

受入番号七一二〇「晦堂日抄、嘉永七甲寅集」。

、全集慥斎著書、受入番号二「神道大綱私淑抄」。	、全集慥斎著書、受入番号一「神道弁」。	、受入番号六二「慥斎存稿」。	、受入番号六〇「慥斎先生自筆甲寅東行日記」。	、受入番号四九~五九「慥斎先生日記」一~一一。	、受入番号四八 - 一「慥斎先生遺稿」・巻上。	、受入番号四四「問目」。	、受入番号三七「文稿、中巻」。	、受入番号三六「文稿、上巻」。	、受入番号七-五七「日録、明治八年・九年日記」。	、受入番号七-五五「古過治行」。	、受入番号七 - 五一「壬申日録并癸酉改暦日抄」	、受入番号七-四九「備忘日録」。	、受入番号七-四八「東京日記」。	、受入番号七-四七「西巡紀程 天 稿本」。	、受入番号七-四五「西巡紀程」。	、受入番号七 - 四〇「日録」。	、受入番号七 - 三八「敬簡斎日抄」。

、全集慥斎著書、受入番号四「皇朝身滌規則」。

『飲醍醐』(明治十一年八月三十一日御届、	『江藤新平関係文書』(マイクロフィルム、				高知市民図書館平尾文庫、							
月三十一日御届、著作人中教正今北洪川、出版人静岡縣士族妻木頼矩、	イクロフィルム、北泉社)R一五 - 二八二 - 六。	受入番号三八三、「鷹雑記二」。	受入番号二八、「修史餘録二八維新編」。	受入番号二七、「修史餘録二七維新編」。	受入番号二五、「修史餘録二五維新篇」。	草稿、受入番号、一四四「草稿」。	名家手簡、受入番号二「佐藤一斎先生手簡」一巻。	全集慥斎著書、受入番号六二「慥斎存稿」。	全集慥斎著書、受入番号四八「慥斎先生遺稿 巻上」。	全集慥斎著書、受入番号四五「慥斎先生俗簡録」。	全集慥斎著書、受入番号三七「文稿、中巻」。	全集慥斎著書、受入番号二四「更張縣学議案」

「故奥宮正由履歴書類 贈位申請時」(東京大学史料編纂所、区分 特殊蒐、請求記号 維新史料引継本‐追加‐二○)の「奥宮正由略伝」。

中央図書館

(四階古書資料庫)

所蔵。

發兌書肆

江島喜兵衛)

早稲田大学

「社寺取調類纂」一六六、マイクロフィルム版、藤井貞文編圭室文雄校訂、雄松堂フィルム出版、一九八三年。

「神仏混淆改正之議」 〈熊本県下平民農大内晴巒〉、国立公文書館本館-二 A-○三一-○八・建○○○四九一○○。

「東京雑記♡」(小栗憲一の記録帳、大分県善教寺所蔵)。

「明教新誌」第二○九号、一六四二号、一六四四号(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文

庫所蔵)。

『東京日日新聞』明治一七年一月一五日(国立国会図書館新聞資料室)。

### 翻刻史料

安部正人『泥舟遺稿』国光社、一九〇三年。

石田梅岩著、足立栗園校訂『都鄙問答』岩波文庫、一九三五年。

今北洪川『禅海一瀾』岩波書店、一九三五年。

今北洪川『蒼龍広録』第一巻および第三巻。

『岩倉具視関係文書』第七、日本史籍協会、一九三四年。

木戸公伝記編纂所 編纂『木戸孝允文書』第五、日本史籍協会、一九三〇年。

宮内庁[編]『明治天皇紀』第二、吉川弘文館、一九六九年。

島内登志衛 [編] 『谷干城遺稿』四、東京大学出版会、一九七○年。

島本仲道 編集『青天霹靂』出版人 今泉巌、明治二〇年(一八八七)出版。

島善高、 「奥宮慥斎日記」 明治時代の部(一) ı 『早稲田社会科学総合研究』、 第九巻三号、二〇〇九年三月二五日発行。

明治時代の部 『早稲田社会科学総合研究』、 第一〇巻一号、二〇〇九年七月二五日発行。

明治時代の部 =『早稲田社会科学総合研究』、 第一〇巻二号、二〇〇九年一二月二五日発行。

明治時代の部 (四 『早稲田社会科学総合研究』、 第一〇巻三号、二〇一〇年三月二五日発行。

明治時代の部 五 『早稲田社会科学総合研究』、 第一一巻一号、二〇一〇年七月二五日発行

明治時代の部 <u>六</u> 『早稲田社会科学総合研究』、 第一一巻二号、二〇一〇年一二月二五日発行。

明治時代の部 七 『早稲田社会科学総合研究』、 第一一巻三号、二〇一一年三月二五日発行。

明治時代の部 八 『早稲田社会科学総合研究』、 第一二巻一号、二〇一一年七月二五日発行。

明治時代の部 九 『早稲田社会科学総合研究』、 第一二巻二号、二〇一一年一二月二五日発行。

明治時代の部  $\widehat{\pm}$ 『早稲田社会科学総合研究』、 第一二巻三号、二〇一二年三月二五日発行。

東京大学史料編纂所『保古比呂飛』(佐佐木高行日記) 四、 東京大学出版会、 一九七五年。

明治時代の部

(完

『早稲田社会科学総合研究』、

第一三巻一号、二〇一二年七月二五日発行。

丁野遠影編『土佐藩政録』、歴史図書社、一九八〇年。

得庵会編集『得庵全集続編並年譜』得庵会発行、一九三四年。

中江篤介『中江兆民全集』一七、岩波書店、一九八六年。

中江篤介『中江兆民全集』別巻、岩波書店、一九八六年。

一葉憲香、福嶋寬隆編集『島地黙雷全集』第一巻、日本仏教普及会、一九七三年。

松永昌三編『中江兆民評論集』岩波書店、一九九三年。

山内家史料『幕末維新』第一三編(第一六代豊範公紀)、一九八八年。

##R### 勇退雪冤録』(明治一五年六月九日御届、編輯人、遊佐發、出板人、渡部虎太郎)。

## 研究論文

池田英俊 「大内青巒の教化思想と教会結社をめぐる問題」『宗教研究』二六八号、一九八六年六月。

板垣退助 「我国憲政ノ由来」『明治憲政経済史論』、有斐閣書房、一九一九年。

伊藤勲「板垣退助の自由主義運動」『法学新法』第七十一巻第九号、中央大学法学会、一九六四年。

内山秀夫「解題小林雄七郎小論」 復刻『薩長土肥』、慶応義塾福澤研究センタ― 近代日本研究資料八、(発行者)坂井達朗、二〇〇一

大久保利謙「愛国公党結成に関する史料―奥宮慥斎の日記から―」『日本歴史』(第四八八号)、吉川弘文館、 九八九年。

奥宮正治 口演「土佐に於ける王学の系統」(『陽明学』鉄華書院、 第一五号、 明治三〇年発行)。

小畑隆資 「板垣退助と自由民権運動」『(岡山大学) 法学会雑誌』第二八巻第三・四号 (通巻九九号)。

「中野健明の高知巡視と奥宮慥斎のキリシタン教諭について」『キリシタン研究』第五輯、

吉川弘文館、一九五九年。

加納彛軒 「奥宮慥齋暁峰兄弟事跡」『土佐史檀』一〇号、一九二四年。

片岡弥吉

阪本是丸 「近世国学者に見る神道の政治性と宗教性 - 吉見幸和と岡熊臣 - 」『近世・近代神道論考』弘文堂、二〇〇七年。

「日本型政教関係の形成過程」、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』、

第一書房、一九八七年。

島善高「自由民権と禅」『日本歴史』(第六三七号)吉川弘文館、二〇〇一年。

阪本是丸

島善高 「鉄舟と兆民と梧陰と」『井上毅とその周辺』木鐸社、二〇〇〇年。

島善高 「中江兆民と禅」『日本歴史』第六七〇号(三月号)、吉川弘文館、二〇〇四年

島善高「山岡鉄舟と禅について」『比較文化の可能性』、成文堂、二〇〇七年。

下村公彦 「高知藩における明治三年の改革とその周辺」『高知県立歴史民族資料館研究紀要』 第一 号、 九九一年。

鈴江英一 「第三講 禁教は解かれたか」『キリスト教解禁以前』、 岩田書院、二〇〇〇年。

鈴木大拙 「日本的霊性的自覚と神道」『鈴木大拙全集』第九巻、 岩波書店、二〇〇〇年

鈴木裕子 「明治政府のキリスト教政策 - 高札撤去に至る迄の政治過程 - 」 『史学雑誌』第八六編第二号、 一九七七年。

大間敏行「江藤新平の教育構想 - 「道芸二学ヲ開ク」の展開と帰結 - 」『日本の教育史学(教育史学会紀要 第四九集)』、 教育史学会、

1○○六年一○月一日発行。

高木博志 「神道国教化政策崩壊課程の政治史的考察」『ヒストリア』第一〇四号、 大阪歴史学会、一九八四年

高瀬重雄 「鳥尾得庵と明道協会の運動について」『支那仏教史学』第七巻・第二号、 法蔵館、 九四三年。

高谷道男編訳『フルベッキ書簡集』、 新教出版社、一九七八年。

武知正晃 「明治初年の長崎における大教宣布運動について」『日本思想史研究会会報』第二○号衣笠安喜先生追悼特別号、二○○三年

鳥尾得庵 「明道協会要領解説」『明治文化全集』第一一巻、日本評論社、一九二八年。

西村茂樹 「日本道徳論」『西村茂樹全集』第一巻、 思文閣出版、二〇〇四年

藤井貞文 「宣教使の研究」(上)『国学院雑誌』(昭和一八年五月号)国学院大学雑誌部、

一九四三年。

一九四二年。

藤井貞文 「宣教使の研究」(下)『国学院雑誌』(昭和一八年六月号)国学院大学雑誌部、 一九四三年。

「明治政府の長崎縣布教」『国学院雑誌』第八一巻第一二号 (通巻五八○号)、 皇典講究所、

藤井貞文

星野光樹 「明治期における大祓の成立に関する一考察」『神道宗教』第一九八号、 神道宗教学会、二〇〇五年。

星野光樹 「明治八年式部寮達 「神社祭式」の制定に関する一考察」『日本文化と 神道』第三号 (Japanese culture and Shinto No. 三) `

文部科学省二一世紀CEOプログラム、国学院大学「神道と日本文化の国際的研究発信の拠点形成」、二〇〇六年。

三上昭美 「明治政府のキリスト教政策」『近代日本の形成と宗教問題』、 中央大学出版部、 九九二年。

三好祥子 「明治初期のキリスト教政策の転換に関する一考察」『お茶の水史学』第三五号、一九九二年

松村巖 「陽明学者奥宮慥齋」『土佐史檀』 四〇号、 一九三二年。

丸山信 「小林雄七郎の生涯」『三田評論』 五九八号、 一九六一年。

村上格山 「明治初年の対耶蘇政策考」 『国史論篡』、 躬行会、 一九四二年。

安岡昭男 「岩倉使節と宗教問題」『近代日本の形成と宗教問題』、中央大学出版部、一九九二年。

安永祖堂 「禅語としての「自由」をめぐって」『臨済宗妙心寺派教学研究紀要』第二号、 妙心寺派宗務本所教化センター、二〇〇四年。

山下重一・小林宏編一九九八長岡史双書 no. 三七『城泉太郎著作集』、一九九八年。

#### 研究図書

赤松徹真[ほか]編『真宗人名辞典』、法藏館、一九九九年。

朝倉治彦 編『明治官制辞典』東京堂出版、一九六九年。

飛鳥井雅道『中江兆民』、吉川弘文館、一九九九年。

阿部秋生『吉見幸和』春陽堂書店、一九四四年。

家近良樹『浦上キリシタン流配事件』吉川弘文館、一九九八年。

池田英俊『明治の新仏教運動』、吉川弘文館、一九七六年。

板垣退助『立国の大本』忠誠堂、「一九一九年九月序」。

板垣退助監修『自由党史』(上) 岩波文庫、一九五七年。

井上順孝・阪本是丸編著 『日本型政教関係の誕生』(『國學院大學日本文化研究所紀要』第三六輯)、 國學院大學日本文化研究所、 一九

七五年。

井上哲次郎『日本陽明学派之哲学』、冨山房、一九〇〇年。

宇多友猪『板垣退助君伝記』第一巻、原書房、二〇〇九年。

宇野哲人『論語新釈』、講談社、二〇〇一年。

小川原正道、『大教院の研究』、慶応義塾出版会、二〇〇四年。

荻野獨園『近世禅林僧宝伝』(第一巻)、思文閣、一八九○年。

小倉鉄樹炉話 『ハールffiおれの師匠』(石津寛、 牛山栄治手記)、小倉鉄樹師顕彰会製作・発行、 一九三七年。

金子帰山 (宗一) 編『皓台寺誌』海雲山皓台寺、一九八六年

金谷治訳注『大学・中庸』岩波文庫、一九九八年。

慶応義塾 編纂『福沢諭吉全集』第一巻、岩波書店、一九五八年。

『高知県史』近代史料編、高知県編集発行、一九七四年。

『高知県人名事典 新版』刊行委員会 編『高知県人名事典 新版』 高知新聞社、一九九九年。

高知市史編纂委員会 編集『高知市史』(上巻) 一九五八年。

タン・コーンガイで 1977年 1977年 1977年 1977年 1978年 1

『高知市民図書館所蔵特設文庫総合目録』

(上巻)、

高知市民図書館、

一九九九年。

高知新聞社編『土佐百年史話』浪速社、一九六八年。

高知市民図書館編

国学院大学日本文化研究所編『和学者総覧』汲古書院、一九九〇年。

小関豊吉『南学と土佐の教育』高知県教育会、一九三七年。

駒沢大学内禅学大辞典編纂所 編 『新版禅学大辞典』大修館書店(一九七八年初版) 一九九一年新版第三刷

阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、岩波書店、一九九四年。

島本昭訳・著『島本仲道「青天霹靂史」(大塩平八郎伝・ 口語訳)、 「夢路の記」(口語訳)』アビアランス工房、二〇〇七年。

島善高『律令制から立憲制へ』成文堂、二〇〇九年。

鈴木大拙『新編東洋的な見方』、岩波文庫、二〇一〇年

鈴木大拙『今北洪川』、春秋社、一九六三年。

関儀一郎、関義直編『ホェ漢学者ฐឝ大事典』淋琅閣書店、井上書店(一九四一年初版)

一九八一年第四版

薗田稔、橋本政宣 編『神道史大辞典』吉川弘文館、二〇〇四年。

高瀬重雄『伊達千広』創元社、一九四二年。

高瀬代次郎『佐藤一斎と其門人』南陽堂本店、一九二二年。

玉村竹二、井上禅定『円覚寺史』春秋社、一九六四年。

土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六二年。

徳重浅吉『維新政治宗教史研究』、歴史図書社、一九七四年。

(1) 対し、「新聞の対象者の有名の「別の図書者」 一フー 区名

内閣修史局【編】『百官履歴』上、日本史籍協会、一九二七年。

中江兆民『一年有半・続一年有半』岩波書店、一九九五年改版。

『日本人名大事典』(新撰大人名辞典) 第一~六巻、平凡社、(一九三七年初版)

九九〇年覆刻版。

日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年。

平尾道雄『維新経済史の研究』、高知市立市民図書館、一九五九年。

平尾道雄『土佐藩』、吉川弘文館、一九六五年。

広江清『高知近代宗教史』土佐史談会、一九七八年。

北條時敬 編集『蒼龍窟年譜』(発行兼印刷人、大倉保五郎)、一八九四年。

円山牧田編集『鉄舟居士乃真面目』全生庵発行、一九一八年。

安丸良夫、宮地正人『宗教と国家』岩波書店、一九八八年。

## 奥宮慥斎年譜

① 本年譜は、奥宮慥斎の生涯の関連事項を年代順に列記している。

② 年譜中の典拠は略記している。それぞれの書誌情報は、末尾《関係資料》を参照されたい。

③ 年齢は数え年で記載している。

年	年齡	月日	内容	典拠
文化八年(一八一一)	一歳	七月四日	(高知)布師田に生まれる。	奥宮文庫(一)
文政一三年 (一八三〇)	二〇歳	三月二八日	父に従って高知から江戸へ出発する。	奥宮文庫(七)
		閏三月二八日	江戸に着く。	奥宮文庫 (七)
天保二年(一八三一)	二一歳	三月二八日	高知へ帰る為江戸を発つ。	奥宮文庫 (八)
		四月二七日	高知に着く。	奥宮文庫(八)
天保三年 (一八三二)	二二歳	三月九日	江戸へ向って高知を発つ。	奥宮文庫(九)
		四月六日	江戸に着く。	奥宮文庫 (九)
天保四年(一八三三)	二三歳	四月二五日	高知へ帰るため江戸を発つ。	奥宮文庫 (一〇)
嘉永三年(一八五〇)	四〇歳	田川川田	父弁三郎病没を以て、その家督を嗣ぐ。	奥宮文庫(一)

文久三年(一八六三)   五三歳		文久二年(二八六二) 五二歳	(文久元年)	万延二年(二八六二) 五一歳				安政六年 (一八五九) 四九歳	安政五年 (一八五八) 四八歳		安政四年 (一八五七) 四七歳		安政三年(一八五六) 四六歳	(安政元年)	嘉永七年(一八五匹)   匹匹歳
一月二〇日	六月一三日	三月二七日	一二月一三日	一月一六日	一一月九日	一〇月七日	八月二三日	一月八日	一二月六日	一〇月二五日	九月一五日	四月二日	三月日	九月	
免官。	役号替り文館教授となる。	経学教授申し付けられる。	高知に着く。	高知へ帰るため江戸を発つ。	江戸に着く。	江戸に祗役するため高知を発つ。			高知へ帰るため江戸を発つ。	江戸に着く。	再び江戸に祗役するため高知を発つ。	高知に着く。	母を伴って高知へ帰るため江戸を発つ。	る。  弘敷役を以て家を挙げて江戸藩邸に命ぜられ	
奥宮文庫(二)	奥宮文庫(二)	奥宮文庫(二)	奥宮文庫(一六)	奥宮文庫 (一六)	奥宮文庫 (一五)	奥宮文庫(一五)	奥宮文庫 (一)、奥宮文庫	庫(一) 奥宮文庫(一三)、奥宮文	奥宮文庫 (一三)	奥宮文庫(一二)	庫(一) 奥宮文庫(一二)、奥宮文	奥宮文庫(一一)	庫(一)、奥宮文庫(一一)、奥宮文	奥宮文庫(一)	奥宮文庫 (二)

		一〇月二二日	文館教授と為る。	奥宮文庫(二)
慶應元年(一八六五)	五五歳	一一月二五日	免官。	(二) 車文宮奥
慶應二年(一八六六)	五六歳	一〇月五日	文館教授と為る。	奥宮文庫(二)
		一一月二四日	免官。	奥宮文庫(二)
慶應三年(一八六七)	五七歳	七月二三日	文館助教となる。	(二) 車文宮奥
慶應四年(一九六八)	五八歳	一二月二六日	二人扶持二石加増申し付けられる。	奥宮文庫(二)
明治二年(一八六九)	五九歳	一二月二日	第六等官文館一等助教。	奥宮文庫(二)
明治三年(一八七〇)	六〇歳	正月一〇日	第五等官諭俗司都教に任ぜられる。	奥宮文庫(二)
		三月九日	西部地方を巡回出発。助教島本百郎、乙政甚五を随行者として高知	奥宮文庫 (二)
		四月一七日	巡回終り家に帰る。	奥宮文庫(三)
		五月一五日	よび僕兼二) 蒸気船夕顔に乗船し東京へ出発(従者謙之お	奥宮文庫 (四)
		五月一八日	東京に着く。	奥宮文庫(四)
		六月二七日	神祇官権大史を拝命。	奥宮文庫 (四)
		一一月一三日	免職(神祇官権大史)。	奥宮文庫(五)
		一二月二日	(高知に帰るため)藩邸を出発する。	奥宮文庫(五)
		一二月一〇日	高知に上陸し、板垣等と別れ、家に帰る。	奥宮文庫 (五)

								明治五年(一八七二) 一六二歳							明治四年(一八七一) 一 テー歳
七月二八日	六月二七日	五月二四日	五月七日	五月四日	三月二五日	三月二四日	一月三〇日	二月二三日	七月一四日	五月二七日	四月八日	三月一八日	三月八日	二月二七日	一月六日
大教院調掛拝命。	日誌課に移る。	教部省八等出仕拝命。	高崎議官課長として来臨。	編輯課に移る。	記録課に配属される。	教部省九等出仕を拝命。	東京に着く。	長男正治、次男健吉と共に東京へ出発。	問。 一学校改革の事を命ぜられる。小林雄七郎を訪	異宗教喩係を命ぜられる。	家に帰る。	小松)。   東部地方巡回に出発(従者は弘瀬、淺川、西、	41.17	大属戸籍社寺係を命ぜられる。学校係は罷免。	学校大厦(大厦学校係)を命せられる。
奥宮文庫(六)	奥宮文庫(六)	奥宮文庫(六)	奥宮文庫 (六)	奥宮文庫 (六)	奥宮文庫(六)	奥宮文庫(六)	奥宮文庫 (六)	奥宮文庫 (六)	奥宮文庫(五)	奥宮文庫(五)	奥宮文庫 (五)	奥宮文庫 (五)	奥宮文庫(五)	奥宮文庫(五)	奥宮文庫 (五)

						明治七年(一八七四)							明治六年(一八七三)		
						六四歳							六三歳		
九月六日	九月二日	八月一八日	五月一八日	五月一一日	四月一二日	一月一五日	一一月二七日	一一月二五日	七月八日	六月二三日	二月一二日	二月五日	一月二四日	一一月二四日	八月三〇日
東京に帰る。	高知から東京へ出発 (健吉は高知に残る)。	途中高知に寄る。	『禅海一瀾』を上梓することを勧めた。広島中教院を訪問した際、今北洪川が来訪し	( -	第四学区の巡回を命ぜられる。	由利公正ほか数名が居た。との問題をは、一般のでは、一般を表にいる。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	考證課に移る。	(大教院)大講義を免ぜられる。	宍戸大輔が長崎再出張は延期という。	長崎再出張を命ぜられる。	長崎に着く。	長崎に向かって下谷の寓居を出発する。	長崎出張を命ぜられる。	留し、新たに教導調掛となる。 教部省判任官は皆免職となったが、慥斎は在	宮崎生が慥齋の教部省大録拝命を知らせる。
奥宮文庫(一九)	奥宮文庫 (一九)	奥宮文庫 (一九)	奥宮文庫(一九)	奥宮文庫(一八)	奥宮文庫(一八)	奥宮文庫(一八)	奥宮文庫 (一七)	奥宮文庫 (一七)	奥宮文庫 (一七)	奥宮文庫 (一七)	奥宮文庫 (六)	奥宮文庫(六)	奥宮文庫(六)	奥宮文庫 (六)	奥宮文庫 (六)

奥宮文庫(二一)	永眠。	五月三〇日	六七歳	明治一〇年(一八七七)
奥宮文庫 (二〇)	考證課廃され、教務課に入る。	一一月二日	六六歳	明治九年 (一八七六)
奥宮文庫 (二〇)	而忘会 (	10月11日	六五歳	明治八年 (一八七五)

奥宮文庫 (一):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号六 - 四 「奥宮氏系図」。

奥宮文庫 (二):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号一 - 九·一〇「年譜記」。

奥宮文庫 (三)…高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 四七 「西巡紀程

奥宮文庫 (四):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 四八 「東京日記」。

奥宮文庫 (五):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 四九 「備忘日録」。

奥宮文庫 (六):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七-五一「壬申日録 并癸酉改暦日抄」。

奥宮文庫 (七):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 三「庚寅陪従録」。

奥宮文庫 (八):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 六「壬申東行紀行」。 受入番号七 - 四「辛卯仲春帰路紀行」。

奥宮文庫 奥宮文庫 (九):高知市民図書館奥宮文庫、 (一〇):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 二「慥斎日抄」(「西帰記程」)。

奥宮文庫 (一一):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 二六「慥齋日乗、 四 (「帰程日録」)。

受入番号七 - 二六「慥齋日乗、

匹

(「丁巳駅程記、

戊午客舎日録」)。

奥宮文庫 (一三):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 三〇 「帰程謾録」。 奥宮文庫

(一二):高知市民図書館奥宮文庫、

奥宮文庫 四四 ):高知市1 民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 三一 「己未晦堂日記」。

奥宮文庫 (一五):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 二一 「東征日録」。

奥宮文庫 (一六):高知市民図書館奥宮文庫、 受入番号七 - 三五 「辛酉帰程録」。

奥宮文庫

(一七):高知市民図書館奥宮文庫

受入番号、全集慥斎著書五八。

314

奥宮文庫(二一):高知市民図書館奥宮文庫、受入番号四‐二六「病候経過日記」。奥宮文庫(二○):高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七‐五七「日録」。奥宮文庫(一九):高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七‐五五「酃過汽行」。 奥宮文庫 (一八):高知市民図書館奥宮文庫、受入番号七 - 五四「慥斎日抄、十二月之部」。

315